

水俣市議会会議録

令和3年3月第1回定例会 (2月26日開会)
(3月18日閉会)

水俣市議会

令和3年3月第1回定例会（2月26日招集）会期日程表

（会期 2月26日から3月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 令和2年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	27日	土			市の休日
3	28日	日			市の休日
4	3月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日
10	7日	日			市の休日
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君、田口憲雄君、藤本壽子君、 平岡朱君） （質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（淵上茂樹君、高岡朱美君、真野頼隆君、 杉迫一樹君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君、田中睦君、桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	————	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日
17	14日	日			市の休日
18	15日	月	————	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水			議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

令和3年2月26日（金）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開　　会	3
開　　議	3
諸般の報告	4
日程第1　会議録署名議員の指名について	4
日程第2　会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3　議第1号　専決処分の報告及び承認について	7
専第1号　令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	
日程第4　議第2号　専決処分の報告及び承認について	8
専第2号　令和2年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	
日程第5　議第3号　水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	9
日程第6　議第4号　水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について	10
日程第7　議第5号　水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について	14
日程第8　議第6号　水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	15
日程第9　議第7号　教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について	16
日程第10　議第8号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第11　議第9号　水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第12　議第10号　水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第13　議第11号　水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第14　議第12号　水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20

日程第15	議第13号	新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 -21
日程第16	議第14号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
日程第17	議第15号	水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	23
日程第18	議第16号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
日程第19	議第17号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第20	議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第21	議第19号	水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第22	議第20号	令和3年度水俣市一般会計予算……………	39
日程第23	議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	43
日程第24	議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	45
日程第25	議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計予算……………	46
日程第26	議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計予算……………	48
日程第27	議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計予算……………	50
日程第28	議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	52
日程第29	議第27号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号）……………	53
日程第30	議第28号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	58
日程第31	議第29号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	59
日程第32	議第30号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	60
日程第33	議第31号	令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）……………	61
日程第34	議第32号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号）……………	61
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	63

日程第36 議第34号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	1 - 63
日程第37 議第35号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	63
日程第38 議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	64
日程第39 議第37号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	64
日程第40 議第38号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	64
日程第41 議第39号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	65
日程第42 議第40号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	65
	市長の所信表明並びに提案理由説明	66
	休憩・開議	78
	市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	79
	先議案件に対する質疑	86
	委員会付託	87
	休憩・開議	87
	○総務産業委員長の報告	87
	○厚生文教委員長の報告	89
	委員会審査報告書	91
	委員長報告に対する質疑	92
	討 論	92
	採 決	92
	散 会	93

令和3年3月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○小路貴紀君の質問	3
1 令和3年度予算と施政方針について	3

2 新型コロナウイルス感染症対応について……………	2 - 4
市長の答弁……………	4
上下水道局長の答弁……………	8
○小路貴紀君の再質問……………	9
市長の答弁……………	12
上下水道局長の答弁……………	14
○小路貴紀君の再々質問……………	15
市長の答弁……………	16
福祉環境部長の答弁……………	17
○小路貴紀君の再質問……………	18
病院事業管理者の答弁……………	18
休憩・開議……………	18
○田口憲雄君の質問……………	19
1 県境を越えた経済連携について……………	19
(1) 生活圏を共にする両市の現状について	
(2) 広域的な経済連携について	
(3) 経済振興を進めるうえでの雇用や人材の確保について	
2 新型コロナウイルス感染症への対応について……………	20
(1) コロナ禍における地域医療体制について	
(2) 新型コロナワクチンについて	
3 地域防災の対策について……………	21
(1) 熊本県の洪水浸水想定区域図と地域防災計画について	
(2) 7月豪雨の検証について	
市長の答弁……………	21
産業建設部長の答弁……………	22
○田口憲雄君の再質問……………	23
産業建設部長の答弁……………	23
○田口憲雄君の再々質問……………	24
産業建設部長の答弁……………	24
病院事業管理者の答弁……………	24
福祉環境部長の答弁……………	25
○田口憲雄君の再質問……………	25

病院事業管理者の答弁	2 - 26
福祉環境部長の答弁	26
○田口憲雄君の再々質問	27
福祉環境部長の答弁	27
市長の答弁	27
○田口憲雄君の再質問	28
市長の答弁	29
○田口憲雄君の再々質問	29
市長の答弁	29
休憩・開議	30
○藤本壽子君の質問	30
1 新型コロナウイルス禍のなかでの水俣市の女性の状況について	30
2 水俣市の少子化対策について	30
3 風力発電建設に伴う諸問題について	31
市長の答弁	31
副市長の答弁	31
○藤本壽子君の再質問	32
副市長の答弁	34
○藤本壽子君の再々質問	35
副市長の答弁	35
総務企画部長の答弁	36
○藤本壽子君の再質問	37
総務企画部長の答弁	38
○藤本壽子君の再々質問	39
総務企画部長の答弁	40
市長の答弁	40
○藤本壽子君の再質問	41
市長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	44
市長の答弁	46
休憩・開議	46
○平岡朱君の質問	46

1 大規模風力発電計画について……………	2 - 47
2 放課後の児童の居場所について……………	47
3 生活保護制度について……………	47
4 水俣病教訓発信事業について……………	47
市長の答弁……………	48
○平岡朱君の再質問……………	49
市長の答弁……………	51
○平岡朱君の再々質問……………	51
市長の答弁……………	51
福祉環境部長の答弁……………	52
○平岡朱君の再質問……………	52
福祉環境部長の答弁……………	53
教育長の答弁……………	53
○平岡朱君の再々質問……………	54
福祉環境部長の答弁……………	54
福祉環境部長の答弁……………	55
○平岡朱君の再質問……………	55
福祉環境部長の答弁……………	56
○平岡朱君の発言……………	57
副市長の答弁……………	57
○平岡朱君の再質問……………	58
副市長の答弁……………	58
○平岡朱君の再々質問……………	59
副市長の答弁……………	59
散 会……………	60

令和3年3月10日（水） — 3日目 —

出欠席議員……………	3 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第3号……………	2

開 議	3 - 2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○ 測上茂樹君の質問	3
1 行財政改革について	3
2 令和3年度当初予算について	3
3 新型コロナウイルス感染症対策について	3
4 森林伐採について	4
市長の答弁	4
○ 測上茂樹君の再質問	6
市長の答弁	7
総務企画部長の答弁	8
○ 測上茂樹君の再質問	9
総務企画部長の答弁	10
○ 測上茂樹君の発言	11
福祉環境部長の答弁	11
○ 測上茂樹君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	14
産業建設部長の答弁	14
○ 測上茂樹君の再質問	16
産業建設部長の答弁	18
○ 測上茂樹君の発言	18
休憩・開議	19
○ 高岡朱美君の質問	19
1 コロナ感染症リバウンド対策について	19
2 環境モデル都市としての取り組みについて	19
3 不登校児童・生徒の支援について	20
市長の答弁	20
病院事業管理者の答弁	20
○ 高岡朱美君の再質問	21
病院事業管理者の答弁	23
福祉環境部長の答弁	23

○高岡朱美君の再々質問	3 - 23
市長の答弁	24
市長の答弁	24
○高岡朱美君の再質問	26
市長の答弁	28
○高岡朱美君の再々質問	29
市長の答弁	30
教育長の答弁	31
○高岡朱美君の再質問	32
教育長の答弁	34
○高岡朱美君の再々質問	34
休憩・開議	35
教育長の答弁	35
休憩・開議	36
○真野頼隆君の質問	36
1 水俣市総合計画の経済・産業分野について	36
2 南九州西回り自動車道について	36
3 マイナンバー制度とマイナンバーカードについて	37
市長の答弁	37
○真野頼隆君の再質問	40
市長の答弁	41
○真野頼隆君の再々質問	44
市長の答弁	45
産業建設部長の答弁	46
○真野頼隆君の再質問	48
産業建設部長の答弁	48
○真野頼隆君の再々質問	49
産業建設部長の答弁	49
総務企画部長の答弁	49
○真野頼隆君の再質問	51
総務企画部長の答弁	51
○真野頼隆君の再々質問	52

総務企画部長の答弁	3 - 52
休憩・開議	52
○杉迫一樹君の質問	53
1 市職員のテレワーク運用状況等について	53
2 水俣市障がい者計画について	53
3 市内中学校の校則の現状と今後について	53
休憩・開議	54
市長の答弁	54
総務企画部長の答弁	54
○杉迫一樹君の再質問	55
総務企画部長の答弁	56
○杉迫一樹君の再々質問	57
総務企画部長の答弁	57
市長の答弁	58
○杉迫一樹君の再質問	59
市長の答弁	61
○杉迫一樹君の再々質問	62
市長の答弁	63
教育長の答弁	64
○杉迫一樹君の再質問	65
教育長の答弁	66
○杉迫一樹君の再々質問	67
教育長の答弁	69
散 会	69

令和3年3月11日（木） —— 4 日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	4

諸般の報告	4 - 4
日程第1 一般質問	4
○牧下恭之君の質問	4
1 新型コロナワクチン接種事業について	5
市長の答弁	7
○牧下恭之君の再質問	8
市長の答弁	9
○牧下恭之君の発言	9
休憩・開議	10
○田中睦君の質問	10
1 教育費の割合について	11
2 敬老祝い金について	11
市長の答弁	11
教育長の答弁	11
○田中睦君の再質問	12
市長の答弁	13
○田中睦君の再々質問	14
市長の答弁	15
市長の答弁	16
○田中睦君の再質問	16
市長の答弁	16
○田中睦君の再々質問	17
市長の答弁	18
休憩・開議	19
○桑原一知君の質問	19
1 スポーツを活かしたまちづくりについて	19
2 地域公共交通網について	19
市長の答弁	20
○桑原一知君の再質問	21
市長の答弁	23
○桑原一知君の発言	23
総務企画部長の答弁	24

○桑原一知君の再質問	4 - 25
総務企画部長の答弁	26
○桑原一知君の発言	26
休憩・開議	27
質 疑	27
日程第2 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	27
日程第3 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について	27
日程第4 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について	28
日程第5 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	28
日程第6 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について	28
日程第7 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第8 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第9 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第10 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第11 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第12 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第13 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第14 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第15 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第16 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定	

		める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 31
日程第17	議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第18	議第19号	水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第19	議第20号	令和3年度水俣市一般会計予算……………	31
日程第20	議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	33
日程第21	議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	33
日程第22	議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計予算……………	34
日程第23	議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計予算……………	34
日程第24	議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計予算……………	34
日程第25	議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算……………	34
日程第26	議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	34
日程第27	議第34号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	34
日程第28	議第35号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	34
日程第29	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	34
日程第30	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	35
日程第31	議第38号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	35
日程第32	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）……………	35
日程第33	議第40号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）……………	35
議案上程……………			35
日程第34	議第41号	水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について……………	35
日程第35	議第42号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第36	議第43号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）……………	36
日程第37	議第44号	令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）……………	38
日程第38	議第45号	令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	39
日程第39	議第46号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……………	39
		市長の提案理由説明……………	39
		休憩・開議……………	41
		質 疑……………	41
		○高岡朱美君の質疑（議第41号）……………	41

休憩・開議	4 - 41
総務企画部長の答弁	41
○高岡朱美君の再質疑	42
総務企画部長の答弁	42
委員会付託	42
散 会	42

令和3年3月18日（木）　　—— 5 日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 議第3号旧水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてから、 日程第39陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の 実施を求める」意見書提出を求める陳情についてまで、39件に関する委員会の審 査報告	4
○総務産業委員長の報告	6
○厚生文教委員長の報告	11
委員会審査報告書	17
委員長報告に対する質疑	18
討 論	18
○田中睦君の反対討論（議第20号）	19
○小路貴紀君の賛成討論（議第20号）	19
○高岡朱美君の反対討論（議第20号）	20
○藤本壽子君の反対討論（議第20号）	21
○平岡朱君の反対討論（議第23号）	22
○藤本壽子君の反対討論（議第23号）	23
○高岡朱美君の反対討論（議第41号）	23
○平岡朱君の反対討論（議第42号）	23

○ 瀨上茂樹君の反対討論（陳第3号）	5 - 24
○ 平岡朱君の賛成討論（陳第3号）	24
○ 真野頼隆君の反対討論（陳第3号）	25
○ 藤本壽子君の賛成討論（陳第3号）	26
○ 岩村龍男君の賛成討論（議第20号）	27
採 決	27
日程第40 委員会の閉会中の継続調査について	30
採 決	30
閉会中継続調査申出書	30
休憩・開議	31
議案上程	31
日程第41 議第47号 教育長の任命について	31
日程第42 議第48号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	32
日程第43 議第49号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	32
市長の提案理由説明	33
議会運営委員長の提案理由説明	33
松本和幸君の提案理由説明	34
質 疑	34
○ 杉迫一樹君の質疑（議第49号）	34
休憩・開議	34
松本和幸君の答弁	35
○ 高岡朱美君の質疑（議第49号）	35
休憩・開議	35
松本和幸君の答弁	35
○ 高岡朱美君の再質疑	36
松本和幸君の答弁	36
○ 高岡朱美君の再々質疑	36
松本和幸君の答弁	37
討 論	37
○ 高岡朱美君の反対討論（議第49号）	37
採 決	38
休憩・開議	39

採 決 (続 き)	5 - 39
閉 会	39

令和3年2月26日

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和2年度補正予算等）の表決

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和3年2月26日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和3年2月26日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和3年3月18日午前11時52分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和3年2月26日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後6時9分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	産業建設部長 （城 山 浩 和 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）	教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）
上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）	

○議事日程 第1号

令和3年2月26日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第14号) (総務産業)

第4 議第2号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第15号) (厚生文教)

第5 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

第6 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

第9 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について

第10 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第20 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第19号 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第20号 令和3年度水俣市一般会計予算
- 第23 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第26 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計予算
- 第27 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計予算
- 第28 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第29 議第27号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号） (各委)
- 第30 議第28号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第31 議第29号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第32 議第30号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第33 議第31号 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号） (総務産業)
- 第34 議第32号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号） (総務産業)
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和3年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る12月定例会で可決された、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書外2件については、関係大臣等へ提出しておきましたから、御了承願います。

次に、令和2年の定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和2年11月分の一般会計、特別会計等及び令和2年10月分、11月分、12月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に、地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、一期崎福祉環境部長、城山産業建設部長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、梅下総務課長、設楽企画課長、岡本財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部長、岩井上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、淵上茂樹議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和3年3月第1回定例会（2月26日招集）会期日程表

（会期 2月26日から3月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 令和2年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	27日	土			市の休日
3	28日	日			市の休日
4	3月1日	月			議案調査

5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日
10	7日	日			市の休日
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	————	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日
17	14日	日			市の休日
18	15日	月	————	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水			議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

日程議4 議第2号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

日程第5 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について

日程第7 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

日程第8 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第9 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する

条例の制定について

- 日程第10 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第19号 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第20号 令和3年度水俣市一般会計予算
- 日程第23 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第27 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第28 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第29 議第27号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第30 議第28号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第31 議第29号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第32 議第30号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第33 議第31号 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第34 議第32号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
日程第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市はげのき館）
日程第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第42、議第40号指定管理者の指定についてまで、40件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

専第1号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

専第1号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月7日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和2年7月豪雨に係る農地等の災害復旧支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,980,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第14号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
11 分担金及び負担金		141,218	△1,187	140,031
	1 分担金	85,891	△1,187	84,704
14 県支出金		1,749,785	16,000	1,765,785
	2 県補助金	811,892	16,000	827,892
17 繰入金		658,867	△2,313	656,554
	1 基金繰入金	548,431	△2,313	546,118
補正されなかった款に係る額		19,417,837		19,417,837
歳 入 合 計		21,967,707	12,500	21,980,207

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5 農林水産業費		723,398	12,500	735,898
	1 農業費	335,626	12,500	348,126
10 災害復旧費		1,021,495	0	1,021,495
	1 農林水産施設災害復旧費	237,082	0	237,082
補正されなかった款に係る額		20,222,814		20,222,814
歳 出 合 計		21,967,707	12,500	21,980,207

議第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

専第2号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第15号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月29日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和2年度水俣市一般会計補正予算(第15号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,993,515千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第15号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		5,964,529	13,308	5,977,827
	1 国庫負担金	2,251,829	9,108	2,260,937
	2 国庫補助金	3,707,622	4,200	3,711,822
補正されなかった款に係る額		16,015,678		16,015,678
歳入合計		21,980,207	13,308	21,993,515

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 衛生費		2,172,821	13,308	2,186,129
	1 保健衛生費	379,780	13,308	393,088
補正されなかった款に係る額		19,807,386		19,807,386
歳出合計		21,980,207	13,308	21,993,515

議第3号

水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている市内の中小企業者の今後の経営安定を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるため、水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、水俣市が交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の利子補給事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策として、水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について

水俣市企業支援センターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市企業支援センターの設置等に関する条例

(設置)

第1条 本市の産業の活性化、雇用の安定及び創出並びに地場産業の育成及び技術向上の支援等を図るため、水俣市企業支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水俣市企業支援センター

位置 水俣市浜松町61番地12

(組織)

第3条 センターは、産業建設部の所管とする。

2 センターに所長、企業支援員、その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 企業の育成及び技術力向上のための支援等に関すること。
- (2) 企業からの各種相談に関すること。
- (3) 企業間の事業連携、交流促進に関すること。
- (4) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用に供すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 前条に規定する事業を実施するため、センターに次の施設を置く。

- (1) 大研修室
 - (2) 小研修室
 - (3) 小会議室
 - (4) インキュベートルーム
- (休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、インキュベートルームについては、市長が必要と認めるときは、休館日においても使用することができる。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設を使用できる時間は次のとおりとする。
- (1) 大研修室、小研修室、小会議室 午前9時から午後10時まで
 - (2) インキュベートルーム 24時間
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第1項の開館時間及び前項に規定する使用ができる時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 インキュベートルームに入居できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本市産業の振興に寄与することが期待される事業を行う者であること。
 - (2) インキュベートルームからの退去後、本市において事業を行う計画を有する者であること。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(使用の許可の基準)

第9条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の期間等)

第10条 インキュベートルームの使用許可の期間は1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、期間を延長することができる。

2 市長は、大研修室、小研修室及び小会議室について、必要があると認めるときは、同一の者による日を連続した使用を制限することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第12条 大研修室、小研修室及び小会議室の利用者は、別表第1に定める使用料を、許可を受けたときに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める使用料（月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の当該月の使用料は、日割り計算による。）について、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を開始する場合の当該月の使用料は、当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

3 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める使用料の2月分を保証金として当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

4 前項に規定する保証金は、利用者がインキュベートルームを退去する際に、無利子で還付する。ただし、未納の使用料、第20条第3項に規定する費用又は第21条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。

5 次に掲げる費用は、インキュベートルームの利用者の負担とする。

- (1) 電話回線設置に係る初期費用及び電話使用料
- (2) インターネット回線設置に係る初期費用及びインターネット接続料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インキュベートルームの利用者の負担とすることが適当であると認められる費用

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 利用者が使用前に使用の許可を取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、使用の許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等の制限)

第16条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(報告等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、インキュベートルームの利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、

当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

8 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの使用料の収納に関する業務
- (4) センター施設等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用を終了し、又は第11条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該使用に係るセンターの施設等を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを行い、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第21条 故意又は過失によりセンターの施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 第11条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（過料）

第22条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものに対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の廃止）

2 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例（平成18年条例第11号。以下「テクノセンター条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現にテクノセンター条例に規定する研究関連施設を使用している者は、使用開始の日から5年間は第14条の規定による使用料の減免を受けているものとみなす。
- この条例の施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第12条関係)

1 室使用料

区分	使用時間	自9時 至17時	自17時 至22時
	大研修室		720円/時
小研修室		410円/時	510円/時
小会議室		410円/時	510円/時

2 冷暖房使用料

区分	使用時間	自9時 至17時	自17時 至22時
	大研修室		500円/時
小研修室		320円/時	
小会議室		320円/時	

3 備品使用料

品名	単位	単価
液晶プロジェクター	1台	1,000円/回
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000円/回
スライド映写機	1台	1,000円/回

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表第2 (第12条関係)

1 インキュベートルーム使用料

区分	単位	単価
インキュベートルーム1	1月	29,000円
インキュベートルーム2	1月	22,000円
インキュベートルーム3	1月	18,000円

備考

- 使用料の算定において、10円未満の端数が出たときは切り捨てる。
- 使用期間が1月に満たないときは、当該付きの使用料は日割り計算による。

(提案理由)

本市の産業の活性化、雇用の安定及び創出並びに地場産業の育成及び技術向上のための支援等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、本市が社会福祉法人に対して行う助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の申請)

第2条 本市において事業を行う社会福祉法人が市の助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとするときは、その助成の程度を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第3条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成を行うことが適当であると認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 市長は、助成の決定をするときは、助成の目的を有効に達成するために必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 社会福祉法人は、助成に係る補助金若しくは貸付金又は財産を助成の目的又は決定に付した条件に従い使用しなければならない。

(財産の処分の制限)

第5条 社会福祉法人は、助成事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他の市長が定める財産を、市長の承認を受けずに、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(返還等)

第6条 市長は、助成を受けた社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、又は既に行った助成の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 社会福祉法人が助成に係る事業を完了する見込みがないとき、又は当該事業を廃止したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会福祉法第58条第1項の規定による社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めることにより、社会福祉法人に対する助成の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）は、市長が管理し、及び執行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する水俣市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に水俣市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例に関し必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について

教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例

（水俣市部設置条例の一部改正）

第1条 水俣市部設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ スポーツに関すること。

（水俣市体育施設条例の一部改正）

第2条 水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「産業建設部」に改める。

第4条第3項、第5条第2項、第6条、第7条各号列記以外の部分、第8条第1項各号列記以外の部分、第9条ただし書、第13条第1項から第4項まで及び第6項並びに第17条中「委員会」を「市長」に改める。

別表備考の項中「委員会」を「市長」に改める。

（水俣市立武道館条例の一部改正）

第3条 水俣市立武道館条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「産業建設部」に改める。

第6条ただし書、第7条第2項、第8条、第9条第1項各号列記以外の部分、第10条第3項第2号、第12条第1項、第2項及び第4項並びに第17条中「委員会」を「市長」に改める。

附則第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

（水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「産業建設部」に改める。

第4条第1項中「1月5日から12月27日まで」を「通年」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

施設の利用時間は、終日とする。

第5条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設の設置目的に反すると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（利用料）

第7条 施設の利用料は、無料とする。

第8条から第10条までを削り、第11条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「、別表1及び別表2に掲げる額の範囲内において」を削り、「使用料」を「利用料」に改め、同条第4項中「及び第7条」を削り、「委員会」を「市長」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条を第8条とする。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第9条とする。

第13条を第10条とし、第14条第2項中「第7条の規定に基づき許可を取り消した」を「第6条の規定に基づき利用の中止を命じた」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第15条を削り、第16条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

別表1及び別表2を削る。

（水俣市学校体育施設等使用条例の一部改正）

第5条 水俣市学校体育施設等使用条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第6号中「委員会において」を「市長が」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条第4号中「委員会において」を「市長が」に改める。

第9条中「委員会」を「市長」に改める。

別表中「委員会」を「市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する水俣市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に水俣市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

教育に関する事務の職務権限の特例を適用するに当たり、関係する条例について所要の改正等を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	〃	30,000円
社会教育委員	〃	15,000円

を

」

「

スポーツ推進委員	〃	30,000円
----------	---	---------

に、

」

「

文化財保護審議会委員	〃	4,500円
------------	---	--------

を

」

「

文化財保護審議会委員	〃	4,500円
社会教育委員	〃	4,500円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

社会教育委員連絡会議の実施回数の状況を踏まえて、適正な報酬額に改定するため、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例

水俣市ふるさと大好き寄附条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「、読書のまちづくり基金及び公共施設整備基金」を、「及び読書のまちづくり基金」に

改め、同項第6号中「ふるさと創生基金」を「市長が必要と認める基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(提案理由)

ふるさと大好き寄附金を市の施策、事業に効果的に活用するため、本案のように制定するものである。

議第10号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業をする。」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第8条中「別に」を「、別に」に改める。

第11条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第2条第1項中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「保険給付」を「保険給付費」に、「老人保健拠出金の費用」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、「事業」の次に「に要する費用」を加え、「うめる」を「埋める」に改め、同条第2号中「、又は」を「又は」に、「うめる」を「埋める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の処分に関する規定の文言の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 5月から9月までの期間は、午前7時から午後7時まで
- (2) 前号以外の期間は、午前8時から午後5時まで

第7条を次のように改める。

（料金）

第7条 公園に入園する者（以下「入園者」という。）は、入園料を納付しなければならない。

2 入園料は、別表に定めるとおりとする。

第8条中「つり料等」を「入園料」に改め、ただし書きを削る。

第9条及び第10条中「つり料等」を「入園料」に改める。

第11条第3項中「つり人及び入園者」を「入園者」に改める。

第16条中「つり料等」を「入園料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	大人（16歳以上の者）	子ども（6歳以上16歳未満の者）
入園料	600円	300円
備考	1 6歳未満の者は、無料とする 2 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る入園料について適用し、同日前の許可に係るつり料及び入園料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水俣市海洋牧場の入園料等を見直し、持続的かつ安定した運営を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「名称 新水俣駅東駐車場

位置 水俣市初野字西原272番」を次のように改める。

名称	位置
新水俣駅東駐車場	水俣市初野字西原272番
新水俣駅東駐輪場	水俣市初野字西原267番 外17筆の各一部

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第7条 駅東駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで車両を駐車させること。
- (2) 他の車両の駐車を妨げること。
- (3) 駅東駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) みだりに騒音を発すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駅東駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(利用できる車両の範囲)

第4条 駅東駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 新水俣駅東駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する自動車（長さ5メートル未満、高さ2.3メートル未満、幅2.5メートル未満のものに限る。）
 - (2) 新水俣駅東駐輪場 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する自動車のうち大型自動二輪車及び普通自動二輪車
- 別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用料

名称	利用料金
----	------

新水俣駅東駐車場	① 駐車時間 2 時間まで 100円 (ただし入庫から30分までは無料) ② 駐車時間 2 時間を超え 3 時間まで200円 ③ 駐車時間 3 時間を超え24時間まで300円 ④ 駐車時間が24時間を超える場合は、300円に24時間を超える24時間(24時間未満は24時間とする。)につき300円を加算する。
新水俣駅東駐輪場	無料

備考 算出した使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

新水俣駅東駐車場の適正な管理及び使用料の見直しのため、本案のように制定しようとするものである。

議第14号

水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市駅前広場の設置等に関する条例(平成4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第12条の見出しを削り、同条を第14条とする。

第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第13条 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(行為の禁止)

第4条 駅前広場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 駅前広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) たき火等、火災のおそれがある行為をすること。
- (9) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をすること。
- (10) 喫煙をすること。
- (11) 駅前広場をその用途以外に使用すること。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市駅前広場の適正な管理のため、本案のように制定しようとするものである。

議第15号

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」に改める。

第4条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を、「ならない」の次に「。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる」を加える。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、「当該利用申込者の」を削る。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。同条第18号の2の次に次の1号を加える。

- (18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、本市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、

当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類する

もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 地域包括ケアの推進（第91条）」を「第5章 地域包括ケアの推進（第91条）
第6章 雑則（第92条）」に改める。

第3条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項中「施設等の業務に従事することができる。の次に「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第27条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表の中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。同条第7項中「もの(以下)」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から本市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の本市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の本市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条第1項中「第26条、第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条（第4項を除く。）から」を削り、「第39条まで」の次に「(第37条第4項を除く。)」を加え、「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を、「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「必要な数以上とする」の次に「。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3であ

る場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる」を加え、同条第5項中「共同生活住居ごとに」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする」に改める。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条第1項中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条第1項中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を、「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第17号

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡 利治

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第6章 雑則（第36条）」に改める。

第3条第4項の次に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第25号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第18号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 地域包括ケアの推進（第203条）」を「第10章 地域包括ケアの推進（第203条）
第11章 雑則（第204条）」に改める。

第3条第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第5項第1号及び」を加え、同項第2号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第5項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「指定特定施設をいう。」の次に「第47条第5項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第5項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第5項第5号、」を加え、同項第6号中「特定施設をいう。」の次に「第47条第5項第6号、」を加え、同項第7号中「老人福祉施設をいう。」の次に「第47条第5項第7号、」を加え、同項第8号中「介護事業所をいう。」の次に「第47条第5項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条第3項の次に次の5項を加える。

- 4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 5 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 7 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「支障がないときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所」を「当該他の指定訪問介護事業所等」に、「訪問介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪

問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に改め、「第19条」の次に「、第32条の2第2項」を加え、「第33条及び第34条」を「第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の22項中「第22条、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において同じ」を「第34条第1項において同じ」に改め、「という。）と」の次に「、第32条の2第2項」を加え、「第34条中」を「第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「及び第59条の13第3項」

を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の36中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の38第1項中「サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の40中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「この場合において」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削る。「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「(第82条第7項)」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項中「従事することができる」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「〔第73条に規定する重要事項に関する規程〕と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を、「〔第73条に規定する重要事項に関する規程と〕、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表の中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から本市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の本市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の本市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「〔第100条に規定する重要事項に関する規程〕と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「〔第100条に規定する重要事項に関する規程〕と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59

条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「勤務（宿直勤務を除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「必要な数以上とする」の次に「。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる」を加える。同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改める。同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする」に改める。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

とあるのは「介護従業者」とを削り、「第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「この場合において」の次に「、第32条の2第2項」を加え、「第34条中」を「第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第4節」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第151条第1項中「定めるところによる」の次に「。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練士指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営む

ことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を、「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号中「次に定めるところによる。」を削り、同号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中の「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア(ウ)a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項中「前項」を「第7項」に改める。

第202条第1項中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条

第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13」の次に「第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第11章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条中「平成18年3月31日において」の次に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第19号

水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

水俣市選挙公報の発行に関する条例(昭和57年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第100条第1項」を「第100条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

引用条項の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第20号

令和3年度水俣市一般会計予算

令和3年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,611,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		2,770,813
	1 市民税	921,765
	2 固定資産税	1,617,177
	3 軽自動車税	82,787
	4 たばこ税	146,547
	5 入湯税	2,537
2 地方譲与税		127,000
	1 地方揮発油譲与税	25,000
	2 自動車重量譲与税	72,000
	3 特別とん譲与税	2,000
	4 森林環境譲与税	28,000
3 利子割交付金		1,500
	1 利子割交付金	1,500
4 配当割交付金		3,000
	1 配当割交付金	3,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6 法人事業税交付金		15,000
	1 法人事業税交付金	15,000
7 地方消費税交付金		554,000
	1 地方消費税交付金	554,000
8 環境性能割交付金		5,000

	1 環境性能割交付金	5,000
9 地方特例交付金		23,000
	1 地方特例交付金	14,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	9,000
10 地方交付税		4,896,408
	1 地方交付税	4,896,408
11 交通安全対策特別交付金		2,602
	1 交通安全対策特別交付金	2,602
12 分担金及び負担金		70,803
	1 分担金	17,045
	2 負担金	53,758
13 使用料及び手数料		192,293
	1 使用料	178,038
	2 手数料	14,255
14 国庫支出金		2,415,206
	1 国庫負担金	2,013,024
	2 国庫補助金	397,477
	3 委託金	4,705
15 県支出金		1,432,543
	1 県負担金	804,504
	2 県補助金	484,134
	3 委託金	143,905
16 財産収入		56,835
	1 財産運用収入	7,587
	2 財産売払収入	49,248
17 寄附金		152,002
	1 寄附金	152,002
18 繰入金		723,641
	1 特別会計繰入金	179,843
	2 基金繰入金	543,798
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		260,453
	1 延滞金加算金及び過料	3,512
	2 市預金利子	2
	3 雑入	249,570
	4 受託事業収入	7,369
21 市債		3,905,900
	1 市債	3,905,900
	歳 入 合 計	17,611,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		149,217

	1 議会費	149,217
2 総務費		4,441,641
	1 総務管理費	4,080,586
	2 徴税費	183,420
	3 戸籍住民基本台帳費	93,777
	4 選挙費	40,288
	5 統計調査費	12,572
	6 監査委員費	30,998
3 民生費		5,525,772
	1 社会福祉費	3,095,024
	2 児童福祉費	1,865,568
	3 生活保護費	565,180
4 衛生費		1,848,053
	1 保健衛生費	489,254
	2 清掃費	809,825
	3 簡易水道設置費	1,559
	4 環境対策費	122,892
	5 病院費	310,000
	6 上水道費	114,523
5 農林水産業費		389,641
	1 農業費	270,744
	2 林業費	88,749
	3 水産業費	30,148
6 商工費		706,118
	1 商工費	185,902
	2 総合経済対策費	520,216
7 土木費		1,319,881
	1 土木管理費	3,453
	2 道路橋りょう費	330,605
	3 河川費	33,331
	4 港湾費	86
	5 都市計画費	590,521
	6 住宅費	361,885
8 消防費		480,512
	1 消防費	480,512
9 教育費		934,241
	1 教育総務費	148,643
	2 小学校費	142,794
	3 中学校費	101,014
	4 社会教育費	278,271
	5 保健体育費	263,519
10 災害復旧費		50
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	49
11 公債費		1,800,874

	1 公債費	1,800,874
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出 合 計		17,611,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
複合機保守点検委託料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和8年度	千円 コピー・印刷枚数 に基づく委託料
複写機・プリンター複合機賃借料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和8年度	10,550
基幹システム使用料 (総務課)	自 令和3年度 至 令和6年度	161,717
小規模事業者おうえん資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和4年度 至 令和7年度	融資に対する利子 補給額に同じ
創業資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和4年度 至 令和9年度	融資に対する利子 補給額に同じ
西ノ浦団地合併処理浄化槽更新等事業 (都市計画課)	自 令和4年度 至 令和4年度	58,589
市庁舎建替事業 (都市計画課)	自 令和4年度 至 令和4年度	117,128
松本眞一同朋奨学金 (教育総務課)	自 令和3年度 至 令和9年度	5,760

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等（農業農村事業）	千円 30,000	証書借入又 は証券発行	4.0%以内（ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
公共事業等（砂防事業）	1,200			
公営住宅建設事業	50,300			
災害復旧事業	2,331,700			
一般単独（一般）事業	82,600			
地方道路等整備事業	46,800			
緊急防災・減災事業	58,400			
緊急自然災害防止対策事業	26,400			
緊急浚渫推進事業	2,000			
過疎対策事業	651,200			
水道事業	105,300			
臨時財政対策債	520,000			
計	3,905,900			

議第21号

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,779,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

水保市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		266,328
	1 国民健康保険税	266,328
2 使用料及び手数料		301
	1 手数料	301
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		3,222,796
	1 県補助金	3,222,796
5 財産収入		7
	1 財産運用収入	7
6 繰入金		282,480
	1 他会計繰入金	172,155
	2 基金繰入金	110,325
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,186
	1 延滞金加算金及び過料	5,941
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1,244
歳入合計		3,779,100

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		108,164
	1 総務管理費	72,345

	2 徴税費	29,221
	3 運営協議会費	175
	4 国民健康保険特別対策費	6,423
2 保険給付費		2,793,095
	1 療養諸費	2,463,778
	2 高額医療費	324,615
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	3,780
	5 葬祭諸費	920
3 国民健康保険事業費納付金		788,800
	1 医療給付費分	605,950
	2 後期高齢者支援金等分	137,018
	3 介護納付金分,	45,832
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		35,924
	1 保健事業費	5,475
	2 特定健康診査等事業費	30,449
6 基金積立金		7
	1 基金積立金	7
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		13,108
	1 償還金及び還付加算金	2,178
	2 操出金	10,930
9 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳 出 合 計		3,779,100

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託料	自 令和4年度 至 令和4年度	千円 1,045
電算システム改修委託料（国保）	自 令和4年度 至 令和4年度	千円 13,090
熊本県国保連合会負担金	自 令和4年度 至 令和4年度	千円 11,155

議第22号

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ439,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		273,390
	1 後期高齢者医療保険料	273,390
2 使用料及び手数料		41
	1 手数料	41
3 繰入金		165,701
	1 一般会計繰入金	165,701
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		753
	1 延滞金加算金及び過料	69
	2 償還金及び還付加算金	530
	3 預金利子	1
	4 雑入	153
歳入合計		439,887

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		438,750
	1 総務管理費	24,467
	2 徴収費	10,177
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	404,106
2 保健事業費		607
	1 保健事業費	607
3 諸支出金		530
	1 償還金及び還付加算金	530
歳出合計		439,887

議第23号

令和3年度水俣市介護保険特別会計予算

令和3年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,847,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は

150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡 利治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		701,733
	1 介護保険料	701,733
2 分担金及び負担金		240
	1 負担金	240
3 使用料及び手数料		64
	1 手数料	64
4 国庫支出金		982,263
	1 国庫負担金	631,408
	2 国庫補助金	350,855
5 支払基金交付金		996,692
	1 支払基金交付金	996,692
6 県支出金		562,825
	1 県負担金	534,890
	2 県補助金	27,935
7 繰入金		598,475
	1 一般会計繰入金	598,475
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		5,323
	1 延滞金、加算金及び過料	52
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,270
歳 入 合 計		3,847,616

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		70,965
	1 総務管理費	33,706
	2 徴収費	6,194
	3 介護認定審査会費	30,954
	4 趣旨普及費	21

	5 運営協議会費	90
2 保険給付費		3,588,609
	1 介護サービス等諸費	3,278,281
	2 介護予防サービス等諸費	124,344
	3 その他諸費	2,993
	4 高額介護サービス等費	66,210
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	6 特定入所者介護サービス等費	111,781
3 地域支援事業		186,672
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	72,394
	2 一般介護予防事業費	30,385
	3 包括的支援事業・任意事業	83,584
	4 その他諸費	309
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		868
	1 償還金及び還付加算金	868
7 予備費		500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	3,847,616

議第24号

令和3年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 総合医療センター 361床 (一般357床、感染4床)
- (2) 年間患者数
- | | | |
|-------|----------|----------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 100,375人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 174,660人 |
| | 久木野診療所 | 606人 |
| | 外来合計 | 175,266人 |
- (3) 一日平均患者数
- | | | |
|-------|----------|------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 275人 |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 710人 |
| | 久木野診療所 | 6人 |
| | 外来合計 | 716人 |
- (4) 主要な建設改良工事
- | | | |
|----------------------|----------|-----------|
| 建設工事費 | 総合医療センター | 37,400千円 |
| 固定資産購入費
(器械備品購入費) | 総合医療センター | 266,160千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,464,927千円
第1項 医 業 収 益	7,100,053千円
第2項 医 業 外 収 益	361,828千円
第3項 特 別 利 益	3,046千円
第2款 久木野診療所事業収益	5,987千円
第1項 医 業 収 益	4,807千円
第2項 医 業 外 収 益	1,177千円
第3項 訪 問 看 護 事 業 収 益	1千円
第4項 特 別 利 益	2千円
収 益 的 収 入 合 計	7,470,914千円
支 出	
第1款 総合医療センター事業費	7,450,970千円
第1項 医 業 費 用	7,352,217千円
第2項 医 業 外 費 用	45,763千円
第3項 特 別 損 失	50,990千円
第4項 予 備 費	2,000千円
第2款 久木野診療所事業費	14,604千円
第1項 医 業 費 用	14,388千円
第2項 医 業 外 費 用	3千円
第3項 訪 問 看 護 事 業 費 用	4千円
第4項 特 別 損 失	9千円
第5項 予 備 費	200千円
収 益 的 支 出 合 計	7,465,574千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,627千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,596千円、減債積立金428,595千円及び過年度分損益繰徐留保資金135,436千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 総合医療センター資本的収入	303,484千円
第1項 企 業 債	299,700千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
第3項 補 助 金	2千円
第4項 負 担 金	1千円
第5項 繰 入 金	3,780千円
資 本 的 収 入 合 計	303,484千円
支 出	
第1款 総合医療センター資本的支出	895,111千円
第1項 建 設 改 良 費	303,560千円
第2項 企 業 債 償 還 金	490,551千円
第3項 投 資	100,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
資 本 的 支 出 合 計	895,111千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 37,400	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業	262,300			
計		299,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区分	科目		備考
		(1)職員給与費	(2)交際費	
1	総合医療センター	4,344,524千円	500千円	
2	久木野診療所	9,618		
合計		4,354,142	500	

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病院別	限度額
1 総合医療センター	1,592,558千円
2 久木野診療所	3,659
合計	1,596,217

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	冷温水器	1式
	器械備品	一般撮影装置	1式
	器械備品	内視鏡手術カメラシステム	1式
	器械備品	走査型超広角眼底撮影装置	1式

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

議第25号

令和3年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 10,387戸
- (2) 年間総給水量 2,678,005m³

- (3) 1日平均給水量 7,337m³
- (4) 主要な建設改良事業
- ア 施設整備事業 266,346千円
- イ 管路整備事業 80,955千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 479,891千円
- 第1項 営業収益 429,177千円
- 第2項 営業外収益 50,712千円
- 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 水道事業費 367,150千円
- 第1項 営業費用 349,167千円
- 第2項 営業外費用 16,981千円
- 第3項 特別損失 2千円
- 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,476千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,375千円、建設改良積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金27,896千円及び当年度分損益勘定留保資金101,205千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 308,237千円
- 第1項 企業債 112,400千円
- 第2項 繰入金 9,217千円
- 第3項 負担金 1,089千円
- 第4項 補助金 80,230千円
- 第5項 固定資産売却代金 1千円
- 第6項 出資金 105,300千円

支 出

- 第1款 資本的支出 521,713千円
- 第1項 建設改良費 474,150千円
- 第2項 企業債償還金 46,563千円
- 第3項 予備費 1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利率	償還の方法
地方公営企業等 災害復旧事業	千円 112,400	証書借入	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協 定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若し くは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 74,798千円 |
| (2) 交際費 | 50千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、550千円と定める。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

議第26号

令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水俣市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 排水区域面積 | 357ha |
| (2) 年間総処理水量 | 1,544,020m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 4,230m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 管路整備事業 | 45,900千円 |
| イ 施設整備事業 | 226,000千円 |
| ウ 災害復旧事業 | 59,947千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源にあてるため、企業債2,800千円を借り入れる。

収入

- | | |
|---------------|-----------|
| 第1款 公共下水道事業収益 | 902,152千円 |
| 第1項 営業収益 | 458,370千円 |
| 第2項 営業外収益 | 445,781千円 |
| 第3項 特別利益 | 1千円 |

支出

- | | |
|--------------|-----------|
| 第1款 公共下水道事業費 | 912,257千円 |
| 第1項 営業費用 | 855,436千円 |
| 第2項 営業外費用 | 55,820千円 |
| 第3項 特別損失 | 1千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額322,982千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,297千円及び当年度分損益勘定留保資金292,685千円で補てんするものとする。)

収入

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 523,352千円 |
| 第1項 企業債 | 260,900千円 |
| 第2項 出資金 | 113,183千円 |

第3項 負担金	225千円
第4項 補助金	149,044千円
支 出	
第1款 資本的支出	846,334千円
第1項 建設改良費	343,901千円
第2項 企業債償還金	501,433千円
第3項 予備費	1,000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 令和3年度 至 令和9年度	未償還元金利子、延滞金利子に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 令和3年度 至 令和9年度	償還利子に対する利子補給額
牧ノ内雨水ポンプ場建設工事委託	自 令和4年度 至 令和4年度	330,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	記載の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 149,200	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
過疎対策事業	58,300			
地方公営企業等 災害復旧事業	56,200			
合計	263,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,918千円

(他会計からの補助金等)

第10条 公共下水道事業会計の経営基盤確立のため、他会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、431,923千円と定める。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

議第27号

令和2年度水俣市一般会計補正予算(第16号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,336,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・廃止・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第16号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 市税		3,005,208	△45,464	2,959,744
	1 市民税	1,050,353	△40,114	1,010,239
	3 軽自動車税	87,494	△2,272	85,222
	4 たばこ税	142,920	△714	142,206
	5 入湯税	5,342	△2,364	2,978
6 地方消費税交付金		550,000	△14,900	535,100
	1 地方消費税交付金	550,000	△14,900	535,100
11 分担金及び負担金		140,031	△53,889	86,142
	1 分担金	84,704	△53,889	30,815
12 使用料及び手数料		193,451	△4,412	189,039
	1 使用料	177,464	△4,412	173,052
13 国庫支出金		5,977,837	139,864	6,117,701
	1 国庫負担金	2,260,937	7,707	2,268,644
	2 国庫補助金	3,711,822	132,157	3,843,979
14 県支出金		1,765,785	△73,221	1,692,564
	1 県負担金	835,505	△25,586	809,919
	2 県補助金	827,892	△45,228	782,664
	3 委託金	102,388	△2,407	99,981
15 財産収入		62,114	5,567	67,681
	1 財産運用収入	7,181	244	7,425
	2 財産売却収入	54,933	5,323	60,256
16 寄附金		63,910	111,141	175,051
	1 寄附金	63,910	111,141	175,051
17 繰入金		656,554	158,474	815,028
	1 基金繰入金	546,118	148,660	694,778
	2 特別会計繰入金	110,436	9,814	120,250
18 繰越金		106,438	4,707	111,145
	1 繰越金	106,438	4,707	111,145
19 諸収入		426,834	△9,548	417,286

	4 雑入	327,626	△9,548	318,078
20 市債		3,634,576	124,872	3,759,448
	1 市債	3,634,576	124,872	3,759,448
補正されなかった款に係る額		5,410,777		5,410,777
歳入合計		21,993,515	343,191	22,336,706

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		147,563	△1,877	145,686
	1 議会費	147,563	△1,877	145,686
2 総務費		6,206,551	107,311	6,313,862
	1 総務管理費	5,836,414	108,969	5,945,383
	2 徴税費	192,803	△986	191,817
	3 戸籍住民基本台帳費	108,188	△151	108,037
	4 選挙費	12,855	△20	12,835
	5 統計調査費	24,673	△270	24,403
	6 監査委員費	31,618	△231	31,387
3 民生費		5,793,275	△19,097	5,774,178
	1 社会福祉費	3,147,573	31,714	3,179,287
	2 児童福祉費	2,010,264	△13,052	1,997,212
	3 生活保護費	591,257	△5,709	585,548
	4 災害救助費	44,181	△32,050	12,131
4 衛生費		2,186,129	△12,595	2,173,534
	1 保険衛生費	393,088	585	393,673
	2 清掃費	960,602	△204	960,398
	4 環境対策費	179,510	△14,667	164,843
	6 上水道費	31,600	1,691	33,291
5 農林水産業費		735,898	△32,098	703,800
	1 農業費	348,126	△26,269	321,857
	2 林業費	311,919	△2,802	309,117
	3 水産業費	75,853	△3,027	72,826
6 商工費		931,301	473,044	1,404,345
	1 商工費	320,336	346,870	667,206
	2 総合経済対策費	610,965	126,174	737,139
7 土木費		1,355,980	△70,193	1,285,787
	1 土木管理費	4,372	51	4,423
	2 道路橋りょう費	602,461	△31,861	570,600
	3 河川費	67,374	△7,716	59,658
	5 都市計画費	558,935	△24,281	534,654
	6 住宅費	118,603	△6,386	112,217
8 消防費		536,172	△4,812	531,360
	1 消防費	536,172	△4,812	531,360
9 教育費		1,410,639	△11,703	1,398,936
	1 教育総務費	357,561	△168	357,393
	2 小学校費	168,865	806	169,671

	3 中学校費	86,585	△1,898	84,687
	4 社会教育費	441,530	△14,559	426,971
	5 保健体育費	356,098	4,116	360,214
10 災害復旧費		1,021,495	△75,535	945,960
	1 農林水産施設災害復旧費	237,082	△75,535	161,547
11 公債費		1,648,512	△9,254	1,639,258
	1 公債費	1,648,512	△9,254	1,639,258
補正されなかった款に係る額		20,000		20,000
歳 出 合 計		21,993,515	343,191	22,336,706

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	情報格差是正事業	千円 290,000
		並行在来線第三セクター鉄道事業	8,454
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	12,384
4 衛生費	4 環境対策費	家庭部門低炭素総合事業	5,686
5 農林水産事業	1 農業費	強い農業づくり交付金	375
		農村地域防災減災事業	23,280
	2 林業費	市町村営林道開設事業	24,640
	3 水産業費	漁港施設等維持管理費	40,100
6 商工費	1 商工費	道の駅整備事業	374,560
	2 総合経済対策費	(創造)水保川河口臨海部振興構想事業	195,631
			地方創生推進交付金事業
7 土木費	2 道路橋りょう費	市内一円市道維持補修費	26,293
		公共施設等適正管理推進事業(道路)	6,619
	3 河川費	単独急傾斜地崩壊対策事業	24,400
	6 住宅費	耐震改修促進事業	7,374
8 消防費	1 消防費	消防防災施設整備事業	1,089
		災害用備蓄用品等整備事業	699
9 教育費	1 教育総務費	小中学校施設整備事業	32,928
		公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	23,154
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業(農業施設)	84,800
		現年発生補助災害復旧事業(林業施設)	20,092
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業(公共土木施設)	93,312
		現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設) (公園施設)	28,810
		現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設) (市営住宅)	25,236

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 衛生費	2 清掃費	清掃施設管理運営費	千円 149,042	清掃施設管理運営費	千円 150,197

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 令和2年度 至 令和3年度	千円 903
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 令和2年度 至 令和3年度	916
広報みなまた印刷業務 (市長公室)	自 令和2年度 至 令和3年度	4,356
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課)	自 令和2年度 至 令和3年度	528
子育て短期支援事業委託料 (福祉課)	自 令和2年度 至 令和3年度	350
一時預かり事業委託料 (福祉課)	自 令和2年度 至 令和3年度	7,266
放課後児童健全育成事業委託料 (福祉課)	自 令和2年度 至 令和3年度	31,408
病児保育事業委託料 (福祉課)	自 令和2年度 至 令和3年度	9,468
ファミリーサポートセンター事業委託料 (福祉課)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,097
気象情報受信料 (危機管理防災課)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,320
防災行政無線保守点検委託料 (危機管理防災課)	自 令和2年度 至 令和3年度	6,485
湯の鶴温泉保健センター窓口業務等委託料 (経済観光課)	自 令和2年度 至 令和3年度	8,105
学力・知能検査業務委託料(小学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,635
新体力テスト処理業務委託料(小学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	149
Q-Uアンケート分析業務委託料(小学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	532
学力・知能検査業務委託料(中学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	1,129
新体力テスト処理業務委託料(中学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	81
Q-Uアンケート分析業務委託料(中学校) (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	566
中学校指導用教材(デジタル教科書)購入費 (教育総務課)	自 令和2年度 至 令和3年度	6,455

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システム更新事業 (総務課)	自 令和2年度 至 令和9年度	千円 431,628

3 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金融円滑化特別資金融資利子補給金 (経済観光課)	自 令和3年度 至 令和5年度	融資に対する 利子補給 額に同じ	自 令和3年度 至 令和6年度	千円 融資に対する 利子補給 額に同じ
要緊急安全確認大規模建築物(水光社本店)建 替え工事補助金 (都市計画課)	自 令和3年度 至 令和3年度	97,982	自 令和3年度 至 令和3年度	190,994
新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給 (農林水産課)	自 令和3年度 至 令和7年度	163	自 令和3年度 至 令和8年度	融資に対する 利子補給 額に同じ
新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料 (農林水産課)	自 令和3年度 至 令和12年度	87	自 令和3年度 至 令和13年度	融資に対する 利子補給 額に同じ

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等(道路)	千円 5,800	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただ し、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
一般補助施設整備等事業	148,100			
減収補てん債	56,672			
計	210,572			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等(砂防事業)	千円 3,400				千円 1,000			
公共事業等(農業農村事業)	24,200				24,700			
災害復旧事業	1,786,900				1,739,400			
地方道路等整備事業	62,100				52,100			
緊急自然災害防止対策事業	59,100				54,200			
過疎対策事業	1,219,100				1,197,700			
補正されなかった事業にかかる額	479,776				479,776			
計	3,634,576				3,548,876			

議第28号

令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,790,215千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,485	1,112	2,597
	1 国庫補助金	1,485	1,112	2,597
4 県支出金		3,066,042	101,519	3,167,561
	1 県補助金	3,066,042	101,519	3,167,561
6 繰入金		296,996	△69,032	227,964
	1 他会計繰入金	228,579	△615	227,964
	2 基金繰入金	68,417	△68,417	0
7 繰越金		1	67,019	67,020
	1 繰越金	1	67,019	67,020
補正されなかった款に係る額		325,073		325,073
歳入合計		3,689,597	100,618	3,790,215

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,186	△45	73,141
	1 総務管理費	37,386	△27	37,359
	2 徴税費	29,123	△18	29,105
2 保険給付費		2,693,448	101,326	2,794,774
	1 給食諸費	2,384,436	85,598	2,470,034
	2 高額医療費	287,211	31,403	318,614
	4 出産育児諸費	5,040	△856	4,184
	6 傷病手当金	15,819	△14,819	1,000
8 諸支出金		9,196	△663	8,533
	2 繰出金	7,085	△663	6,422
補正されなかった款に係る額		913,767		913,767
歳出合計		3,689,597	100,618	3,790,215

議第29号

令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ447,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		164,008	△3,483	160,525
	1 一般会計繰入金	164,008	△3,483	160,525
補正されなかった款に係る額		287,447		287,447
歳入合計		451,455	△3,483	447,972

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		447,776	△3,483	444,293
	1 総務管理費	23,494	21	23,515
	2 徴収費	10,671	15	10,686
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	413,611	△3,519	410,092
補正されなかった款に係る額		3,679		3,679
歳出合計		451,455	△3,483	447,972

議第30号

令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,834,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		630,032	△89	629,943
	1 介護保険料	630,032	△89	629,943
4 国庫支出金		996,249	23,242	1,019,491
	1 国庫負担金	604,454	16,339	620,793
	2 国庫補助金	391,795	6,903	398,698
5 支払基金交付金		968,854	22,435	991,289
	1 支払基金交付金	968,854	22,435	991,289
6 県支出金		554,581	10,667	565,248

	1 県負担金	524,361	10,667	535,028
7 繰入金		581,913	10,167	592,080
	1 一般会計繰入金	581,913	10,167	592,080
8 繰越金		13,308	16,452	29,760
	1 繰越金	13,308	16,452	29,760
補正されなかった款に係る額		6,259		6,259
歳入合計		3,751,196	82,874	3,834,070

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,860	△219	72,641
	1 総務管理費	35,926	△207	35,719
	2 徴収費	5,916	△12	5,904
2 保険給付費		3,440,377	83,093	3,523,470
	1 介護サービス等諸費	3,080,092	75,079	3,155,171
	6 特定入所者介護サービス等費	144,950	8,014	152,964
補正されなかった款に係る額		237,959		237,959
歳出合計		3,751,196	82,874	3,834,070

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
介護保険指定事業者等管理システム使用料（クラウド版）	自 令和2年度 至 令和3年度	千円 88

議第31号

令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和2年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和2年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	376,749千円	8,917千円	385,666千円
第1項 営業費用	350,479千円	8,917千円	359,396千円
第2項 営業外費用	25,268千円	0千円	25,268千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

議第32号

令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中「7,000千円」を「3,700千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入		
第1款 公共下水道事業収益	1,168,299千円		△12,988千円	1,155,311千円
第1項 営業収益	476,955千円		△1,591千円	475,364千円
第2項 営業外収益	691,344千円		△11,397千円	679,947千円
		支	出	
第1款 公共下水道事業費	1,168,299千円		△3,449千円	1,164,850千円
第1項 営業費用	1,091,033千円		△3,449千円	1,087,584千円
第2項 営業外費用	66,683千円		0千円	66,683千円
第3項 特別損失	9,583千円		0千円	9,583千円
第4項 予備費	1,000千円		0千円	1,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,313千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額398,396千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,366千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,178千円」に、「当年度分損益勘定留保資金375,947千円」を「当年度分損益勘定留保資金391,218千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入		
第1款 資本的収入	192,272千円		29,050千円	221,322千円
第1項 企業債	162,000千円		16,900千円	178,900千円
第2項 負担金	436千円		0千円	436千円
第3項 補助金	29,836千円		12,150千円	41,986千円
		支	出	
第1款 資本的支出	574,585千円		45,133千円	619,718千円
第1項 建設改良費	81,756千円		45,133千円	126,889千円
第2項 企業債償還金	491,829千円		0千円	491,829千円
第3項 予備費	1,000千円		0千円	1,000千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
公共下水道事業	127,700	143,900
地方公営企業等災害復旧事業	39,500	48,100

（他会計からの補助金等の補正）

第5条 予算第10条中「451,331千円」を「434,694千円」に改める。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

議第33号

指定管理者の指定について

一小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 山内 宏泰
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

一小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

二小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
二小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
二小ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 脇 秀美
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

二小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ふくろふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
ふくろふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 山田 寿美子
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 本井 三千年
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- 水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 網中 良明
 - 3 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第39号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 新一郎
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第40号

指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年2月26日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立武道館
- 2 指定管理候補者の名称
公益財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） まずは、新型コロナウイルス感染拡大の中で御尽力いただいている、医療従事者の皆様、感染拡大防止対策に御協力いただいている水俣市民の皆様に対して、心から感謝を申し上げます。

それでは、令和3年第1回水俣市議会定例会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ちまして、令和3年度の施政方針について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私が市長に就任して3年目の年となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応や、令和2年7月豪雨災害対応に力を注ぎながら、市政運営にあたってまいりました。

開催が予定されていた東京オリンピック聖火リレーや、全日本SUP選手権大会をはじめ、誘致、企画してきた行事が、やむなく延期や中止となったほか、計画してきたあらゆる施策の展開にブレーキがかかっているのが現状です。

その中で、年度当初から議会の皆様にも御理解をいただきながら、他の自治体に先駆け、水俣市独自の宿泊業・飲食業支援を中心とした経済対策を実施し、その後も、国が打ち出す経済対策にも、いち早く対応してまいりました。

市長就任後に、いち早く整備に取り組んだ小中学校の教室へのエアコン設置については、コロナの影響で夏場の授業を余儀なくされた際に、大いにその効果が発揮されたことは一つの大きな成果であったと感じています。

7月豪雨では、発生直後から、国や関係機関に水俣市の現状を伝えながら、激甚災害指定をはじめ、復旧に向けた働きかけを繰り返し、結果として一部河川の早期しゅんせつの実現とともに、災害復旧工事に関する国の査定を、異例の早さで実施していただくことができました。

今回のコロナや7月豪雨など、有事に際しては、これまで築いてきた国や関係機関とのネットワークが生かされ、対応できたものと捉えています。

3年前、私は市政の変革と改革を市民の皆様にお約束し、市長の職をお預かりいたしました。

地域経済の浮揚とともに、あらゆる閉塞感を打破してほしい。そのような市民の皆様の声を背に、これまでも市政運営に臨んできました。

今年度は、まさに、その姿勢が問われた年だと思っています。

コロナ禍の中であるとはいえ、水俣市を前進させる歩みを一歩たりとも止めてはならない、という思いで、この一年、着実に施策を進め、挑戦してまいりました。

昨年7月には、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に県内3番目の自治体として水俣市が選ばれました。

「環境のみでは、地域は成り立たない。環境への取り組み、そして、強い経済と豊かな社会のそれぞれが調和し、好循環を生み出してこそ、真に住み続けられる地域になる。」このような考えと、市が目指すビジョンが、政府に認められ、今後は世界基準の「SDGs」の考えのもと、市民の皆様を第一とした政策を推進していくこととなります。

また、昨年10月と今年1月には、東京から2社の企業誘致を実現しました。

工場の新設を伴う企業誘致としては、約20年ぶりの立地となり、水俣市での新たな産業と雇用が生まれることとなります。

両社とも、他社をリードするような先進的な技術をもって事業を展開しつつ、「SDGs 未来都市」の視点に沿った取り組みをされており、地場企業に対しても良い影響を与えるとともに、水俣市の施策の追い風となることが大いに期待されます。

今現在も、複数、立地の可能性がある企業のお話をいただいているところであり、一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えています。

また、事業費が膨らみ続けながらも、具体的な活用方針も見いだされずに着手される予定であった道の駅再整備の構想は、市長就任以降、ゼロベースで見直しを行い、専門家の知恵もお借りしながら、基本計画の策定とともに、概ね設計まで完了いたしました。

事業費の数億円単位の縮減はもちろん、市民の皆様を思い浮かべながら、あらゆる世代の方に利用していただけるようなものに構想を磨き上げ、また、新物産館は様々な農水産物が出荷され、経済の発展にも資するような施設として計画を練り上げてきました。

満を持して、来年春のグランドオープンを目指します。

また、スポーツキッズサポーター基金の創設から始まり、日本体育大学との連携協定、東京オリンピック聖火リレーの誘致など、スポーツを通して次代を担う子どもたちが、夢を描くための土壌を築いてまいりました。

次のステージでは、さらに一歩進み、スポーツを軸として様々な施策が結びつき、経済面や社会面においても、水俣市に新たな活力を生み出すための取り組みに挑戦してまいります。

これを確かなものとするため、次年度ではスポーツ推進の部門を市長部局に設置して、万全の推進態勢で臨んでまいりたいと考えています。

コロナ禍ではありますが、変革・改革のもと、市民の皆様の生活を第一としながら進めてきたあらゆる施策が実を結んでいます。

この良い流れを止めることなく、令和3年度は、将来の水俣への投資となるような事業や取り組みを加速してまいりたいと考えます。

一方で、小中学校への空調設置や文化会館外壁の改修など、過去の市政において先送りされて手が付けられてこなかった事業や、山積した課題について、市長就任以後、丁寧に一つずつ対応

してまいりました。

とりわけ、これまで抜本的な改善措置が取られてこなかった水俣市の財政状況を前に、私の任期中において財政再建に着手しなくては、水俣の発展は望めないと強く認識しています。

過去の市政における財政運営の結果であっても、それを是正するのは、現在の水俣市長としての使命であります。

市長就任4年目を迎える令和3年度を、『水俣市の財政再建に向けた1年目』と位置付けることと決意し、財政運営に注力するとともに、「市民の生活を守るため」、「水俣市が飛躍するため」の政策を、全身全霊をかけて、遂行してまいります。

まずは、令和3年度の市政運営に係る基本方針を述べさせていただきます。

令和3年度は、総合計画とSDGs未来都市計画の基本的な方針を踏まえた上で、持続可能な財政運営の確立という観点から、各種事業の再構築、優先順位の選択等を行い、財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、事業実施に当たっては優先順位をつけ、計画的に実施し、身の丈にあった施策展開を行うこととします。

その中で、人命を守ることを第一とした事業の実施を優先いたします。

厳しい財政状況から、普通建設事業の実施は制限せざるをえません。

しかしながら、その中であっても、遅延することにより人命が損なわれることにつながるものが懸念されるものについては、優先的かつ速やかに実施を目指します。

加えて、重要プロジェクトは着実に推進いたします。

本市は、熊本地震により被害を受けた庁舎の建替事業をはじめとし、数年にわたって遂行する必要がある、大規模なプロジェクトを複数抱えています。

厳しい財政状況の中ではありますが、これら大規模なプロジェクトは、中止又は延期することにより、これまで投下した資金が回収できない投資費用となり、また、後年においてさらに大きな支出を要することにつながります。

市民の代表機関である議会の議決を経て、既に着手しているこれら重要プロジェクトについては、最大の費用対効果を発揮させられるよう、随時検討を図りながら、滞りなく推進してまいります。

それでは、以下、令和3年度の事業や取り組みについて、総合計画の各分野に沿って、順次申し上げます。

まず、「経済・産業分野」について申し上げます。

地場企業の振興については、これまでに、新事業の展開や新商品開発、販路拡大等に活用できる補助制度等を創設し、支援を実施してきました。

令和3年度において、地場企業への支援をより集中的に行うため、「みなまた環境テクノセン

ター」を廃止し、新しく、企業の支援拠点となる「企業支援センター」を創設することとします。

当センターを、地場企業の総合的な支援拠点として位置づけ、企業支援員を配置し、新たにインキュベーション機能の付与によるスタートアップの支援をはじめ、企業の皆様からの相談やセミナーの開催など、より一層の支援の強化を図るとともに、企業間の連携促進による新事業の展開についても、積極的に関与していくこととします。

新しい推進体制のもと、水俣商工会議所など関係機関と連携し、個々の企業等が抱える課題に合わせ、事業の拡大や新事業の創出、雇用の創出に取り組み、地場企業の経営力・競争力の強化に努めてまいります。

なお、令和2年度では、コロナ対応として、利子補給や支援金、商品券の販売等による緊急経済対策を行ってきました。

令和3年度も、コロナ禍の中で、創意工夫をもって経営維持や新事業創出のために頑張る企業や、事業所の皆様に応援する取り組みを検討していくこととします。

次に、企業誘致につきまして、令和2年度は、2社との立地協定を締結することができました。

令和3年度は、これらの誘致企業に対し、スムーズな事業化へ向けた支援に取り組むとともに、加速してきた企業誘致の流れを絶やすことなく、県や地場企業のネットワークも活用しながら、攻めの姿勢で新たな企業の誘致を目指します。

誘致にあたっては、遊休公共施設の活用も視野に入れ誘致活動を推進するとともに、企業誘致用の新たな土地の創出として、水俣川河口臨海部振興構想事業を推進し、その完成を見据え、計画的・積極的に、誘致活動に取り組んでまいります。

続いて、創業支援について、令和2年度までに、創業する際の資金面の支援制度となる創業支援補助金制度の創設や融資制度、利子補給制度も整備するとともに、潜在的創業希望者の掘り起こしと、創業意欲の醸成を行った結果、一定数の創業者が生まれています。

令和3年度も、関係機関と連携しながら、創設した制度を十分活用し、引き続き創業にチャレンジしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

ここからは、観光の振興について、湯の児・湯の鶴を中心に申し上げます。

湯の児地区は、恵まれた温泉、癒しの景観など、様々な魅力を有しています。

美しい透き通った海の発信、持続性のある新たな誘客ツールとして、SUPなどのマリンスポーツの普及推進を行ってきました。

令和3年度は、コロナの影響により延期となった「全日本SUP選手権大会RACE」を関係者と連携し成功させ、その後、継続的に愛好家が湯の児に集うような機運を醸成し、地元が活気づくよう施策を展開していきます。

また、湯の鶴地区は、その良質な温泉や湯出七滝などを観光資源として活用してきました。

令和3年度では、新たに、観光振興に特化した「地域おこし協力隊」を配置し、新しい風を吹き込み、湯の児・湯の鶴を中心とした事業者の更なる連携と、観光誘客の強化に取り組むこととします。

次に、広域交流拠点づくりとして、「道の駅みなまた」のリニューアル工事に着工することとします。

本年中にパークショップのオープン、そして、令和4年春に、道の駅エリア全域をリニューアルした、グランドオープンを目指し、事業を推進してまいります。

水俣の旬に出会える新しいパークショップをはじめ、季節や天候に左右されず、子どもたちが遊ぶことのできる木のおもちゃ館、快適性を重視したトイレや、魅力ある観光情報を提供するインフォメーションセンターなど、市内外を問わず、交流人口の増加を加速化させる施設になることは、間違いありません。

リニューアルした店舗は、農水産物のアンテナショップとしても位置付け、地場の第一次産業を育成し、生産者の働きがいにつながるよう、戦略的に活用展開を図っていきます。

新物産館が水俣の賑わいの拠点となり、さらに、市内周遊や域内観光へと人の流れが生まれるような、2次的・3次的な仕組みを作りあげてまいります。

続いて、農林水産業の振興について申し上げます。

まず、農業については、甘夏・不知火やサラダタマネギ、お茶などの基幹作物に加え、太秋柿、和紅茶、一寸ソラマメ、ホオズキ、アスパラガスなどの高単価作物の生産・販売を、種苗や資材、機械導入のほか、PR活動の支援等により促進してまいります。

併せて、新たに整備する「道の駅みなまた」への地元農産物の集荷・販売を促進することで、「みなまたブランド」の認知向上と、農家所得の向上を目指します。

また、「農地中間管理機構」を活用した農地流動化の取り組みや、集落営農組織づくりに向けた取り組みを支援してまいります。

さらに、担い手の育成・確保の推進については、新たに果樹栽培の経営開始に必要な樹園地を、離農者等から一時的に引き受け、新規就農者等へ集約していく受入態勢の構築や、東京など都市部で開催される「就農フェア」への参加も計画いたします。

林業については、間伐等の森林施業促進のための活動や、未植栽地への再造林の取り組みを支援します。

また、新たな林道の開設を進めるとともに、適切に管理されていない森林については、所有者の意向を把握しながら、森林組合等と連携し、適正な森林の経営管理を進めていくための体制を構築してまいります。

市産材の利用促進については、林業振興はもとより、移住定住促進の観点からも推進してまい

ります。

また、所得向上と新たな「みなまたブランド」の確立のため、引き続き、荒廃した竹林や、ハゼ林の整備を支援し、「早掘タケノコ」の産地化、日本有数の「ハゼ産地」の再生を推進します。

特に、ハゼ振興として、新たなハゼ林の整備を進めていくため、本年度実施しているハゼ分布調査の結果を元に、整備可能なハゼ林の区域を見極め、モデル団地の選定を検討することとします。

水産業については、水俣市漁業協同組合と密に連携し、稼げる水産業づくりを目指します。

カキの「恋路ブランド」確立と、漁業者等による「水俣漁師市」や「カキ小屋」の取り組みを引き続き支援するとともに、新たに整備する「道の駅みなまた」への魚の受入部門を確立し、水産加工品開発など、水産業の6次産業化に向けた取り組みを、積極的に推進してまいります。

また、漁場再生のための種苗の放流、海底耕うん、アカモク・ヒジキ等の藻場健全化に向けた事業など、漁場整備については、引き続き支援を行うこととします。

ここからは、「教育・文化・スポーツ分野」について、申し上げます。

次世代の水俣を担う人材を育成するため、「確かな学び」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、学校、家庭及び地域と連携し、心豊かで、たくましい子どもたちの育成に努めてまいります。

まず、引き続き、児童生徒の学力向上に向けて教師の資質や授業力向上を図る、教育セミナー・フォーラムの実施や、「学力向上研究推進校」をはじめとした指定校の取り組みを推進し、全校に研究成果の普及を図ってまいります。

また、現在、コロナの感染防止対策を徹底しながら、子ども達の健康や学びを保障することが求められています。

令和3年度では、コロナ対策及び学びの保障の観点からも、学校の「高速通信ネットワーク環境整備」と児童生徒一人一台端末を活用した学習を推進し、職員の研修等も進めながら、安定した教育環境づくりを、着実に進めてまいります。

一方で、いじめや不登校など、児童生徒の抱える様々な課題の解決を図るため、人材を確保し、配置して、保護者や関係機関と連携のうえ、課題解決に努めてまいります。

また、引き続き、教職員の「学校における働き方改革」にも取り組んでまいります。

学校給食については、子育てしやすい地域づくりを実現するため、給食費の一部補助を引き続き実施します。

給食センターでは、学校での調理指導や親子料理教室など、学校・家庭・地域と連携して、子どもたちの食育に取り組むとともに、地場産の旬の食材を使った地産地消にも努めてまいります。

市内唯一の高校である、水俣高校への支援については、令和2年度では同校のスーパーグローバルハイスクールの指定が終了しますが、引き続き、産学官連携で実施する国際交流や、魅力あ

る学習機会を創出するとともに、高校が実施する特色ある取り組みの後押しを行い、魅力ある高校づくりを総合的に支援してまいります。

また、持続可能な地域社会を担う人材育成について、コロナ対策を講じながら、令和3年度においても、水俣環境アカデミアによるシンポジウムの開催や中高生研究活動支援など、新たな学びの機会を提供してまいります。

続いて、文化事業について申し上げます。

限られた財政状況の中、宝くじ助成事業や、県立劇場ネットワーク事業を活用しながら、プロの演奏家を市内小学校などに派遣して、より近い距離で生の芸術に触れてもらう「アウトリーチ事業」を継続するなど、質の高い芸術に直接触れあう機会を創出してまいります。

図書館については、リニューアルした「移動図書館そほう号」に加え、コロナ禍においても施設を利用し、本に親しんでいただけるように、図書消毒機やセンサー式蛇口の設置など、環境整備を行ったところであり、引き続き、市民の皆様が本に親しめる環境づくりに努めてまいります。

続いて、スポーツに関して申し上げます。

今年の5月5日に水俣市で実施が予定されている東京オリンピックの聖火リレーは、2.8キロメートルと、県内での聖火リレーでは最長区間であり、加えて、船を使った特殊区間となることから、歴史にも記録にも残る、水俣ならではの聖火リレーとなります。

単なるイベントとして終えるのではなく、次代を担う子どもたちが参加型で実施することで、子どもたちの記憶に残り、スポーツ界で高みを目指すといった機運が醸成できるよう、実施に注力してまいります。

水俣市スポーツキッズサポーター基金は、地元企業の皆様などの御支援により、令和3年2月1日時点で、延べ195件、約690万円の貴重な寄附金をいただいています。

また、スポーツに関するふるさと納税の寄附金も1,000万円を超えているところであり、子どもたちを支えていただいている全ての皆様に、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

令和3年度も、この基金を原資として、小中学校の社会体育活動への活動奨励金等として活用し、スポーツで子どもたちが夢を描ける環境を創出するとともに、支援いただいた企業や個人の方々への感謝の思いを育むことで、人材が地域に根付いていけるような好循環を作り出してまいります。

令和4年度には、「熊本県民体育祭水俣芦北大会」が予定され、令和3年度は、開催に向けた準備の年となります。

オリンピックイヤーとして、子どもたちの記憶に残るスポーツの年とするため、日本体育大学とも多くの子どもたちが参加できるような事業を実施しながら、スポーツが経済や社会等とも結びつき、地域の盛り上がりを生み出せる、そのような年にしたいと考えています。

ここからは「保健・福祉・医療分野」について申し上げます。

まず、本市における、新型コロナウイルスワクチンの接種については、高齢者からの段階的な接種開始を見据え、準備を進めているところであり、随時、市民の皆様には、ワクチン接種に関する正確な情報をお伝えしてまいります。

次に、子ども・子育て支援の充実について申し上げます。

近年の少子化、核家族化など、子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化しており、子どもたちや子育てへの支援、子育て環境の充実は、喫緊の課題であると考え、政策を進めてきました。

18歳まで対象を引き上げた子ども医療費の助成は、令和3年度も継続することといたします。

また、令和3年度では、乳児家庭全戸訪問事業などに加え、相談体制の強化と、さらなる母子保健サービス・子育て支援サービスの充実に努めます。

まず、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を提供することを目的として、「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、さらなる母子保健事業の充実に努めてまいります。

加えて、多くの家庭が、多岐にわたる悩みや問題を抱えている中で、問題解決に導くための「子ども家庭総合支援拠点」を福祉課内に設置することとします。

支援拠点が調整機関となり、「子育て世代包括支援センター」や、水俣市子どもセンターに設置している「地域子育て支援拠点」と連携し、支援の一体性、連続性を確保しながら、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を構築します。

また、引き続き、学童クラブをはじめとする子どもたちの放課後の居場所づくりに努めます。

一方、配偶者等からの暴力などについては、婦人相談員が中心となって対応しているところですが、子どもにも深刻な影響を与えることから、「性暴力被害者支援センター」とともに、「配偶者暴力相談支援センター」を新たに設置し、さらなる支援を行ってまいります。

次に、健康づくりの推進として、健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症、重症化予防を課題と捉え、市民一人一人に合わせた保健指導・栄養指導を行ってまいります。

その中でも、年々増加傾向にある糖尿病を重点課題とし、医療機関と連携した保健指導を行ってまいります。

また、胃がん検診受診率の向上に向け、令和2年度では、5医療機関において胃内視鏡による個別検診を導入し、令和3年度は、医師会や医療機関等と協議をしながら、さらに質の高い検診の実施に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉事業について申し上げます。

本市では、全国・県内平均より、速いスピードで高齢化が進行しています。

令和3年度では、介護が必要となる原因疾患の多くを占める、認知症や骨折等の予防を中心と

し、これまでの介護予防事業を充実しながら、健康寿命を延ばす取り組みを実施していくこととします。

今年度策定が完了する「第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、通称ひまわりプランを柱として、保健・福祉施策と介護保険施策を密接に連携させ、総合的・体系的に事業を実施しながら、すべての高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための社会の実現を目指します。

次に、病院事業については、急激な医療・介護ニーズの変化・増大に対応することが課題となっています。

その中で、感染症指定医療機関として、重要な使命を遂行しながら、高度で安全な地域医療の維持と強化のため、総合医療センターの経営効率化についても進めてまいります。

令和3年度では、最新技術を用いた手術が実施・提供できるよう、全国でも急速に普及し始めている「内視鏡手術カメラシステム」の導入を予定しています。

ここからは、「環境分野」について申し上げます。

現在、循環型社会の形成を目指すにあたり、海洋プラスチックごみ問題など、新たな社会的な課題が生まれています。

本市では、これらの環境課題の解決に寄与する、高い技術力を持った企業の立地も見込まれている中で、これまで環境配慮型の事業を行ってこられた地場企業や、これから新技術の開発を目指す地場企業が有機的に結びつくことで、時代に即した循環型社会の構築に向けて、新たな産業が生まれる可能性を秘めていると考えます。

雇用拡大や市民生活の向上を含め、経済・社会・環境の好循環を生み出すために、環境産業における企業の事業マッチングや新規企業の誘致など、環境産業の体制構築に、市として積極的に関与していくとともに、可能な限りの支援をしながら、時代をリードできるような取り組みを進めてまいります。

また、地域においては、市民の皆様には負担がかからない、ごみの分別体系に見直しをしながら、家庭及び市内事業所へ、適正分別の啓発活動のさらなる推進を行うとともに、ごみの減量化の推進にも引き続き努めてまいります。

地球温暖化対策推進については、新たに策定する「水俣市環境モデル都市第3期行動計画」において、本市の2050年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、これまで掲げていた基準年度の、2005年度比マイナス50%から目標値を引き上げ、大学等の研究機関からの御支援や、関係団体などとの連携により、目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

また、公害・環境学習の推進を目的とし、令和元年度から、子どもたちが船に乗って水俣の海を巡り、環境復元がなされた水俣の美しい海を目や肌で感じてもらう、体験型のモデル事業を実

施してきました。

令和3年度は、モデル事業の成果をもとに、水俣芦北地域外の子どもたちを対象とした乗船会を実施することとします。

また、「水銀に関する水俣条約」に係る取り組みについては、令和3年度においても、水俣の持つ様々なリソースを有効的に活用し、国や県、関係団体の皆様と連携した取り組みを進めてまいります。

水俣病の記録については、水俣病関係資料の収集、整理を推進し、収蔵資料の保存状態を適切に管理することによって、水俣病の正しい理解と教訓を伝える取り組みを、引き続き行ってまいります。

特に、令和3年度は、新型コロナの中で停滞する情報発信を考慮して、オンラインを利用した、語り部講話ができるよう体制整備を行うこととします。

また、「水俣病犠牲者慰霊式」に関して、令和2年度は、新型コロナの拡大防止のため中止となりましたが、令和3年度も、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会の決定に沿って、対応してまいります。

ここからは、「生活基盤分野」について申し上げます。

まず、地域公共交通について、現在、持続可能な社会の実現に向けた公共交通の体系構築に取り組んでいるところであり、バス路線がない中山間地を運行する「乗合タクシー」については、効率的な運行と利便性の向上を図るため、一部路線をデマンド型に移行したところです。

令和3年度は、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、75歳以上の高齢者や、障がいをお持ちの方々を対象に、専用回数券の無償交付を行い、みなくるバスの「運賃無償化」を実現することとします。

また、無駄なく効率的に交通サービスを維持するため、利用者の需要に合わせたサービス水準の見直しを行いつつ、バス路線の再編に取り組んでまいります。

次に、移住定住施策及び空き家対策については、一体のものとして推進します。

移住定住促進については、市のホームページ内に、新たに「移住定住支援サイト」を開設し、移住支援制度や「移住先輩の声」などを、紹介してきました。

また、空き家対策については、平成30年度から、補助制度を創設して危険空き家の解消を進めるとともに、空き家の利活用との複合的な施策として、本市に転入された方が、空き家を改修する際の補助を行ってきたところです。

令和3年度では、宅建協会や建築士会と連携して空き家バンクへの登録、紹介を促進するとともに、これまでに整備した各種支援制度を十分に活用しながら、首都圏で開催される「移住相談会」や、メディアを利用した、外部に向けた情報発信を一体的に行うことで、移住定住の促進に

結びつけてまいります。

さらに、この移住定住を加速させる追い風として、光インターネット回線について、令和3年度中に市内未整備地区に回線の整備を行うこととします。

長年、回線未整備により水俣市内では地域間の情報格差が生じていました。

発達する情報化社会の中で、私が市政を預かって以降、防災、教育、観光など、あらゆる側面とともに、何より市民生活の向上を考えたとき、この格差は是正しなければならないと考えました。

市内全域が回線整備地域となることで、市民生活における利便性の向上はもちろん、移住定住の促進や企業の誘致も視野に入れ、相乗的かつ戦略的に事業の推進を行ってまいりたいと考えています。

ここで、防災行政について申し上げます。

災害から生命を守るためには、「自分の命は自分で守る」という、市民の皆様のさらなる意識の向上と、災害への備えが必要となります。

そのためにも、令和3年度では、豪雨を想定した洪水浸水想定区域図の配布を行うとともに、早めの避難行動をとれるよう、熊本県防災情報メールサービス等への登録促進と合わせ、SNSを利用した情報発信も検討し、迅速で確実な防災情報の周知を実現してまいります。

また、地域コミュニティにおける、共助による防災活動の推進の観点から、地域住民みんなでつくる、地区防災計画の策定の支援を行うとともに、個別支援計画の策定についても進め、誰一人取り残さないという考えのもと、防災体制の強化を推進してまいります。

令和3年度の総合防災訓練についても、前回以上に市民や自主防災組織に参加いただけるよう、創意工夫と訓練参加への周知に努めてまいります。

また、消防団については、団員確保、又は団員の活動しやすい環境をつくるため、「消防団協力事業所表示制度」や「消防団応援の店」への加入促進に努めてまいります。

また、コロナが拡大する中、避難所関係職員や、自主防災組織を対象に、感染症防止を踏まえた避難所運営研修を行いながら、テントや防災マット、段ボールベッド、パーティション等を設け、避難所の環境整備に取り組むこととします。

交通基盤の整備については、「袋インターチェンジ(仮称)」のアクセス道路となる「袋インター線」及び「野川・袋線」の新設と改良の事業を進めています。

令和3年度には用地の取得とともに、一部工事に着手します。

また、市内の道路や橋梁では、経年劣化により補修などを必要とする箇所が年々増加しています。

橋梁では、定期的な点検・調査を実施する中で、補修等が必要となるものは計画的に実施する

とともに、道路についても、有効性と効果を見極めながら、地域住民が安全かつ安心して、通行できるような道路環境の保全に努めてまいります。

次に、水道事業及び下水道事業について申し上げます。

まず、水道事業では、安定的に給水できるように施設、管路の耐震化を計画的に進めているところであり、令和3年度は、災害等緊急時の重要施設である総合医療センター並びに防災拠点施設である市役所新庁舎への給水を確保するための整備事業を完了させ、重要なインフラの強靱化を図ることとします。

次に、下水道事業では、予測困難な豪雨が多発している状況を受け、雨水対策が喫緊の課題となっています。

令和3年度は、今後の効果的な施設整備を図るために、雨水管理の総合計画策定に着手するとともに、令和5年度までの期間で、牧ノ内雨水ポンプ場施設の改築更新工事、古城地区の雨水管渠の整備工事を行うこととします。

ここからは「行政経営分野」について申し上げます。

まず、財政について、自主財源の核となる市税収入については、コロナの感染拡大や7月豪雨の発生に伴い、大幅な減収が見込まれています。

多くの課題がある中、持続可能な行財政運営を確立させるためには、財政健全化に向け、長期にわたり努力し続けなければなりません。

令和3年度は、財政調整基金の実質取り崩しゼロを前提としながら、重要施策の推進と財政健全化に向けた取り組みを両立させ、今後の社会情勢の変化、地域課題や新たな行政課題などに対応できるよう、これまで以上の「選択と集中」を進めてまいります。

一方で、歳入を増やし、自主財源を高めていくことも極めて重要であり、ふるさと納税における寄附額の拡大にも注力してまいります。

令和2年度は、使用する「紹介サイト」の拡大、返礼品の拡充等を戦略的に行うことで、令和3年1月末時点で、約1億3,500万円の寄附をいただき、前年比3倍に寄附実績を伸ばすことができました。

令和3年度は、新たな取り組みとして、「ガバメントクラウドファンディング」にも挑戦し、自主財源の確保を図るとともに、寄附者の強い思いに応えられる施策を講じてまいります。

続いて、公共施設等の管理について申し上げます。

公共施設の老朽化が進み、今後、大規模改修や維持補修経費などの増大が想定されます。

財政健全化を目指す中で、各施設管理の「選択と集中」は必須となります。

令和2年度で、具体的な「個別施設計画」の策定を進めており、令和3年度以降、身の丈に合った公共施設の管理を推進してまいります。

その中で、人命に係わるものの、長年にわたり先送りされてきた施設の改修等について、可能なものから、順次取り組んでまいりたいと考えています。

まず、20年以上にわたり、未着手となっていた、水俣駅前広場「ふれあい館」について大屋根への防腐塗装などを中心とした改修工事に着手します。

加えて、10年以上にわたり懸案となっていた、環境クリーンセンターの旧煙突の解体工事に着手するとともに、平成26年から未着手となっていた、総合体育館アリーナの吊り天井の改修にも着手します。

いずれも、放置すれば人命を損なう可能性があり、財源の確保をしながら、確実に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、市庁舎建替事業について申し上げます。

熊本地震での被災に伴い始まった、新市庁舎建設に向けた事業ですが、市長就任以後、財政的負担や、限られた建設期間という条件の中で、決して華美なものにすることなく、しかしながら、最大限の行政サービスが実現できるよう、協議を重ね、事業に取り組んできました。

令和3年度では、新館、秋葉会館の解体工事とともに、令和3年10月の竣工と、11月中の仮庁舎等からの庁舎機能移転の完了を目指し、建設工事を進めてまいります。

最後に、水俣市政を強力に推進していくための組織体制について申し上げます。

本市の各部署は、いずれも重要な業務を担っていることは言うまでもありません。

その中で、これまで述べてまいりました事業や取り組みを、着実に実行し、確実に効果を出すために、管理部門を中心とした体制整備とともに、スポーツを軸とした新たな施策を展開するための組織の見直しを行うこととします。

以上、令和3年度の事業や取り組みについて、その一端を述べてまいりました。

就任4年目の年を迎え、これまで進めてきた政策をさらに大きく、力強く展開してまいりたいと考えます。

しかしながら、少子高齢化に伴いさらに厳しくなる社会情勢、コロナによる経済の冷え込み、そして何より、長年のひずみを軌道修正するための財政再建など、幾多の課題に直面している中で、大幅な事業の「選択と集中」が必要な状況であることは間違いありません。

明るい展望を描けるような水俣を取り戻すために、全力を尽くしてまいります。

結びに、市民の皆様、市議会の皆様の市政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたしまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（岩阪雅文君） この際15分間休憩します。

午前10時46分 休憩

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号令和2年度水俣市一般会計補正予算第14号について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る農地等の災害復旧支援のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,250万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ219億8,020万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第5款農林水産業費に農地等災害被災者等支援事業を計上しております。その財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第14款県支出金、第17款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第2号専決処分の報告及び承認について、専第2号令和2年度水俣市一般会計補正予算第15号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,330万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ219億9,351万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上いたしております。その財源といたしましては、第13款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第3号水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について申し上げます。

本案は、中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策として、水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の産業の活性化、雇用の安定及び創出並びに地場産業の育成及び技術向上のための支援等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、社会福祉法第58条第1項の規定による社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めることにより、社会福祉法人に対する助成の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例に関し必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、教育に関する事務の職務権限の特例を適用するに当たり、関係する条例について所要の改正等を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、社会教育委員連絡会議の実施回数の状況を踏まえて、適正な報酬額に改定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、ふるさと大好き寄附金を市の施策、事業に効果的に活用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市国民健康保険事業財政調整基金の処分に関する規定の文言の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市海洋牧場の入園料等を見直し、持続的かつ安定した運営を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場の適正な管理及び使用料の見直しのため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市駅前広場の適正な管理のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第17号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、引用条項の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ176億1,100万円で、令和2年度の予算額と比較いたしますと、5億1,875万円、約3.04%の増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、ふるさと大好き寄附金事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、第3款民生費に、子どものための教育・

保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、水道事業会計への出資金、第5款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、市町村営林道開設事業、市有林造林事業、森林環境保全整備事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、企業支援事業、商工会議所事業費補助金、水俣SUP関連事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、耐震改修促進事業、袋インター関連道路改良事業、公営住宅整備事業、市内一円市道維持補修費、水俣駅前広場ふれあい館整備事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、スクールバス運行事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、複合機保守点検委託料外7件を計上、地方債といたしまして、過疎対策事業債外11件を計上いたしております。

次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,910万円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料外2件を計上いたしております。

次に、議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,988万7,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億4,761万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に74億7,091万4,000円、収益的支出に74億6,557万4,000円、資本的収入に3億348万4,000円、資本的支出に8億9,511万1,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

資本的収入の主な内容につきましては、企業債、固定資産売却代金、繰入金等を計上いたしております。

資本的支出の主な内容につきましては、冷温水機更新等の建設工事費、一般撮影装置等の固定資産購入費、企業債償還金、公共債購入費等の投資を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をいたしております。

次に、議第25号令和3年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,989万1,000円、収益的支出に3億6,715万円、資本的収入に3億823万7,000円、資本的支出に5億2,171万3,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容といたしましては、営業収益、営業外収益などを計上いたしております。

収益的支出の主な内容といたしましては、営業費用、営業外費用などを計上いたしております。

資本的収入の主な内容といたしましては、企業債、繰入金、負担金、補助金、固定資産売却代金などを計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費、企業債償還金などを計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に9億215万2,000円、収益的支出に9億1,225万7,000円、資本的収入に5億2,335万

2,000円、資本的支出に8億4,633万4,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容といたしましては、営業収益、営業外収益などを計上いたしております。

収益的支出の主な内容といたしましては、営業費用、営業外費用などを計上しております。

資本的収入の主な内容といたしましては、企業債、補助金などを計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場設備更新事業、雨水幹線整備事業等の建設改良費、企業債償還金などを計上いたしております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第27号令和2年度水俣市一般会計補正予算第16号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億4,319万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ223億3,670万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第3款民生費に、自立支援給付費、第6款商工費に、道の駅整備事業、第9款教育費に、スポーツキッズサポーター関連事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整、期末勤勉手当の改定に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第1款市税、第6款地方消費税交付金、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、情報格差是正事業外23件の追加と清掃施設管理運営費の変更を計上、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務外18件の追加、基幹系システム更新事業の廃止、金融円滑化特別資金融資利子補給金外3件の変更を計上、地方債の補正として、一般補助施設整備等事業外2件の追加、災害復旧事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第28号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億61万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,021万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費の減額、第2款保険給付費の増額、第8款諸支出金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第29号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ348万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,797万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、標準報酬月額の変更等に伴う人件費の増額及び保険基盤安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第30号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,287万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億3,407万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款保険給付費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

また、債務負担行為として、介護保険指定事業者等管理システム使用料を計上いたしております。

次に、議第31号令和2年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を891万7,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,566万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、有形固定資産の構築物の減価償却費の増額を計上いたしております。

次に、議第32号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,298万8,000円減額して、補正後の収益的収入の額を11億5,531万1,000円に、収益的支出の額を344万9,000円減額して、補正後の収益的支出の額を11億6,485万円に、第4条に定める資本的収入の額を2,905万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,132万2,000円に、資本的支出の額を4,513万3,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億1,971万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、資本的支出において、国の令和2年度第3号補正予算に伴う建設改良費の増額を計上したほか、収益的収入及び資本的収入において、決算見込みに伴う他会計補助金等の減額を計上いたしております。

このほか、企業債の補正といたしまして、公共下水道事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第33号から議第40号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブ、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第40号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号、議第2号の専決処分の報告及び承認について2件、及び議第27号から議第32号までの令和2年度各会計補正予算6件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第2号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第27号令和2年度水俣市一般会計補正予算第16号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第28号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第29号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第30号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第31号令和2年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 議第32号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号、議第2号及び議第27号から議第32号までの議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時14分 休憩

午後5時58分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号令和2年度水俣市一般会計補正予算第14号について、申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る農地等の災害復旧支援の予算措置に、急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,250万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ219億8,020万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第5款農林水産業費に農地等災害被災者等支援事業を計上している。その財源としては、第11款分担金及び負担金、第14款県支出金、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第27号令和2年度水俣市一般会計補正予算第16号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第6款商工費に、道の駅整備事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整、期末勤勉手当の改定に伴う人件費の調整などを計上している。

その財源としては、第1款市税、第6款地方消費税交付金、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、情報格差是正事業等の追加を計上し、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務等の追加、基幹系システム更新事業の廃止、金融円滑化特別資金融資利子補給金等の変更を計上、地方債の補正として、一般補助施設整備等事業等の追加、災害復旧事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特別定額給付金の未申請者に対する働きかけについてただしたのに対し、今回、全世帯に申請書を発送し、宛所不明等で返送があった分もかなりあったが、住民基本台帳等により、居住の実態を確認し、未申請者を把握して個別連絡を行い、可能な限り給付に努めたとの答弁がありました。

また、財務会計システムのリプレースの予定時期についてただしたのに対し、令和5年度にプロポーザルを行い、令和6年度に新システムに移行する予定であるとの答弁がありました。

また、パークショップ建築主体工事の中に、道の駅のバリアフリートイレの自動ドアの経費は含まれているのかとただしたのに対し、現在、平成30年3月27日付けで消費者庁が自動ドアでの事故防止に関する注意喚起を行っており、コスト面や事故防止の観点から総合的に判断し、自動ドアでの設置を見送ったため、自動ドアの経費は含まれていない。今後の使用をみながら、検討をしていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号令和2年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を891万7,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,566万6,000円とするものである。

補正の内容としては、有形固定資産の構築物の減価償却費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第32号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,298万8,000円減額して、補正後の収益的収入の額を11億5,531万1,000円に、収益的支出の額を344万9,000円減額して、補正後の収益的支出の額を11億6,485万円に、第4条に定める資本的収入の額を2,905万円増額して、補正後の資本的収入の額を2億2,132万2,000円に、資本的支出の額を4,513万3,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億1,971万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、資本的支出において、国の令和2年度第3号補正予算に伴う建設改良費の増額を計上したほか、収益的収入及び資本的収入において、決算見込みに伴う他会計補助金等の減額を計上している。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） 厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

まず、専決処分されました、議第2号令和2年度水俣市一般会計補正予算第15号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,330万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ219億9,351万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上している。

その財源として、第13款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第27号令和2年度水俣市一般会計補正予算第16号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、自立支援給付費、第9款教育費に、スポーツキッズサポーター関連事業を増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整、期末勤勉手当の改定に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、小中学校施設整備事業外の追加と清掃施設管理運営費の変更を計上、債務負担行為の補正として、放課後児童健全育成事業委託料外の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自立支援給付費等の扶助費がなぜ想定よりも多くなっているのかとただしたのに対し、対象となる方々の中で、手術や透析等の患者が増えたことや、最近、障害児通所給付費のサービスを希望される方が増えてきたことによるものであるとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルスの影響で就学の継続が困難な学生に対して給付する、水俣市学生支援緊急給付金について、その内訳はどうなっているのかとただしたのに対し、水俣市で給付した学生は24名で、このうち大学が18名、短大が1名、専門学生が5名であるとのとの答弁がありました。

また、久木野山上遺跡発掘調査については、その成果を今後どうしていくのかとただしたのに対し、調査で出た縄文時代の黒曜石などの遺跡については、市民に公開・展示の機会を作りたいとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億61万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,021万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費の減額、第2款保険給付費の増額、第8款諸支出金の減額を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、傷病手当金と新型コロナとの関係性についてただしたのに対し、この手当金は給与をもらっている国民健康保険の加入者が新型コロナに感染又は症状を疑われ、会社等を休んだ時に支給されるものであるとの答弁がありました。

特に、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ348万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,797万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、標準報酬月額改定等に伴う人件費の増額及び保険基金安定負担金の確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第30号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,287万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億3,407万円とするものである。

補正の主な内容としては、第2款保険給付費の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整している。

また、債務負担行為として、介護保険指定事業者等管理システム使用料（クラウド版）を計上しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年2月26日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	承 認	全員賛成
議第27号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号）付託分	原案可決	全員賛成
議第31号	令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第32号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

令和3年2月26日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	承 認	全員賛成
議第27号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号）付託分	原案可決	全員賛成
議第28号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第29号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第30号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第1号専決処分の報告及び承認について並びに議第2号専決処分の報告及び承認についてを一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、いずれも委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第27号令和2年度水俣市一般会計補正予算第16号から、議第32号

令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第4号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から3月8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月2日正午まで、議案質疑の通告は3月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時9分 散会

令和3年3月9日

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時37分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
病院事業管理者 （坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）	教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）
上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）	

○議事日程 第2号

令和3年3月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|---------|-----|------------------------------|
| 1 | 小路 貴紀 君 | 1 | 令和3年度予算と施政方針について |
| | | 2 | 新型コロナウイルス感染症対応について |
| 2 | 田口 憲雄 君 | 1 | 県境を越えた経済連携について |
| | | (1) | 生活圏を共にする両市の現状について |
| | | (2) | 広域的な経済連携について |
| | | (3) | 経済振興を進めるうえでの雇用や人材の確保について |
| | | 2 | 新型コロナウイルス感染症への対応について |
| | | (1) | コロナ禍における地域医療体制について |
| | | (2) | 新型コロナワクチンについて |
| | | 3 | 地域防災の対策について |
| | | (1) | 熊本県の洪水浸水想定区域図と地域防災計画について |
| | | (2) | 7月豪雨の検証について |
| 3 | 藤本 壽子 君 | 1 | 新型コロナウイルス禍のなかでの水俣市の女性の状況について |
| | | 2 | 水俣市の少子化対策について |
| | | 3 | 風力発電建設に伴う諸問題について |
| 4 | 平岡 朱 君 | 1 | 大規模風力発電計画について |
| | | 2 | 放課後の児童の居場所について |
| | | 3 | 生活保護制度について |
| | | 4 | 水俣病教訓発信事業について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

監査委員から、令和2年12月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので、御閲覧願います。

次に本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

令和3年度予算は、厳しい財政状況下での編成となりましたが、山積した課題を嘆くのではなく、乗り越えた先にある希望を見据えて、議会と執行部、職員がベクトルを合わせて行動していきけることを切に願います。

私たちを取り巻く社会には様々な課題があります。

例えば、国際的には新型コロナウイルス感染症の鎮圧や、SDGsに挙げられている飢餓や貧困、気候変動に代表される環境課題があり、日本国内では、少子化や高齢化社会の課題があります。このような課題は、一見元からそこに存在していたかのように思いがちですが、実はそうではなく、よりよい未来を私たちが主観的に望んだその瞬間から、課題として存在し始めます。言い換えると、課題が存在することは現状よりも、いい状態が既に私たちの頭の中にあって、このまま同じ状態ではつまらない。放置するともっと悪くなるかもしれない。それは嫌だから今から行動を起こして変えようというモチベーション、すなわち、行動を起こすべき理由こそが課題となります。行動を起こすか起こさないか、先送りにするかしないかで、その成果は大きな差となって現れます。

課題というと、解決しなければならないものとネガティブに捉えがちですが、その本質は、解決することでよりよい未来に到達できるものであり、それを私たちに意識づけてくれます。これこそが課題の存在意義であり、課題は私たちがよりよい未来へ向かって前進し続けるための希望とも言えるのではないのでしょうか。

本市が希望をつかむためにも、難しい課題から逃げずに、みんなで挑戦し、行動することを思い、質問に入ります。

1、令和3年度予算と施政方針について。

①、厳しい予算編成のもと、第6次水俣市総合計画及びSDGs未来都市計画との関連性はどうか、お尋ねします。

②、第6次水俣市総合計画に沿って既に着手した事業やその成果及び令和3年度に計画している事業はどのようなものがあるか、お尋ねします。

③、観光に特化した地域おこし協力隊の配置について、描いている構想はどのようなものか、お尋ねします。

④、交流人口の増加を図ることや本市の観光PRの効果を高めると期待されるWi-Fiスポットの設置について、市内主要箇所への整備をどのように考えているか、お尋ねします。

⑤、移住定住に寄与していた個人住宅向けの補助金制度が見直されているが、その狙いは何か。また、過去5年間における市内及び市外からの利用実績はどうか、お尋ねします。

⑥、ごみの分別については、市民からも多様な意見があると思われるが、分別体系の見直しについてどのように考えているか、お尋ねします。

⑦、長年にわたり未着手であった水俣駅前広場ふれあい館、環境クリーンセンター旧煙突解体、総合体育館アリーナ吊り天井の改修や工事が急務となり、過去の市政運営における負の側面が顕在化した。現在まで引き延ばした理由及びその結果、法令対応を含めた費用増は発生しないのか、お尋ねします。

⑧、公共下水道事業に関しては、牧ノ内雨水ポンプ場の改築更新及び古城地区の雨水管渠の整備が予定されているが、財源の見通しはどうか、お尋ねします。

2、新型コロナウイルス感染症対応について。

①、専決処分された新型コロナウイルスワクチン接種について、対応はどのようになっているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、令和3年度予算と施政方針については私と上下水道局長から、新型コロナウイルス感染症対応については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、令和3年度予算と施政方針について、順次お答えします。

まず、厳しい予算編成のもと、第6次水俣市総合計画及びSDGs未来都市計画との関連性はどうかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画及びSDGs未来都市計画は、目指す将来像を同じくしており、関連性

を持った計画となっております。令和3年度は、本市の財政健全化に向けた1年目の年であり、大変厳しい財政状況ではありますが、第6次水俣市総合計画及びSDGs未来都市計画における本市の目指す将来像である「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」の実現に向けて、計画に定められた各施策の目標達成に向けた取り組みを推進します。

また、第6次水俣市総合計画及びSDGs未来都市計画の推進と将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するためには、一般財源を抑制し、国・県からの補助金や交付金を有効に活用することが重要であり、そのためにも第6次水俣市総合計画に沿った計画的な行財政運営を推進します。

次に、第6次水俣市総合計画に沿って既に着手した事業やその成果及び令和3年度に計画している事業はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

これまでも第6次水俣市総合計画に沿って既に着手した主な事業やその成果といたしましては、まず、教育環境の改善の一環といたしまして、市内の全小中学校のエアコン設置を行いました。これまで先送りにされてきた課題にいち早く取り組んできたことで、コロナの影響で夏場の授業を余儀なくされた際に、その効果が発揮されたことは大きな成果でした。

また、小中学生の給食費の一部補助や子ども医療費助成の対象を18歳まで拡充するとともに、満18歳以下の「インフルエンザワクチン接種費」の全額助成を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図ることができました。

さらに、水俣市スポーツキッズサポーター基金は、地元企業の皆様などの御支援により、スポーツで子どもたちが夢を描ける環境を創出するとともに御支援いただいた企業や個人の方々への感謝の思いと、郷土を愛する心が育まれていると考えています。

令和3年度に計画している事業といたしましては、経済・産業分野では、地場企業への支援をより集中的に行うため、みなまた環境テクノセンターを廃止し、新しく企業の支援拠点となる企業支援センターを創設します。

また、観光振興のための広域交流拠点づくりとして、道の駅みなまたのリニューアル工事に着手するとともに、観光振興に特化した地域おこし協力隊を配置し、新しい風を吹き込み、湯の児・湯の鶴を中心とした事業者のさらなる連携と観光誘客の強化に取り組めます。

教育分野では、コロナ対策及び学びの保障の観点から、小中学校の高速通信ネットワーク環境整備を進めます。

保健・福祉分野では、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、保健センター内に子育て世代包括支援センターを、福祉課内に子ども家庭総合支援拠点をそれぞれ設置します。

環境分野では、公害・環境学習の推進を図るため、子どもたちが船に乗って水俣の海をめぐり、環境復元がなされた水俣の美しい海を目や肌で感じてもらうため、水俣芦北地域外の子どもたち

を対象とした乗船会を実施します。

生活基盤分野では、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、75歳以上の高齢者や障がいをお持ちの方々を対象に、専用回数券の無償交付を行い、みなくるバスの運賃無償化を実現することといたします。

また、市民生活における利便性の向上、移住定住の促進、企業の誘致も視野に入れ、光インターネット回線について、市内未整備地区に回線の整備を行います。

次に、観光に特化した地域おこし協力隊の配置について、描いている構想はどのようなものかとの御質問にお答えします。

まず、水俣市における地域おこし協力隊の活用方針につきましては、人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を招致し、その定着を図るとともに、地域力の維持・強化、地域の活性化等を促進するために地域おこし協力隊を活用することと、水俣市地域おこし協力隊設置要綱に規定しております。このため、令和3年度当初予算において計上させていただきました地域おこし協力隊につきましては、湯の児温泉・湯の鶴温泉を中心とした本市の主要な観光地への新たな誘客手段の創造や、現在、観光事業者等が抱える課題の抽出、解決策の検討、事業者のさらなる連携など、観光振興に特化した隊員1名の配置を想定しております。

また、隊員の方には、本市の観光関係部署のほか、みなまた観光物産協会など観光関連組織と密に連携していただきながら、特に市内の観光事業者と深く関わっていただき、外部からの視点による新たな観光商品の掘り起こしや磨き上げ、SNS等を活用した誘客手段の構築等により、交流人口の増加につながる活動を行っていただきたいと考えております。

なお、地域おこし協力隊としての活動終了後も引き続き本市に定住・定着していただけるよう、任期中は水俣の豊かな食、温泉、自然を存分に堪能していただくとともに、定住・定着支援として起業支援や住宅支援、相談対応など、できる限りの支援を行ってまいります。

次に、交流人口の増加を図ることや本市の観光PRの効果を高めると期待されるWi-Fiスポットの設置について、市内主要箇所への整備をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

近年の観光におけるインターネットやSNSの利用率は年々増加しており、観光地側が誘客のための情報発信ツールとして利用するだけにとどまらず、観光客が自らのSNSなどを利用して発信者となり、ほかの観光客への影響をもたらすことも想定されますことから、湯の児や湯の鶴、エコパーク水俣といった本市の主要な観光地においては、Wi-Fiスポットは必要な設備の一つと考えております。

現在、水俣市内には、平成28年度に実施した水俣市観光・防災Wi-Fiステーション整備事業において、みなまた観光物産館まつぼっくりなどの道の駅みなまた、新水俣駅交流センター、

鶴の屋、市総合体育館など公共施設8カ所にフリーWi-Fiを設置し、利用いただいているところではございますが、光インターネット回線の未整備地区があるため、市内における地域間の情報格差が生じておりました。この格差については、防災や観光などの面から早急に解消する必要があると考え、令和3年度には、これまで光インターネット回線が利用できなかった久木野地区、葛渡地区、湯出地区といった市内未整備地区への回線の整備を完了する予定としております。

これらの整備に合わせて、Wi-Fi環境の整備についても、行政による整備だけでなく、観光施設などを持つ民間による整備も含め、活用できる国等の支援策を探しながら、市内観光施設等のWi-Fiスポットの拡充に取り組み、観光客のPR効果の向上を図ることで、市内周遊や域内観光へと人の流れが生み出されるような、二次的・三次的な仕組みをつくり上げてまいります。

次に、移住定住に寄与していた個人住宅向けの補助金制度が見直されているが、その狙いは何か。また、過去5年間における市内及び市外からの利用実績はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

本市においては、家庭部門低炭素総合事業として、温室効果ガス排出量の削減に寄与する市産材の活用をはじめ、高断熱浴槽、高効率給湯器への補助など補助対象品や補助額を見直しながら事業を実施してまいりました。近年においては、補助を行ってきた高断熱浴槽や高効率給湯器などは一般的な設備として広く導入されてきており、また、国においては温室効果ガス排出量の削減につながる太陽光発電や電気自動車等への補助が行われております。

こうした背景のもと、事業効果を検証した結果、平成28年度から実施してきた本事業は、目的の一つである環境配慮型設備の普及促進等による温室効果ガス排出量の削減に一定の成果を上げたことにより、令和2年度をもって事業の廃止を行うことといたしました。

なお、住宅建築における市産材の活用については、移住定住促進の視点を加え、林業振興の一環として、令和3年度から新たな補助金制度による支援を行う予定であります。

また、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の本事業の実績といたしましては、補助件数が377件で補助金総額が1億3,186万8,000円であり、その内訳は、水俣市内の方への補助分が363件、1億2,489万6,000円、水俣市外からの転入者分が14件、697万2,000円となっております。

次に、ごみの分別については市民からも多様な意見があると思われるが、分別体系の見直しについてどのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

現在、本市では、ごみを23種類の品目に分別し、燃やすごみの減量化や再資源化を図っています。その中で、資源ごみについては、リサイクル推進委員をはじめ、市民の皆様の御協力を得まして、月に1回、ステーション方式での分別・収集を行っています。この方式については、ごみの適正分別のほかにも、高齢化が進む本市において、高齢者のごみ出し支援や見守りなど非常に

有効であり、現在のところ、方式自体の見直しについては考えておりませんが、今後の国のリサイクル施策の動向を見極めながら、再資源化品目の見直しを行ってまいりたいと考えています。

次に、長年にわたり未着手であった水俣駅前広場ふれあい館、環境クリーンセンター旧煙突解体、総合体育館アリーナ吊り天井の改修や工事が急務となり、過去の市政運営における負の側面が顕在化した。現在まで引き延ばした理由及びその結果、法令対応を含めた費用増は発生しないのかとの御質問にお答えします。

まず、水俣駅前広場ふれあい館は平成4年に整備されました。その後10年ごとに、はり、天井の防腐塗装などのメンテナンスが必要でしたが、足場を組む必要があるなど、多額の費用を要するため、これまで一度も実施されることなく先延ばしにされてきたものです。なお、現在まで改修が延びた結果による法令対応を含めた費用増につきましては、人件費、資材等の高騰により工事価格が上昇しております。

次に、水俣環境クリーンセンターの旧焼却施設につきましては、平成14年12月から稼働しておりません。その時点で解体の必要性を認識しておりましたが、解体に多額の費用を要することなどの理由で先送りにされてきました。そのような状況の中で、熊本地震後、平成28年度に耐震調査を行ったところ、煙突上部に亀裂が発見され、早急に解体すべきことが判明しましたが、結果として、令和2年度当初予算において、関係経費の予算措置を行い、解体を進めているところです。

また、法令対応を含めた費用については、同様に工事価格が上昇していることに加え、大気汚染防止法の改正により解体作業における飛散防止の義務づけやアスベスト調査の義務づけ等が追加されたため、これに伴う費用も増加しております。

次に、総合体育館アリーナ吊り天井については、吊り天井の脱落対策の規制強化が盛り込まれた改正建築基準法が、平成26年4月1日に施行されましたが、学校体育館の改修工事等を優先した結果、総合体育館大アリーナの改修工事は、現在に至ったものです。なお、現在まで対応が延びた結果による法令対応を含めた費用の増加は、同様に工事価格が上昇しております。

○議長（岩阪雅文君） 岩井上下水道局長。

（上下水道局長 岩井昭洋君登壇）

○上下水道局長（岩井昭洋君） 次に、公共下水道事業に関しては、牧ノ内雨水ポンプ場の改築更新及び古城地区の雨水管渠の整備が予定されているが、財源の見通しはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

まず、牧ノ内雨水ポンプ場については、令和3年度から令和5年度までに、ポンプ更新を主とした水処理設備及び電気設備等の更新、そして、耐震補強を含む建築改修工事を予定しており、全体事業費は、8億4,200万円を見込んでおります。また、古城地区の雨水管渠整備工事については、陣内雨水幹線の上流部を整備するものであり、事業費は、1,900万円を見込んでおります。

これらの事業については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施するものであり、その交付率は事業費の50%となります。その他の財源については、事業費の45%を地方債として借り入れ、このうち約50%は交付税措置対象となります。残りの事業費5%については、一般会計からの繰入金で充てることとなります。今後も管路施設及び処理場、ポンプ場施設の更新工事等を実施することになりますが、本市の財政負担も考慮し、有利な補助金等を活用しながら、効率的に進めていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 第6次水俣市総合計画に沿った事業に関して、着実に成果を上げている中、特に全小中学校へのエアコン設置については、いち早く高岡市長が決断された後、コロナ禍を背景に夏休み返上での授業日数を取り戻す必要性が出たことで事なきを得たとも言えます。

これまでの市政において、早期のエアコン設置の必要性についても意見がありましたが、積極的に取り組む姿勢は残念ながら見られませんでした。もしもエアコンが設置されていない状況で昨年のコロナ禍における夏場の授業を余儀なくされていた場合、高岡市政が批判にさらされていたでしょうか。間違ってもそういうことにはならなかったと思いたいのですが、長年の懸案事項を解決し、コロナ禍での影響を最小限に食い止めたことからしても、この英断はもっと評価されるべきものと考えます。

令和3年度においても、厳しい財政状況でありながら、各分野で新たな事業に取り組む意欲が示されております。議会と執行部は車の両輪であることが理想ですが、時と場合によっては、意見の相違が出てくることも事実です。

そこで、まず質問します。

長年のひずみを軌道修正するための財政再建など、幾多の課題に取り組まなければならない現状をどう捉えているか、お尋ねします。

厳しい財政状況の中、ふるさと納税の令和2年度は本年2月末時点で、約1億4,600万円の寄附をいただき、前年比約3倍の伸びとなっております。ふるさと納税は自主財源の確保策である一方、返礼品などを含めて自治体間での競争は激化の一途です。自主財源を確保するためには、積極的な取り組みの必要性を以前からこの一般質問の場において谷口明弘議員と共に具体的提案を申し入れてきましたが、当時の西田前市長の腰は重く、そのときの立場というものを痛感しました。

しかしながら、職員の地道な取り組みと返礼品を準備していただく地元生産者や事業者の御協力でここまでの成果に結びついてきたものと思う次第です。

令和3年度においては、新たにガバメントクラウドファンディングへの挑戦が挙げられております。私は、平成29年12月議会において、グリーンスポーツみなまたの再生に係る財源確保策と

して、ガバメントクラウドファンディングの活用を提言しましたが、残念ながら進展に至っておりません。

そこで、2点目の質問です。

新たな取り組みであるガバメントクラウドファンディングについて、取り組みの方向性はどうか、お尋ねします。

地域おこし協力隊の募集については、旅行業や観光業の経験を募集要項に設けるか否かで採用しようとする人のスキルが異なってきます。御承知のとおり、今のコロナ禍においては、旅行会社やバス会社、観光施設運営会社など、観光業に関係する業種は大きなダメージを受けており、中には、人員面も含めて経営難に陥っている会社もあります。本市での観光振興に特化した地域おこし協力隊の募集に際して、大手旅行代理店などに思い切って売り込むことができれば、人材発掘につながるチャンスになるのではと考えます。

先方が興味を示すかどうかは、こちらから連絡を入れてみないと分かりませんので、本市からのアクションをするかしないかだと思います。もしも大手旅行代理店等での経験者を採用することができれば、本市と大手旅行代理店などとのパイプが築けることになり、本市への新たなツアー企画も期待できます。せっかくであれば、即戦力になる隊員の採用につなげてほしいと考えます。

そこで、3点目の質問です。

今回の地域おこし協力隊の募集に際しては、コロナ禍で影響を受けた観光関連企業などと情報のやりとりを行うなど、観光振興に必要なスキルやネットワークを持った人材の採用につなげるのはどうかと考えますが、いかがかお尋ねします。

個人住宅向けの補助金制度ですが、これまで環境課所管として、移住定住の促進及び市内の住宅建築業や住宅資材を取り扱う業者への波及効果もあっております。令和3年度においては、市産材の活用を目的として農水課所管へ見直しとなっております。

これまでのエコ住宅建築・省エネ設備促進事業としての補助金を活用する場合、エコハウスの見学が必須でした。そもそも、エコハウスと同規模の住宅が市内で普及しているか疑問に感じる場所もありますが、今回の予算見直し後もエコハウスの見学を必須にする必要があるのか、場合によってはそのこだわりを和らげてもいいのではないかと思う次第です。エコハウスを通じたエコ住宅普及推進の成果を検証するとともに、これまでの維持管理費、これからの経費負担を考える上では、新たな活用を見いだしていけないものだろうかと考えます。

先ほどの地域おこし協力隊に関連すれば、隊員の住居を確保してやる必要があります。

また、東京などで行われる移住フェアへ参加し、移住体験などを促しても体験期間に必要とされる住居をすぐには提供できない本市の実態もあります。

また、このコロナ禍においては、社会全体としてリモートワークの普及が広がる中、人口集中

地域から一步飛び出して、田舎などの地域で仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を両立させるワーケーションを取り入れる企業も増えつつあり、環境省も補助金を創設するなど、注目を集めております。リモートワークの普及によって、今後ますます従来型の働き方が変わっていくものと推察します。

既に東京などでのIT企業においては、数百名規模の会社であるにもかかわらず、社員が出勤してくる本社事務所さえ設けず、事務所賃借料を大幅に削減し、会合が必要であれば都度レンタル会議室を利用しさえすればよいとの考えが定着しております。

そこで、4点目の質問です。

既存のエコハウスを地域おこし協力隊のルームシェアとして、あるいは移住体験やワーケーションの居住として活用できないか、お尋ねします。

ごみの分別、特に資源ごみを多品目に分別して、再資源化する取り組みは他自治体の模範となる取り組みです。市民の環境への意識の高揚や地域コミュニティとしての役割、また中学生らが地域のステーションに出向いて環境学習に取り組む姿は本市ならではであり、ほほえましくもあります。

一方で、地域での負担増は少なからずありますし、地域ステーションにて分別することで自治会への還付があることに対しては、自治会の財源として、別の方法で支援することも考えなければ、地域ステーションで分別することは、この先も変えられないことになります。

転勤などで本市へ移り住もうとする方が、ごみの分別が面倒であることを理由に避ける話を聞きます。若者世帯が、自宅から持ち出したごみを地域ステーションで分別していると、年配者から、まず自宅で分別してから持ってきたと注意を促されたり、それ以後、地域ステーションではなく、クリーンセンターへ直接持ち込むようになった話も聞いております。よい取り組みであっても、長い間続けてくると現状にそぐわなくなったりする、いわゆる制度疲労の面も見えてくると思います。

水俣市民であれば当たり前といった強制的なものになれば、負担にしか感じなくなってしまいかねません。地域ステーションというコミュニティの場の世代間継承も難しくなってきます。

現状、方式自体の見直しは考えていないということですが、市内各所に常設ステーションがあれば、仕事や買い物の行き帰りの自由な時間に持ち込んで、分別することも可能になります。自治会への還付に固持しなければ、本市全体でごみ分別に取り組むことを否定するものにはならないと考えます。

そこで、5点目の質問です。

市内の公有地、または民有地の協力を得て、自由な時間帯に資源ごみを分別できる常設ステーションを設置する考えはないか、お尋ねします。

長年にわたり未着手であった老朽化への対応については、多額の費用を要することが主な理由として先送りされたものと理解しましたが、総じて工事価格の上昇を招く結果となっております。特に、環境クリーンセンターの旧煙突解体に対しては、法令対応に伴う費用増加にもつながっております。今議会に入ってから、幸橋を通行する車両の重量規制を実施せざるを得ない状況も知るに至りました。平成27年度の点検で早期に対策を必要とする判定がなされいながら、現在まで経過観察の状況が続きました。一般的に老朽化対応となれば、年を追うごとに損傷が進むわけですが、その時々判断とはいえ、余りにも先送りすれば、後世に負担を強いることは容易に想像できます。必要あれば、財政調整基金を取り崩す判断も必要ですし、財政というものは市の人口動態や経済活動、交付金などによって浮き沈みがあるものです。

そこで、6点目の質問です。

設備老朽化への対応、安全性に配慮した設備改修などについて、喫緊の課題に対応しないまま問題を顕在化させず、また難しい判断を避けて何もしないようにすれば、結果的に財政調整基金へ積み立てられることは可能だと思います。そういった判断をよしとすることは、市民の利益や安全性の確保には結びつかないと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

近年の集中豪雨による災害などへの対応に関してですが、予測することは容易ではなく、行政の対応が難しいことも理解しております。市民の命と財産を守るためにも、計画的な整備の推進をお願いします。

そこで、2次の最後の質問です。

令和2年7月豪雨で浸水がひどかった地域の対策はどうなっているか、お尋ねします。

以上、7点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。全部で7つ御質問がございましたので、1番目から6番目に関しましては私のほうから、最後の1点につきましては上下水道局長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1番目の総合計画等にございます事業、そして長年のひずみの修正をするための財政再建などの課題に取り組まなければいけないのではないかと御質問で、その現状をどう捉えているかという御質問であったかと思っております。

これまで着手されずに先送りをされてきました事業や課題が山積し、抜本的な改善措置がとられてこなかった厳しい財政状況を目の前にして、私の在任中に財政再建に取りかからなければ水俣の持続可能な発展はあり得ないと強く認識をしているところでございます。たとえそれが過去の市政における地域経営、財政運営が招いた結果であったとしてもそれを是正していきますのは現在の市政を預かる私の使命であると考えております。

長年のひずみを修正するためには、財政再建をはじめとする多くの解決すべき課題が立ちはだかっておりますけれども、市長として確かな行動と実行力を発揮して、経済、社会、そして環境の三側面の総合的な取り組みによって自律的な好循環を構築するという視点に立って、将来にわたり豊かで活力ある水俣を築いてまいりたいと考えております。

2点目の新たな取り組みであるガバメントクラウドファンディングについての取り組みの方向性はどうかという御質問でございます。

まず、クラウドファンディングというのは事業展開や商品開発を行うためにインターネットなどを介しまして資金を調達する仕組みをいうものであると認識しております。

この資金調達を政府や自治体という、いわゆるガバメントが行うことをガバメントクラウドファンディングというふうに言いますが、令和3年度はさらにふるさと納税の寄附額を伸ばすための取り組みといたしまして、このガバメントクラウドファンディングにも挑戦し、本市が実施する事業の一つについて寄附を募集する予定としております。

事業の選定に当たっては、今後関係各課に協議・連携させながら進めてまいりますけれども、本市の取り組みを全国に情報発信する絶好の機会となりますので、まずは市の重要プロジェクトの候補の一つとして検討を行ってまいります。

3つ目の御質問です。

地域おこし協力隊を募集するに当たって、コロナ禍における観光関連の事業者であるとか、そういった方たちを活用したスキルを持った人たちを採用する、そういった即戦力の人材を起用することはどうかという御質問でございました。

本市が今回募集します地域おこし協力隊の隊員は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、観光振興に特化した隊員として募集を行いますので、小路議員が言われるように観光振興に必要なスキルやネットワークなどを持った方が隊員となることが本市にとっても有効であるというふうに考えております。

議員からいただきました御意見も参考にしながら、本市の観光振興に寄与いただけるような隊員の選定を今後行ってまいりたいと考えております。

次に、エコハウスの利活用についてということで御質問をいただきました。

このエコハウスの活用につきましては、議員御指摘の地域おこし協力隊のルームシェア、移住体験、ワーケーションなどの利活用ができないか、関係課において協議・連携をさせることといたします。

5つ目の御質問、ごみの分別で自由な時間を使っての資源ごみの分別ができるような常設のステーションを設置できないかという御質問でございます。

現在、資源ごみに対応する常設のステーションはございませんけれども、その理由といたしま

して、常設のステーションは、ごみ排出者の利便性は向上するものと思われませんが、資源物の盗難や不適切排出、それから不法投棄にもつながるおそれがございます。ステーション管理の徹底が必要になることから設置が見送られてきた経緯があります。

このような観点から、現時点での設置は困難だと思われませんが、一部の公共施設や商業施設において牛乳パックその他の紙及びプラスチック製容器包装の拠点回収事業等を実施しておりますので、今後その事業成果を検証してまいりたいと考えております。

6点目の設備等の老朽化への対応とか、安全に配慮した設備の改修、こういった喫緊の課題に対応しないまま財調を積み立てることは容易であるだろうけれども、市民の安全性を考えたときに、その判断をよしとするのかという御質問でございます。私の考えはどうかということでございました。

こういった設備の老朽化の対応や安全性に配慮した設備改修等につきましては、適時適切に対応しなかった場合、先ほどの答弁でもございました事例のように、市民の利益を失い、安全性も確保できなくなることに繋がります。また、予算がない、財源がないことを理由に判断を避け、問題が顕在化するまで事業を先送りし続けると後の世代がその負担を強いられることとなります。

一方で、財政調整基金の残高は少なく、全てに対応できるだけの潤沢な財政情勢にはございません。実施する事業については選択と集中を進め、財源の重点的、効率的な配分を図ることが必要であると考えております。

議員がおっしゃるように今後も事業の先送りを続け、何も事業を行わなければ、財政状況は好転し、財政調整基金も積み立てることは可能というふうに考えられますけれども、私はそのようなことは決してよしとは考えておりません。将来の水俣のために、私自身が責任を持って難しい判断を避けることなく、特に遅延することにより人命が損なわれることにつながることを懸念されるような事業につきましてはちゅうちょなく今後も実施してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩井上下水道局長。

○上下水道局長（岩井昭洋君） 小路議員の2回目の御質問で、最後7点目の御質問にお答えします。

令和2年7月豪雨で浸水がひどかった地域の対策はどうなっているのかという御質問でした。

令和2年7月豪雨では、線状降水帯による想定外の雨量となり、各地域で浸水が起きました。豪雨後は、職員により浸水した地域の水路調査を行うとともに、堆積した土砂のしゅんせつを行っております。令和3年度からは、各地域で浸水に至った要因の検証を行い、短期、中期、長期にわたって効率的に浸水被害の軽減を図ることを目的とした計画の策定を進めていきます。計画策定後には、地域ごとに優先順位を定め、整備を進めていくこととなりますので、整備を終えるまではこれまで以上に出水期前のパトロールや維持管理を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 当初予算に関して、近年を振り返りますと、昨年度、一昨年度と当初予算に反対の意も示されております。市民の声を反映する、市民の利益が優先である、市民の負託に応える責務があるといった考えに対して、当初予算そのものを反対することは矛盾でしかありません。なぜなら、扶助費の支出や職員への給与支払いを否定することは言うまでもなく、病院事業も含めて市民の命と健康を脅かすことに直結します。1年間の行政運営や市民生活に関わる全ての事業執行を停止せよとの判断ですから、市民生活への多大な影響どころか、崩壊を意味します。まずは、この点を整理しておきたいと思います。

第6次水俣市総合計画のタイトルは、昨年7月にSDGs未来都市として選定された際のタイトルと全く同じであり、答弁のとおり目指す将来像は同じでございます。第6次水俣市総合計画は、平成31年3月議会で審議されましたが全会一致とはなりません。反対の意を表明された際に、第5次総合計画では大きな柱のうち、環境の取り組みが1番目であったのに対して、第6次では4番目に後退しているというのが主たる理由だったと記憶しております。反対の考えに関して、議案質疑や一般質問で執行部へ確認することもなく、執行部不在のままで、議会のみで討論をし合い、賛否を問うという非常におかしな状況でした。第6次水俣市総合計画において、大きな柱である6つの項目に、仮に優先順位をつけた場合、優先の4番目が環境の取り組みで、優先の6番目が行財政運営となります。いまだに優先順位を問われるのであれば、市長が財政健全化の1年目と位置づけることに対して、総合計画では行財政運営は6番目だから、4番目である環境の取り組みこそが優先であり、行財政改革は後回しにすべきとの主張がなければ、矛盾が生じます。

普通に考えれば優先順位を問うべきものではないことは当然であり、優先順位云々ではなく行財政改革への対応は待ったなしであることは、今の置かれた状況から十分に認識されるべきです。

また、国際的な取り組みであるSDGsでは、社会・経済・環境の好循環をうたっておりますが、環境が3番目になっているのはおかしいとか、見直すべきだとの論調が国際的に渦巻いていることもありませんので、その点を考えても矛盾します。

当初予算は、市長が議会へ単に提案するものではなく、行政運営や市民生活を考えた上で、職員が時間と労力を使い、知恵を絞って積み上げたものが基本になっております。総合計画については、本市の将来を描くとともに、短期・中期・長期の視点に立って取り組むため、全ての職員や高校生を含む市民ワークショップなど、多くの方々が関わって作成されたものです。それらは、国・県からの交付金などを活用するための基礎になるものであり、予算編成の大半を占める財源です。執行部及び職員からすれば、議会での可決・承認を得られれば支障はないと思われるかも

しませんが、全会一致なのか、賛成多数なのかでは、その意味することは全く違うものになることをもっと認識すべきではないでしょうか。

そこで、質問します。

当初予算や総合計画は市長を先頭に、職員と共に遂行するための目標であり、議会の審議・承認を得られなければ、取り組むことができません。議会の議決が尊重されることは言うまでもありませんが、議員それぞれが賛成・応援してくれているのか、反対・否定されているかの背景をもっと強く認識し、山積する課題解決に向けては緊張感を持って職務に当たる必要があると考えますが、いかががお尋ねします。

移住・定住についてですが、さきの答弁でありましたように、これまでの個人住宅向け補助制度の過去5年間の実績から見ますと、定住が377世帯、市外からの移住が14世帯となっております。単純に年平均に換算しますと75世帯の利用につながっており、移住・定住の効果ははっきりと出ております。個人はもとより、市内業者を活用することが必須ですので、地域経済への波及効果もあります。

市内で見れば、事業目的は何か、所管部署はどこか、といった議論になりますが、定住するために新たな住居を建てようとする個人にとっては、水俣市が支援してくれるという分かりやすさであり、その支援額が近隣より高いのか安いかの単純な比較になる傾向が強いと思います。

ここ数年、定着してきた補助制度でしたので、地元の住宅建築業の方々も市の制度をPRして、水俣に新たな住居を構える手助けをしていただいていたと思います。市内で検証もされたようですが、これまでの普及に協力していただいた住宅建築業や住宅資材を取り扱う業者などへヒアリングしてもらえれば、市民ニーズも収集できたのではないかと思う次第です。移住による呼び込みはもとより、定住面では近隣市外へ転出されないように、もっと積極的な事業であってもいいと、私は考えます。

長い目で見れば、固定資産税や住民税、市内での消費で回収できるといった投資的な考え方、子どもが少なくなれば、保育園や学校運営にも支障を来すなど、将来のまちづくりを考えて、事業のさらなるブラッシュアップを期待してやみません。

そこで、質問いたします。

移住・定住への取り組みは財政が厳しい中であっても、将来への投資と考えて、本市の特色を生かした施策について引き続き検討してほしいと考えますが、いかががお尋ねします。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

まず1点目の議会での賛否を背景にもっと職員も強く意識して、山積する課題に向けて緊張感

を持って職務に当たる必要があるのではないかというふうなお尋ねでございました。

議会との信頼関係を構築することは当然のことでありまして、議会の理解と協力を得る努力は惜しまないつもりでおります。

新型コロナウイルス感染症対応に加えまして、財政健全化という大変厳しい状況でございますけれども全ての市民の生活を守り、水俣に住み続けて幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまちの実現に向け、今後も全身全霊をかけて取り組んでまいります。

職員に対しましても、市民や議会といったステークホルダーと自らの職務が直結していることへの意識を高く持って、今後も業務に当たるよう指導してまいりたいと考えております。

2点目の御質問です。

この移住・定住の取り組みというのは、財政状況が厳しいかもしれないけれども、将来の投資と考えて特色を生かした施策として引き続き検討できないかという御質問でございました。

本市の財政状況が厳しい中、私は令和3年度を財政再建1年目というふうに位置づけております。しかしこれは単なる歳出削減による政策の停滞を意味するものではなく、限られた行政資源を有効に活用いたしまして市民の皆様にも真に必要な行政サービスの提供は継続し、今後水俣市が持続、飛躍していくための実践であるというふうに考えております。

移住・定住の推進につきましても、本市の特徴や魅力を生かし、活力ある地域を築いていく重要な政策の一つと捉えております。今後も地域おこし協力隊への定住定着支援やワーケーションなどの関係人口の創出、あるいは移住支援と空き家の利活用の複合施策など、引き続き多面的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新型コロナウイルス感染症対応について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、新型コロナウイルス感染症対応について、お答えします。

専決処分された新型コロナウイルスワクチン接種について、対応はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、国が確保したワクチンを市町村へ配分し、国が定めた接種順位に沿って行います。まず、65歳以上の高齢者から始まり、次に基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者等、そして60歳から64歳の者、それ以外の者の順にワクチン接種を行います。

また、本市の新型コロナウイルスワクチン接種については、かかりつけ医などの医療機関で安心して接種ができる個別接種と診療時間に医療機関を受診できない方のために、休日に公共施設で接種が受けられる集団接種を実施する方向で医師会と調整を進めております。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、接種券の印刷や予防接種台帳整備のためのシステム改修、市民からの相談に対応するためのコールセンター設置の準備、個別接種を委託するため、医療機関への説明会などを行っているところです。

現時点で、住民への接種開始時期は、早ければ4月下旬以降の予定で、その後も国から接種券の発行時期と接種時期が示されることとなっております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 毎日のように報道されておりますとおり、海外からのワクチン入手においても先が読めない状況が続いている中、動向の注視と関係先との密な連携で御苦勞も多いかと思えます。医師会との連携でかかりつけ医での個別接種が可能となれば、市民の不安はより一層緩和することができると思えます。

医療センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対応の病棟で従事されていた看護師等は、感染拡大防止として自宅との往来もままならず、市内のホテル住まいが続き、御家族との日々の暮らしも制限されるといった大変な御苦勞の中で患者に向き合ってこられました。ただただ、感謝の言葉しかありませんが、引き続き崇高な志を持たれて、医療面での市民のサポートをお願いいたします。

医療従事者への優先的なワクチン接種は、従事者の方々の不安解消はもとより、総合医療センターを利用される市民の不安も払拭することにつながります。

そこで、1点質問します。

総合医療センター職員へのワクチン接種の状況について、お尋ねします。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

医療センター職員への新型コロナワクチンの接種状況はどのようになっているのかとの御質問ですが、水俣芦北圏域において、先週3月6日に熊本県から1箱975回分のワクチンが当センターに納品されたところです。水俣市芦北郡医師会において、感染症指定病院である当センター職員から接種を開始し、その後、他の医療機関で順次接種が行えるよう調整されたところです。

なお当センターでは3月8日から12日までの5日間で接種希望者634人にワクチン接種を実施しているところです。

○議長（岩阪雅文君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時28分 休憩

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自由民主党自民会派の田口でございます。

本市においては、近年、少子高齢化、人口減少が年々深刻さを増しており、経済各分野でも顧客や売上げの減少、また、人材の確保が困難になりつつあると感じています。

熊本県が毎年公表している経済計算では、本市の産業別総生産額を平成18年度と平成29年度で比較した場合、第1次産業では15億3,000万円から10億9,000万円と減少、第2次産業においては218億8,000万円から289億9,000万円と増加、第3次産業では614億7,000万円から546億5,000万円と減少しています。

また、産業別の従事者数は、国勢調査ベースで平成17年度と平成27年度を比較した場合、第1次産業では889人から725人、第2次産業では3,426人から2,647人、第3次産業では8,413人から7,794人といずれも減少しており、人口減少に伴い、雇用数も減少していると思われま

す。これらの状況から、本市の経済は縮小傾向にあると思われ、これからの市の活力や市民生活にも大きな影響を与えるものと考えています。

このことを捕捉するために、今後は、経済圏も広域的に捉える必要があると思います。令和3年1月16日、熊日新聞において、水俣・出水市長の共同メッセージとして、県境越えの移動は不要ではないと昨年の5月と同様のメッセージを出しています。

そこで、質問に入ります。

大きな1番、県境を越えた経済連携について。

(1)、生活圏を共にする両市の現状について。

水俣市から出水市へ、出水市から水俣市への通学、通勤の実数はどうなっているのか、お尋ねします。

(2)、広域的な経済連携について。

①、本市の経済は、先ほど述べたように縮小傾向にあり、これまでにない切り口から経済政策を行わなければますます深刻な状況を迎えるものと思います。

本市は、県境に位置しており、隣の出水市や伊佐市とは市民の通勤や通学、買い物での往来もあり、同じ生活圏として、市民生活面でのつながりは強いと考えます。しかし、それぞれの事業者による経済的なつながりは強くないと感じています。

そこで、県は違うが、水俣市や伊佐市、出水市などとの事業者連携によるつながりを強くし、地域内に限られた経済活動にとどまらず、お互いの強みを持ち寄り、新事業を構築していくこと

が必要だと思うが、いかがかお尋ねします。

②、本市の産業別の総生産額では第2次産業は増加しています。

第2次産業は製造業が中心であり、原料を仕入れ確保し、製品として他地域へ出荷し、利益を上げています。第1次産業や第3次産業でもこれからは外貨獲得の視点が必要であると考えます。

これらの産業分野の振興において、まず考えられるのは、第6次産業化のように地域の資源に付加価値を与え、外部に出していくことではないかと思えます。

そこで、市内外にかかわらず、良いものを取り入れて市内で加工する。市内の農産物を周辺自治体で加工してもらうなど、生産者と加工者、双方にメリットが生まれる広域的連携を視野に、6次産業化を進める考えはないのか、お尋ねします。

(3)、経済振興を進める上での雇用や人材の確保について。

①、人口減少に伴い、いずれの産業においても従事者数が減少しています。雇用や人材がしっかりと確保されなければ、経済振興は成立しないといっても過言ではありません。

そこで、本市の経済施策において、どのような雇用・人材確保策を実施しているのか、お尋ねします。

大きな2番、新型コロナウイルス感染症の対応について。

昨年、今年と世界的に新型コロナの脅威は広がり、我が国でも都市圏を中心に広がっています。今年1月には水俣芦北でも新型コロナのクラスターが発生しました。

医療センターの感染者対応の従事者の方は、献身的な対応を継続されています。この場をかりて、管理者をはじめ関係者の皆様の御努力に感謝を申し上げます。

このような中、2月17日から医療従事者を対象とした新型コロナワクチンの接種が全国の医療機関で始まりました。感染抑制への期待も高まっています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制には基本的な感染対策を徹底し、新たな感染を出さないことが大切です。

そこで、質問に入ります。

(1)、コロナ禍における地域医療体制について。

①、医療従事者の確保は、地域医療の充実につながると思うが、医療センターの来年度を含む3カ年の医師を除く各職種の採用状況はどうなっているのか、お尋ねします。

(2)、新型コロナワクチンについて。

新型コロナワクチン接種が急がれる中、医療従事者等に続く高齢者等の接種は4月以降の開始と報道されています。本市においても国が進めるスケジュールに沿って進められると思いますが、人員体制や場所の確保等、安全かつ円滑に進めていただきたい。

そこで、①、現時点での新型コロナワクチン接種の実施スケジュールについてお尋ねします。

②、新型コロナワクチンの早期接種終了が市民の安心につながると思うが、担当部署の人員体

制は十分かお尋ねします。

大きな3番、地域防災の対策について。

近年の災害は、以前と比べ、頻繁に記録的短時間大雨情報が発表になり、当市でも昨年7月豪雨が発生しました。そして、一昨年の九州北部豪雨を見ると、少し線状降水帯が南下しただけで、水俣市も多数の被害を出す可能性が大いにあると思います。

昨年の9月議会の一般質問で、7月豪雨に対する質問をし、市長の答弁がありました。7月の豪雨を教訓に、これまでよりも現実的に被害の想定を行い、スムーズに災害対応できるよう市の防災体制を整える必要があると考えています。

そこで、質問に入ります。

(1)、熊本県の洪水浸水想定区域図と地域防災計画について。

①、令和2年3月に熊本県が公表した洪水浸水想定区域図は、市のホームページから熊本県のホームページへのリンクはあるが、そのほかの手法で市民に周知したのか。

また、想定最大規模でのハザードマップを作成し、市民に配布しないのか、お尋ねします。

②、新たな想定最大規模の洪水浸水想定に対する対策はしているのか。

また、地域防災計画には反映されているのか。反映されているのはどのような点か、お尋ねします。

(2)、7月豪雨の検証について。

①、7月豪雨において、7月4日の午前0時20分頃には県氾濫水位を超えていた。避難指示（緊急）の発令は、午前2時頃だった。その対応でよかったと考えているのかお尋ねします。

②、7月豪雨での対応や対策についての検証を行ったと思うが、どのような内容だったのか。また、どのような方が検証に参加したのか、お尋ねします。

③、7月豪雨で市役所には被害はなかったが、白浜町の浸水被害を考えると、十分被害を受ける可能性があったと思うが、そのとき災害対応を行う市の機能を別に移す計画はあったのかお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、県境を越えた経済連携については産業建設部長から、新型コロナウイルス感染症への対応については病院事業管理者と福祉環境部長から、地域防災の対策については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 県境を越えた経済連携について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、県境を越えた経済連携についてのうち、生活圏を共にする両市の現状についてお答えします。

水俣市から出水市へ、出水市から水俣市への通学、通勤の実数はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

最新の情報として国が公表している平成27年の国勢調査によりますと、本市から出水市への通学者数は110名、通勤者数は511名となっており、出水市から本市への通学者数は5名、通勤者数は829名となっております。

次に、広域的な経済連携について、順次お答えします。

まず、県は違うが水俣市や伊佐市、出水市などとの事業者連携によるつながりを強くし、地域内に限られた経済活動にとどまらず、お互いの強みを持ち寄り、新事業を構築していくことが必要だと思いますが、いかがかとの御質問にお答えします。

本市の地域経済は、議員の御質問にもありますように厳しい状況が続いており、将来的には市民生活に支障を来すことが考えられるため、本市としましても新たな経済政策の必要性を感じております。

また、県境を越えて隣接する出水市や伊佐市、中でも出水市は、先ほどの答弁でお示したデータでも明らかにおり、両市民にとって共同生活圏となっている実態があることから、新型コロナウイルス感染症に関連して、2度、両市長から共同メッセージを配信いたしました。

一方、出水市を含む広域的な事業者連携や取引などの実態については十分に把握できておりませんが、市内の一部の事業者がほかの地域も含め、小規模ながら連携などを行っているとの話も伺っております。

議員の御提案にあります生活圏を踏まえた広域的な事業者連携については、地域経済の将来を見据えた新たな経済施策の方向性の一つであると考えられますので、まずはどのような連携の可能性があるか、自治体の関係部局や関係機関等へのヒアリングなどにより、調査するとともに、市内事業者や関係団体等にも意見を伺いながら、効果的な施策を検討したいと考えております。

次に、市内外にかかわらず、第1次産業から第3次産業において、生産者や加工者等にメリットが生まれる広域連携を視野に6次産業化を進める考えはないかとの御質問にお答えします。

第1次産業・第2次産業・第3次産業を有機的に結びつける6次産業化は、農林水産物の価値を高め、生産者の所得向上につながることはもちろんのこと、加工や流通販売に携わる事業者が、それぞれの強みを生かしながら新たなビジネスを創出できるチャンスでもあり、本市でも和紅茶

やサラダタマネギ、かんきつ類などの分野で、一部取り組まれております。

これまでの取り組みでは、地域内での6次産業化の視点が中心となっていましたが、広域的に生産者と加工者・販売者が結びつくことは、これまでよりも事業化の幅が広がる可能性が期待できるものと考えております。

しかしながら、先ほどの答弁と同様、どのような広域連携の可能性があるのか未知数な部分がありますので、まずは周辺自治体の状況などを把握するとともに、庁内関係課でも協議し、市としてどのような支援ができるのか検討したいと考えております。

次に、経済振興を進める上での雇用や人材の確保について、お答えします。

本市の経済施策において、どのような雇用・人材確保策を実施しているのかとの御質問にお答えします。

本市における雇用・人材確保策としましては、まず、水俣芦北地区の3つの高校と連携し、毎年1回、高校1年生とその保護者、中学校の進路担当教諭を対象に、高校生自身が水俣芦北地域内にある様々な仕事のおもしろさを発見する機会として、地元企業が事業内容を伝えるしごと発見塾を開催しております。

また、市報においては、みなまた元気な事業所ファイルという市内企業の紹介ページを設け、就職の参考となるような情報提供にも努めております。加えて、就業者の創出という点では、令和元年度から商工会議所と連携して創業支援事業を実施しており、毎年複数の方が創業されているほか、今年度は2件の企業誘致が成功し、新たな雇用も創出される予定となっております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁、ありがとうございました。

地方を取り巻く経済社会情勢は年々厳しい状況を迎え、行政もこれまでとは異なる対応を迫られております。これからは既存の考え方にとらわれず、10年先、20年先を見据えた新たな視点での経済対策の必要性がますます重要になってくると思います。その点では、人口減少は今後も続くと想定されますので、生活圏を基盤とした広域的な経済連携は必要な考え方だと思います。

そこで、2回目の質問をします。

先ほどから申し上げます広域的な経済連携については、ぜひ進めていただきたいと思いますが、市として庁内に他市町村との連携を検討するためのプロジェクトチームを設置すべきと思いますがいかがか、1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

経済連携を行う上で市の庁舎内に検討するプロジェクトチームをつくるべきと思うがいかがかという御質問でございました。

1 番目の答弁にてお答えいたしましたとおり、本市としましても生活圏を踏まえた広域的な事業者連携については新たな経済施策の方向性の一つであると認識しておりますが、自治体それぞれの考え方や意向を踏まえる必要がございますので、まずは関係課において他自治体に対してヒアリングや相談を行うことから始めたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 ぜひ、他自治体にもヒアリングを行った上で声をかけていただき、庁内にプロジェクトチームを設置して、他自治体と一体的に経済連携の取り組みを進めていただければと思います。

私は、以前から持論として、地域経済の足腰を強くするためには、雇用と人材の確保が必要不可欠であると機会があるごとに申し上げてまいりました。

現在、私の周囲でも様々なところで人材不足の声が聞こえております。市におかれましても先ほど答弁いただいたように、各種の取り組みを実施しておられますが、人口減少が進む現状では人材雇用確保にさらに力を入れるべきだと考えます。

そこで、3回目の質問ですが、市として今後の人材雇用確保の取り組みをどうお考えか、1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

市として、今後雇用人材確保の取り組みをどう考えているかという御質問でございましたが、本市といたしましても議員御指摘のとおり雇用や人材の確保を取り巻く環境は今後ますます厳しくなるものと認識しており、現在実施している事業につきましてはしっかりと継続し、地元雇用の拡大を図るとともに今後は地元企業の課題を解決して、経営改善につながるスキルを持つ人材や新たな発想で新事業を創出する人材を確保することも必要であると考えております。

そのため、例えば外部の民間企業等に所属するスキルを持つ人材の副業プログラムの活用や新たな事業を起こす企業家の誘致などを通して幅広く雇用人材の確保につながる取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、新型コロナウイルス感染症への対応についての御質問のうち、コロナ禍における地域医療体制について、お答えします。

まず、医療従事者の確保は、地域医療の充実につながると思うが、医療センターの来年度を含む3カ年の医師を除く各職種の採用状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

当センターにおける新規採用の状況につきましては、令和元年度は、看護師24名、助産師1名、薬剤師1名、診療放射線技師2名、臨床検査技師1名、管理栄養士2名の合計31名となっております。看護師の採用が多かったのは、この年に稼働するHCUに対応するための増員となっております。令和2年度は、看護師7名、理学療法士2名の合計9名となっております。そして、令和3年度新規採用予定者は、看護師3名、助産師1名、社会福祉士1名、事務1名の合計6名となっております。

採用に当たっては、退職者などで不足する職員の補充を基本に行っておりますが、職種によっては募集してもなかなか応募がない状況も続いており、必要な職員の確保に苦慮しているところ です。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、新型コロナワクチンについて、順次お答えします。

まず、現時点での新型コロナワクチン接種の実施スケジュールについての御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種の実施スケジュールにつきましては、先ほど小路議員にお答えしましたとおり、早ければ4月下旬以降に65歳以上の高齢者への接種が開始となり、ワクチンの確保の状況により、順次、国が決めた接種順位に沿って、接種が開始されます。

次に、新型コロナワクチンの早期接種完了が市民の安心につながると思うが、担当部署の人員体制は十分かとの御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種に伴う業務は、これまでは、職員10名が通常業務と並行しながら、準備を進めてまいりました。今後は、対象者への接種券の配付や医療機関へのワクチンの配送、接種記録の入力などの業務がさらに増えますので、職員のみでの対応は困難なため、会計年度任用職員を新たに3名雇用し、ワクチン接種の円滑な実施に向け、取り組んでまいります。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 まず、人材確保についてですが、職種によっては募集しても応募がないということでしたが、医療センターは水俣芦北地域のみならず、出水市や伊佐市など県境を越えて地域住民の安心を支える最後のとりでとしての大きな役割を担っています。

これからも地域住民が安心して暮らしていけるために、安定した経営による継続が不可欠であり、そのための必要な人材確保と定着は最も重要と考えます。

そこで、医療センターに2つですけれども、医療従事者の確保のためにも9月議会でも言いましたけど、新たな助成制度を創設する考えはないのかが1つです。

2つ目ですが、今度もますます質の高い医療や看護の提供が求められると思いますが、そのた

めにも人材育成の方策などは考えていないのか、これが2つ目です。

次に、いきいき健康課についてですが、ワクチンの質問をします。

市民のワクチン接種完了後も引き続き様々な対応が必要と思われます。市民からは、新型コロナウイルスに対する不安からいろいろな相談が寄せられていると思います。現在は、その内容ごとに市役所各課で受け付けていると思いますが、ワンストップサービスの窓口があると市民も相談しやすいのではないかと思います。

そこで、今後、新型コロナウイルス対応のプロジェクトチームを設置すべきではないかと考えますが、どうお考えか。3つです。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目は、医療従事者の確保のためにも今後新たな助成金制度などを創設する考えはないかとの御質問でした。

先ほど職種によっては応募がないと答弁いたしましたが、当センターでは薬剤師がまだ不足しております。昨年度1名採用できましたが、以後募集をしても応募がない状況が続いております。薬剤師は病棟での薬剤業務も必要なことから、早急な確保が必要となっているところです。

そこで、とりわけ薬剤師確保に向けた新たな取り組みとして、来年度から奨学金返還資金支援金貸付制度を創設する予定です。

この制度は、薬剤師を目指す学生の中で奨学金を利用した場合、卒業後はその返還が必要となりますが、晴れて薬剤師となって働き始めても月々の返還額は大きく、特に新卒者には負担になっていると聞きます。その返還の負担を軽減する制度を創設することで当センターへの応募に結びつけたいと考えているところです。

2点目は、質の高い医療、看護のための人材育成の方策についての御質問ですが、質の高い医療や看護の提供にはそこで働く職員が意欲を持ってやりがいを感じることで、モチベーションが向上し、それを維持してもらうことが必要と考えております。

そこで、まずは看護師のモチベーションの向上を図るため、認定看護師など資格を取得した職員に対して月々定額の手当を支給する制度を新年度からスタートする予定です。この制度が職員の更なるスキルアップと今後の事業体制の充実、強化に向けた質の高い職員の育成につながるものと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

今後、新型コロナウイルス対応のプロジェクトチームを設置すべきではないかという御質問だったと思いますが、本市では、これまで新型コロナウイルス感染症対策に特化したプロジェ

クトチームは設置せず、各課が横断的に連携し、業務を進めてきておりますので、市民のワクチン接種完了後もプロジェクトチームの設置は考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問に入りますが、ワクチン接種後、これまでの感染症対策や行動制限などに対して、私たちの日常がどの程度、平時の状況を取り戻せるのか、そのイメージについて1点だけお答えください。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

ワクチン接種後の日常の平常状態を取り戻せるか、そのイメージはどうかという御質問だったと思いますけど、ワクチン接種が始まったばかりですので、その効果も含めてどの程度、平常の状況を取り戻せるか、現時点では想定がまだ困難な段階であると考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、地域防災の対策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、地域防災の対策についての御質問のうち、熊本県の洪水浸水想定区域図と地域防災計画について、順次お答えします。

まず、令和2年3月に熊本県が公表した洪水浸水想定区域図は、市のホームページから熊本県のホームページへのリンクはあるが、そのほかの手法で市民に周知したのか。また、想定最大規模でのハザードマップを作成し、市民に配布しないのかとの御質問にお答えします。

熊本県が昨年3月に公表した洪水浸水想定区域図については、令和2年6月号広報みなまたで熊本県のホームページのリンクを掲載し、市民に周知しております。また、令和3年度の出水期までにはA2サイズの洪水浸水想定区域図を全戸配布する予定です。

次に、新たな想定最大規模の洪水浸水想定に対する対策はしているのか。また、地域防災計画には反映されているのか。反映されているのはどのような点かとの御質問にお答えします。

現在、最大規模の洪水浸水想定区域内に存在する避難所のうち、総合体育館（本館）、もやい館、公民館などの垂直避難が可能な避難所の洗い出しを行っております。また、地域防災計画への反映については、現在、対策を盛り込んだ素案を作成中であり、令和3年5月に行う水俣市防災会議の承認をもって反映する予定です。

次に、7月豪雨の検証について、順次お答えします。

7月豪雨において、7月4日の午前0時20分頃には氾濫危険水位を超えていたが、避難指示

(緊急)の発令は午前2時頃だった。その対応でよかったと考えているのかとの御質問にお答えします。

令和2年7月4日の状況ですが、午前0時18分に洪水警報が発表され、午前0時30分に水俣川が氾濫危険水位に到達しました。午前1時に2号配備体制をとり、態勢の強化を図り、午前1時15分に市内全域に避難勧告を発令し、避難所を追加で開設しております。その後も水位が上昇を続け、水俣川の越水の危険が高まったことから、午前1時55分に市内全域に避難指示(緊急)を発令しました。いずれも地域防災計画の基準どおり発令しておりますが、避難勧告、避難指示(緊急)をもっと早くする必要もあったかと考えております。

次に、7月豪雨での対応や対策についての検証を行ったと思うが、どのような内容だったか。また、どのような方が検証に参加したのかとの御質問にお答えします。

令和2年8月26日に、災害対応に携わった市役所各課から課題、改善策を取りまとめ、令和2年7月豪雨災害に関する検証会を行いました。検証会では、災害時の各課の協力体制の構築や役割分担の明確化、避難所での新型コロナウイルス感染症対策への改善案などの意見が出ました。

検証会には、市職員34名が参加いたしました。なお、令和3年3月3日に7月豪雨の反省点を踏まえた豪雨対応訓練を実施いたしました。本市職員のほか、熊本県、警察、消防、自衛隊から合計19名が参加し、豪雨時に本市と熊本県及び関係機関がしっかりと連携し、確実に状況の把握、情報の共有ができるよう訓練を行いました。

次に、7月の豪雨で市役所に被害はなかったが、白浜町の浸水被害を考えると十分被害を受ける可能性があったと思うが、そのとき、災害対応を行う市の機能を別に移す計画はあったのかとの御質問にお答えします。

市役所仮庁舎が被害を受け、使用ができない場合は、水俣市地域防災計画に基づき、もやい館、総合体育館(本館)の利用を計画しておりました。いずれも使用できない場合は、協定に基づき、水俣芦北広域行政事務組合消防本部の使用要請を考えておりました。

○議長(岩阪雅文君) 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございます。

また雨の時期がやってきます。それまでに考えられる全てのことをしていただきたいと思えます。

それでは、2回目の質問に入ります。

避難所対策についてですが、まず1つ目です。市街地の避難所には、洪水等で浸水被害が発生したときに避難できないこともあると思うが、そのような場合、市民の避難について、どのように想定しているのか。

2つ目です。

大規模な災害で多くの避難者が想定される場合、昨年エアコンが整備された学校施設の教室を開放する計画はないのか。

3つ目です。

湯出地区、久木野地区は、防災訓練でも孤立を想定して訓練しているように、特に孤立する可能性があると思うが、備蓄物資の確保や避難場所の環境整備等の対策は行っているのか。

以上、3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、1点目ですけれども、洪水などの浸水被害が想定されている市街地区の避難所には避難できないと思うが、そうした場合に市民の避難についてどのように想定しているかという御質問でございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、浸水想定区域内であっても垂直避難が可能な避難所につきましては、開設を予定しております。

2点目の大規模な災害等で多くの避難者が想定される場合、エアコンが設置されている学校施設の教室などを開放する計画はないかという御質問でございます。

災害の規模によっては、学校の教室の使用も可能と考えております。

3点目の湯出地区、久木野地区、こういった地区での孤立が予想される場所の備蓄や避難所の環境整備の対策を行っているかという御質問でございました。

御指摘のとおり、湯出地区、久木野地区には、土砂災害により孤立の可能性がございます。現在避難所の環境整備を行っておりまして、湯出地区では、湯の鶴温泉保健センターに防災マット、パーティション、空気清浄機等を整備し、久木野地区では、愛林館に防災倉庫を設置し、防災マット等を備蓄しております。また、今後、両地域においても食料品の備蓄も行っていく予定としております。

○議長（岩阪雅文君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、3回目の質問をします。

先日、新型コロナウイルス感染症の注意喚起で市長が肉声で防災行政無線を使い、注意喚起を行いました。豪雨時にも災害発生が予測されるとき、市長の肉声で放送を行ったほうがよいと思うがいかがか、1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員、3回目の御質問にお答えいたします。

災害の発生が予想される場合に、肉声での防災行政無線での放送を行ったかどうかという御質問でございますが、7月豪雨時には、人吉市や球磨村で市長、村長が防災行政無線を使いまして

肉声で住民に避難も呼びかけておられました。この放送により多くの市民の命が救われたと聞いております。市民の命の危険性が迫っているときには、私が直接避難を呼びかけたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時19分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

昨日3月8日は国際女性デーでした。国会に、地方議会に女性議員が増えるように願いたいと思います。

さて、3月を待たずコブシの花が咲き、先日の雨で既に散ってしまいました。そんな雨のある日のことですが、朝9時頃電話が入りました。認知症の知人が自宅に行ってみたらおられないというのです。3号線を探しているということでしたので、私も車で市街地を回るつもりで走らせてみました。結局、しばらくして家に戻ってこられたという電話を受け、安堵いたしました。このとき改めて高齢者を介護している家庭、医療、介護に関わってくださる方々の御苦勞を思いました。

さて、今議会には、来年度の当初予算が提出されました。80%シーリングということでの予算編成の中でも市民から納得できないという声が届いている事例があります。水俣の予算編成がコロナ禍の中の市民にますます苦境を与えることにならないか。特に、女性や弱い立場の方々が経済的に、心身的に苦勞することにならないか、その視点で今回は以下、3項目の質問をいたします。

第1項目ですが、新型コロナウイルス禍の中での水俣市の女性の状況について。

- ①、ひとり親家庭への経済的支援はどのようなものがあるか。
- ②、宿泊業、飲食店に働く女性の経済的な現状を把握しているか。
- ③、水俣市立総合医療センターの看護師の状況はどのようなものであるか。
- ④、外国人女性の経済的状況について把握しているか。

次に、大きな2番です。

水俣市の少子化対策について。

この質問のきっかけは、あるとき市内の方がおいでになって、私のところには3人子どもがいますが、誰も御縁がないのです。水俣市には婚活支援などはないのでしょうかという切実な声をこの議会に私は質問をしたいと思います。

- ①、これまで水俣市が行ってきた婚活支援はどのようなものであったか。
- ②、妊娠から出産後の支援策はどのようなものがあるか。
- ③、子育て支援のうち、新しい取り組みはあるのか。
- ④、若者の移住定住支援策として考えていることがあるか。

大項目の3です。

風力発電建設に伴う諸問題について。

水俣市への風力発電計画については、市民より昨年12月24日水俣市に対し反対の署名が1,905筆提出されております。

質問をします。

- ①、熊本県に建てられている風力発電はどれくらいあるのか。
- ②、風力発電による健康被害について把握していることがあるか。
- ③、風力発電建設に当たって土地所有者とのトラブルに地上権設定契約があると言われている。このことを把握しているか。
- ④、第3次水俣市環境基本計画では、森林の持つ水源涵養機能向上についてどのように考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス禍の中での水俣市の女性の状況については副市長から、水俣市の少子化対策については総務企画部長から、風力発電建設に伴う諸問題については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 新型コロナウイルス禍の中での水俣市の女性の状況について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、新型コロナウイルス禍の中での水俣市の女性の状況について、順次お答えします。

まず、ひとり親家庭への経済的支援はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

本市では、ひとり親家庭への経済的支援として、8月及び12月の2回にわたり児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方を対象として、国のひとり親世帯臨時特別給付金、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給しました。さらに追加給付として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方へ1世帯5万円を給付しました。また、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金補助金を活用し、10月にひとり親世帯への生活支援給付金として、対象世帯に1世帯2万円を給付しております。

このほかに、家庭生活支援員の派遣を利用したり職業能力開発のための講座を受講した場合や、各種専門的機関で就労や自立に結びつくような資格を取得しようとする場合に母子家庭等対策総合支援事業を活用していただくなど、ひとり親家庭を支援することを目的とする事業を行っております。なお、民間企業などからも本市のひとり親の会に対して、物品や金銭的な寄附が行われております。

次に、宿泊業、飲食店に働く女性の経済的な現状を把握しているかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが減少した宿泊業・飲食店があることは認識していますが、そこで働く女性従業員の経済的な状況については、把握しておりません。

次に、水俣市立総合医療センターの看護師の状況はどのようなものであるかとの御質問にお答えします。

現在のコロナ禍におきまして、看護業務に従事するに当たって、十分な感染防止対策をとった上で業務に当たっておりますが、日々緊迫した状況での業務でもあり、精神的、肉体的にも負担となっていることは理解しているところです。そのため医療センターでは、新型コロナウイルス感染症患者の看護等に従事する職員に対し、感染症等作業手当の支給や従事する職員が十分な休養を取れるよう宿泊施設を用意するなどの対応をしているところです。また、国際医療NGOのジャパンハートや熊本県看護協会から看護師を派遣していただくなど、看護師の負担軽減に協力していただいているところです。

次に、外国人女性の経済的状況について把握しているかとの御質問にお答えします。

先ほどの宿泊業、飲食店に働く女性の状況についての答弁と同様、売上げが減少した事業所等があることは認識しておりますが、外国人女性の経済的な状況については、把握しておりません。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので2回目の質問をいたします。

この質問をするに当たっては明確な数字というのが出しにくいだろうということは予想されました。それでもなお女性に特化して質問をいたしました。それはまず、この方たちに目を向けてほしいと、そのように思ったからです。

ヒアリングの事前審査において、女性ばかりじゃなく男性も頑張っているという御意見もお聞きしました。もっともなことです。

今回、女性に特化した質問をしたのは、女性がコロナ対策で苦境に立たされている、そのように思うからです。

昨年秋から、政府は新型コロナウイルスが女性の雇用や生活に与えた影響について、内閣府に研究会を設置しております。国連のグテーレス事務総長が女性と女兒をコロナ対策の中心にと述べられたことに呼応したことはなかったかと思っております。

もともと日本は、特にジェンダーギャップ、いわゆる所得の差でございますけれども、平均所得の差が先進国の中でも一番高く、それに加えて昨年7月の時点で非正規の働き手が同月より131万人減少、6割超が女性です。打撃の大きい宿泊・飲食業は、働き手の5割以上が女性の非正規雇用となっています。支援団体の調査では、シングルマザーの7割が雇用形態の変更、収入減に見舞われているとのことでもあります。

さて、水俣の女性はどのような現状の中にあるのでしょうか。

国・県からのコロナ対策支援金が重ねてございますけれども、困窮している状況があるのではないかと私は思いました。

水俣市連合ひとり親の会の関係者の方にお聞きしました。今どんな状況でしょうか。もちろんひとり親の家庭の中にも様々な条件の違いがございます。自分の親と一緒に近くに住んでいるという方や様々な条件が違うとは思いますが、その中でも今回、生活困窮と思われる方が、現状としておられるのか。つまり支援があっても、重ねて支援があっても、なお困窮している家庭があるのかということを質問の1番にしたいと思っております。

次に、社会福祉協議会、婦人問題相談員にお尋ねしました。コロナ禍の状況で、相談は増加傾向にあるのでしょうかというふうに問いました。確かにだんだんと増加をしております。外国人の女性や宿泊業、飲食店に働く女性の相談も受けました。そして、そのとき、自分たちがしたことは、仕事を失った方に対する仕事を紹介しているとか、様々な融資のこと、これは男の方にもそうですけれども、そういうこともあったというふうにお聞きをいたしました。

今後さらに長期か短期か、あらゆる業種を問わず、仕事のマッチングを進めることができないか。夜働いていた人は、例えば昼に働けるようにする、そういうことを水俣市のほうとしてもぜひ考えていただけないかと思ひまして、質問の2番にしたいと思っております。

そして3番目は、総合医療センターの皆さん、いわゆる3波の新型コロナ感染、またその対策の中で本当に緊張した日々を送られてこられたと思います。答弁中、国際NGOのジャパンハートや熊本県看護師協会からの看護師の派遣があったと聞きまして、少し安心をいたしました。全く状況がわからない中だったので、心配をいたしました。

そこで、質問につなげていきたいと思うんですけれども、医療センターの従事者の中からも今後また4波が起こるかもしれない。そのときのために体制確保に不安があるという声を聞いております。ただ、答弁の中で、具体的に様々な支援もあるというふうにお聞きしましたので、そのところは頑張っていたきたいというふうに思っています。

そして、質問の3番目ですけれども、この医療センターは何といても市の要になるところと思っています。医療を支えるために看護師のPCR検査、またワクチンの接種など対策が必要であると思いますけれども、今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

質問は、3つです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。

まず、1点目の様々な支援策が行われているところでありますけれども、困窮している事例については把握しているかという御質問だったかと思えます。

コロナ禍におきまして、福祉課で把握している困窮に関する事例は2例ございます。内容といたしましては、勤務先が閉鎖したため、収入減となり、生活が厳しいという話を聞いてもらいたいといった趣旨の御相談でした。これらに対しては、婦人相談員が懇切丁寧に対応しております。

2点目は仕事がなくなった人へのマッチングの事業についてのお尋ねでございました。

現在のところ、本市では仕事がなくなった方へのマッチング事業ございませんけれども、それぞれ個々により事情が異なるかと思えますので、まずは市役所に個別に御相談いただければ、関係部署や関係機関と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

3点目が医療センターにおける感染症を抑えるため、職員に対してPCR検査の方法等の拡充、またワクチンの接種の見通しはどのようなものかということでございました。

まず、PCR検査の拡充につきましては、先日の患者発生時においては、保健所の指示により、感染者の濃厚接触者の定義に該当する職員及び患者に対して、PCR検査を実施しております。濃厚接触者以外の接触者の検査につきましては、医療センターの判断でとのことでしたので、医師の判断によりPCR検査を拡充して実施しております。

また、発熱等の症状がある外来患者については、他の患者と交わらないように専門の診察室で診察を行い、感染が疑われる場合は医師の判断でPCR検査を実施するなどの対応により職員への感染を防いでおります。

このように医療センター内でPCR検査を実施できる体制を整えており、今後も早期に感染を発見することで感染拡大の防止に努めてまいります。

次に、職員のワクチン接種の見通しにつきましては、先ほど小路議員の御質問にもお答えしま

したとおり、水俣芦北圏域において先週3月6日に熊本県から1箱975回分のワクチンが医療センターに納品されたところです。水俣市芦北郡医師会において、感染症指定病院である医療センター職員から接種を開始し、その後、他の医療機関で順次接種が行われるよう調整がなされているところです。

なお、医療センターでは、3月8日から12日までの5日間で接種希望者634人にワクチン接種を実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたします。

やはり先手先手の感染拡大を抑えるためのことが必要であると思っております。何よりもPCRの検査の拡大、このことはきちんと捉えていただけないかというふうに思っています。

今後も総合医療センターの女性、そして全ての皆さんが困難な中で働いていかれることと思います。

2月22日の熊日の記事に県看護協会の会長さんの話載っておりました。不安を抱えながら中傷を受ける人もある中、懸命に使命を果たそうとしています。できれば感染を抑えることで看護師らを応援してほしいとありました。水俣市民として、心を一つにしたいことであると思っております。

そして、ひとり親世帯のことですけれども、少数ではありますけれども、やはり困窮をされているということをお聞きいたしました。ひとり親への支援、ぜひ水俣も今後も力を入れていただきたいと思っております。なぜなら、子どもたちは全て平等に幸せでなければならないと思っております。ひとり親であれ、夫婦であれ、どのような環境の中でもその子どもが豊かに暮らせるか。また、家庭内で暴力を受けたり、貧困に苦しんでいないか。そのことは大げさですけれども、これからの未来の社会、水俣をつくる土台になってくることだと思っております。全ての子どもがどんな環境にあれ幸せであることが必要であります。水俣もそのような施策を作っていく必要があると思っております。皆さんとともに努力してまいりたいと思っております。

最後に1つ質問をいたします。

近所にフィリピンからお嫁に来られた女性がおられるんですけれども、実情をお聞きしました。その中で思いましたのは、経済的にも自立していくためには日本語をもっと学び、日本の文化を知ることが必要であると私は思います。そのために日本語学校のような、または教室など持たないかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

外国人の女性の方が経済的に自立していくためには、日本語をもっと学び、日本の文化をよく知ることが必要だと思うけれども、日本語学校のような勉強の場が考えられないかという御質問だったと思います。

女性に限らず外国人の皆様にとって生活していくためには必要なことと考えておりますので、県の事業を活用するなどを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市の少子化対策について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、水俣市の少子化対策について、順次お答えします。

まず、これまで水俣市が行ってきた婚活支援はどのようなであったかとの御質問にお答えします。

本市においては、熊本県の少子化対策総合交付金を活用し、令和元年度より、結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進するため、未婚の男女の出会いを創出する事業を実施する団体に対して補助金を交付し、婚活支援を行っております。実施初年度であった令和元年度は、水俣市商工会議所青年部の婚活イベントに対し補助を行い、男女合わせて17名の参加があり、そのうち3組のカップルが成立したとのことでした。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業が中止となっております。

次に、妊娠から出産後の支援策は、どのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

平成30年12月に制定された成育基本法に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供されるよう適切な配慮が求められています。本市では、まず、妊娠が判明すると、母子健康手帳の交付に来所していただきます。原則、全ての妊婦と個別面談を行い、母子健康手帳を交付しますが、中には仕事や体調不良等の理由で他の家族が来所されることもあります。その際は、後日電話や自宅訪問を行うなど必ず連絡をとり、全ての妊婦の状態を把握しております。妊娠中の個別面談の様子や情報から、身体面、精神面、経済面、家族関係などでリスクが懸念される方については、本人同意のもと、医療機関や家庭相談員など関係機関と連携し、支援方針を共有しながら電話や訪問等で妊娠期からの継続的な支援を実施しています。

出産後は、医療機関等においてEPDS（日本版エジンバラ産後うつ病自己評価票）により、産後うつ病の評価を全ての産婦に実施しております。

評価の結果は、本人同意のもと、医療機関から情報提供書の送付があり、地区担当保健師を中心に、早期介入し、対象者の心身の状況を把握し、必要に応じて関係機関などとともに、心身等の支援を実施しています。

妊娠・出産・子育てに関する相談は、いきいき健康課や福祉課で行っているほか、こどもセンターに設置しております「地域子育て支援拠点」で相談対応を行っております。

次に、子育て支援のうち、新しい取り組みはあるのかとの御質問にお答えします。

2月26日に高岡市長が、令和3年度施政方針で述べましたとおり、まず、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的として、子育て世代包括支援センターを保健センター内に今年度末に設置し、さらなる母子保健事業の充実に努めてまいります。加えて、多くの家庭が、多岐にわたる悩みや問題を抱えている中で、問題解決に導くための子ども家庭総合支援拠点を福祉課内に今年4月に設置する予定にしております。この子ども家庭総合支援拠点が調整機関となり、子育て世代包括支援センターやこどもセンターに設置している地域子育て支援拠点と連携し、支援の一体性、連続性を確保しながら、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を構築します。

さらに、配偶者等からの暴力などにつきましては、現在婦人相談員が中心となって対応しているところですが、面前DVなどは子どもにも深刻な影響を与えることから、配偶者暴力相談支援センターを今年4月に福祉課内に新たに設置するとともに、子ども、女性等が心や体を傷つけられた場合にすぐに相談できるよう性暴力相談支援センターを設置し、さらなる支援を行ってまいります。

次に、若者の移住定住支援策として考えていることがあるのかとの御質問にお答えします。

本市では、これまで、県によるくまもと暮らし支援金給付事業を活用し、首都圏からの移住者に対する移住支援金の交付、市外から転入し、定住意思をお持ちの方が空き家を購入した場合の空き家改修補助等、各種支援策を講じてまいりました。

このような中、若者に対する支援策を含む施策としては、昨年8月、市のホームページ内に移住定住支援サイトを開設し、本市の紹介、住まいや暮らしの情報等を掲載いたしました。特に先輩移住インタビューでは、若い世代の生の声を画像つきで紹介し、本市への移住を希望される同世代の参考になるようにしております。

また、パブリシティにも注力しており、昨年12月には全国誌で、本市における田舎暮らしの様子が詳しく紹介されました。今後も、移住定住支援サイトの情報を拡充するなど、若者の移住定住に結びつく支援策に取り組んでまいります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

婚活の支援ですけれども、他の自治体を見ってみました。長野県の木島平村(きじまだいらむら)と読むんだと思いますが、スノボ体験をしている、伊豆、共通の趣味を生かすことを企画している、北海道中標津町では、冬の体験交流1泊2日、山形、恋する山暮らし、またひっぱりうどん、

たらの芽天ぶらを一緒に作ったり、七宝焼き、そば打ちなどを企画し、婚活イベントをしているという事例を読みました。

卑近の話ですけれども、私の近くの若者は7月の豪雨災害のボランティアで知り合い、結婚をしたという青年たちがいます。いろんな形での出会いがあります、水俣で言うと、今ミカンちぎりをしています。タマネギの収穫、山の草刈り体験、環境問題を考える、スイーツ作り、ジャム作り、地域の伝統を感じる田舎暮らし体験など、水俣への定住も促進する、そしておいしいものも食べてもらう、定住化策につながると思いましたので、体験型のお見合いを考えていただけないかと思い、これを質問の1にします。

次に、定住化策ですが、少子化にこだわって提案しますが、先進地事例をこれまでもいろいろと御紹介をしてきましたが、県境を越えた出水市ですけれども、水俣からの移住をよく聞きます。地代が安いということもあるのかもしれませんが、昨年も知人が家を探していたのですが、とうとう水俣では見つからず、出水に移住してしまいました。その方に聞きました。出水は、定住化策というのも大変充実しているよと聞きました。隣の町なのに、私はよく知りませんでした。悔しく思いながらホームページを見ました。言われるとおり、住宅についての補助が充実しています。そういえば、南日本新聞でも出水が頑張っているという記事を見たことがありました。

水俣にやはり住んでもらわないと私はいけないと思います。広域でいっぱいやれることはありますけれども、水俣に住んでもらいたい。少子化に歯止めがかからないと思っています。自治体間の競争であると思うのです。

出水の定住化策の中で、水俣市にも提案したいものがありましたので、申し上げます。

子育て世代の賃貸住宅の家賃を一部助成する子育て世帯定住促進家賃補助制度というものがありました。最長3年間のようなのですが、若い人が水俣に移住する支援になると思いますが、このような取り組みができないか、これを2番目の質問にします。

次に、子育ての支援策が充実していることには本当にありがたく思っています。出産後の精神的な対策なども出産前からきめ細かくしていただくことが重要なことと思っています。

子どもを残し命を絶った女性の事例を私は聞いています。ぜひ妊婦を励ましていただきたい。

そして3つ目の質問をいたします。

今回、子育てとも深い関わり合いのある家庭内での暴力への対処として、配偶者暴力相談支援センター、性暴力相談センターも立ち上げるということで喜んでおりますが、家庭内での暴力が起らないようにするための施策というのがあれば、回答していただきたいと思っております。

3つ質問いたしました。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1 番目は体験型のお見合いなどができないかという質問だったかと思います。

令和元年度に行われた婚活イベントについては、主催者の水俣市商工会議所青年部によりますと、花を特別なオイルに漬けて瓶詰めにすることで観賞用とするハーバリウム体験やポーリングが行われた後、1対1でのトークタイムを設け、市内の洋菓子店で作られたケーキや水俣和紅茶を飲みながらのフリートークが行われたと伺っております。

ミカンちぎりなどの屋外での体験というものは天候等に左右される心配がございますが、次回実施する団体に伝えておきたいと思います。

次の2点目の出水市が実施している子育て世帯定住促進家賃補助、このような制度を本市でも考えられないかという御質問でございました。

出水市のこの子育て世帯定住促進家賃補助、この制度について調べましたところ、令和2年3月に終了しているということでした。ただ、今後も様々な事例を参考にしながら検討してまいります。

3番目の質問は家庭内の暴力が起こらないようにするための施策があれば、お尋ねしたいということだったと思います。

家庭内の暴力が起こらないようにするための特効薬的な施策はありませんが、各センターの設置を機にこれまで以上にDVの正しい知識について周知徹底を図り、市民のDV防止に関する意識づくりを図っていくことが重要な施策と考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたします。

婚活のことなんですけれども、本当に取り組みをよろしく願いいたします。

重ねて質問いたしますが、私が以前聞いた婚活の取り組みの中では、余り当事者同士が話がはずまないということがあったというふうにお聞きしています。そこで、先日地区の婦人会の方ともお話をしたんですけれども、誰か経験豊かな人がその中に入って仲人役のようなことをしたらうまくまとまっていくのではないだろうかというような意見も聞きました。

そこでお尋ねします。

ボランティアで仲人役をしていただくような方を募集できないだろうかということを質問の1番にしたいと思います。

次に、子ども家庭総合支援拠点が今年4月に置かれるということで期待したいと思います。

その上で質問します。

既にもう一昨年になろうかと思いますが、女性議員の有志で徳之島に視察に行ったことがありました。長寿村として名高い島ですけれども、子どもを大切にする子宝島としても有名です。伊

仙町の出生率は2.81という日本でも有数なものですけれども、この徳之島は、昔から地域で子どもたちを育てる、我が子ども人の子も同じように育てていくという伝統があるそうです。それぞれの地域で様々な行事などに地域ぐるみで行ってきたということです。水俣もこの地域力を生かして、子育てをするような取り組みができないかと思います。

地域挙げての取り組みを少子化を抑えるために頑張っていきたいと思いますので、このことを質問の2番にしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

1点目の婚活イベントにおいて仲人役の方をボランティアで募集するということについていかがかという質問でございました。

婚活イベントを行う目的は未婚の男女が出会い、結婚をすることです。少しでも多くの方が結婚し、最終的に水俣市に居住していただけるよう、議員よりいただいた御意見を次回、実施する団体に伝えておきたいと思います。

2点目の地域を挙げての取り組みについてということですが、子どもの見守りについては現在既に地域ごとに様々な形で行われております。各地域で今後もより一層取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、風力発電建設に伴う諸問題について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、風力発電建設に伴う諸問題について、順次お答えします。

まず、熊本県に建てられている風力発電は、どれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

熊本県エネルギー政策課にお尋ねしたところ、ある程度の規模があるもので、熊本県で把握しているものでは、荒尾市、天草市、産山村、阿蘇市、西原村、小国町、南小国町に合計20基建てられているとのことでした。

次に、風力発電による健康被害について把握していることがあるかとの御質問についてお答えします。

風力発電による健康被害については、明確な資料がなく把握しておりません。

次に、風力発電建設に当たって、土地所有者とのトラブルに地上権設定契約があると言われて、このことを把握しているかとの御質問にお答えします。

現在のところ、地上権設定契約におけるトラブルについては把握しておりません。熊本県にもお尋ねいたしましたが、当該トラブルの発生等については把握していないとのことでした。

次に、第3次水俣市環境基本計画では、森林の持つ水源涵養機能向上について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

森林の持つ水源涵養機能を向上させることは、環境保全の観点から、重要な施策であると認識しております。このため、第3次水俣市環境基本計画に記載しておりますとおり、森林経営計画に基づいた除間伐、植林活動等、効率的な森林の施業と適切な森林保全を通じて、森林の持つ多面的機能を十分発揮させることにより、水源涵養機能の向上にもつながると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。2回目の質問をいたします。

6市町村と答弁いただきました。大型風力発電所があります。私は、各自治体に連絡をいたしました。荒尾市のグリーンランド風力発電所は、老朽化のため撤去、天草市の通詞島風力発電所は2基とも羽に傷がついて昨年からは動いていない。撤去するかどうか、建て替えるか検討中であるということでありました。次に、産山村のうぶやま牧場は、地震もあり老朽化をし、民間に譲渡したいというふうになっているということでもございましたが、まだ見通しは立っていないということでした。もし村で撤去をすれば、どうなるんでしょうかというふうにお尋ねしましたら、現在までの財源で残ったお金で賄うということになります。それでは純粋な村の利益というのがないのですねというふうにお聞きし、この事業の有益なことはCO₂の削減と考えられるのでしょうかとお尋ねしました。いや、ちょっとそのことについては私としてもお答えできない状況ですということをお答えになりました。

次に、阿蘇市の車帰風力発電の2基については、想定外の風の乱れに停止や故障が相次いで赤字になった、そのため民間事業者に譲渡したと言われました。西原村は、10基のうち1基が故障し、現在の会社、ジェイウインドにより全てを撤去した上で、5基を大型の風力発電に建て替えると言われました。最後に、小国町ですが、小国町はもともと町で始めたんですけれども、採算が合わずジェイウインドに譲渡したということでありました。

6つの自治体でありますけれども、私があるときに持った感想を申し上げますと、風力発電は停止や故障が多いということでもあります。そしてまた、採算が合わなかったという、そういう自治体もお聞きしました。

そこでお尋ねしたいんですけれども、質問の1番です。

水俣市に建設予定の風力発電は4,300キロワットと言われるまだ未知の大型風力発電でございます。日本にも建設されていないというようなものでございますけれども、長島町で言うと2倍ほどあるんですね。巨大であればあるほど、安定した風力が必要になってくると思われませんが、本当に採算が合うのか。仮に建設され、採算が合わず、もし撤退した場合、その撤去について責任が持てるのか。水俣市としてもその点は業者に責任ある回答を求めべきだと思います。これ

は、環境影響評価とは別の観点での確認と思っておりますので、これを質問の1番にしたいと思っております。

次に、風力発電による健康被害について答弁をいただきました。市としてこのような答弁でよかったのでしょうか。

健康被害については、12月議会で久留米大学の医学部の長島町での調査において、騒音、睡眠障害をどのように報告しているのかという私の質問に、これは議事録に残っております。風車から距離が近いほど騒音、睡眠障害が発生する比率が高いという答弁がありました。そう答えられました。騒音も睡眠障害も健康に及ぼす影響は大きいと私は考えています。

そこで、この調査というのは机上の調査でございますので、私は長島町の2つの地区の聞き取りをいたしました。風力発電所が連立する橋を渡って左側になりますけれども、瀬戸地区と馬込地区の2カ所で最初は1人で、2回目は2人で聞き取りました。合計45人ほどでした。

瀬戸地区では、うるさかったけれども、慣れてしまったという人もおられましたが、15軒ぐらいのうち5軒ほどから騒音がひどく、業者に言って二重サッシにしてもらった。早朝・夜中がうるさい。また、その下の方は1人の女性が出てこられ、建設されてからファンの回るような音が聞こえ、偏頭痛がひどくなった。ひどいときは、吐き気がするようなときがあるんですよと言われました。

そして、自治会のまとめ役をされたような方から、漁村の近くの方でしたけれども、業者のほうから説明会があり、最初はよか話ばかりだったけど、建ってから業者に交渉したりして改善してもらったりしたんですけれども結局音がずっとですよと言われ、そのとき、長島町の馬込地区というところに行ってみてはどうですかと言われましたので、私は1月の末に今度は馬込地区に参りました。この馬込地区では30軒ほどを2人で回りました。既に騒音などは慣れてしまって、この頃は気にならなくなったという人も多い中、建設した直後はとにかく風車の音がひどく、業者に言うと中国製の羽だったということでありました。その羽を替えてもらったことで少しは楽になりました。その話をお聞きした家では、風のひどいときだけでなく、鈍い音が気になるという報告もありました。この調査は、およそ聞き取りではありましたが、久留米大学の調査報告の一端を確認した思いがありました。ここで質問をします。

この回った地域が1キロメートルから1.5キロメートルの地域と思われませんが、この距離は全国的に見ても健康被害の報告があるわけです。水俣の3社の計画でおおよそ何件ぐらいがこの距離の中に入るのかを質問します。質問の2番です。

次に、地上権設定契約のことです。聞きなれないと思っておりますけれども、このことについて大変心配をしております。

答弁をいただきましたが、これについては個人のプライバシーもありまして、事例を具体的に

指摘はできませんけれども、地域は申し上げることができます。鳥取市、新潟県柏崎市、兵庫県美方郡新温泉町など全国7カ所に及んでいます。問題になっているのは、業者が地権者から土地を買収する際、30年から50年その土地を自由にできます。地権者は、契約を解除できない、この契約は、事業者にも有利にできており、事業者は採算の合わない場合、一方的に解除ができるんです。そのため、風車の撤去費用は地権者や自治体に押しつける可能性がある。取り付け道路を含め、その懸念を考慮しておく必要があると私は思っています。水俣市にとっても、地権者にとっても、大変不利益なことになる。そこでお尋ねいたします。

現在、事業者が先行して地権者との交渉を行っている事例を把握しているのか。これが3つ目の質問です。

さらに、水俣市第3次環境基本計画における水源涵養機能向上のための施策の答弁をいただきました。12月議会においてもこの64基の風力発電所を建設するのにどれぐらいの山林を伐採することになるのかをお尋ねし、取り付け道路などを入れず、答弁書にあります、議会議事録ですね、19万2,000平方メートル、19ヘクタールという答弁がありました。これは取り付け道路は入っていません。風力発電など山間地に建つわけですけれども、これはCO₂を排出しない有効なものであるということで進められてきましたけれども、一方で森林は涵養能力があり、災害を防ぎ、またCO₂を吸収する重要な役目を担っています。地球温暖化の大きな要因に森林の伐採、減少があります。水俣市が森林を伐採し、これ以上太陽光発電も含めて事業を認めていくことは、環境基本計画との矛盾になると思いますがいかがですか。これが4つ目の質問です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の2回目の御質問にお答えいたします。

4点、ございまして、まず1点目は、風力発電の事業者が建設にも問題があるが、撤去するまでの責任が持てるのかどうか、確認をする必要があると思うがいかがかという質問です。

資源エネルギー庁が定める風力発電の事業計画策定ガイドラインにFIT認定における計画策定時に事業終了時の発電設備の撤去等に係る廃棄費用やその積立額の記載をすることが求められています。なお、市としましても今後行われる事業者の説明等の中で確認をしていきたいと考えております。

2番目は風力発電から1キロメートル、1.5キロメートル、2キロメートル以内の住宅数がどれだけあるかという御質問です。

今回、風力発電事業を計画している出水、水俣ウインドファーム事業と肥薩ウインドファームは、事業実施区域が重複しておりますので、肥薩ウインドファームの事業範囲内で住宅数は環境影響評価方法書による水俣市内の風力発電機器設置予定範囲から1キロメートル以内の住宅数は64戸、1キロメートルから1.5キロメートル以内が127戸、1.5キロメートルから2キロメートル以

内が64戸となっております。

次に、大関山風力発電事業では、住宅数の記載はありますが、地区別の数値が記載されておらず、芦北町及び球磨村の住宅数が含まれた数値となりますが、1キロメートル以内が18戸、1キロメートルから1.5キロメートル以内が103戸、1.5キロメートルから2キロメートル以内が196戸となっております。

3番目の御質問ですが、地上権設定契約についてのトラブルが心配されるけれども、業者と地権者の交渉が始まったかどうか、市が把握してるかという御質問です。

用地取得状況について、事業者を確認しましたところ、現在環境アセスメント制度に基づく様々な調査を行っている最中であり、国県所有の土地については、必要な事前協議を行っている段階と伺っております。なお、事業用地の取得については民有地を含め、具体的な交渉の段階には至っていないとのことです。

最後4つ目の御質問です。

森林を伐採することで、その保水力に影響があるのではないかと。環境基本計画の施策と矛盾することになるのではないかとという御質問ですが、環境基本計画では、森林経営計画に基づいた民有林の効率的な施業や適切な森林保全について述べております。水源涵養保安林は、民有林のほか、国有林も含まれていますので、水源涵養保安林の伐採が即環境基本計画の施策と矛盾するとの御指摘には当たらないものと認識しておりますが、森林の伐採による保水力及び地下水への何らかの影響が発生すると考えております。

このため、関係する環境影響評価方法書において、市長意見として地下水への影響を調査するよう指摘したいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

環境基本計画での森林保全の答弁をいただきました。今、この森林の涵養、保全、植林については、世界的な取り組みとしてREDDという仕組みがあります。つまり、今までは森林を伐採し、先進国などに供与をしていた国が自国では植林などに取り組み、大企業などのCO₂排出に供与する。つまり、国同士のカーボンオフセットにより対価をもらい、しているところは、中南米とかアフリカなどが挙がっておりましたけれども、例えばアフリカでは、内戦で荒れたウガンダなどは大地を緑に戻し、農業も戻していく、自国の森林、環境は守ることができるということで、この仕組みを取り入れたいということで、今世界中で広がっている流れだということをお聞きしております。これも、森林のCO₂吸収を地球規模で向上させる取り組みであります。世界中の国々で今、森林保護へ向かい、CO₂を削減するという動きがあるわけです。

また、県内では、市長も御覧になったかと思えますけれども、昨年12月31日、熊日新聞に、

災害地であった球磨村の構想として、森林活用CO₂排出ゼロ構想というのが一面トップで載っておりました。これはいろいろな施策と重なってはいるんですけども、カーボンオフセットを希望する企業に対し、国の制度を活用し、村の吸収量を販売するというものです。水俣市は、山間地に土砂災害や水質汚染を招く再生可能エネルギーで対価を得るより、森林を保全し、その対価を獲得し、水俣の農業や市民の暮らしを守る方法を目指すべきではないかと、このときに私は思いました。

また、再生可能エネルギーの中でも様々な取り組みが始まっています。水力発電もその一つありますが、今政府が乗り出しているものに水素の利用というのがございます。この水素実用化のことでは、現在三井物産で水俣出身の若者が地球温暖化に寄与したいと取り組んでおります。水素のあらゆる可能性を探り、現実に諸外国と提携を進めています。実用化には壁がありますが、そこに書いてあったのは、自治体、政府との政策において必ずや解決できるということを書いておりました。

私は、再生可能エネルギーといえど、市民の暮らしと調和した、しかも水俣市民が納得できることを進めていく必要があると考えています。

次に、最後の質問につなげていきたいと思えます。

長島町の睡眠障害、騒音障害について、聞き取りの一端を申し上げました。

全国では、伊豆、三重、北海道石狩などが挙げられているわけですが、1つの資料がございます。静岡県伊豆市の三井大林熱川自治会の第3回風車騒音被害調査結果「風車停止による健康被害の改善」というものであります。これは、3回にわたって行われました。2009年、風車ブレードが破損いたしまして、風車が停止したことを機会に住民がどのように苦痛から解放されたかを調査することにより、風車被害の範囲、大きさを調べたものであります。およそ120人だったんですけども、その中で回答されたのは77人でしたが、風車からの距離は1キロメートル以内、いろいろ、不眠、吐き気、頭痛、14項目について調査をしました。その調査によると、全体の改善率は82%でした。被害の性別の差はなかったそうです。

住民の感想があります。1、とにかく静かになった、平和。2、風車の回る音がなくなりストレスがなくなった。3、耳鳴りがなくなった。4、動悸がなくなった。5、今年度は調整運転のためか耳の痛み、リンパ腺の腫れがなくなった。今は快適です。6、体を走る感覚を実体験しました。頭を破壊される感覚、人間として生きる権利を奪うものです。7、犬の散歩も安心して歩け、楽になりました。風車の停止で血圧も正常値になりました。また、点滅などの煩わしさがなくなりました。頭がすっきりし、心が楽になりました。まだまだ感想が多くありますが、この風車が止まってからの健康調査をやむにやまらず住民の思いがあってやられたことだと思っています。その最後には、建ってしまったらおしまいなんです。逃げ場がないのですと書いてありました。

せめて夜間の発電だけでも止めてほしいと国会でも議論になったということも聞いております。

この調査は、1キロメートル以内ということですが、海外では、風力発電からどれくらい離れることが好ましいかという指針については、国々で違ってきます。例えば、4キロメートルであったり、15キロメートルであったり、各国で議論があり、最大8キロメートルまで低周波音が問題になったところもあります。

ここで、市長にお伺いをします。

この1キロメートル、15キロメートル範囲内には水俣では100戸以内ということですが、15キロメートル、2キロメートルまでは睡眠障害などの結果が出ているわけですね、長島町とかで。そして、水俣では計画地近くに石飛のお茶生産者、ブルーベリー生産者、湯出の温泉街の方々、久木野寒川地区の方々、顔が浮かんできます。健康だけでなく水源の問題など大変心配をされています。このような市民の不安に耳を傾けていただけないか。まずは、住民の思いを聞いていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。これが質問の1です。

それから、この計画予定の各地域の方々が代表となり、追加署名を市長に届けるということで、今進んでおりますが、その折には、ぜひ市長自らがお受け取りいただけないか、受け取っていただくことができるかどうか、これを最後に質問したいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、不安を抱く市民がいるがどのように寄り添っていくのかという御質問です。

12月議会における藤本議員への答弁でも述べましたとおり、事業者に対し市民の不安を解消するよう検討していただき、必要な調査をはじめ、環境影響の回避や軽減及び事業計画について丁寧な説明を求めてまいります。

2点目の署名の受け取りについてですが、そのときの状況によって判断をさせていただきます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは、日本共産党の平岡朱です。

2011年3月11日の東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から間もなく10年、震災の前日に生まれた息子は、明日で10歳の誕生日を迎えます。今を生きる私たちが、防災やエネルギーの在り方、また命の尊さについてしっかりと考え、これからを生きる子どもたちのためにも、今できることに一つ一つ取り組んでいこうと、改めて決意し、以下、質問に入ります。

大項目1、大規模風力発電計画について。

①、現在、配慮書に対する市長意見を踏まえた県知事意見書について、事業者の見解が出されているが、この見解について市長はどのような認識をお持ちか。

②、市として風力発電を計画している事業者に対し、丁寧な説明を求めていきたいということであったが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者による説明会が開催されない中、市として事業者に対しどのような対応を求めていくのか。

③、計画中の風力発電が設置された場合、市に入ってくる固定資産税はどれくらいで、純粋な収入増となるのはその何%か。またその根拠は何か。

④、第3次水俣市環境基本計画の施策3「低炭素社会の実現」で再生可能エネルギーの活用については課題も出されており、メリット・デメリットそれぞれあると思うが、今後の水俣市のまちづくりと照らし合わせて市長は、この風力発電計画に対しどのような意見をお持ちか。

大項目2、放課後の児童の居場所について。

①、令和元年度からの年度初めの学童クラブの待機児童数はそれぞれ何名か。

②、学童保育の設備基準は、専用区画について児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと定められているが、公設の学童クラブにおいて実際児童が過ごすことのできる面積でこの基準を満たしているのか。

③、放課後の児童の居場所として、学童クラブ以外にどのようなものがあり、どのような状況か。

大項目3、生活保護制度について。

①、生活保護の申請の際に、申請した人の親族に連絡し、援助ができるかどうかを問い合わせる扶養照会で、実際に金銭的な援助につながったケースは過去3年間それぞれ何%か。

②、昨年、厚生労働省より生活保護相談者の申請権を侵害しないよう幾つかの事務連絡が出されており、今年1月26日、参議院予算委員会では厚労大臣から扶養照会は義務ではないとの答弁があった。これを受けて本市での扶養照会について、今後どう対応されるか。

大項目4、水俣病教訓発信事業について。

①、水俣病教訓発信事業は、これまでどのような成果があったか。また、来年度の事業計画内容とその目的は何か。

②、財源の内訳はどのようなになっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、大規模風力発電計画については私から、放課後の児童の居場所について及び生活保護制度については福祉環境部長から、水俣病教訓発信事業については副市長から、それぞれお答えします。

まず、現在、配慮書に対する市長意見を踏まえた県知事意見書について事業者の見解が出されているが、この見解について市長はどのような認識をお持ちかとの御質問にお答えします。

水俣市内に計画されている風力発電事業者3社の計画段階環境配慮書に対する熊本県知事意見への事業者見解を拝見いたしました。知事の指摘に対してほとんどの事業者が「できる限り影響の回避、低減に努める」という見解でした。そのうち、配慮書の知事意見では3社のうち2社に対して、事業実施による地下水への影響について考慮するよう指摘されており、それに対し、2社の回答は「十分検討する」「保全計画を策定する」でしたが、環境影響評価方法書において2社とも「地下水への影響」については調査項目に挙がっておらず、そこで方法書に対する市長意見として地下水への影響を調査するよう指摘したいと考えております。

次に、市として風力発電を計画している事業者に対し、丁寧な説明を求めていきたいということであったが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者による説明会が開催されない中、市として事業者に対してどのような対応を求めていくのかとの御質問にお答えします。

当初、環境影響評価方法書説明会は3社とも計画されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりその説明会が中止になりました。しかし、事業者は3社とも説明会の開催に意欲的であり、3社のうち1社から4月に説明会を開催したいと打診がきており、ほかの2社についても説明会開催の予定であり、現在日程を検討しているとのことでした。

次に、計画中の風力発電が設置された場合、市に入ってくる固定資産税はどれくらいで、純粋な収入増となるのはその何%か。またその根拠は何かとの御質問にお答えします。

風力発電が設置された場合、機械設備などの償却資産及び土地の地目等の変更による固定資産税の増加が見込まれます。償却資産は、毎年1月1日に資産を所有している者からの申告方式が採られています。資産の取得額及び耐用年数などに基き評価します。現時点では、申告がないため固定資産税額の算出はできません。また、土地に関しましても、毎年1月1日現在の現況により雑種地、山林等の課税地目を判断し、評価するため、同様に算出できません。

純粋な収入増となるのはその何%かという点につきましては、本市は普通交付税の交付団体で

すので、税収の増減は、普通交付税の交付額に影響します。普通交付税は、原則として税収入の75%が基準財政収入額に算入され、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額が交付基準額となります。そのため、他の要素を全て除き理論上は、市税の増収があったとき、市税と普通交付税の合計で、増収分の約25%が純増する制度になっています。その根拠につきましては、地方交付税法に規定されています。

次に、第3次水俣市環境基本計画の施策3「低炭素社会の実現」で再生可能エネルギーの活用については課題も出されており、メリット・デメリットそれぞれあると思うが、今後の水俣市のまちづくりと照らし合わせて、市長はこの風力発電計画に対しどのような意見をお持ちかとの御質問にお答えします。

まず、今後のまちづくりの考え方として、本市は、昨年7月にSDGs未来都市に選定されましたが、SDGsの考え方に基づき、様々な視点を持って、温室効果ガス排出量の削減に努めつつ、景観、自然環境、生態系、生活環境に十分な配慮を行い、持続可能な地域づくりの達成に取り組んでいきたいと考えております。

現在、本市において、民間事業者による3つの風力発電事業が計画されておりますが、それぞれの事業者において、環境影響評価法に基づき、調査や手続が進められております。3社とも、環境影響評価方法書の段階でありますので、内容を精査し見極めてまいりながら、必要な意見を述べてまいりますとともに、当該事業については、市民の皆さんの十分な理解が必要であると思っておりますので、事業者に対して、丁寧な説明を求めていきたいと考えています。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 まず、固定資産税についてですが、以前議会の中で風力発電の風車1基当たり20年間で約5,000万円から1億円の固定資産税が見込めるとの試算もあり、10基あれば10億円とか、経産省が今大体決めていることが1基建てることによって地元で500万ぐらいの金が毎年落ちて、それが10基できた場合には5,000万、それが20年間ずっと続くと、このような発言がありました。

このような試算方法もあるのかもしれませんが、昨日、経済産業省に確認してみたところ、経産省のホームページの調達価格等算定委員会というページに設備投資の際、1キロワット当たり、幾らくらいかかるかを示す資本費というものが掲載されており、それに出力ワット数をかけて、固定資産税の算出方法の計算をすれば、仮の数字は出せるかもしれないが、設備の規模にもより、資本費もあくまでも平均値であるため、実際に運転を開始した時点でないと、試算そのものは難しいとのことでした。

ここ水俣での、しかもこれだけ大規模な風力発電計画が、どういう影響を及ぼすのか。まさに今、環境影響評価の手続が行われている中で、市の税収が増えるという表現が住民の中で一つの判断材料になりかねないということに、私は大きな不安を感じています。

今、市長にお答えいただいたように、水俣市での風力発電計画の場合、固定資産税について「現時点では算出ができない」ということが事実です。また、地方交付税法の規定により、市税の増収があったとき、つまり、固定資産税が入ってきた場合も、理論上、純粋な収入増となるのは、増収分の25%であり、この事実を市民に伝えた上で判断していく必要があると思います。

事業者の説明会については、3社とも開催の予定があるということでしたが、昨年9月定例会で、水俣市として事業者に対し、法令に基づくアセスメントに加え、水俣市のガイドラインにもとどり、地域住民への早い段階での十分な計画内容の説明や必要な調査の実施など、対応を求めてまいりたいとの答弁があります。また、先ほどの答弁でも事業者に対して、丁寧な説明を求めていきたいとのことでした。

市のガイドラインでは、事業者に対し、近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めてくださいとしてあります。実際に、市民からは、例えば、亀齢岬の景観、寒川水源への影響など、それぞれの地域での心配事が聞かれています。そこで1つ目の質問です。

事業者に対し、アセスメント上の説明会とは別に、一般の市民にも分かりやすく、地元の住民が何でも尋ねられるような市民説明会の開催をできるだけ早く求めていただけないでしょうか。これが1点目です。

また、今回のようなこれだけ大規模な風力発電計画があるならば、まずは、市民へ広く周知することが本当に大切だと思います。良いも悪いも、正確な情報なしに判断することはできません。そして、その情報はできるだけ多めにこしたことはありません。2点目の質問です。

環境影響評価の手續上、配慮書に対する市長意見を踏まえた県知事の意見書が出されましたが、配慮書に対する水俣市長の意見を市民に公開していただけないでしょうか。これが2点目です。

そして、第3次水俣市環境基本計画の施策3「低炭素社会の実現」では、現状というところで風力発電についても、大関山周辺・鬼嶽周辺・矢筈岳周辺で検討されていますと触れられているわけですが、市の取り組みとしては、以下のようなものが挙げられています。一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進を行います。再生可能エネルギー発電事業を検討する事業者に対し、地域で設備の適切な設置がなされるよう、計画の段階から助言やサポートを行いますと書かれています。また一方で、再生可能エネルギーの活用については、現時点において、天候等の自然条件にも左右されやすく出力が安定しない、発電コストが割高である、景観・自然環境・生態系・生活環境に影響を与える等の課題を抱えていますと、課題についても挙げられています。

ここで3点目の質問です。

このような水俣市環境基本計画に掲げてある市の取り組み、また、課題と照らし合わせたときに、今回の風力発電計画が水俣市のエネルギーとして効率的に活用されていくとお思いなのかどうかお聞かせください。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の2回目の御質問にお答えいたします。3つございました。

まず、1点目が、アセス上の説明会とは別に市民説明会の開催を求めてもらえないかという御質問でございます。

先ほどの答弁でお答えいたしましたとおり、中止になった事業者による説明会の開催を求めています。その説明会において事業内容について説明をされますので、不明な点や御心配な点等については、その場で質問していただければいいかというふうに思っております。よって、別の説明会の開催を要求することは考えておりません。

2点目の配慮書に対する市長意見を公開してもらえないかという御質問です。

公文書の開示を請求していただければ、水俣市情報公開条例の規定に基づき開示をいたします。

3点目の水俣市のエネルギーとして効率的に活用されていくと思っているかどうかという御質問でございました。

本市に計画をされています風力発電事業で発電された電気は事業者による売電での収益を目的として計画がされておりますので、現時点においては本市の市民が直接利用できるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 最後に1点だけ、お伺いいたします。

ここ水俣は、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破壊と健康被害を経験しました。今回ここ水俣での、しかもこれだけ大規模な風力発電計画を前に水俣病を経験したまちだからこそ、より慎重に判断していく必要があると思っております。

慎重な判断をしていくために、この計画について市長自身がどのような意見をお持ちなのかも含め、できるだけたくさんの情報を市民に広くお伝えいただきたいと思いますが、そのことについて、市長はどう思われるか、考えをお聞かせください。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の3回目の御質問にお答えします。

公文書等が今できておる段階で、私の意見としてはその中で市長意見として述べさせていただいております。

また、これからも事業者に対しては丁寧な説明を引き続き行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、放課後の児童の居場所について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、放課後児童の居場所づくりについて、順次お答えします。

まず、令和元年度からの年度初めの学童クラブの待機児童数はそれぞれ何名かとの御質問にお答えします。

令和元年度は24名、令和2年度は21名であり、令和3年度は現在のところ12名の見込みとなっております。

次に、学童保育の設備基準は、専用区画について児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと定められているが、公設の学童クラブにおいて、実際児童が過ごすことのできる面積でこの基準を満たしているのかとの御質問にお答えします。

現在、公設学童クラブ3施設は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上で定員を定めており、実際の利用者につきましても、おおむね基準を満たしております。

次に、放課後の児童の居場所として、学童クラブ以外にどのようなものがあり、どのような状況かとの御質問にお答えします。

厚生労働省と文部科学省が連携して進めている放課後児童対策である新・放課後子ども総合プランでは、学童クラブのほかに、余裕教室等を活用し地域の方々の参画を得て、子どもたちに体験活動などを実施する放課後子ども教室が挙げられておりますが、本市では現在実施しておりません。

また、児童が自宅など以外で放課後を過ごす方法としては、小学校の運動部活動が社会体育に移行したことに伴い、社会体育クラブで実施されているスポーツ活動に参加することや、水俣市こどもセンターの安全な遊び場として利用することができる児童館事業を利用して放課後を過ごすことができることがあります。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2019年、地方分権一括推進法の成立により、放課後児童支援員の配置基準が、従うべき基準から参酌すべき基準へと変えられ、学童保育の質の確保が全国的な課題となっている中で、本市の来年度予算案では、支援員の質の向上や処遇改善の促進により、児童の安全・安心な居場所を確保する目的で、これまで民設の学童クラブに出されていた放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業が丸々カットされています。キャリアアップや処遇改善等により、職員の給与が改善されています。この処遇改善の補助が丸々なくなることにより、職員の給与が減額、もしくは退職を余儀なくされる場合も想定され、大変懸念しております。

学童クラブの現場は、日々、家庭や学校などの関係機関と連携を取り合いながら、子どもたちが安心して過ごせるようにと本当に様々な工夫を凝らしながら運営しておられます。その上、コロナ禍の中、密を避けるための配置の工夫や子どもたちへの注意喚起、消毒作業等も行いながら、指導員不足により、ぎりぎりの体制での対応を余儀なくされています。

面積基準については、実際に児童が過ごす面積で、児童1人につき1.65平方メートル以上の基準をおおむね満たしているとのことでしたが、実際の現場はなかなか大変な状況です。場所が狭く、玄関で宿題をしたり、室内で会話する際は至近距離でも声が聞き取りづらいときがあったり、テレビを使用する際は最大音量にされているような状況です。

支援員は、密になるのは避けたいけど受け入れたいとおっしゃいます。学童クラブを必要とする児童や保護者に応えるためにほかなりません。しかし、実際には、毎年待機児童がいるというのも現状です。

また、子どもたちの過ごすスペースについては、日常的に十分とは言えない上に、コロナ禍の中、余計に広さの確保が必要かと感じています。

そこで、以下3点質問いたします。

1点目に、公設の学童クラブについて、今後定員の見直しを行うお考えはあるのか。

2点目に、令和元年の6月定例会で、学童クラブについては、引き続き新設及び増設の検討を進めたいとのことであったが、その後の進捗状況はいかがか。

そして3点目に、先ほど放課後子ども教室については、実施していないとのことでしたが、放課後子ども教室が実施に至っていないのはなぜか。また、その課題は何か。

以上、3点お伺いします。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

私からは1つ目と2つ目について回答いたします。

まず1つ目が公設の学童クラブにおいて今後定員の見直しを行う考えはあるのかとの御質問だったと思いますけれども、現在も一部の公設学童クラブでは高学年の児童を中心に待機児童が発生している状況でありますので、定員を減らす等の見直しを行う考えはありません。

2つ目ですけれども、令和元年6月の定例会で学童クラブについては引き続き新設及び増設の検討を進めたいとのことであったが、その後進捗はどうかということでしたけど、令和2年4月に民間の学童クラブの新設が1カ所ありましたので、今後公設の学童クラブの新設及び増設は考えておりません。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私からは、3つ目の御質問にお答えをいたします。

放課後子ども教室が実施に至っていないのはなぜか。またその課題は何かという御質問でした。

放課後子ども教室は、児童の体験活動を主な目的としております。現在の状況として、各学校においては土曜授業などを活用して地域の方などを講師とした体験活動などを積極的に取り組んでおります。教育委員会といたしましても、地域と学校をつなぎ、活動をコーディネートする地域学校協働活動推進員を配置して、支援を行っておりますので、これまで以上の放課後の体験活動の充実の必要性はないと考えております。

また、放課後子ども教室を既に実施されている自治体でも学童クラブのように生活の場の提供とは異なりますので、多くは授業がある日の週一、二回程度の実施となっております。また保護者のお迎えではなく、児童が1人で安全に帰宅する時間帯までの実施となりますので、放課後の居場所を求める共働き世帯などの不安解消にはつながらないと考えております。

放課後子ども教室を実施する場合の課題につきましては、予算だけでなく余裕教室の確保、活動支援員やサポーターの確保、体験活動を実施する地域人材の確保などがあります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 とにかくまず、現場の状況を把握していただきたいと思います。

設備基準の面積はおおむね満たしているとはいえ、子どもたちが過ごすには十分な広さとはいえない環境の中で、定員の見直しは行わない、毎年待機児童がいる中で、新設も増設も考えていない、また、放課後子ども教室の活用等も難しいと、このような状況の中で、では一体、放課後の児童の居場所について、今後どのようなことができるとお考えなのか。そもそも待機児童を解消しようと思っているのか、その考えをお聞かせください。

3回目最後の質問は、以上1点です。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

放課後の児童の居場所についてですけれども、最初の答弁でもお答えしましたとおり、現在公設学童クラブの定員は基準を満たしております。また、待機児童は、公設学童クラブのみを見ますと発生しておりますが、民設の学童クラブをも含めると、待機児童は解消されている状況です。

市としましては、校区外の民設学童クラブを利用する場合は、タクシー等による送迎の支援も行っているところですので、民設学童クラブも含めて活用していただきたいと考えております。

なお、福祉課としましては、各学童クラブの状況は常に把握しながら、その都度対応しております。コロナ禍においては、公設の学童クラブの閉鎖時に一部の小学校を放課後の児童の居場所として対応していただいたこともありますので、引き続き状況に応じて学校や教育委員会と連携

して対応したいと考えております。

さらに、こどもセンターについては、利用促進を図るため、毎月センター通信を各小中学校や公設学童クラブへ配付しており、現在二小、袋小など、一小校区外からの来館もありますので、今後も幅広く利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、生活保護制度について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、生活保護制度について、順次お答えします。

まず、生活保護の申請の際の申請した人の親族に連絡し、援助ができるかどうかを問い合わせる扶養照会で、実際に金銭的な援助につながったケースは過去3年間それぞれ何%かとの御質問にお答えします。

本市における過去3年間の実績は、まず平成30年度が、申請件数38件、扶養照会件数82件、そのうち金銭的援助があったものが2件で全体の2.4%でした。令和元年度は、申請件数51件、扶養照会件数75件、そのうち金銭的援助があったものが1件で1.3%、今年度については、1月末現在で、申請件数24件、扶養照会件数25件、そのうち金銭的援助があったものが1件で4.0%となっております。

次に、昨年、厚生労働省より生活保護相談者の申請権を侵害しないよう幾つかの事務連絡が出されており、今年1月26日参議院予算委員会では厚労大臣から「扶養照会は義務ではない」との答弁があった。これを受けて本市での扶養照会について今後どう対応されるかとの御質問にお答えします。

参議院予算委員会での大臣答弁後、厚生労働省から県を通じ、令和3年2月26日付で生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについての一部改正が行われ、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等についての通知が発出されました。その通知により、扶養照会は、扶養義務の履行が期待できると判断された者に対して行うものであること、扶養義務者による扶養の可否は、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないことなどについて、改めて周知・確認がなされました。

本市におきましては、今後も国の実施要領などにに基づき、申請者への丁寧な聞き取りを行い、扶養義務履行の可能性について判断し、適正な生活保護行政の実施に努めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 生活保護は、憲法25条で定められている健康で文化的な最低限度の生活を保障するものですが、この生活保護を利用しようとする際、申請や相談をためらう大きな原因となってい

るのが扶養照会です。

私も実際、市民からの相談を受ける中で生活保護の話を持ち出すと、とにかく家族には迷惑をかけたくない、家族にだけは知られたいと抵抗され、食費などを切り詰めてぎりぎりの生活を送りながらも、申請の相談そのものをためられるというケースがありました。

水俣市でのここ3年間の状況を調べていただきましたが、扶養照会で金銭的援助につながったのは答弁のとおりほんのわずかです。このような実態にもかかわらず、担当職員がこういう業務に膨大な時間を割かれることは不合理だと感じます。

先ほどの答弁にもありました先月26日付の厚労省の通知の内容は、例えば照会が不要になるケースを20年間音信不通から10年程度に改めるなど、わずかな修正は見られたものの、扶養照会は義務ではないとした国会での答弁をその言葉どおり運用しているとはとても言いがたく、扶養照会があるから申請したくないというケースがないよう、今後も国に対し、抜本的な見直しを求めていく必要があると思います。

また一方で、ほんの一部の不正受給者に対するバッシングなどが大きく報道される中で、生活保護を申請することに引け目を感じる方が多いという現実があります。コロナによって、仕事を失うなどしている現役世代はもちろんのこと、子どもからの仕送りが途絶え、生活の質を大きく低下させている年金者もおられる中、生活保護を受けることは権利です。命を守るためにためらわずに申請してくださいという自治体からのメッセージが今大変重要になっていると思います。

そこで、まず1点目の質問です。

生活保護を必要とする方が、より相談しやすい環境を作るために、ホームページや広報等で、ためらわずに御相談くださいという積極的なメッセージを出してはどうかと思いますがいかがでしょうか。これが1点目です。

また、厚生労働省からの通知を受けて、保護申請書をホームページからダウンロードできるようにするなど各自治体、様々な工夫が進められています。相談される際はこれらのものをお持ちいただくと具体的な相談ができますなどの事前の情報提供もその一つです。

また、厚生労働省は、生活保護の申請について、よくある誤解というものをホームページの目立つところに掲載し、持ち家がある人でも申請できることや同居していない親族に相談しなくても申請できることなど説明しています。

2つ目の質問ですが、このように、水俣市においても住民が生活保護について相談する際のハードルを少しでも下げるためのさらなる手だてがとれないかと思いますがいかがでしょうか。

質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、ホームページや広報でためらわずに御相談くださいとか、積極的なメッセージを出してはどうかという御質問だったと思います。

本市のホームページでは、生活支援というページで生活保護の制度について基本的な情報を掲載しております。ホームページの構成については見直す予定でありましたので、参考とさせていただきます。

また、市の広報紙においても生活困窮者の支援制度を紹介する記事を掲載する際には生活保護の制度について分かりやすく発信したいと思っております。

2つ目の質問ですけれども、住民が生活保護について相談する際のハードルを少しでも下げるためのさらなる手だてがとれないかという御質問だったと思いますけど、本市では現在でも相談しやすい体制づくりを心がけており、例えば、来庁することが困難な方からの相談があった場合は、こちらから訪問して対応しておりますが、さらなる手だてとして、先ほども申し上げましたとおり、本市ホームページ等を活用し、生活保護制度の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今、答弁にありました水俣市のホームページ上の生活支援というページ、また活用されているパンフレットは、表現もやさしく分かりやすい発信を心がけておられる工夫が見てとれます。そんな本市の相談しやすいさらなる取り組みに期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣病教訓発信事業について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣病教訓発信事業について、順次お答えします。

まず、水俣病教訓発信事業は、これまでどのような成果があったか。また、来年度の事業計画内容とその目的は何かとの御質問にお答えします。

水俣病教訓発信事業につきましては、水俣病の教訓や情報を発信するために、これまで様々な事業に取り組んでまいりました。平成20年度から平成27年度にかけては、水俣病関係学習資料、冊子、ホームページ、ガイダンス映像などの制作や企画展開催などを行い、水俣病学習の拠点として水俣病資料館の充実を図ることができたと考えております。また、平成24年度には、水俣病資料館開館20周年記念講演会及びシンポジウムを開催、平成25年度には、水銀に関する水俣条約外交会議及び第33回全国豊かな海づくり大会開催に合わせて、尾崎たまき写真展及び石川武志写真展を開催し、復元された水俣の海や水俣病の教訓などを広く発信できたと考えております。

平成28年度から平成30年度には、環境学習ツアーの増加を目的に、鹿児島県、宮崎県、福岡県の学校を対象として、水俣病学習を内容としたフィールドワークを行っております。水俣病資料

館の見学、語り部講話の聴講、エコパーク周辺の散策、環境学習コンテンツの紹介といった内容で、社会科見学、視察研修等の充実につながったと考えております。

令和元年度には、新潟と水俣の子どもたちが水俣病について一緒に学び、考え、ともに行動することで、水俣病への差別・偏見のない社会づくりのための人材育成を目的に、水俣病発生地域間交流事業を行いました。この事業でレポート作成、意見交換、発表といったことを行ったことで、より深い水俣病の理解につなげることができたと考えております。

令和2年度についても、同様に計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できませんでした。また、令和3年度には、仮称ですが、みなまたの海というテーマで企画展を予定しております。現在の水俣の海は、長年の環境再生や環境を大切にしている取り組みにより様々な生物が生息するまでに回復しております。本事業は、水俣の海の豊かな自然環境を知ることにより、環境汚染の被害を受けた多くの生命の尊さ、環境の大切さについて考えていただくことを目的として実施する予定です。

次に、財源の内訳はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣病教訓発信事業は、熊本県から補助を受けて実施しており、補助率は100%で、国が80%、県が20%を負担しております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今お答えいただいたように、この事業は、水俣病の教訓や情報を発信するための事業です。

しかし、来年度予定されているスキューバダイビングやSAP等の記録写真を紹介予定という企画展は「環境汚染の被害を受けた多くの命の尊さ、環境の大切さについて考えてもらうこと」が目的との答弁でした。

水俣病資料館でこの企画展について伺ったところ、今の水俣の海をテーマに、中身についてはこれから検討するとのことでした。この企画展も環境を考える上で、重要な取り組みと思います。ですが、水俣病の教訓や情報発信という点で、水俣病発生地域間交流事業についても、やはり実施されるべきと考えます。

補助率100%の事業ですので、実施に至らない理由は、水俣市の財政状況ではないと思いますが、では来年度、水俣病発生地域間交流事業を実施しないその理由は何か、その1点のみお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

来年度水俣病発生地域間交流事業を実施しない理由は何かとお尋ねでございました。

令和3年度は、コロナ禍により事業実施の見込みが立たないため、計画をしておりません。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 コロナの影響で、来年度実施できるかどうか分からない事業は、今年度中止となった例えば成人式や競り舟大会や市民スポーツまつりなど、ほかの事業でもあり得ることです。また例えば、水俣SAP関連事業については、事業説明欄で、新型コロナの影響により令和3年度に延期して実施となっています。なぜ、この水俣病発生地域間交流事業については、同じコロナを理由に、初めから見送るのか大変不思議に感じています。

この水俣病発生地域間交流事業については、私の娘も2年前に参加させていただきました。私も報告会で発表を聞かせていただきましたが、参加した児童からは、新潟にある阿賀の地蔵と水俣の百間排水溝近くにある地蔵が向かい合って立ち、亡くなった方に思いを馳せていることを初めて知った、ほっとはうすのイベントに積極的に参加していきたい、正しい資料で、正しい勉強をしていたら差別はなくせたと思った、1人でも多くの人に水俣病のことを伝えていこうと思ったなどの感想が出されていました。事前学習から最後の報告会まで児童一人一人が真剣に取り組み、水俣病の教訓発信、情報発信に努めようという姿に感動いたしました。

また、新潟県でも環境省の補助を受けて行われる新潟水俣病情報発信事業があります。新潟県の担当課に確認しましたところ、第二の水俣病とも言われる新潟水俣病のことを勉強するに当たって、公害の原点である水俣を訪れ、現地の児童とお互いの水俣病のことを知り合い、一緒に考えるところに意義を感じている。来年度もコロナの影響で実施できるかどうか、そのときにならなければ分からないけれども、予算は計上しているとのことでした。

また、熊本県の担当課に確認したところ、この事業の補助対象は、水俣病資料館が計画したものと位置づけられており、自主性に任せているとのことでした。つまり、資料館の姿勢が問われている事業と言えます。

しかも今年は、水俣病公式確認から65年を迎えます。事業の目的に照らしても、来年度もぜひ、水俣の子どもたちにこの交流に参加できる機会を残していただきたいと強く感じています。

最後に1点質問いたします。

コロナの影響で実施できるか分からないにせよ、来年度も水俣病発生地域間交流事業について、せめて実施計画を立てておかれるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の3回目のお尋ねにお答えします。

水俣病発生地域間の交流事業の実施計画について策定しておくべきじゃなかったかというような御質問でございました。

水俣市としましては、令和3年度は感染防止を優先すべきと考えましたので、水俣病発生地域間交流事業は実施しないことといたしました。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時37分 散会

令和3年3月10日

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時44分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
病院事業管理者 （坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）	教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）
上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）	教育委員会教育総務課長 （赤 司 和 弘 君）

○議事日程 第3号

令和3年3月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 渕上茂樹君 | 1 行財政改革について |
| | 2 令和3年度当初予算について |
| | 3 新型コロナウイルス感染症対策について |
| | 4 森林伐採について |
| 2 高岡朱美君 | 1 コロナ感染症リバウンド対策について |
| | 2 環境モデル都市としての取り組みについて |
| | 3 不登校児童・生徒の支援について |
| 3 真野頼隆君 | 1 水俣市総合計画の経済・産業分野について |
| | 2 南九州西回り自動車道について |
| | 3 マイナンバー制度とマイナンバーカードについて |
| 4 杉迫一樹君 | 1 市職員のテレワーク運用状況等について |
| | 2 水俣市障がい者計画について |
| | 3 市内中学校の校則の現状と今後について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに、渕上茂樹議員に許します。

(渕上茂樹君登壇)

○渕上茂樹君 おはようございます。誠心会の渕上茂樹です。

世界的なコロナ禍により、日本国内でも医療体制の逼迫と業種によって経営も危うくなっていると聞きます。少し感染のスピードが落ちているような状況も続いておりますが、国の専門家は、下げ止まりやリバウンドを懸念しておられます。

これから迎える花見、歓迎会、入学式など密になる機会も増えると予想しますが、リバウンド、第4波により再び経済の停滞や医療の逼迫につながらないように私たちも感染防止対策をとり、新型コロナワクチンに期待と希望を持ち、接種したいと思っております。

時間も限られておりますので、早速ですが質問いたします。

先日の質問と重複するところもありますが、通告どおり以下のことを質問しますので、執行部の単純明確な御答弁をよろしく願います。

大項目の1、行財政改革について。

①、第6次水俣市行財政改革大綱における数値目標及び参考となる指標・データをどう捉えて第6次水俣市総合計画を作成したのか。

②、平成28年度分から貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を作成しているとしているが、今後の財政の中長期的な見通しはどうか。

③、行政評価制度の結果を踏まえた予算編成によって財政力の向上はどのように図られたのか。

④、財政調整基金の減少や人口減少に伴う交付税減などの不安材料がある中で、第6次水俣市総合計画の見直しはどのように進めるのか。

大項目の2、令和3年度当初予算について。

①、平成30年度決算で経常収支比率が101.1%となっているが、どう分析して令和元年度に生かされたのか。

②、令和2年度の経常収支比率はどうか、また令和3年度当初予算における経常収支比率はどうか。

③、令和3年度当初予算において削減対象とした事業名と理由は何か。その削減した事業の削減期間はいつまでか。

④、令和3年度当初予算において、スクラップ・アンド・ビルドを実施した事業名と理由は何か。

大項目の3、新型コロナウイルス感染症対策について。

①、水俣市立総合医療センターの新型コロナウイルス感染症に対する診療体制について、市の現在までの支援対応はどうか、今後の支援をどう行うのか。

②、水俣市の新型コロナワクチン接種について集団接種、個別接種のそれぞれの体制は、いつ頃までに整うのか、何か問題があるのか。

③、今後の水俣市民への新型コロナワクチン接種の時期は、どのようになっているのか。

④、新型コロナワクチン接種を望まない方々への差別、いじめ、職場や学校などにおいて不利益な取り扱いについては、市はどのような対応を行うのか。

大項目の4、森林伐採について。

①、令和元年度、令和2年度の伐採及び伐採後の造林の届出の計画と実施状況はどうなっているのか。

②、森林伐採後の問題点と今後の伐採計画はどのようになっているのか。

③、森林経営管理法の対象となる森林面積と森林経営管理制度の取り組み状況はどうなっているのか。

④、伐採のための作業路に大量の雨が降り続き土砂災害発生を伴うこともあるが、排水対策などはどのような指導・指示を行っているのか。また、伐採地に近接する市道について、安全対策はどのように進めているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 測上議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政改革については私から、令和3年度当初予算については総務企画部長から、新型コロナウイルス感染症対策については福祉環境部長から、森林伐採については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、行財政改革について、順次お答えします。

まず、第6次水俣市行財政改革大綱における数値目標及び参考となる指標・データをどう捉え、第6次水俣市総合計画を作成したのかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画は、平成31年の3月14日に策定しており、第6次水俣市行財政改革大綱は、平成31年の3月29日に策定しております。このように、第6次水俣市総合計画は、大綱の前に策定しておりますので、数値目標及び参考となる指標・データについては、総合計画策定の参考数値として直接使用しているわけではありません。

次に、平成28年度分から貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書

の財務書類4表を作成しているとしているが、今後の財政の中長期的な見通しはどう捉えているかとの御質問にお答えします。

現時点で最新の平成30年度における財務書類4表を分析しますと、まず、資産・負債につきましては、有形固定資産減価償却率が類似団体と比較し高くなっている状況にあります。これは、橋梁などのインフラも含め、各公共施設が老朽化しており、その対応が必要なことを示しているものになります。

現在、各公共施設の長寿命化個別計画の策定作業を進めているところであり、今後、これらの計画に基づき長寿命化の対応や施設の更新など行っていく必要があります。

行政コストの状況につきましては、経常費用のうち移転費用が業務費用を上回っており、移転費用のうち最も金額が大きいのは補助金等で、純行政コストの約30%を占めております。

資金収支につきましては、財務活動収入が地方債償還支出額を上回っており、地方債の償還に必要な資金を基金の取り崩しと臨時財政対策債の発行収入によって確保している状況にあります。

純資産変動の状況につきましては、税収等の財源が純行政コストを下回っております。引き続き行政コストの抑制を図るとともに、税収等の増加に努める必要があります。

これらのことから、財政の中長期的な見通しとしましては、引き続き厳しい状況が続くものと考えております。

次に、行政評価制度の結果を踏まえた予算編成によって財政力の向上はどのように図られたのかとの御質問にお答えします。

令和3年度の当初予算において、各部署は行政評価制度を活用した予算要求を行い、予算編成作業を進めてまいりました。その結果、目標としておりました一般財源充当額を令和2年度と比較し5%削減させ、財政調整基金を取り崩すことなく当初予算の編成を行い、財政力の向上につながっているものと考えております。

次に、財政調整基金の減少や人口減少に伴う交付税減等の不安材料がある中で、第6次水俣市総合計画の見直しはどのように進めるのかとの御質問にお答えします。

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、市の財政状況がますます厳しくなる中、限りある財源を有効に活用しながら、行政サービスの質を向上させていくことが重要であることから、総合計画の推進と財政健全化の推進の両立を図ることが必要不可欠であると考えております。

第6次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す基本構想、中期的な計画となる基本計画、短期的かつ具体的な事業計画となる実施計画の三層で構成されていますが、総合計画の見直しにつきましては、基本計画に定められた施策を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めた実施計画について、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえ、毎年度必要な見直しを行う

こととしております。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 2回目の質問に入ります。

この質問は、熊本県が県内市町村の2019年度決算概要を発表し、水俣市の経常収支比率が県内で一番高く101.7%でその理由として、ごみ処理施設改修に必要な負担金などが影響したとの報道がありましたが、前年度も100%を超えてたような記憶があり、どうして100%を続けているのかなと思った次第で質問をいたしました。

経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で表しており、行財政改革大綱でも解説しておられますように、この比率は80%以下であることが理想とされております。

第6次水俣市行財政改革大綱を見ると、本編に経常収支比率が掲載されているわけですが、これが平成25年（2013年）から2022年までを数値目標及び参考となるデータとして掲載されているわけです。この行財政改革では既に平成30年（2018年）から100%を超える数字が5年連続して予想されております。

第6次行財政改革大綱の数値目標及び参考となる指標・データの経常収支比率は平成30年（2018年）で109.8%、平成31年（2019年）で112.8%、2020年で113.4%、2021年で116.1%、2022年で119%として、説明には「平成29年度までは実績値。平成30年度以降は現時点における大まかな予測数値のため、様々な要因により変動する可能性があります」と、大綱ということで大まかな予想数値として経常収支比率が110%前後であるものをどうやって第6次水俣市総合計画の経常収支比率2022年度目標値100%まで下げられるのかという、歳出の削減を行っていかれるのかと思った次第で質問いたしました。

第6次水俣市総合計画は、平成31年3月14日に策定し、第6次水俣市行財政改革大綱は平成31年3月29日に策定したため、相互の間で時間差が生じ、参考数値としていないということでありました。

行財政改革大綱の文中の財政力の向上では、平成18年度に総務省より公表された地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の中で公会計改革の取り組みが求められております。

本市においても平成28年度分から貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を作成しているということで、財務書類4表を含めたデータをどのように分析しどのように生かされているのか、お聞きしたかったわけであります。

この地方公会計制度は発生主義・複式簿記を採用することで、今まで行っていた予算差引きか

ら決算に至る現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能になり、情報が「見える化」されて、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメントなどへ活用していくことができ、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメントなどへの活用も期待されると聞いております。

有形固定資産は、取得後に保守委託料、維持費のほかに現金を伴わない減価償却費が発生しますので、減価償却累計費は取得費と変わらないことは御存じのとおりであります。現金を伴わない減価償却費を単年度ごとに支出して後年度の更新時期の原資として利用するというわけです。

大綱の中に、予算編成と行政評価の連携強化では、厳しい財政状況の中、何がどのように厳しいのか明確にし、分かりやすく説明できる必要があるなどを課題として、行政評価制度におけるヒアリング結果及び評価の公表、結果及び評価を予算編成などに反映とあります。

この予算編成と行政評価制度について、質問いたします。

1つ目が、予算編成と行政評価制度との連携についての評価と課題についてどのように捉えているのか。

また、予算編成と行政評価の連携強化のポイントとして、インセンティブ予算枠導入の検討とありますが、このインセンティブ予算について、お尋ねします。

2つ目の質問として、インセンティブ予算とは何か。検討内容と進捗状況はどうなっているのか。

以上、2点についてお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 測上議員の2回目の御質問にお答えします。

測上議員も役所で3年間財政課長を務めておられたということで、大変詳しい分析をしていただきましてありがとうございます。

その中で2点御質問がございましたので、まず1点目が予算編成と行政評価制度、この関連、これに対する評価と課題についてどう捉えているかという御質問でございました。

予算編成と行政評価制度との連携についての評価につきましては厳しい財政状況の中で限られた予算を重点的に配分するためには、選択と集中を進めていく必要があると考えております。

行政評価制度によりこれまで実施をしてきた事業を評価し、検証を行うことで事業の優先度を客観的に把握することができますので、評価結果を予算編成に活用することは有効であると考えております。

課題につきましては、予算編成において財源に限りがありますので、評価が良好な事業全てに予算を配分できない場合があると考えております。

2点目のインセンティブ予算とは何かと。また、検討は進んでいるのかという御質問でございました。

このインセンティブ予算というのは、市民サービスを低下させずに職員の創意工夫によりまして歳出の削減や歳入増加を行った部や課などに対しまして、その金額の一部を翌年度予算において追加配分する予算方式のことを言いますけれども、現状では当初予算の要求時点においては毎年度大きな財源不足が生じているために、このインセンティブを追加配分できるだけの財政状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、令和3年度当初予算について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、令和3年度当初予算について、順次お答えします。

まず、平成30年度決算で経常収支比率が101.1%となっているが、どう分析して令和元年度に生かされたのかとの御質問にお答えします。

平成30年度決算での経常収支比率が増加した要因につきましては、自立支援給付費やこどものための教育・保育給付負担金等の増による扶助費の増加のほか、退職手当の増などによる人件費の増加、高齢化の影響による後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金の増加、公債費の増加等によるものと分析しております。

また、令和元年度にどう生かされたのかにつきましては、平成30年度決算での経常収支比率は令和元年6月末に算定結果が出た関係から、時期的に令和元年度に生かすことは困難でありました。よって、令和2年度の当初予算編成において、経常経費の削減と自主財源の増加を図るため、全ての事業を対象とした事業見直しと各公共施設の使用料の見直しを行っております。

次に、令和2年度の経常収支比率はどうか。また令和3年度当初予算における経常収支比率はどう予想しているのかとの御質問にお答えします。

令和2年度の経常収支比率につきましては、当初予算編成時点では101.5%と試算しております。現時点での見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応や7月豪雨災害等の補正予算を数次にわたって編成しており、臨時的な支出が増加しておりますので、当初予算編成時点での試算からは減少するものと見込んでおります。

また、令和3年度当初予算における経常収支比率につきましては、100.0%と試算しております。

次に、令和3年度当初予算において削減対象とした事業名と理由は何か。その削減した事業の削減期間はいつまでかとの御質問にお答えします。

令和3年度当初予算編成方針で削減対象としたものは、義務的経費を除く経常経費について、

法令に定めるものや債務負担行為に基づく契約などの削減できない経費を除いたもので、一般財源ベースで80%のシーリングを設定したことに伴うもののほか、新規の普通建設事業を原則凍結することとしたものになります。

個別の事業の削減理由については多岐にわたるため、ここで全てをお伝えすることはできませんが、主な事業を申し上げます。

まず、社会資本整備総合交付金の対象となる道路改良事業につきまして、対象の市道の見直しを行い、予算を削減しております。

また、リサイクル推進事業につきまして、資源ごみ売払い収入が年々減少しているため、リサイクル推進事業助成金の予算を見直しております。このほか、敬老祝金事業につきまして、市内男女最高齢者、100歳到達者、88歳到達者に対し、記念品の贈呈や祝金の支給を行っていましたが、88歳到達者につきまして、現在の平均寿命は女性87.45歳、男性81.41歳となっていること、限られた財源を介護予防事業などの高齢者関係費用に活用を図ることから、支給対象者の見直しを行っております。

また、削減した事業の削減期間につきましては、一律に設定することは困難なため、事業ごとに個別に判断していくことになると考えております。

次に、令和3年度当初予算において、スクラップ・アンド・ビルドを実施した事業名と理由は何かとの御質問にお答えします。

スクラップ・アンド・ビルドを実施した主な事業を申し上げます。

まず、家庭部門低炭素総合事業につきましては、市産材を活用した住宅建築と住宅の省エネ設備機器の設置に対し補助金を交付していましたが、住宅の省エネ設備機器のほとんどが、現在では標準的な設備になってきたことから、市産材を活用した住宅建築のみを補助対象とするよう見直し、併せて市産材利用という事業目的を明確にするため、所管を農林水産課に移し、市産材利用促進事業に見直しを行いました。

また、みなまた環境テクノセンター管理運営事業につきまして、施設の機能や体制などの見直しを行い、新たに地場企業支援の機能を主目的とする企業支援センターを設置することに伴い、水俣市企業支援拠点管理運営事業に見直しを行っております。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第2質問に入ります。

今度の予算で、負担金、補助金や委託料、工事費などが縮小、削減されるのでは、または、なくなるのかとの質問がありましたので質問をいたしました。

平成30年度決算で経常収支比率が県内で一番高いということは先ほど申しましたが、101.7%と報道がありました。この経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す比率で80%以下が望ましい

とのことですが、101.7%と異常な数値と思われますので、先ほどの答弁では、平成2年度の経常収支比率は、経費の削減と公共施設の使用料の見直しを行い、101.5%と試算しているとのこと。また、令和3年度は削減できない経費を除き、一般財源ベースで80%のシーリングの設定と新規の普通建設事業の原則凍結などで100%と試算されたとのことでした。

行財政改革大綱におきましては、発生主義、複式簿記の考えを取り入れた公会計の整備、財務書類4表の作成及び分かりやすい形の公表、市財政の中長期的な見通しを市民に分かりやすい形で公表と3点挙げておられます。

水俣市総合計画、水俣市行財政改革大綱実施計画の中の公会計の整備、財務書類4表の作成及び公表とありますが、1つ目の質問です。

地方公会計制度を予算編成に活用する考えはないか、お尋ねします。

それから、予算編成についてであります。市は令和3年度当初予算編成方針で義務的経費を除く経常経費について法令に定めるものや債務負担行為に基づく契約など削減できない経費を除き一般財源ベースで80%のシーリングを設定したこと、新規の普通建設事業を原則凍結されたようですが、方針を受けて対象事業の関係者との話し合いが持たれたのか。補助金、負担金などについて関係者の理解や協力を求めるとき、新たに援助する場合は理解を得やすく時間も必要ではないかと思いますが、市民などの利益が失われる事柄については時間がかかったり、理解を得られなかったりすることもあるかと思えます。市民は財政状況を十分に知らされ、理解できているのか、疑問を持つものであります。

コロナ禍においては、市民や関係者に対して説明する機会も少なくなっているとは思いますが、市民と向き合いながら十分に理解が得られるよう丁寧に説明していただき、納得が得られた上で財政運営を進めていただきたいと思えます。

2つ目の質問ですが、予算編成において予算要求担当部署は、削減の予定の補助金、助成金、負担金などの関係者との話し合いを行ったのか、理解を得ているのか。以上2点について、2回目の質問といたします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1点目の地方公会計制度を予算編成に活用する考えはないかとの御質問につきましては、本市は平成28年度決算から地方公会計制度に取り組んでおり、年度末に前年度決算を基に仕分けを行う期末一括仕分けにより財務諸類4表の作成を行っております。

作成しました財務諸類4表及び分析結果を財政運営を行う上での基礎資料として活用しており、間接的ではありますが、既に予算編成に活用しているものと考えております。

2点目の予算編成において、予算要求担当部署が削減予定の補助金等の関係者と話し合いを

行ったか。また理解を得ているかとの御質問であったかと思われま

す。これにつきましては、今回の予算編成を行うに当たって厳しい予算になることがあらかじめ分かかっており、各予算要求担当部署はシーリングを遵守するとともに補助金等を削減する場合は交付団体等に対して予算がないなどの一方的な説明をすることなく、削減する理由について丁寧に説明を行い、御理解いただけるよう努力してまいりました。

現時点で関係者全てに御納得いただけていないものもあろうかとは思いますが、今後も引き続き丁寧な説明を続け、御理解いただけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 十分理解しました。

それで、基金の件なんです、有形固定資産の減価償却の考え方を基にして、一般会計は財政調整基金への積み立て、企業会計は剰余金の積み立てを行うべきで、後年度の維持補修費や更新事業費へ繰り出し、安定的な財政運営が行えるものと考えております。

今年度の財政調整基金の取り崩しがゼロということではありますが、それは厳しい財政状況の中、市においては苦慮されたことだと思います。しかしながら積み立ても念頭に置いていただきたいと思い、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、順次お答えします。

まず、水俣市立総合医療センターの新型コロナウイルス感染症に対する診療体制について市の現在までの支援対応はどのように、今後の支援をどう行うのかとの御質問にお答えします。

市では、今年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の診療に必要な医療機器や感染防止対策用品の整備、また来院者の体温測定に要する経費等に対して、病院事業に繰出金を支出し、診療体制の支援を行っております。今後の支援につきましては、第3次交付金の活用も含め、医療センターの診療体制の充実を図るため、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

次に、水俣市の新型コロナワクチン接種体制について、集団接種、個別接種のそれぞれの体制はいつ頃までに整うのか。何か問題があるのかとの御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種の体制につきましては、先日の小路議員や田口議員の質問でもお答えしましたとおり、個別接種をメインに、集団接種を実施する方向で医師会との調整を進めており、個別接種については4月下旬に、集団接種については6月下旬の実施に向けて体制構築を図る予

定としております。

本市から、対象者へ接種券を配付し、接種券が届いた方は、個別接種か集団接種のどちらかを選択していただき、個別接種の場合は医療機関へ、集団接種の場合は市のコールセンターへ予約し、接種を受けることになります。また、ワクチン接種後は15分から30分程度、接種場所で健康観察を実施し、万が一重篤な副反応が見られた場合には、医師や看護師による応急対応ができる体制も整備する予定です。

今回、個別接種によるワクチン接種の体制を構築することにより、かかりつけ医のもとで安心してワクチン接種ができる体制が整備できるものと考えております。

ワクチン接種の問題につきましては、国から示されるワクチンの配分量や配分時期など、まだ不明な部分も多く、接種スケジュールの立案に苦慮しております。

次に、今後の水俣市民への新型コロナワクチン接種の時期はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種時期については、早ければ4月下旬以降に65歳以上の高齢者への接種が開始となり、ワクチンの確保の状況により順次、国が決めた接種順位に沿って接種が開始されます。

次に、新型コロナワクチン接種を望まない方々への差別、いじめ、職場や学校等において不利な取り扱いについては、市はどのような対応を行うのかとの御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種については、強制されるものではなく、本人の同意に基づいて接種されるものとなっております。接種を望まない方に対する差別的な取り扱いを受けることがないよう偏見・差別等の防止に向けた普及啓発やコールセンター等による情報把握、相談対応等にも取り組んでまいります。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 2回目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症が発生し、1年以上経過いたしました。収束することなく続いており、この最中に質問するのも恐縮ですが、新型コロナウイルス感染症について、以下御質問いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、報道では見聞きしますが、今か今かと期待されております。また、副反応のことで受診をどうしようかと考えているとか聞きます。

ワクチンが日本国内に届き、対象者区分に応じた接種予定時期は報道されますが、医療関係者でも接種が始まっていない状況と聞いておりましたのでいつになるかと不安を抱いておられます。

接種の体制・時期は理解できるのですが、新型コロナワクチン接種を望まない方々への対策で

ありますが、差別などのことを聞くようになり心配事が日増しに生じております。

昨年行われました全国自治体病院協議会のアンケート調査によりますと、自治体病院の課題として、11項目の課題が報告されております。

1つは、個人用防護具、医療機器等の国内生産、供給体制の確立、2つ目が、医師、看護師等の医療従事者の確保、適正配置、3つ目が、感染症治療に対応した病院の環境整備と病床確保、4つ目が、PCRなど検査体制の充実と院内感染防止対策、5つ目が新型コロナウイルス感染症疑い患者、産科・小児科・精神科患者の扱い、6つ目が、重症化しやすく介護を必要とする高齢者への対応、7つ目が、回復後の後遺症対策と転院問題、8つ目が職員への就労、過酷な負担への支援策、9つ目が圏域内での行政、医療団体との情報交換や医療機能の分担、患者の配置などに関する連携・協議・指導体制のあり方、10個目が、診療報酬や補正予算による適切な支援、11項目めが、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムと新型コロナウイルス感染者情報把握管理支援システムの活用など、多くの課題が報告されております。

また、今後の新型コロナウイルス感染症流行時における自治体病院のあり方については、5項目の提言がなされております。

1つとして、行政、地域内の関係者との協議により、90%以上の病院が自院に課せられた使命に基づき対応し、2つ目が、重点病院となって、継続が必要な一般医療と新型コロナウイルス感染症医療とを分離して積極的に治療に当たる病院と、住民・行政などの要望やパンデミック状況などによっては専門病院化も考える。3つ目が、圏域内の医療分担が必要で、重症化しやすく人手を要する高齢者、中等症・重症患者は、重点医療機関、大規模病院での対応が望ましい、4つ目が、精神科、産科、小児科患者の対応、疑似症患者の対応が課題、5つ目が、保健所、行政、他医療機関との協議、情報交換、指揮命令系統の確立、連携が不可欠との提言がなされました。

国保水俣市立総合医療センターは、水俣・芦北地域の第二種感染症指定医療機関で新型コロナウイルス感染者の受け入れ機関を行っているわけであります。今年に入り1月の下旬には、芦北町で県内36例目、水俣市で県内37例目のクラスターが発生し、国保水俣市立総合医療センターでは緊迫した医療を継続されたことと思います。医療従事者の方は、家族とも会えない方もおられると聞いております。疲労こんぱいで精神的にもつらい日々を過ごされておられるとお察しいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、病気を持った方は病院受診を控えたりされており、医学的知識が少ない中での自己判断で対面受診を控えると予断ができないこととなることもありますので、いろいろな場面がありますが基本的には対面診療が行えるよう整備を進めていくことが重要な事柄と考えております。

自治体病院協議会の提言でも、先ほどのように、重点病院となって、継続が必要な一般医療と

新型コロナウイルス感染症医療とを分離して積極的に治療に当たる病院と住民・行政等の要望やパンデミック状況等によっては専門病院化も考え得るとしております。

このようなことから、総合医療センターにPCR検査センター、あるいは感染センターなどの独立した建物の建設をすることから、非常時には緊急的に役に立つ病院機能を設立してはと思います。独立した敷地に建物を造ることにより、感染症への安全安心につながり、一般の受診者とも接触することもないので一般外来者や入院患者の制限もなくなるかと思えます。

今回始まる新型コロナワクチン接種については、数々の問題点があり、不安を抱えた方もおられると思いますが、この不安解消のための問い合わせ窓口開設について、設置も考えが必要かと思っていたところですが、既に考えておられるとのことで、安心いたしました。

新型コロナワクチンの接種日の件ですが、希望する従業員が勤務時間中にコロナウイルス接種を受ける場合、その時間は、欠勤扱いとしないことを決めた企業もあるようですが、この取り扱いについて、質問いたします。

学童、生徒及び就業者への新型コロナワクチン接種日の取り扱いを、市はどのように対応するのか。

以上、1点だけお尋ねします。

新型コロナワクチン接種が円滑に執り行われることを願い、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えします。

学童、生徒及び就業者への新型コロナワクチン接種日の取扱いは、市はどのように対応するのかという御質問だったと思いますけど、薬事承認されたファイザー社のワクチンの対象年齢は、16歳以上となります。新型コロナワクチンの接種の取り扱いについては、高校生については学校、事業者については各事業所の取り扱いになります。なお、医療機関の診療時間内に個別接種が受けることができない方のための接種につきましても、休日に集団接種を設けることとしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、森林伐採について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、森林伐採について、順次お答えします。

令和元年度、令和2年度の伐採及び伐採後の造林の届出の計画と実施状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、伐採計画は届出で確認しており、令和元年度は89件の約195ヘクタールで、このうち、

植林、天然更新の造林は87件の約194ヘクタール、森林以外の転用は2件の約1ヘクタールとなっています。令和2年度の伐採計画は2月末時点で、161件の約215ヘクタールで、このうち、植林、天然更新の造林は158件の約213ヘクタール、森林以外の転用は3件の約2ヘクタールとなっています。

次に、伐採及び伐採後の造林の実施状況については、伐採後の植林については2年後、天然更新については5年後、森林以外の転用については、完了後確認することとなっております。

次に、森林伐採後の問題点と今後の伐採計画はどのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

森林伐採後に植林する場合は、国の補助事業を活用して2年間で植林を行い、7年間で下刈りなどの管理を行っておりますが、補助事業の対象にならない森林につきましては、森林所有者の費用負担が大きいことから造林方法として天然更新を採用され、雑木が生えるまでの5年間は放置された山林となることが多いのが現状でございます。

このように、森林伐採後の問題点としましては、天然更新による管理の行き届かない放置山林が増加することで、土砂災害の防止、水源涵養など、森林の持つ多面的機能が低下することが挙げられます。

また、本市における今後の伐採計画につきましては、40年以上の伐期を迎えている森林が全体の78%以上を占めていることから、森林の伐採面積が増加していくことが見込まれます。

次に、森林経営管理法の対象となる森林面積と森林経営管理制度の取り組み状況はどのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

森林経営管理法の対象となる森林面積は、国有林、県有林、市有林を除いた民有林のうち、約9,671ヘクタールとなっております。

森林経営管理制度の取り組み状況につきましては、平成30年度に成立いたしました森林経営管理法を踏まえ、これまで熊本県の指導を仰ぎながら同制度に関する情報収集や意見交換を行い、林地台帳システムを整備したほか、森林所有者の森林経営の現状を把握するため、令和元年度から2年度にかけて袋地区の民有林の一部約192ヘクタールの意向調査を行い、業務を完了したところです。

この意向調査の結果、回答を得た約118ヘクタールの森林のうち、約63ヘクタール、54%の森林所有者が本市で作成する経営管理権集積計画に取り込み、森林経営を水俣市や意欲ある林業事業体に委ねたいと希望していることが分かりました。

次に、伐採のための作業路に大量の雨が降り続き、土砂災害発生を伴うこともあるが、排水対策などはどのような指導・指示を行っているのか。また、伐採地に近接する市道について、安全対策はどのように進めているのかとの御質問にお答えします。

このことにつきましては、12月議会の田中議員の一般質問でお答えいたしました。伐採後の災害防止対策につきましては、森林法の規定に基づき、市から送付する伐採及び伐採後の造林計画に対する適合通知書の中で、森林資源の積極的な造成と林地荒廃防止を図るため、人工造林の場合は、原則として2年以内に植栽を完了するよう、また、人工造林をしない場合は、伐採完了の5年後に森林の再生を行うよう指導しております。さらに、伐採後の排水対策など留意事項に適していない場合や申請者からの問い合わせ、相談等があった場合は、個別に対応し、速やかに災害防止など必要な措置を講じるよう森林所有者及び林業事業体に指導・指示を行っております。

また、市内の山間部には、市道と森林が隣接する区間が多く、道路沿いに立木があることで転落の不安を和らげており、森林伐採により立木がなくなると、市道を通行する際、危険性を感じるようになってしまいます。このようなことを踏まえ、伐採地に隣接する市道の安全対策につきましては、可能な範囲でガードレールを設置するなど対処しており、令和元年度に木臼野地区に110メートルのガードレールを設置し、令和2年度では、木臼野地区に154メートルを設置済みで、越小場地区に60メートルを設置する予定です。

今後も危険な箇所から優先的にガードレールを設置するなど、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 2回目の質問に入ります。

太陽光発電に伴う工事や伐採樹齢を迎えた森林の伐採が盛んになっており、各地域の山では、斜面をヘクタール単位で伐採されております。山頂から谷底まで見える地域もあり、山頂付近から車で下る際のカーブにガードレールが設置されていないところがあり、恐怖を感じました。そのことは、付近の方から聞いておりましたが、体験するとすぐにでもガードレールの設置が必要だと感じた次第です。

冬の時期は凍結、雨季には土砂流出で滑りやすくなり命の危険を感じてしまいます。地域の人は、一刻も早くガードレールの設置をお願いしたいとの声を聞きます。

また、山肌は伐採後の重機による作業道作成のために、作業道が排水路となり土砂が流出し土砂災害や地肌が出てしまい水源涵養機能の低下につながったりしております。

樹木の細根には、網の目のように土壌層をつなぎ止めたり、基岩層の亀裂まで入り込み、すべり面を固定する機能があると聞きます。これが、地盤の浸食や崩壊を防ぐ役割を果たして落ち葉が混ざり込んだ隙間が多い土壌は、降水時の水分を多く吸収して河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる機能を持って地表流の発生を抑える働きなどがあると聞きます。しかし、森林伐採によって樹木が減少すると、すべり面のストッパーとなるものがなくなり、傾斜が急な場所ほど土砂崩れが発生しやすく、土砂災害の発生する原因とも

なるとも聞きます。

森林法は国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とされておりますので、木材生産、環境への配慮も必要と考えておりますが、そのこと以外にも国土保全や地域住民の安全対策も重要と考えております。森林法に基づく、伐採計画は届出で確認して、伐採後の植林する場合には、国の補助事業を活用し2年間で植林、7年間で下刈りの監視を行い、補助事業の対象にならない場合は5年間以内の天然更新としているが、この補助対象外の伐採は放置したままとなることが問題となっているようです。

戦後の高度経済成長期に植栽されたこの森林は、杉やヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えております。このような利用可能な森林が増える中で、また生産される木材も増加し木材の自給率も上昇しており森林資源は、伐採し、使い、植えるというような森林資源の循環社会が少しずつ活発になってきているようです。

しかしながら、森林の所有者は、小規模で分散的になっており、木材価格の下落のため長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないで伐採した後に植林がされないという事態が発生しているとのことでした。

国は、森林経営管理法を定めた森林所有者の責務として、適時伐採、造林及び保育の実施と経営管理を行うこととしております。その代償に、国は森林環境譲与税を市町村に配分し、市町村は間伐や人材育成と担い手確保と木材利用促進・普及啓発を行うとしております。

そこで、1つ目の質問です。

森林経営管理法とセットになっている森林環境譲与税の用途は今後どのように計画しているのか。

林業の成長産業と森林資源の適切な管理を両立していくために林業経営の集積・集約化の林業経営体を確保するため、意欲と能力のある林業経営者として熊本県から選定され、経営管理実施権を設定された団体が本市には4団体あるようです。水俣芦北森林組合、大川林業、柏木林業、ウッドワン、この4団体は、意欲と能力のある林業経営者と認定され、水俣市内の森林を守っていただく林業経営者でありますので、今後とも水俣市の自然豊かな森林の機能を十分発揮できるよう、森林の所有者と意欲と能力がある林業経営者の支援を行っていただき、水俣市でも森林を成長産業と大切な資源として管理していただきたいと思います。

また、水俣市で保有する山林は、令和元年度決算書によりますと、市所有林の面積が約397ヘクタール、立木の推定蓄積量が約9万8,000立米で、久木野分収林が面積約551ヘクタール、立木の推定蓄積量が約17万3,000立米となっておりますが、この市有林に森林経営計画制度を活用し民間の林業経営者へ委託し、林業経営の復興と森林の管理ができればと思うところでもあります。

一体となった森林で間伐などの施業などを計画し、資源として充実してきた森林を効率的に整

備し、まとめて木材を供給していくことを目的とした森林経営計画制度がありますが、この森林経営計画制度について2つ目の質問として、森林経営計画制度への今までの取り組みと今後の計画はどのようになっているか。以上、2点についてお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点ございます。

森林経営管理法とセットとなっている森林環境譲与税の用途はどう計画しているのかという、まず1点目でございますが、今後の計画といたしましては、森林経営管理制度を進めていくための事業推進体制を整備し、経営管理を移行されている森林を対象に経営管理権集積計画を作成し、経営管理権を取得していきたいと考えております。

経営管理権を取得することによりまして、林業事業体に森林整備を委託することが可能となり、国の補助事業の対象とならない森林の伐採後の植林、下刈り等の支援ができることから、管理型森林の増加が期待できるものと考えております。

また、本市では、森林林業行政の経験者が少ないことから、森林林業関係業務に関わる市職員を対象に専門的知識の取得を目的とした研修への積極的な参加や意欲と能力のある林業経営者の林業経営体の育成や林業従事者の確保、育成に向けた取り組みについて支援できないか見極めたいと考えております。

2つ目の御質問でございますが、森林経営計画制度への今までの取り組みと今後の計画はどのようになるのかという御質問でございました。

森林所有者や森林組合、林業事業体等が森林経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象とし、林業工程を含めた森林の施業及び森林の保護を目的として平成24年から森林経営計画を策定し、現在は長崎団地ほか9団地の2,407ヘクタールを市が認定いたしております。

この認定を受けた森林所有者や森林組合、林業事業体等は、人工林については間伐を主体として適正な管理を努め、主伐した場合は、再造林により育成林として維持管理を行ってきました。

今後の計画につきましては、現在認定している各々の団地が5年ごとに廃止、再認定を行っていきますので、団地数は変わらず、認定面積は増減を繰り返していくと考えられます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 先ほど申しました林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくために林業経営の集積・集約化の問題なんです、意欲と能力のある林業経営者として熊本県から選定された4団体の話なんです、この中で聞くところによりますと、令和3年度予算におきまして市単独の補助が削減されたと聞きました。このことによって、林業の伐採、育林が進まないとい

うふうに聞いておりますので、そのところの水俣市でも森林を成長産業と大切な資源として管理していくため、また可能な御支援をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 以上で淵上茂樹議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美でございます。

明日、東日本大震災から10年を迎えます。報道に触れ、震災でお亡くなりになられた方、原発事故の被害で苦しんでおられる方に日常的に心を寄せられていなかったことに対し、申し訳ないという気持ちを抱くとともに、改めて被害者から何を学ぶかが今、私たち政治に携わる者に課せられた仕事だということを肝に銘じ、以下質問に入ります。

大項目1、コロナ感染症リバウンド対策について。

①、県が公表している情報では、現在までの水俣保健所管内での感染者は135名となっている。この期間に水俣市総合医療センターが受け入れたコロナ感染者は何名か。

②、令和3年1月6日から2月5日の間に院内で9名の感染者が見つかった。感染経路は特定できたか。

③、保健所の指示はどのようなものだったか。また、濃厚接触者に対するPCR検査はどこが行ったか。

④、2月22日に収束宣言を出されたが、この間医療スタッフに過酷な勤務状況などはなかったか。また、コロナによる医療収支の影響はどうなっているか。

⑤、感染症指定病院として様々なケースを想定し、対策を立てていたと思うが、想定外の困難はあったか。

⑥、令和3年2月4日の厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡では、福祉施設、医療機関に対し、検査による早期発見を呼びかけているが、医療センターとしてはどのように受け止めているか。

大項目2、環境モデル都市としての取り組みについて。

①、所信表明の中で、環境モデル都市第3期行動計画において、温室効果ガス排出量の目標値を引き上げるとの言及があった。2030年、2050年の目標はどの程度を予定しているか。

②、家庭部門低炭素事業開始後、家庭部門のCO₂削減効果はどうだったか。また、来年度予定がないのはなぜか。

③、エコハウス事業を開始した経緯とその目的は何か。これまでの利用状況と令和3年度以降の計画はどうなっているか。また、同様の取り組みを行っている自治体は熊本県内にあるか。

④、第3次水俣市環境基本計画において、市はどのような取り組みによってCO₂削減を目指そうとしているか。

大項目3、不登校児童生徒の支援について。

①、不登校児童生徒は全国的に増加傾向にあるが、本市の状況はどうなっているか。

②、2016年に成立した教育機会確保法の基本理念はどのようなものか。また、その基本理念に基づき、自治体はどのような取り組みを求められているか。

③、本市の子ども自立支援室は、なぜ午前中しか開設していないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、コロナ感染症リバウンド対策については病院事業管理者から、環境モデル都市としての取り組みについては私から、不登校児童・生徒の支援については教育長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） コロナ感染症リバウンド対策について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 初めに、コロナ感染症リバウンド対策について、順次お答えします。

まず、県が公表している情報では、現在までの水俣保健所管内での感染者は135名となっている。この期間に水俣市立総合医療センターが受け入れたコロナ感染者は何名かとの御質問にお答えします。

コロナ感染者の数につきましては、水俣保健所管内においては、風評被害などを考慮して医療機関や人数が公表されておられませんのでお答えできません。

次に、令和3年1月6日から2月5日の間に院内で9名の感染者が見つかった。感染経路は特定できたかとの御質問にお答えします。

感染経路につきましては、特定できておりません。

次に、保健所の指示はどのようなものだったか。また、濃厚接触者に対するPCR検査はどこが行ったかとの御質問にお答えします。

保健所の指示につきましては、濃厚接触者の定義に該当する職員及び患者さんに対しPCR検査の実施が指示され、それ以外の接触者については、医療センターの判断で検査をするようにとのことでした。また、濃厚接触者及び接触者に対するPCR検査は、当センターで実施しております。

次に、2月22日に収束宣言を出されたが、この間医療スタッフに過酷な勤務状況などはなかったか。また、コロナによる医業収支の影響はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず、この間の勤務状況につきましては、スタッフの業務軽減を図るために、新規入院患者の受け入れ停止による患者数の抑制を行い、緊急性のない予定手術の延期など、スタッフに過度の負担がかからないように対応してまいりました。

また、国際医療NGOのジャパンハート及び熊本県看護協会から業務支援のための看護師派遣を受けたことにより、負担の軽減が図られたことで、そのような勤務状況にはなかったと考えております。

また、コロナによる医業収支の影響につきましては、令和3年1月末までの累計の前年同月比較において、入院・外来とも患者数が大幅に減少しており、約2億2,000万円の減収となっております。

次に、感染症指定病院として、様々なケースを想定し、対策を立てていたと思うが、想定外の困難はあったかとの御質問にお答えします。

当センターでは、感染制御室を中心にコロナ感染を疑われる患者さんへの対応や院内で感染者が発生した場合の対応マニュアルなどにより、想定範囲内で順次対応してきたところでございます。

次に、令和3年2月4日の厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡では、福祉施設、医療機関に対し、検査による早期発見を呼びかけているが、医療センターとしてどのように受け止めているかとの御質問にお答えします。

検査を実施することで、感染の早期発見につながる可能性はあるかもしれませんが、検査のタイミングや精度によっては、必ずしも発見に至らない場合があると受け止めております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まずもって、坂本管理者をはじめ、医療センタースタッフの皆様には、市民、県民の命の砦として、昼夜を分かたず奮闘していただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

熊本日日新聞が、2月24日から3回にわたって「コロナ県内確認1年インタビュー」という記事を掲載しました。

これによりますと、第3波の到来によって県内の病床が逼迫し、1年半ばに入院の待機者が全体で300人に上った。中でも熊本市は最大160人が待機する状況となり、その中には、高齢で基礎疾患のある人もいたとあります。医療センターでクラスターが発生したのは1月6日からでしたので、ちょうどこの時期に当たります。

実際に何人の感染者を受け入れたのか、お答えになりませんでした。2月19日に公立多良木病院を所管する広域議会が開かれており、病院側から「36人を受け入れた。さらに菊池や大津町からの搬送もあった」との答弁があります。この病院周辺の感染者数はこれよりかなり下回っていますので、第3波による医療逼迫、特に熊本市が崩壊状態となり、県内の受け入れ可能な病院がフル稼働していたのではないかと想像されます。恐らく医療センターも貢献しておられたことと思います。

ところで、熊日の記事は、県全体の病床稼働率はピーク時でも6割だった。それでもこれだけ待機者が出たのは、高齢者施設で相次いでクラスターが発生し、ベッドは空いていても、認知症を患っている人や介護度が高く、人手を要する高齢者を受け入れるだけの人手が足りなかったと関係者から聞き取っています。

熊本市の白藤苑では、入院先が見つからずに9日間施設にとどまった人や軽症の人14人は最後まで入院できず、こういう入所者をお世話する中で職員25人を含む89人の感染者を出しました。

白藤苑のことがニュースになると、水俣市のある高齢者施設の管理者から電話があり「他人ごとではない。改めてシミュレーションをしてみたが、うちは同線を分けられるようなつくりになっていないし、もし利用者の入院先が見つからなかったら、施設全体に感染が広がってしまう。とにかく感染者を出したくない。市にPCR検査を受けられるよう要望されたと聞いたが、その後どうなったのでしょうか」という内容でした。

また別の管理者は、コロナ禍で家族との面会は禁止しているので、入所者から感染者が出るといことはほとんど心配していない。問題は職員なんですと言われました。

関係課は見られていると思いますが、厚労省が2月4日に次のような通達を出しています。高齢者施設に対する検査、とりわけ従事者に対する検査の重要性が専門家からも指摘されている。長期入所者施設におけるクラスターは、感染した職員から生じる傾向が多い。保健所設置市におかれては、引き続き高齢者施設等における積極的な検査の実施をお願いしたい。この通達に対する医療センターとしての受け止めをお聞きしましたが、早期発見の可能性はあるが、検査の精度やタイミングによっては必ずしも100%発見できるわけではないと少々消極的でした。ただ、効果がないことをわざわざ厚労省は推奨しません。自治体によってはこれを積極的にやって、感染を最小限に抑えることに成功しているところもあります。

そこで、医療センターにお聞きします。

1つ目に、今回の検査は医療センターが自前で行ったとのことですが、1日最大何人分の検査が可能だったのでしょうか。

2つ目に、収益について伺いました。クラスターの影響もあるかと思いますが、大幅な患者数の減少で2億2,000万円の減収とのことでした。今後回復が見込めるのでしょうか。

3つ目に、昨日既に質問がございましたが、コロナワクチンを福祉施設の職員及び入所者が受けられるのはいつ頃になるのでしょうか。

質問は、以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

1つ目が、1日当たり最大何人の検査を実施したのかとの御質問ですが、130人の検査を実施しております。

2つ目が、今後の患者数及び収益の回復が見込めるかとの御質問ですが、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況にもよると考えられますので、現時点で回復の見込みについて、判断することは難しいと考へます。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 高岡議員の2回目の質問のうち、ワクチン接種について私からお答えします。

福祉施設職員及び入所者がワクチン接種を受けられるのはいつ頃かという御質問だったと思いますが、先日の小路議員や田口議員にもお答えしましたように、福祉施設職員及び入所者のうち、65歳以上の高齢者の方は早ければ4月下旬以降から、その他の方はその後、順次、国が定めた接種順位に沿って接種が受けられます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ワクチン接種については、福祉施設職員と入所者は65歳以上であれば、4月下旬以降、それ以降になるということですね。まだまだ油断ができないわけです。

施設職員は日々緊張しながらの仕事が1年以上続いています。大変なストレスをためておられます。こうした状況を踏まえ、上天草市では、1月18日から、介護従事者等が安心して業務を行う体制を整備することを目的とし、希望者に対し自己負担1,000円で1人2回までの検査を実施しています。対象施設は71事業所で、既に36事業所が1回目の検査を受けたとのことでした。検査は上天草総合医療センターが行い、プール式で1回当たりの費用を1万3,000円と決め、533万円の予算を組んでおられます。上天草市は一般財源を充てると言われていましたが、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できるとしてあります。熊本市は、さらに徹底し

ていて、高齢者施設408カ所、障害者施設76カ所、医療施設210カ所、約3万7,000人を対象に毎月1回ずつの間隔で検査を実施、さらに、通所・訪問系の高齢者施設2万人に対しても2月と3月に各1回ずつ実施する計画です。予算規模は7.7億円、財源は全て新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充てるとのことです。

厚労省も言っているように、高齢者施設でのクラスターを防ぐことは、重症者、死者を出さないことであり、医療崩壊を防ぐことにもつながります。熊本県の医療体制がいかに脆弱かということが、第3波の経験で明らかになりました。

熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の原田しんじ座長が熊日のインタビューに「公的病院の再編の議論を長期的視点で考えるべきだと批判した上で、集団免疫にはまだ遠い。入所者や職員の定期的なPCR検査でウイルスをブロックできればベストだ。新規感染者を減らして医療への負荷を減らす努力を続けてほしい」と語っています。

医療センターは、1日130件の検査能力を持っているとのこと。対応は十分に可能だと思われる。せめてワクチンが届くまでの3月、4月中は、市内の高齢者施設、障害者施設に対してPCR検査を実施してはいかがでしょうか。

市長は市民の命を守ることを第一とした事業を優先すると言われました。また、せっかく抑え込んだ感染症をリバウンドさせれば医療センターの経営も市内の経済もさらに悪化することになります。

この1年間、日々緊張状態の中で高齢者を守ってこられた施設職員に市として感謝をする意味でも、予算を組むべきと思いますが、これについてお考えを伺って質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

施設等にPCR検査を受ける制度をつくるべきじゃないかという御質問でございました。

先ほどの答弁でもございましたけれども、このPCR検査につきましては、タイミングや制度ということもございまして、100%発見には至らないということもあります。それに加えて、今、国のほうでも新たな制度等も考えているということですので、それを参考にしながら、今後検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、環境モデル都市としての取り組みについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、環境モデル都市としての取り組みについて、順次お答えします。

まず、所信表明の中で環境モデル都市第3期行動計画において、温室効果ガス排出量の目標値

を引き上げるとの言及があった。2030年、2050年の目標はどの程度を予定しているかとの御質問にお答えします。

現在、本市は環境モデル都市第2期行動計画において、基準年度である2005年度と比較して、温室効果ガス排出量を2030年度までに40%削減、2050年度までに50%削減する目標を掲げています。

現在策定中の第3期行動計画における数値目標については、国及び熊本県から情報収集を行うとともに、大学等研究機関の協力により推計を行っているところであり、具体的な数値は未確定であります。

次に、家庭部門低炭素総合事業開始後、家庭部門のCO₂削減効果はどうだったか。また、来年度予定がないのはなぜかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、平成28年度から家庭部門低炭素総合事業として、令和2年度までの5カ年で、家庭における温室効果ガス排出量削減に寄与する市産材の利用をはじめ、高断熱浴槽や高効率給湯器等の省エネ設備機器に対して補助を行い、これらの補助による削減効果は約1,481トンと推計され、一定の成果を上げたと考えられます。

また、平成27年度以前は、平成21年度から平成27年度まで、太陽エネルギー利用システム導入補助事業として、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムに対して補助を行っております。

さらに、平成23年度から平成27年度まではエコ住宅建築促進総合支援事業として、市産材の利用に対して補助を行っており、それらの補助による削減効果は約3,068トンと推計され、一定の成果を上げたと考えられます。

来年度の予定については、これまで補助を行ってきた高断熱浴槽や高効率給湯器などは一般的な設備として広く導入されてきており、また、国においては温室効果ガス排出量の削減に向け、太陽光発電や電気自動車等への補助が行われております。

こうした背景の下、事業効果を検証した結果、家庭部門低炭素総合事業は、目的の一つである環境配慮型設備の普及促進等による温室効果ガス排出量の削減に一定の成果を上げたことにより、令和2年度をもって、事業の廃止を行うことといたしました。

なお、住宅建築における市産材の活用については、移住定住促進の視点に加え、林業振興の一環として、令和3年度から新たな補助金制度による支援を行う予定であります。

次に、エコハウス事業を開始した経緯とその目的は何か。これまでの利用状況と令和3年度以降の計画はどうなっているか。また、同様の取り組みを行っている自治体は熊本県内にあるかとの御質問にお答えします。

水俣エコハウスは、平成21年度に環境省の21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業に選定され、環境省の補助金を受けて建設されました。この事業は、全国から選ばれた20の

自治体が、それぞれの地域の気候風土や特色を生かしたエコハウスの実現と普及に取り組むことを目的としており、本市においては、平成22年度から普及推進に取り組んでおります。

これまでの利用状況といたしましては、来館者数が、令和元年度末時点で延べ1万4,387人、平均で年間1,400人以上の方々が来館されており、その目的としましては、各種イベントへの参加や市が行っている家庭部門低炭素総合事業の補助金申請者を含めた見学が主なものとなっております。また、建築士会主催の無料住宅相談などの会場としても使用されております。

令和3年度の計画につきましては、開館日を週6日から週3日に縮減する予定としており、令和4年度以降に関しては、今後、新たな活用方法について検討していく予定です。また、熊本県内においては同様の取り組みを行っている自治体はございません。

最後に、第3次水俣市環境基本計画において市はどのような取り組みによってCO₂削減を目指そうとしているかとの御質問にお答えします。

第3次水俣市環境基本計画では、施策3「低炭素社会の実現」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの推進を掲げています。

市の取り組みとしましては、二酸化炭素の吸収源となる森林・農地の保全・再生を図ることによる市域の森林吸収量の維持・向上をはじめ、公共施設への再エネ・省エネ設備等の導入の検討を進めるとともに、国や県が実施する再生可能エネルギー導入に係る支援制度の周知を行うほか、住民ニーズに沿ったコミュニティバスの運行ダイヤや効率的な運行路線の設定、沿線市町、鉄道と連携し、利便性の向上に努めることによるマイカーからコミュニティバス等の公共交通機関への利用転換といった取り組みによる温室効果ガス排出量の削減を目指しております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 私は、令和元年の12月議会で、環境モデル都市の認定基準は何かとお聞きしました。そのとき、こういう説明がありました。環境モデル都市は温室効果ガスの大幅な削減と低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする地域を選定しているものであり、選定の基準には、①大幅な温室効果ガスの削減目標、②先導性、モデル性、③地域に適応、④実現可能性、⑤持続的な取り組みの5つがあるとのことでした。

さらに、2050年までに50%削減するためにどのようなプランを持っているのかと質問したのに対し、各家庭及び事業所において省エネ、再エネ活用を推進するところが大きいと述べた上で、家庭部門低炭素補助事業を活用していただきたいと答えられています。ところが、来年度はこの事業は止めるとのことです。

その理由として、環境配慮型の設備が広く行きわたり、CO₂削減に一定効果が得られたということ、また国も補助を行っているからということを言われました。

それで、1つ確認させていただきたいのですが、令和2年度分の当該事業の予算に使い残しは

あったのでしょうか。これが1つ目の質問です。

先ほど紹介しましたように、環境モデル都市に認定された自治体には、低炭素社会に向けて高い目標を設定し、先駆的な取り組みが求められています。目標については今まだ検討中とのことですが、県も国も2050年までに100%削減を目指している状況ですので、間違いなく50%を大きく超える数値目標になるのではないかと思います。そうであるならば、より積極的な取り組みをしなければ、ただのやるやる詐欺になってしまいます。

それで、市としては何をやるんですかとお聞きしました。1つ目が、森林保全と再生によるCO₂吸収量の維持・向上、2つ目に公共施設への再エネ導入、3つ目に、国・県の再エネ導入促進制度の周知、4つ目が、公共交通の利用促進とのこと。率直に言って、いずれの政策も市民や企業が今以上に生活スタイルを見直そうという動機になるようなものではありません。

先ほどの測上議員のスクラップ・アンド・ビルドの質問に対して、家庭部門低炭素補助事業をスクラップの対象の筆頭に挙げられました。一定の効果を得られていたこの事業を止めるのであれば、その代替、あるいはそれ以上の効果を期待できる新たな事業をビルドするのが環境モデル都市としての責任ではないでしょうか。

7月豪雨で被災した人吉市に何度か行きました。人吉市は産業構成の70%が第3次産業で、その最大の集積地が球磨川沿いにあります。被災直後の泥まみれの商店街は、今は見た目にはきれいに片づけられていました。しかし、あのにぎわっていた商店街からは考えられないくらい人通りは少なくなっていて、気候変動による大変深刻な被害者だということをもがまざと見せつけられます。どんなに経済的に栄えたとしてもその裏で自然を破壊していけば大きなしっぺ返しが来ます。水俣は50年も前にそれを身をもって知りました。だからこそ環境あつての経済活動だという信念のもとにまちづくりをしてきたところですが、いまや全世界がこういう考えの下に生産活動をしなければ、安全に住める場所がなくなる事態に直面しています。だからこそSDGsという指標がつくられ、全世界の国だけでなく企業も巻き込んで持続可能な社会をつくっていかうということになった。このように私は理解しています。

今、緊急かつ総力を挙げて取り組まなければならない事業は、温暖化対策だということをもまず申し上げたいと思います。

そこで提案ですが、市長は、企業誘致や企業支援に大変熱心でおられます。私、令和元年9月議会でRE100について紹介しました。今、地域の民間企業がREACTIONに参加することは、再エネ電力の使用を求めるサプライチェーンへの参加資格を得ることになり、企業の価値を高めることになります。そのような企業を育てたり、またRE100に加盟している企業を呼び込んだりするためにも、自治体自身が新電力会社を設立するなど、地域全体に地元で生産した安い再エネ電力を供給できる環境を整えていくことは、大変将来性のある事業だと思います。

新たな低炭素化事業の取り組みとして、自治体としてREACTIONに踏み出すお気持ちがないかお尋ねします。これが2つ目の質問です。

3つ目です。

エコハウスについてですが、まず市長は自らエコハウスに足を運ばれたことがおありでしょうか。伺います。

御存じのように、エコハウスは建築工法上の様々な工夫によって、冷暖房に頼らなくても快適な暮らしができることを示す、まさに究極の低炭素化生活を提案するモデルハウスです。

今年10周年を迎えたとのことで、つい先ごろ作成された記念パンフにはこんなコメントが紹介されています。実際に住宅の建設に携わられた大工さんのコメントです。

水俣エコハウスの図面を見たときは、100枚ばかりも細々と書いてあって、おもしろそうだった。工期が短く大変だったが、地元でやってきた木組みとは違うやり方を経験したり、勉強になった。子どもの頃に見てきた「土突き」をまた実際に見ることができたのも非常によかった。水俣エコハウスのような家が自分には好きだし増えてほしいと思っている。こういう家は、飽きがこないし、年月がたてばたつほど味わいが出る。こんなものよしあしが分かるには、実際にそのものを見て、体感できる場所が必要。公共のモデル住宅である水俣エコハウスが地域にあることは大事。昔ながらの木の組み方で造った家は20年後、30年後に本当の良さが分かるものだ。10年たった今からこそ、続けていってほしい。

この大工さんが言われているように、家を建てようと考えている方に工法を知ってもらい、効果を感じてもらうためには、体感してもらうことが最も早道で、このモデルハウスはその役割を果たすために建てられたものです。ところが、来年度の家庭部門低炭素補助事業の廃止に伴い、開館日を半分に減らす計画とのことです。開館日を減らすことは出会いのチャンスを減らすことにほかなりません。全国で20カ所、県内では水俣だけとなれば、その役割は大きく、縮小するどころか、対象範囲を広げることこそが必要なのではないでしょうか。

聞けば、水俣には環境学習で多くの研究者が来られていますが、一部を除いて案内しきれていないという話を管理人から聞いています。今後、新たな活用方法を検討するとのことですが、どのような方針のもとに検討されるおつもりなのか、お尋ねします。

質問は、以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の家庭部門の低炭素総合事業の中で令和2年度の事業予算の使い残しがあるかどうかという御質問ですが、令和2年度分及び次年度繰越予定分を合わせ、家庭部門の低炭素総合事業における予算の執行残はございません。

2つ目の御質問ですが、新たな先ほど御説明がありました再エネ100宣言 R E A c t i o n について取り組む気がないのかという御質問でございます。

本市における新電力会社の設立というのは、現時点では考えておりませんが、再エネ100宣言 R E A c t i o n については、大変意義のあるものだと思いますので、状況を見極めながら判断してまいりたいと考えております。

3点目の私自身エコハウスに足を運んだことがあるのかという御質問でございましたが、何回も見させていただいております。

4点目のエコハウスの利用について、今後新たな方法を検討するということであるけれども、こういった方針のもとに検討するのかという御質問であります。

このエコハウスの活用につきましては、活用範囲を広げるための知恵出しというのが必要かというふうに考えております。

先日の小路議員にもお答えしましたとおり、地域おこし協力隊のルームシェア、それから移住体験、ワーケーションなどの幅広い利活用方法などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 予算は使い切ったということですね。

家庭用の省エネ設備は広く導入されたと言われましたが、本当に普及し終えたのでしょうか。近年、家庭からのCO₂排出が増加していることが指摘されています。私は補助対象をより温暖化対策に寄与するものに集中しながらも事業は継続すべきだったと思います。

R E A c t i o n の提案については、見極めて判断するとの答弁がありました。見極めるためには調査・研究が必要です。これについては、環境省が新たな自治体向けの補助事業を創設しているようですし、水俣・芦北には環境首都創造事業という有利な補助金もあります。

昨日、小路議員が当初予算に反対すれば、職員の給与や扶助費についても執行できなくなるから反対すべきではないというような趣旨の主張をされていました。しかし、この主張は、議会の仕組み上、当てはまらないということをまず申し上げたいと思います。

なぜなら、議会には予算編成権がありません。そのような中で、執行部が提案した予算に問題がある事業が含まれていたり、あるいは必要なものが含まれていなければ、議会としては否決するケースがあっても当然です。水俣でも過去には田中商店に対する補助金が含まれている予算を何度も否決し、修正案を出させたということがあります。

それで、市長にこれは通告をしておりますでしたが、ぜひお答えいただきたいと思います。

環境モデル都市を標榜しながら、その責任を果たすための具体的な事業が含まれていないという予算は、大きな問題だと感じております。

昨日の平岡議員の質問で、財政問題ではなく、コロナを理由に水俣病の発信事業を計画しないという、ほかの事業との整合性が全く取れない答弁もございました。これについても承服しかねるものです。

やはり、環境モデル都市として、また水俣病の経験を後世に生かす責任を負う自治体として、事業予算は積極的に入れるべきだと思います。今回の定例議会中に改めて増額提案をされるか、どうしても間に合わないなら6月の補正で出すことも含めて、市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。これが1点目です。

最後に、エコハウスについてですが、市長何度か行かれたということでしたけれども、そのときに管理人の若い職員とお話をされたのでしょうか。その職員さんたちは、水俣に魅力を感じて移住してきた職員です。本市の魅力がどこにあるのか、客観的な意見をぜひお聞きになられて、参考にされたらどうかと思います。

そして、エコハウスの活用方法については、活用範囲を広げる方向で考えたいということでした。ルームシェア、ワーケーション、移住体験などを念頭に置かれているようですが、本来の建物の役割が生かされる活用をすべきで、エコハウスの役割はまだまだ終える情勢にはないと思います。熊本県が、被災した球磨川流域で住宅の新築・リフォームを考えている人に最大30万円を助成するCO₂削減住宅補助金制度というのを新しくつくっています。高性能建材を用いることで住まい全体のCO₂排出量の4分の1を占める冷暖房の消費量を削減することができるとしています。勧める素材は違いますが、県も住まいの工夫により低炭素化を促進しようとしています。新たな活用については、エコ住宅の価値をよく理解されている大工さん、建築士会、水俣高校の建築科も関わっていたようですし、また現在普及活動に携わっておられる方々とは十分に意見交換をしていただくことが必要だということを申し上げて質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、環境モデル都市を標榜している市において、こういったことに対する予算の増額をするべきだという御質問でありました。その決意をとということです。

私としては、環境モデル都市という水俣市の方向性を決して後退させようと思ってもおりませんし、否定をしているものでもございません。その何よりの証拠として、昨年7月にSDGs未来都市の選定を受けた、さらにこの環境モデル都市で取り組んでいる施策をさらに進化させるために職員と一緒にSDGs未来都市の選定を受けるために努力をしてまいったというふうに私は自負しております。

その結果、環境のみならず、経済、社会、環境、こういった3側面からの今後水俣市の進む方向性というのもしっかりと見極めながら出していくというのが私の考えでございまして、また、

家庭版の低炭素総合事業につきましても、先ほどから、昨日もそうですが何回も答弁をしておりますけれども、ある一定の効果が出て、そういった高断熱、高効率の給湯器、そういったものはもう非常に一般的に標準的になっておると、そういうところに予算配分をするのではなく、もっと幅広いところに対して効率的に、有効的に市民の皆様にご利用いただけるようなものを今後も検討をしていかなければいけないということで、今回の結論に至っているところでございます。ですから、今回の議会において、途中での増額ということは私自身考えてはおりません。

2点目のエコハウス、この利用は、先ほども申し上げましたように、いろいろな意味で幅広い形でもっと有効的に活用できるようにということで、今後も検討していかなければいけないというふうに考えておりますし、職員との会話ということでございました。また機会があれば、足を運んで話を聞いてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、不登校児童・生徒の支援について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、不登校児童・生徒の支援について、順次お答えします。

まず、不登校児童・生徒は全国的に増加傾向にあるが、本市の状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の不登校児童生徒数と全児童生徒数に占める割合は、平成27年度は15人で0.79%、平成28年度は15人で0.8%、平成29年度は12人で0.67%、平成30年度は11人で0.63%、令和元年度は14人で0.81%となっており、ここ5年間は、ほぼ横ばいの状態となっております。

次に、2016年に成立した教育機会確保法の基本理念はどのようなものか。また、その基本理念に基づき、自治体はどのような取り組みを求められているかとの御質問にお答えします。

教育機会確保法とは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律になりますが、その第3条に、基本理念として、1、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。2、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。3、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。4、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢または国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者がその教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。5、国、地方公

共同体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携のもとに行われるようにすること、と規定されております。

また、第5条に、地方公共団体の役割として、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。

次に、本市の子ども自立支援室は、なぜ午前中しか開設していないのかとの御質問にお答えします。

本市の子ども自立支援室は、小中学校に登校できない状態にある児童・生徒の支援のため、2人の子ども自立支援室指導員を配置し、市公民館分館3階に開設しており、以前は週4日であった開設日を1日増やし、月曜日から金曜日までの週5日と土曜授業がある日の午前9時から正午まで学習や集団活動を行っております。

午前中の開設としている理由は、利用する児童・生徒の状況、支援体制、生活リズムの観点から午前中の開設としております。また、学校へ登校するためのステップの場としての目的もあり、午前中は入室し、午後からは学校に登校している児童生徒もおります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まず、不登校児童生徒数の推移を答えていただきました。

小中合わせた数で出していただきましたが、文科省が発表している全国平均と比べて、小学校、中学校いずれも半分以下で、増え方も横ばいとのこと。全国的には、小中とも増加の一途をたどっており、5年前のおよそ2倍になっています。

お隣の出水市に状況をお聞きしたのですが、出水市はかなり多くて、小学校は水俣の12倍、中学校は5倍でした。この数値の背景に何があるのか、全国的な調査がないか検索してみました。今のところ出てきませんでした。ただ、不登校児童生徒が横ばい傾向にある水俣では、学校の中での様々な努力がされている結果であろうかと思えます。しかしながら、教育を受ける権利は全ての子どもに保証されなければなりません。

本市はSDGs未来都市に認定されましたが、その基本理念は、誰一人取り残さないです。現在本市では、14人の児童生徒が登校できていないとのことですが、うち自立支援教室に来ている子どもは11人と聞いています。残りの3人は家で過ごしていることになります。14人の不登校の理由は14通りあるはずで、それぞれの理由を知って何とか学習が続けられるように教職員、スクールソーシャルワーカー、場合によってはスクールカウンセラーや福祉課の職員も関わっておられるかと思えます。

発達障害の子どもを30年近く診察し、NHKのプロフェッショナルという番組にも取り上げられた本田秀夫さんという精神科医が、こういう話をされておりました。

昨年4月に突然一斉休校になったとき、自分の診ている子どもたちは若干不安を感じる子もいたが、ほとんど問題はなかった。その後学校が再開し、しばらく「さみだれ登校」という期間があった。興味深いことに、この期間はふだんより意欲的に学校に行ける子どもが増えた。ところが、再び通常どおりの授業に戻ると具合が悪くなる子が続出して、臨時の予約でいっぱいになってしまった。

この本田先生いわく、これは賛否両論あると思いますが、宿題なんてものは出さないほうがいい。やりたい子どもだけに出したらいい。つまり、今の学校は課題が多過ぎて、ゆっくりペースの子どもには、負荷がかかり過ぎているし、逆に理解が早過ぎる子にとっては、宿題をやる時間は無駄でしかなく、もっと違うことに時間を使うほうが有益だ。子どもにとって学校は、勉強のスピード、内容、ほかの子どもたちとの会話、遊びなど1日の大半を周囲のペースに合わせて過ごさなくてはならない場所です。もちろんそれは社会生活にとって必要なことで、多くの子どもは時にぶつかりながら社会性を身につけてきます。しかし、それがどうしても苦痛で、疲れ切ってしまう子どもが中にいます。大人にもそういう方はいますので、何の不思議もありません。

ところが、大人の場合には環境を自ら選択することができますが、子どもには学校以外の選択肢がないのが今の日本の教育制度です。学校になじめず行けなくなってしまった子どもは、親にも先生にも学校に行くよう促され続け、それができない自分はだめな人間なんだと思い、自己肯定感をなくしてしまうことになります。

2020年の文科省発表では30日以上続けて欠席している子どもが全国に19万4,000人、保健室登校や29日以下の欠席を含めると44万人に上っています。こうした現実を直視して、2016年に議員立法で成立した教育機会確保法は、先ほど基本理念を紹介していただきましたが、学校になじめない子どもを無理やり学校に合わせようとするのではなく、その子の状況に応じた学びを支援しましょうというものになっています。それまで学校至上主義で、学校に行かせることが親や先生の役割とされてきましたが、発想を大きく転換するものになりました。もちろん優先順位としては、まずは学校の中にその子が安心して過ごせる場所をつくる、それでもやはりそこにも行けない子には、多様な教育機会を確保する必要があると言っています。そして、地方公共団体には当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する義務があるとしています。

東京などの都心部では不登校児童が多いこともあり、フリースクールを運営している民間団体や発達障害を持っている子どもたちを専門に見る学校など様々な選択肢があります。しかし、本市はそういう状況にありません。そのような中で、教育委員会が設置している自立支援室は、学校に行くことに困難を抱えている子どもに唯一学校に代わる場として教育の機会を提供しています。

しかし、先ほど気になる御答弁がありました。午前中しか開設していない理由は「学校へ登校

するためのステップの場という目的もあるからだ」という部分です。この言葉の中には本来、学校に行くことが当然だという考えがにじみ出ていると私は感じます。適応指導教室、水俣では、自立支援室と呼んでおられますが、その言葉どおりもともとは学校に適応させるために指導する目的で設置されていたということは存じております。だから出た言葉だと理解いたしますが、本市の状況を考えたときに、また、文科省の方針と照らしたときにそういう姿勢のままでよいのかと疑問を感じます。

先ほど、午前中入室し、午後からは学校に行く生徒もいますとの答弁がありました。そういう子どももいるかもしれません。でも学校に戻れない子どもは家に帰るしか選択肢を用意していないわけです。これは平等に教育が確保されているとは言えないのではないのでしょうか。

全国の適応指導教室の状況を見ても、終日開設をしているところが大半で、学校に代わる居場所と位置づけるなら学校が終わる時間に合わせた開設が望ましいと思います。これについて、お考えを伺います。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

全国の適応指導教室の状況については、終日開設しているところが多いと。不登校の子どもにも安心して学習できる機会を確保するということから、学校が終わる時間に合わせた開設が望ましいと思うけれどもどう考えているかというような御質問でした。

まず、御質問の中で、教育委員会は学校に行くことが当然だという考えが出ていたけれども、令和元年10月の文部科学省からの通知、不登校児童生徒への支援のあり方についての中で、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があるとされており、この趣旨に沿って取り組んでいるところでございます。

また、終日開設については、令和元年度の文部科学省の調査結果によりますと1,788自治体のうち、平日で約59%の自治体が終日開設していることは承知をしておりますけれども、本市におきましては、児童生徒の負担や利用の状況、指導員の配置や設備面も含めた支援体制の課題、児童生徒の生活リズムの観点等から学校登校日の午前中の開設が適当と判断をしております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、言われた文科省からの通達は私も見ました。「社会的に自立することを目指す必要がある」とされており、この趣旨に沿って取り組んでいるとの御答弁ですが、社会的に自立するためには、学習機会や学習に限らない体験の機会が保障されなければなりません。

今、終日できない理由として、体制の問題と児童生徒の生活リズムの観点からなども言われましたが、この中に大事な観点が入っていないと私は感じます。本人の希望を尊重するということ

です。

文科省の通達にはこうあります。既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で場合によっては教育支援センター、これは自立支援室のことですけれども、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受け入れなど、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこととなっています。その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいことということも書き添えられております。

子どもたちが、午後も支援室にいることを全く望んでいないのであれば現状の運営で問題はないかと思いますが、今の御答弁の中に、子どもたちの要望がなかったというお答えはありませんでした。

繰り返しになりますが、水俣には不登校の子どもたちがほかに行ける場所がありません。先月、光明童園さんが児童家庭支援センターを立ち上げられ、その中でフリースクール的な居場所提供を目指しておられるとのお話を聞いてきました。大変ありがたいことだと感じています。今後はこういう民間施設とも連携をとることも求められると思いますが、しかし、やはり、教員免許をお持ちの先生が学習の手助けをしてくれる場所というのは子どもたちにとって大変大事な機会であり、水俣の状況を考えたときに公的教育機関の役割は非常に大事だと考えます。

水俣の自立支援室の拡充については少なくとも生徒の希望を調査し、検討していただきたいと思いますが、もう一度お考えをお伺いして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員からの3回目の御質問にお答えします。

午前中のみ開設は子どもたちの社会的自立という通知の趣旨に沿って取り組んでいるといえるのか。また、子どもたちの希望を聞いてほしいというような御質問だったと思います。そして、拡充について検討してくださいというような御質問でした。

まず、子どもたちについてなんですけれども、今のところ午後開設してくださいというのは要望はあっていないところです。また、子どもたちの社会的自立に向けた取り組みは、こども自立支援室をはじめ、福祉等の関係機関や民間団体等とも連携して進めていく必要があると考えてお

ります。

こども自立支援室の開設時間につきましては、先ほども述べましたとおり、本市においては児童生徒の負担や利用の状況、指導員の配置や設備面も含めた支援体制の課題、児童生徒の生活リズムの観点等から、学校登校日の午前中の開設が適当と判断しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、こんにちは。真志会の真野頼隆です。

先日、知人の葬儀がありましたが、コロナ禍の中で、親族以外の列席はかなわず、これまでとは違って出棺のときに供花をするというちょっと寂しい別れとなりました。また、最近は家族葬が多く、市報のお悔やみ欄で知ることもしんどくありません。

私も昨年、高齢者の仲間入りをし、これから親戚、友人、知人など、身近な人との最期のお別れも多くなると思われますので、大事な人のためにも、また現世を生きたくあかしのためにも、残された人生を山積する課題解決に向けて高岡市長を支えながら頑張っていきたいと思っております。

それでは、さきの通告に従い、順次質問をさせていただきますので、執行部の明快なる答弁よろしくお願いいたします。

1、水俣市総合計画の経済・産業分野について。

①、昨年10月と今年1月、約20年ぶりに工場等の新設を伴う2社の企業誘致が実現したが、それらの企業の概要と実現に至った経緯はどうだったのか。

②、地場企業支援のため、みなまた環境テクノセンターを廃止し、企業支援センターを創設するとのことであるが、その業務内容と体制はどうなっているのか。

③、令和4年春には道の駅みなまたのグランドオープンを目指しているようであるが、事業のこれまでの進捗状況と今後の計画並びにオープンに向けたPRイベント等をどのように考えているのか。

④、水俣市としてワーケーション事業への取り組みはどうなっているのか。

2、南九州西回り自動車道について。

- ①、現在の進捗状況は怎么样了のか。
 - ②、袋インターチェンジ（仮称）のアクセス道路となる袋インター線及び野川・袋線の進捗状況についてはどうか。
 - ③、サービスエリア設置の可能性について、調査・検討はされたのか。
- 3、マイナンバー制度とマイナンバーカードについて。
- ①、マイナンバー制度とは怎么样了のものか。また、マイナンバーカードを国民が持つことのメリットは何か。
 - ②、現在の水俣市民及び市職員のマイナンバーカード取得率は怎么样了なのか。
 - ③、国は、マイナポイントを付与してマイナンバーカードの取得を呼びかけているようだが、マイナポイントとは怎么样了のものか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 真野頼隆議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市総合計画の経済・産業分野については私から、南九州西回り自動車道については産業建設部長から、マイナンバー制度とマイナンバーカードについては総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市総合計画の経済・産業分野について、順次お答えいたします。

まず、昨年10月と今年1月、約20年ぶりに工場等の新設を伴う2社の企業誘致が実現したが、それらの企業の概要と実現に至った経緯はどうだったのかとの御質問にお答えします。

本市では、昨年の10月27日に株式会社アスカインデックスと、今年の1月18日に株式会社アミカテラとそれぞれ企業立地協定を締結いたしました。

株式会社アスカインデックスは、東京都内に本社を置く従業員数84名の企業で、工場の設備機器の中古売買事業やクリーンルームの企画・設計・施工及び工場の閉鎖・整理に伴う解体・撤去工事等を展開しておられます。また、山梨県内や大牟田市、さらに台湾にお持ちの自社展示場で企業向けの設備機器の販売会も行っておられます。本市では、11名を新規に雇用していただき、今年5月からサン・エレクトロニクス施設跡の一部を借り受け、半導体の製造プロセスであるパンプや成膜の試作・開発の受託事業を実施される予定となっております。

また、株式会社アミカテラは、東京都内に本社を置く従業員数7名の企業で、竹や木などの植物繊維を原料に、100%植物性かつ完全生分解性のプラスチックに代わる素材であるプラントファイバーセラミック製品の開発・製造・販売を手がけておられます。本市に立地いただく工場で

は、10名を新規に雇用していただき、来年の1月から製品の原料となるペレットを製造される予定です。

これらの企業誘致が実現した経緯ですが、いずれも最初のきっかけは、進出を考えている企業の情報をいただいたことから、この好機を逃さないため、その後、間を置かず私や副市長が企業を訪問したり、代表の方と直接お話をさせていただくトップセールスを重ねるとともに、担当課においても企業の担当者と頻繁に連絡をとり合ったり、機会を捉えて面会を行うなど、熱心に誘致活動に取り組んでまいりました。その結果、いずれの企業様にも本市の熱意が伝わり、快く本市への進出を決めていただきました。

なお、協定の締結後についても、引き続きまめに情報交換や面会を行い、企業様がスムーズに操業開始できるよう努めているところです。

次に、地場企業支援のため、みなまた環境テクノセンターを廃止し、企業支援センターを創設することであるが、その業務内容と体制はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

令和3年度において、みなまた環境テクノセンターを廃止し、新しく企業の支援拠点となる企業支援センターを創設することといたしました。みなまた環境テクノセンターは、平成11年に設立以来、地域の環境問題等に係る研究開発の推進及び地場企業の育成・支援のための交流拠点として運営をしてきました。しかしながら、昨今、世界的な環境問題への意識の高まりや技術の進歩により、事業活動における環境配慮は当然に行うべきものとして浸透してきており、本市においても環境問題や環境配慮に対する研究支援や各種関連事業の実施支援等に一定の効果があつたものと考えます。

そのため、今後は、SDGsの考え方にに基づき、事業者それぞれが環境に配慮した上で活動されることを前提として、水俣市といたしましては、企業の事業活動への支援をより集中的に行うため、企業支援センターを創設いたします。

業務内容と体制としましては、当センターを地場企業の総合的な支援拠点として位置づけ、企業支援員及び職員を配置し、個人事業主や企業の皆様から相談を受けたり、セミナーを開催するなど支援を行ってまいります。加えて、水俣で新たな事業を行っていかうとするスタートアップ企業などが入居できるインキュベーション施設を設置し、これら企業を支援してまいります。

また、これまでどおり、事業者の皆様をはじめ、市民の方々にも会議室などとして御利用いただけます。

これらのことにより、地域における新事業の展開、新産業の創出、新たな人材・企業の呼び込みなどにつながるよう積極的に関与していくこととします。

新しい推進体制の下、水俣商工会議所など関係機関と連携し、個々の企業等が抱える課題に合わせ、事業の拡大や新事業の創出、雇用の創出に取り組み、地場企業の経営力・競争力の強化に

努めてまいります。

次に、令和4年春には道の駅みなまたのグランドオープンを目指しているようであるが、事業のこれまでの進捗状況と今後の計画並びにオープンに向けたPR、イベント等をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

まず、道の駅みなまた再整備の進捗状況ですが、令和2年5月に基本構想・基本計画を策定し、現在、実施設計及びレイアウト決定の最終段階に入っております。

本事業のコンセプトであるより豊かに過ごせる居心地のよい世代交流拠点を目指し、引き続き関係者と協力しながら進めてまいります。

次に、今後の計画についてですが、今月中に実施設計等を完了させ、令和3年度には速やかに工事に着手いたします。新しい物産館（パークショップ）の新築とインフォメーションセンターの改修は本年12月までに、まつぼっくりの木のおもちゃ館への改修は来年3月までに完成させ、令和4年春のグランドオープンを予定しております。

なお、木のおもちゃ館より3カ月程度前にパークショップが完成する予定ですので、グランドオープンに先んじてパークショップのみのプレオープンを計画しているところです。

次に、オープンに向けたPR、イベント等についてですが、これまでの道の駅みなまたは、国道3号からの視認性も悪く、奥まっているため利用しづらいというお声もいただいております。このため、生まれ変わった道の駅みなまたの魅力あふれる施設群を市内外にしっかりとPRできるよう、オープニングイベントをはじめ、各種媒体を使った広報、県などと連携したアナウンス等について考えてまいります。具体的な内容については、今後、関係者と検討してまいります。

次に、水俣市としてワーケーション事業への取り組みはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

昨年の9月議会でも答弁しましたとおり、新型コロナウイルス感染症による新しい旅行スタイルとして、国が推進しているワーケーションについては、全国の自治体で取り組み事例が増加しており、本市の観光振興施策としても有効であると考えております。

これまでの取り組みとして、国や県の支援策、他自治体による活動事例等の情報を収集し、本市におけるワーケーションへの取り組みを模索してまいりました。

その中で、市内事業者への聞き取り等を行った結果、ワーケーションに興味を持ったみなまた観光物産協会と本市が協力して、昨年観光庁が公募した誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業に手を挙げたところです。残念ながら実証事業は不採択となってしまったものの、ワーケーションについては市内観光事業者が独自で受け入れを検討するなど、ワーケーションへの興味と関心の声が出始めております。また、ワーケーションの普及に当たっては、市内事業者におけるWi-Fi環境など受け入れ体制の整備が必須であることから、引き続き国や県の

支援策や他自治体の先進事例の情報収集に努めつつ、本市の事業者のニーズに即した独自の取り組みにつなげていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

まず、企業誘致についてですが、昨年サン・エレクトロニクス株式会社の閉鎖で暗くなっていたところに約20年ぶりに工場等の新設を伴う2社の企業誘致が実現したことは水俣の行く末に一筋の光明が見えた気がしました。

西田前市長、宮本元市長が成し得なかったことを高岡市長、小林副市長が企業からの情報を得るや直ちに両会社とコンタクトをとられ、トップセールスをされたことが誘致に結びついたものと考えております。

サン・エレクトロニクス株式会社で失職した人が114名、今回の雇用が株式会社アスカインデックスで11名、株式会社アミカテラが10名ですので、雇用のほうがまだ全然少ないわけですけれども、このことを足がかりに、また新しく創設される企業支援センターを拠点に引き続き企業誘致に頑張っていたきたいと思います。

今回、誘致がなかったこの2社ともに、新たな事業展開が予想され、誘致した企業が地元企業と結びつき、新たな事業や取引を生み出すことも非常に重要であると考えます。

そこで市として、この地元企業と誘致企業を結びつけることをどのように考えるか、まず1点質問をします。

次に、企業支援センターについてですけれども、水俣環境テクノセンターを廃止し、新しくこの企業支援センターを創設するということは、高岡市長の地場企業支援強化の強いあらわれと、そういうふうを受け止めております。

この件に関しては2点質問したいと思います。

まず1点目が、水俣で新たな事業を行っていきこうとするスタートアップ企業などが入居できるインキュベーション施設を設置するとのことですが、インキュベーション施設とはどのようなものか。

2点目が、企業支援センターを運営するに当たり、今後、企業支援員や設置された職員の役割は重要になってくるものと思われまます。昨年、私たち真志会は、千葉県幕張で行われました地方創生エキスポに参加しましたが、そこでは議員だけではなく、企業、自治体など、様々な主体が参加して、新たなビジネスが生まれる場であったというふうに感じました。

そこで、ぜひこのような場に企業支援員や職員を積極的に参加させて、新たなビジネス展開につなげてもらいたいと考えますがどうか、質問します。

次に、道の駅みなまたについてですが、今回のこの道の駅の再整備というのは、砂田光紀さん

という有名なコンサルタントにお願いをしてあるので、物産館だけではなく、木のおもちゃ館、インフォメーションセンターのトイレ改修など、立派なものになるとそういうふうには思っていますが、それをどう運営していくということが重要であると考えます。

そこで2点、質問したいと思います。

まず1点目が、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内のほかの道の駅でも経営悪化が聞かれますが、道の駅みなまたの経営状況はどうか。

また、今回のリニューアルで現在の物産館を木のおもちゃ館に改修される予定だが、その運営をどのように考えているのか。

2点目が、新しい道の駅みなまたには、水俣の匂をそそえたパークショップや木の温もりにあふれた子ども向けのおもちゃ館、美しく快適なトイレを備えたインフォメーションセンターなど、魅力的な施設ができる予定だが、都市部からの人の流れを呼び込むためには、特にパークショップの品ぞろえが重要と考えますが、どう考えているのか質問します。

最後に、ワーケーションについてですが、コロナ禍でますます需要が増えるのではないかと思われます。昨年9月議会でこの問題を取り上げましたが、早速取り組んでいただき、ありがとうございました。

2回目の質問を2点ほどしたいと思います。

まず1点目が、観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業及び水俣観光物産協会が申請した事業の内容はどのようなものか。また、不採択となった要因は何か。

2点目は、答弁の中であったWi-Fi環境など、受け入れ体制の整備について、新しい旅行スタイルへの対応の観点から、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策を構築すべきだと考えますが、いかがか質問をします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

全部で7点あったかと思えます。

まず1点目の誘致企業と地場企業を結びつけた、そういった取り組みが必要ではないかという御質問でございました。

誘致企業の目的として求められているものは、1つは雇用の創出であります。そしてもう一つは、誘致企業の事業活動によりまして、地域経済が活性化することであるというふうに認識をしております。

真野議員の御質問にもありますとおり、本市としても地元企業と誘致企業との連携を創出をしていく取り組みは非常に重要なことであると考えております。

今回の誘致企業2社に対しまして、初期段階から地元企業等との連携についても重ねてお願い

をするとともに、地元企業に関する情報もお伝えをしているところであります。

併せて、機会を捉えまして地元企業にも誘致企業の情報提供等を行っており、一部からは今後の事業連携の期待の声もいただいております。

現時点においては進出したいずれの企業も操業開始には至っていないために、具体的なマッチングなどに対してはこれからですけれども、引き続き市が間に立って積極的に誘致企業と地元企業の橋渡しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、企業支援センターのインキュベーション施設とはどのようなものかという御質問でございますが、この施設は創業間もない起業家やこれら創業する予定の起業家をサポートするための施設と捉えております。

今回設置する企業支援センターにおいては、事業活動のための事務所スペースを貸与するほか、企業支援員や職員が常駐いたしまして、事業の推進などに関する支援を行ってまいります。

3つ目の企業支援センターの役割、そして企業支援員とか職員の役割は大変重要になるのではないかと、そういったときにこれをいろんなところに職員や支援員が参加していくほうがいいんじゃないかという御質問でございました。

この企業支援センターの運営に当たっては、企業支援員、そして職員が果たす役割は、先ほど申されたように重要になってくると考えております。

現在従事している企業支援員は、企業や公的機関等での勤務経験に加えましてキャリアカウンセラーなどの資格も有しており、スキルを生かした企業の支援に携わっております。

今後、企業支援員のみならず、配置された職員も様々な機会を捉えまして、展示会や各種研修会などに積極的に参加をしてスキルアップを図るとともに、水俣市や水俣市の企業を地域内外に発信するなどして企業の誘致や新たな事業の展開につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の道の駅に関してですけれども、このコロナの影響で経営状況はどうかと。また、リニューアルをされる木のおもちゃ館の改修、その運営をどのように考えているかという御質問でございました。

まず、道の駅みなまたの経営状況ですけれども、指定管理者である第三セクター株式会社みなまたの報告によりますと、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響により、今年度上期の売り上げは、対前年比46%、来館者数対前年比39%と大幅に減少しております。一方で、対人販売の売り上げが大きな影響を受ける中、通信販売の売り上げは対前年比の70%にとどまっております。今後も高いニーズが見込まれますことから、店舗販売だけでなく通信販売につきましてもさらなる魅力向上と売り上げ回復に努めていきたいとのことでした。

また、株式会社みなまたでは、国の支援策である持続化給付金や雇用調整助成金などを活用い

たしまして経営の安定化を図られており、従業員の解雇や運営資金の新たな借り入れなどは行っていないと伺っております。

次に、木のおもちゃ館の運営についてですけれども、新しい道の駅みなまたにおきましては、それぞれの施設に連動性を持たせ、居心地のいい空間で相互に誘客を図ることでより多くの方々に御利用していただきたいというふうに考えております。

このため、議会には改めてお諮りすることにはなりますけれども、木のおもちゃ館につきましても、道の駅みなまたの施設の1つとして一体的に運営していきたいと考えております。

次、5点目の物産館の件ですけれども、魅力的な施設ができるだろうという期待をしていただいております。そういった中で、特に都市部からの人の流れを呼び込むためにはパークショップの品ぞろえが重要になってくるのではないかとこの御質問でございました。

御指摘のとおり、新しい道の駅みなまたに人を呼び込むためには、季節の魅力はもちろん、特産品等の品ぞろえの充実が必要不可欠であると考えております。本市の特産品として、サラダタマネギや不知火、シラス、和紅茶などがございますけれども、現在、株式会社みなまたでは、本市が委託した物産振興強化事業の中で、もち麦の加工品等を新たな商品に取り上げて扱うなど、特産品の掘り起こしや磨き上げを行っておりまして、また熊本市のサクラマチクマモトで行われた物産フェアに参加するなど、市と連携した販路開拓にも取り組んでおります。

道の駅の再整備に合わせまして、引き続き特産品等の魅力向上と品ぞろえの充実に努めていきたいと考えております。

次、6点目の観光物産協会が申請をいたしました誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業とはどのようなものか。そして、不採択になったのは何が要因かという御質問でございました。

観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ地域が一体となって新たな生活様式を取り入れた旅行スタイルに対応するため、地方自治体や観光地域づくり法人等が観光イベントを、観光資源をより安全で集客力の高いものへと引き上げるために実施する事業を観光庁が公募いたしまして、これらの実証事業を支援することを目的に昨年実施された事業であります。

事業費の100%、上限2,000万円までが支給されることから、全国の自治体から多種多様な事業が申請をされ、全体で556件が採択をされております。

水俣観光物産協会では、本市が誇る観光資源である湯の児・湯の鶴温泉において、SDGsを意識したワーケーションによる誘客事業を企画して、観光庁に申請をいたしました。残念ながら不採択となりました。

なお、水俣観光物産協会に確認をいたしましたところ、不採択理由に関する問い合わせは観光

庁が対応されていないため不明とのことでした。

最後7点目のW i - F i 環境などの受け入れ体制の整備ということで、新しい旅行スタイルへの適応に国の地方創生臨時交付金等を活用した支援策を構築するべきではないかという御質問でございました。

全国の自治体が国の地方創生臨時交付金を活用して実施した取り組みをまとめているポータルサイトで、地方創生図鑑によりますと、他の地方自治体でも観光関係施策等におけるW i - F i 環境等の整備を実施しているようでございます。

本市といたしましても従前より市内観光事業者等からW i - F i 環境整備に対する支援策を求める声を伺っておりますので、地方創生臨時交付金の活用を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

まず、企業誘致の件ですが、答弁いただいたように地元企業支援を大いに進めていただきたいと思っております。地元企業のビジネスチャンス拡大にもつながる企業誘致についても、この2件立地があったわけですから、この流れを以降絶やさないように、今後また積極的に進めていただきたいと思いますが、今後の企業誘致の考えを伺いたいと思います。

それと次に、道の駅みなまたの件についてですが、2点もう一回質問をしたいと思います。

まず1点目が、道の駅みなまたが多くのリピーターを獲得するためには、やはり魅力ある施設だけでなく、スタッフの行き届いたサービスというのが非常に必要であると、そういうふうに見える。そこで、スタッフ育成について、どのように考えているのか。

2点目は、道の駅みなまたは、やはり3号線から入りづらいから少し利用しづらいという、そういうイメージがあるんですけど、やはりその印象をどうにか払拭して、再整備後には、市内外に向けて新しい魅力の発信というものをしていく必要があると考えます。

そこで、芦北町のデコポンのようなテレビコマーシャルというのも、やはり水俣も考えてもいいんじゃないかと、やはりこういうテレビの力というのは非常に大きいわけですから、その辺のところどう考えるかということ質問したいと思います。

それと、ワーケーションについて、また2点ちょっと質問しますけれども、1点目が、受け入れ体制がある程度整えば、本市でのワーケーションを目的とした観光客の誘致に向けた積極的な情報発信が必要だと考えますが、いかがか。

それと2点目が、今、和歌山県が中心になって地方自治体を対象としたワーケーション自治体協議会というのが創設をされていますけれども、ぜひ水俣市もまず同協議会に参画する、そ

う意向はないかということをお3回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の3回目の御質問にお答えします。全部で5点ございました。

まず、1点目が、2つの企業の立地協定を実現できたと。また、この流れに乗って、積極的に進めてもらいたいということで、市としての今後の企業誘致の考えはどうなんだという御質問でございます。

今後の企業誘致につきましては、議員の御質問にもありました地元企業との連携を踏まえまして市内に事業所数が少ないIT系の企業や情報サービス業など、いわゆる産業支援サービス業の誘致や新たに設置する企業支援センターのインキュベーション施設を活用しまして新たなアイデアで起業する起業家人材の誘致、また地域資源を活用しました事業を行う企業の誘致などを進めていきたいと考えております。

なお、将来的には、現在整備を進めている水俣川河口臨海部に工業用地を確保することが可能となることから、当該用地を活用した企業誘致につきましても整備の進捗を踏まえ、計画的に進めていきたいと考えています。

2点目の道の駅についての御質問でございました。

リピーターを確保するためには、施設だけではなくして、スタッフのサービスも大事だと考えるけれども、その育成をどう考えているのかという御質問でございます。

現在、道の駅みなまたでは、再整備の総合プロデューサーであります砂田光紀氏や実施設計業務を請け負っておられる太田則宏氏、それから株式会社みなまたのスタッフなどに参加をいただきまして多くのリピーターを獲得するためのサービス向上研究会を毎月実施しております。

昨年8月からスタートいたしましたこの研究会は、砂田氏が全国各地で経験をしてこられた心がこもったサービスの先進事例などを踏まえて、運営側と利用者側のそれぞれの視点に立ったサービス、そしてレイアウト、商品の見せ方などを追及し、また来たいと思っただけの道の駅を目指しております。

また、この研究会以外にも株式会社みなまたでは、スタッフ育成のために集客力が高い他の道の駅の視察や現地研修などを計画していると伺っております。

3点目の同じく道の駅についての御質問でございます。

奥まっているので、ちょっと見にくいところにあるということで、先ほどから申し上げておりますが、そういったものをもっとこの再整備後に市内外に発信をしていかなければいけない。そういった意味では、芦北のデコポンのようなテレビCMを作成する予定はないかという御質問でございますが、この新しい道の駅みなまたの魅力あふれる施設群を市内外にしっかりとPRできるようにオープニングイベントをはじめ、各種媒体を使った広報、県などと連携した情報発信を

考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅の機会が増え、テレビを視聴される方も多いかというふうに思いますので、テレビCMを含め、引き続きより効果的な方法を今後も検討していきたいと考えております。

次に、4点目ですが、ワーケーションについてですけれども、そういったWi-Fi環境などの受け入れ体制がある程度整ったら、観光客の誘致に向けた積極的な情報発信が必要ではないかという御質問でございます。

ワーケーションを目的とした観光客が誘致ができましたら、平日の利用客の増加など、様々なメリットが期待できますので、地域内の受け入れ体制が整いましたら、本市が誇る食や温泉などの観光資源により他地域との差別化を図りつつ、ワーケーションを目的とした観光客の誘致に向けた情報発信に努めていきたいと考えています。

最後、5点目ですが、和歌山県が中心となってワーケーション自治体の協議会が創設されていると。本市においてもここに参画する意向はないかという御質問でございました。

このワーケーション自治体協議会は、和歌山県と長野県が主体となり、令和元年11月に設立をされ、令和3年2月末時点で170の自治体が参画しております。情報交換や会員自治体によるワーケーション事業の共同PR、そして各種情報発信を行っているというふうに伺っております。

先ほどの答弁のとおり、他地域の情報収集を行う観点からも自治体間のネットワークは重要であるものと考えておりますので、今後同協議会の参画につきましても検討したいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、南九州西回り自動車道について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、南九州西回り自動車道について、順次お答えします。

まず、現在の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

国土交通省に確認しましたところ、熊本県側からは袋インターチェンジ（仮称）と県境に向けた道路整備が進められております。現在は、中尾山トンネル（仮称）をはじめとした道路工事や用地の取得が着実に行われており、中尾山トンネルは全延長1,428メートル中1,330メートルを掘削済みであり、小田代トンネル（仮称）は、令和2年2月に貫通式が執り行われました。

また、鹿児島県を含む芦北出水道路の用地取得の進捗率は約98%とのことでした。

なお、袋インターチェンジ（仮称）、出水北インターチェンジ（仮称）のいずれも供用開始時期は未定となっております。

次に、袋インターチェンジ（仮称）のアクセス道路となる袋インター線及び野川・袋線の進捗

状況についてはどうかとの御質問にお答えします。

本市が袋インターチェンジ（仮称）への取り付け道路として整備する袋インター線及び野川・袋線は、現在、用地の取得と共に一部工事を行っております。令和元年12月定例会におきましても、議員から同様の御質問をいただいておりますので、以前と対比しながらお答えさせていただきます。

まず、用地の取得状況につきましては、袋インター線では、面積ベースで約10%から令和3年2月末現在約87%へ、野川・袋線では、面積ベースで約90%から令和3年2月末現在約98%の取得率となっており、本事業に対し、御協力いただきました関係地権者の皆様には大変感謝いたしております。

次に、工事につきましては、令和元年9月から野川・袋線の工事に着手し、今年度も昨年と同区間ののり面工事を発注しております。

また、袋インター線につきましては、現在、市で工事発注は行っておりませんが、国土交通省が南九州西回り自動車道整備の工食用道路として利用する協議が整っており、市に代わり一部区間の工事に着手されております。

令和3年度以降、随時、予算に応じて、残る事業用地の取得を進めながら、両路線の早期整備に向け取り組んでまいります。

次に、サービスエリア設置の可能性について調査・検討はされたのかとの御質問にお答えします。

昨年10月に、ハイウェイオアシスの整備を検討されている福岡県行橋市を視察し、調査を行いました。行橋市は人口約7万3,000人、自動車関連企業が多数立地し、北九州市のベッドタウンとなっていますが、ここでは東九州自動車道今川パーキングエリアを活用したハイウェイオアシスの整備が検討されておりました。この場所は、福岡県の古賀サービスエリアと大分県の別府湾サービスエリアの間に位置し、本州や北九州空港から大分方面へ向かう際の休憩地点としてのポテンシャルも秘めており、交通量調査における年間来訪者数についても高い数値が出ているということでした。

コストに関しましては、概算で、用地取得費が5億円、施設整備費、15年間の運営費及び維持管理費が合計で56億円と試算されており、財源内訳は、運営収入、国庫支出金等のほか、市の負担額が41億円となり、非常に大きくなることが懸念されると伺っております。

このような状況を踏まえ、本市に置き換えて検討を試みましたが、サービスエリアの設置について膨大な費用がかかることが推察されますので、現在の本市の財政状況から見て、現実的ではないと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

南九州西回り自動車道も小田代トンネルが貫通し、そしてまた中尾山トンネルも残すところを約100メートルというふうになり、それから新幹線の線路の上を交差させるための橋脚といえますか、そういうものも大分築かれまして、着実に工事が進んでいるなというふうに感じております。

そして、また袋インターチェンジ（仮称）のアクセス道路となる袋インター線及び野川・袋線も用地取得がかなり進み、一部ではもう工事も始まっているとのことで、早期完成が待たれるところであるかなと、そういうふうに関心しております。

それと、サービスエリア設置の可能性について、調査検討をしていただき、ありがとうございました。このサービスエリア設置するとしたときの市の負担額が、私はもう一桁少なかったら本当にそういうサービスエリアというかハイウェイオアシスみたいなことの設置を考えてもいいのかなというふうに、可能性があるのかなというふうに思っていました。余りにも高額になるということで現状では非常に難しいと考えざるを得ないのかなと思っています。

そうしたときに、この考えを変えて、今ある道の駅をどうやって今度充実させて、水俣には、水俣インターと袋インターという2つのインターができるわけですから、熊本からのお客様に対しては、水俣インターで降りていただいて、道の駅でトイレ休憩なり、お買い物とか、いろいろ公園で楽しんでもらったり、そして袋インターで乗って鹿児島方面へ向かってもらう。その逆も考えられるわけですから、道の駅を充実させることが、逆にこのサービスエリアを設置することよりもそちらのほうが金もかからないし、そちらのほうが有効ではないかなというふうに今考えるところですので、ぜひそっちのほうでも一生懸命整備をしていただけたらと。ちょっと寄ってみたいトイレとか、ちょっと寄ってみたい道の駅という、そういう観光PRをこの経済観光課のほうで一生懸命していただきたいと、そういうふうに関心しております。

このところでの2回目の質問ですけれども、1点だけ、袋インター線が接続される国道3号に新たな交差点ができるわけですけれども、そこに信号等は設置されるのかどうか、その1点をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

袋インター線と国道3号線の交差点に信号機が設置されるのかという御質問ですが、袋インター線と国道3号との交差部は、袋駅手前のトラックターミナル付近に計画しております。鹿児島県のほうから袋インター線へ入る右折レーンを整備するため、一部2車線になります。

計画交通量に基づき、警察と交差点協議を行いました結果、現時点で信号設置する必要は認められませんでした。しかし、開通後の交通量により、必要があれば再協議を行いたいと思います。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3号線との交差点部分には、現時点では信号の設置は必要ないとのことですが、今は水俣インターと国道3号線との交差点があって、そして市街地へ出るほうというか、そこでも頻繁に事故があっていると。やっぱりインターの出口と国道3号の交差点というのは非常に事故が起きやすいところだと思うんですね。そういう意味においては、やっぱり警察とその必要性において、協議を十分していただきたいと、そういうふうに思っています。

そこで、もし袋インター線と国道3号のところに信号が設置されない場合、イベント開催時に埋立地に向かう車の混雑が予想され、袋インター線から国道3号線に出にくいと、そういうことが発生するんじゃないか。そういったときには、どのように対応されるのか、これを3回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 真野議員の3回目の御質問にお答えいたします。

袋インターを出まして国道3号の交差点を右折する場合に出にくいんじゃないかという御質問だったと思います。イベントのときにですね。

イベントの開催に伴いまして、頻繁に交通混雑が発生する状況が認められる場合は、警察との協議も含め、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、マイナンバー制度とマイナンバーカードについて、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、マイナンバー制度とマイナンバーカードについて、順次お答えします。

まず、マイナンバー制度とはどういったものか。また、マイナンバーカードを国民が持つことのメリットは何かとの御質問にお答えします。

マイナンバー制度では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、全ての国民に、1人に1つの12桁の番号、マイナンバーが付与されます。その番号を社会保障、税、災害対策の3つの分野で利用することで、确实かつ迅速な個人の特特定を可能にし、国民の利便性の向上や行政運営の効率化などを図るものです。

また、マイナンバー制度の目的でもありますマイナンバーカードを国民が持つことのメリットについては、大きく3つほどあります。

1つ目が、社会保障や税に関する申請において、添付書類が不要になるなど行政手続の簡素化

が図られ、国民の利便性が向上します。2つ目が、行政機関などで行う様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間が削減できることで行政の効率化が図られ、その分、人や財源を住民サービスのほうへ振り向けられることとなります。3つ目が、給付金の不正受給防止や年金支給ミスの防止など、きめ細やかな社会保障制度を可能にし、公平・公正な社会の実現につながります。

そのほかにも、写真つきの本人確認書類としての利用、税金の申告 e-Tax や銀行のネットバンキングなどのオンラインサービスにも利用ができます。

今後は、健康保険証の利用、運転免許証との一体化など、様々な分野における活用が検討されています。

次に、現在の水俣市民及び市職員のマイナンバーカード取得率はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市民の2月末現在のマイナンバーカードの取得率は20.8%となっております。また、本市職員の取得率は、3月1日現在において56.8%です。ちなみに、既に取得申請の手続きを終えている職員を含めると75.6%となります。

総務省のホームページに掲載してあります最新の状況によりますと、令和3年2月1日現在におけるマイナンバーカードの取得率は、全国では25.2%、熊本県では25.1%となっております。なお、県内で最も取得率が高いのが、熊本市で31.3%、続いて球磨郡相良村29.1%、そして阿蘇市26.5%となっております。近隣の自治体では、人吉市が24.3%、芦北町が20.5%、津奈木町が16.5%、出水市が21.0%となっております。

次に、国はマイナポイントを付与してマイナンバーカードの取得を呼びかけているようだが、マイナポイントとはどういったものかとの御質問にお答えします。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って申し込みを行い、あらかじめ登録したクレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済サービスを利用して、チャージやお買い物をすると、利用金額の25%、1人当たり上限5,000円分のポイントがもらえる仕組みです。当初、事業期間は3月末まででしたが、事業の拡充により、9月末まで延長されております。

この制度の目的は、手続きにマイナンバーカードを使用することによるマイナンバーカードの普及促進、ポイントを付与することによる消費の活性化、そして、キャッシュレス決済基盤の構築の3つです。

また、キャッシュレス決済で現金を扱うことがなくなれば、新型コロナウイルス感染症対策にも有効とされております。

なお、申し込みはスマートフォン、またはカードリーダー付属のパソコンを使えば、総務省のホームページから、オンラインで24時間手続きが可能です。スマートフォンやパソコンでの手続きが

難しい、また持っていないという方には、市町村の窓口をはじめ、郵便局やコンビニエンスストアなど身近な場所にマイナポイント受付スポットが設けられ、予約・申し込みを受け付けております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をしますけれども、このマイナンバーカード、今後は健康保険証の利用とか運転免許証との一体化など、様々な分野における活用が検討されているとのことでした。

さらに、ICチップの空き領域には、民間事業者独自に様々なカードアプリを搭載することができ、1枚のカードにいろいろな機能が付いている魅力的なカードだと私は思いますが、平成27年10月以降、国民一人一人にマイナンバーが通知されてから5年以上が経過していますが、いまだにこの水俣市民で20.8%、市職員が56.8%、ちなみに議員が16人中10人、62.5%と、まだそこまで普及していないのかなと思っております。

そこで、質問ですが、市民の取得率が低いことの要因をどう捉えているのか、まず1点。

それと、コンビニ交付サービスという制度がありますけれども、このコンビニ交付のメリットとしては、市役所窓口が開いていない早朝や深夜、午前6時半から午後11時までとか、土日祝日でも証明書を取得できる。または、住んでいる市区町村にかかわらず最寄りのコンビニで証明書を取得もできます。さらに現住所と本籍地が異なる住民でも本籍地の戸籍の証明書を取得可能など、住民にとって利便性が高いものとなっています。

そこで、水俣市もマイナンバーカードを活用して、住民票等のコンビニ交付サービスを導入する考えはないか、以上2点についてお尋ねをします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の市民の取得率が低いことの要因、これをどう考えているのかにつきましては、一般に次のことが挙げられると考えております。

まず、身分証としてはほかに運転免許証などがあり、カードを取得する必要が理解されていないということ、また、セキュリティの面からカードの紛失、盗難、個人情報の漏洩等を心配されているということ、申請取得の手続が面倒である、ちなみに平成30年に内閣府が行ったマイナンバー制度に関する世論調査においても同様の意見が多く挙げられておりました。

次に、2点目のマイナンバーカードを活用して住民票等のコンビニ交付サービスを導入する予定、これにつきましては、マイナンバーカードを活用した住民票などのコンビニ交付サービスの事例があること、これについては認識をしております。

しかし、システムの導入経費のほか、管理運営に要する経費が高額なものとなることから、現

在のところ導入の予定はございません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私も、やっぱりカードのセキュリティの問題と、それと個人の財産を国によって管理されるのではないかという、そういうことでためらっている方が多分に多いんじゃないかなということも思っております。

しかし、これは少子高齢化、デジタル化社会に進んでいく中で、私は避けては通れない問題だろうと考えておりますし、またこのカード自体も進化の途中にあると、そういうふうに使っていますから、やっぱり国民がカードを取得するための意義を今後も情報発信しながら、普及促進に頑張っていかなければいけないと、そういうふうには考えますが、市民のマイナンバーカードの取得向上に向けてどう取り組んでいくのか、質問をして、終わります。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

市民のマイナンバーカードの取得率向上に向けてどう取り組んでいくのかということにつきましては、まず市民課の窓口では、高齢者など、申請手続きが困難な方に対して申請書の記入や顔写真の撮影など、申請のお手伝いを実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、庁舎以外の場所でも申請サポートの実施を検討してまいります。

次に、平日にカードの受け取りが難しい方のために、現在は毎月第4日曜日に休日の交付の機会を設けておりますが、さらに毎月第2日曜日にも休日交付を実施することとし、カード受け取りの機会を拡大することとしています。

併せて、今後も引き続き市の広報紙やホームページを活用し、マイナンバー制度の周知、カード取得推進のための広報活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。無限21の杉迫一樹です。

現在の新型コロナウイルスの流行により、外出、移動制限などの自粛があり、不便やストレスを感じて生活している方がほとんどだと思います。加えて、コロナ患者の方への差別の禁止などの呼びかけもされてるところです。

ここで一つ考えていただきたいのですが、私たち障がい者のほとんどは、新型コロナが流行する以前から、少なくとも移動に制限があり、不便を感じながら生活しています。先日より、ワクチン接種が開始され、新型コロナの収束が期待されております。

新型コロナが収束すれば、移動制限などの自粛、不便さもなくなり、コロナ患者への差別も自然と少なくなっていくと考えますが、私たち障がい者は、コロナ後も相変わらず移動制限や不便を強いられる生活が続きます。結局のところ、社会的、環境整備での差別はなくならないと思いますが、減らすことはできると信じております。

今回、多くの皆さんが経験している新型コロナでの一連の不便さ、この経験をコロナ前、コロナ禍、コロナ後にかかわらず、不便を強いられている人たちがいるということを少しでも考えていただければと思います。併せて、新型コロナのいち早い収束を願い、また、再生医学の進歩にも引き続き期待しております。

それでは、通告に従いまして、以下質問します。

1、市職員のテレワーク運用状況等について。

①、一般企業でのテレワーク同様の運用ができているのか。現在、どのような業務をテレワークで行っているのか。

②、テレワーク用備品を購入した8月以降、在宅勤務者の数はどのようになっているか。

③、テレワークは希望する職員が行うのか。交代制、もしくは指名制か。

④、現在のテレワーク用パソコンの使用状況はどうか。

2、水俣市障がい者計画について。

①、この計画の完成までどのような組織で協議され、どのような段階を踏むのか。

②、この計画は誰に向けての計画であるか。

③、平成27年度から32年度の本計画について、どのように評価しているか。

3、市内中学校の校則の現状と今後について。

①、校則の見直しは毎年行うのか。また、どのようなことに着目し、見直すのか。

②、見直しの際、生徒会や保護者が関わることはあるか。

③、これまで校則について、生徒や保護者からどんな意見、要望があったか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時、休憩します。

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫一樹議員の御質問に、順次お答えします。

まず、市職員のテレワーク運用状況等については総務企画部長から、水俣市障がい者計画については私から、市内中学校の校則の現状と今後については教育長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 市職員のテレワーク運用状況等について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 初めに、市職員のテレワーク運用状況等について、順次お答えします。

まず一般企業でのテレワーク同様の運用ができているのか。現在、どのような業務をテレワークで行っているのかとの御質問にお答えします。

一般企業といっても多種多様な業種、業務形態がありますので、一概には比較できませんが、テレビ等で報道されている企業における導入事例に比べますと、本市におけるテレワークの活用はそれほど進んでいないと言わざるを得ません。

一般企業において、営業職やプログラマーなど、本来の仕事内容が個人の成果によるものや業務資料のほとんどが電子化されていたり、高度なセキュリティ対策がなされている大企業の事務職であれば、テレワークは行いやすいものと考えられます。

それに対して、市役所においては、窓口での住民対応を伴う業務や持ち出し禁止の個人情報を取り扱う業務が多く存在するため、テレワークで行える業務は限られることとなります。

これまでの事例では、会議用の資料作成、記録の整理、補助金申請書の作成などが、テレワークでの主な業務内容となっております。

次に、テレワーク用備品を購入した8月以降、在宅勤務者の数はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

8月から12月までは0人、1月は1人が2日間、2月は2人がそれぞれ1日ずつ在宅勤務を行っております。

次に、テレワークは、希望する職員が行うのか。交代制もしくは指名制かとの御質問にお答え

いたします。

本市の場合、職員の希望と職場の状況・業務内容を考慮し、所属長が命令することとしております。それぞれの担当業務の内容等も考慮する必要があるため、指名制、交代制の組織的な運用までは行っておりません。

次に、現在のテレワーク用パソコンの使用状況はどうかとの御質問にお答えします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、テレワーク用・オンライン会議用・緊急時の窓口開設用の備品として35台のパソコンを購入いたしました。現在は、テレワーク用としての運用はありませんが、オンライン会議用として6台、緊急時の窓口開設用として4台を運用しております。特に、オンライン会議については、今後さらにニーズが高まる見通しですので、このような用途に活用してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 テレビなどでは、長期にわたり在宅勤務をしている様子がたびたび放送されています。国では、出社率7割削減を掲げている中、市役所へ行くと、出勤している職員の数も体感でしかありませんが、以前とさほど変わっていないように感じ、テレワークは実際に実施しているのか。また、市役所の特殊な業務をどんな方法でどんな業務を行っているのか、気になりましたので質問いたしました。

市役所の業務は対面での窓口業務など多岐にわたるので、そもそもテレワークのみでの業務を行うことはなかなか難しいと思っていました。セキュリティ面の問題や、また様々な資料も必要かと思えます。

また、環境整備こそしたけれども、行政機関の業務としてはニーズが少ない。テレワークとして行える業務は、ほんの一部の業務であるということでした。

答弁のとおり、一般企業のように、長期間テレワークを行うということは、ほぼできないように思います。それに伴い、在宅勤務者も12月までは0人、1月1人、2月は2人で、いずれも短期間ということでした。

では、市役所の業務でテレワークが行える業務は何があるのか、となれば、オンライン会議がメインではないのかと思いました。となれば、国の新型コロナに関する交付金で購入したパソコンなどの備品の使用頻度はどうなのか。パソコンは35台購入し、オンライン会議で6台、緊急時の窓口開設用として4台とのことですので、残り25台のパソコンが効果的に使用できていないのではないかと感じました。この使用していないパソコンについてお聞きします。

一般企業との業務内容がかなり違うことは分かりました。しかしながら、一般企業と同様にオンライン会議はされているということで、1点目の質問ですが、水俣市役所でのオンライン会議のニーズとしての現状はどうか。

次に、8月に購入したテレワーク用パソコンや備品ですが、購入こそしたけれども使用していないものがあるのは、非常にもったいなく思います。

新型コロナ交付金にて購入されたものですので、新型コロナに関係する物事に使用しなければならないのではないかと考えていますが、使用する機会が少ない、ニーズが少ないという現状を踏まえ、使用していないパソコンなどは、どう運用していくのか考えなければならないと思います。

2点目の質問ですが、国からの新型コロナに関する交付金を使用してのテレワーク備品購入であったが、この備品は、新型コロナ関連以外の用途としても使用可能なものか。

そして、現在、ワクチン接種が始まっていますが、今後、第4波が来ないとも限りません。また、市役所は業務内容から在宅勤務自体しにくいとはいえ、コロナ収束後も災害や新しい感染症が流行することも考えられます。

そこで、3点目です。

在宅勤務者が少ないという状況を受けて、今後の様々な有事の際の対応として、少人数ずつ、短時間のトライアルとして在宅勤務を実施してみてもどうか。

2回目、以上3点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市役所内でのオンライン会議のニーズとしての現状についてでございます。

本市では、オンラインによる外部との会議、研修などをこれまでに約100件行っております。月別では、8月、9月にそれぞれ4件、10月に7件、11月に10件、12月に15件、1月に25件、2月に31件となっております。今後もオンライン会議のニーズはさらに高まり、その活用は継続していくものと考えております。

次に2点目の交付金を使用してのテレワーク備品ではあるが、この備品は、新型コロナ関連以外の用途としても使用可能なものかとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策への活用はもとより、コロナ後に向けた経済構造の転換、好循環の実現、そしてコロナ後のいわゆる新しい生活様式に対応するために、幅広く活用できるものとなっております。

交付金を活用して購入した備品は、交付金の目的とする用途以外には使用できませんが、今後のコロナと共存する新しい暮らし方、働き方が当たり前となる社会に対応するために交付金の目的に沿って幅広い活用方法が検討できるものです。

最後の3点目の今後の様々な有事の際の対応として、少人数ずつ短時間のトライアルとして在宅勤務を実施してはどうかとの御質問につきましては、これまでの在宅勤務の実施状況から、ま

ず在宅勤務が可能な部署が限られること、その中でも可能な業務が限られるということが分かっております。そのため、一律に在宅勤務を課すということは難しいと考えますが、まずは有事の際に限らず、必要なときに在宅勤務を実施できるよう制度を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

トライアルでの在宅勤務についてですが、必要なときに在宅勤務が実施できるよう制度を整えるとのお答えがありました。これは、今後必ず必要になってくることが考えられますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、市役所でのオンライン会議のニーズは、今後も高まる傾向にあるということ、また、交付金で購入した備品は、コロナ禍、コロナ後も比較的幅広い活用ができると解釈しました。ただ、市役所の業務内容自体は基本変わらないはずですので、基本は、オンライン会議メインで使用する考えられます。35台全てのパソコンをオンライン会議や出張だけでというのは、少し考えづらい現象かと思います。それに伴って、今後も使用しない可能性のあるパソコンなどが一時保管という形になってしまうのではと考えてしまいます。

そこで、残ったパソコンの有効利用としてですが、使用していないパソコン等の有効利用として、テレワークが必要でパソコンなどの備品が足りていない企業や施設、学校などに貸し出し、使用していただくことはできないか。これが1点目です。

次に、2点目です。

市役所内で通常勤務で使用しているパソコンが、故障や不具合が発生した際に新たに買い換えるのではなく、このテレワーク用パソコンを利用することはできるのか。

最後、3点目ですが、水俣市として、使用目的が終わったパソコン等備品のコロナ後の次の有効利用先として、どのような利用を考えているか。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の使用していないパソコン等の有効利用として、パソコンと備品が足りていない企業等に貸し出して、使用をしていただくということができないかとの御質問でした。

今回整備したパソコンは、市内の企業等に平等に貸し出すことができるだけの十分な台数はございません。また、テレワークを行うためには、それぞれの企業等の業務システムに合わせた機器を用いる必要があり、それに応じたソフトウェア等も必要となります。個々の環境に応じた機器を準備することができませんので、貸し出して使用をしていただくことはできないと考えてお

ります。

2点目の市役所内の通常業務で使用しているパソコンで故障等、不具合等が発生した際に買い換えるのではなくて、このテレワーク用パソコンを利用することはできるかという質問です。

パソコン等の故障等に対する一時的な代替品として使用することは可能と考えます。市の職員が通常勤務で用いる機器等は、仕様が大きく異なるため、恒常的な使用というのはいけません。また、電子機器としての耐用年数もあるため、技術の進歩等に合わせてそれぞれの機器を適切に更新していく必要があります。

最後の3点目の市としてコロナ後の使用目的が終わったパソコンと備品の次の有効利用先としてどのようなことを考えているかにつきましては、コロナ禍において、テレワークやオンライン会議といったデジタル技術の活用が急速に進みました。コロナ後においてもこうした技術の活用が新しい生活様式の中で定着するものと考えております。

テレワークやオンライン会議のニーズは、今後においてもなくなることはなく、整備したパソコン等はこの目的で継続して利用する予定です。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市障がい者計画について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣市障がい者計画について、順次お答えします。

まず、この計画の完成までどのような組織で協議され、どのような段階を踏むのかとの御質問にお答えします。

水俣市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に障害者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画を策定する義務があると定められているもので、第6次水俣市総合計画、第3次水俣市地域福祉計画の下部計画として位置づけられているものです。

前回の計画が本年度末で終了することから、今回、令和3年度から8年度までの6年間の計画として策定します。

この計画は、福祉課を主管課として、市役所内の関係各課との協議、地域福祉計画策定委員会、関係機関などの御意見等を伺い、法令に基づいて策定しております。計画を策定するため、障がい手帳をお持ちの方々及び家族等へのアンケート調査、関係団体に対するヒアリング、ニーズ調査を経て、素案策定を行い、パブリックコメント等を踏まえて、今年度中に策定するものです。

次に、この計画は誰に向けての計画であるかとの御質問にお答えします。

この計画は、障害者基本法に定められているとおり、障がい者に向けての計画であり、障がい者のための施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画となります。

次に、平成27年度から32年度の本計画について、どのように評価しているかとの御質問にお答えします。

前回の水俣市障がい者計画に、施策として掲げた37項目について、目標を達成している、取り組みが不十分である、改善が必要であるという視点で評価を行いました。

その結果、目標を達成しているの項目が21項目、取り組みが不十分であるが16項目、改善が必要であるがゼロ項目と評価しております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 2回目の質問に入ります。

この質問ですが、パブリックコメントにて、障がい者計画の素案が公表されていたものを拝見しての質問です。策定の流れ、知ることができました。また、この計画は6年間の計画であり、この計画の対象は、確認のためお聞きしましたがけれども、当然、障がい者に向けての計画であるとのことでした。

また、前回の障がい者計画の評価としては、目標達成したもの21項目、不十分であるもの16項目であった。これは、項目の数も多く、その年その年で当事者の数の増減であったり、ニーズの変化や法律が改正されたりすることによるものも要因の一つと思います。

まず最初に、前回の計画の評価の中で、達成した目標、不十分であったことの項目は、具体的にどんな内容か。これが1点目です。

前回の障がい者計画との比較と、今回、新しく策定される本計画の内容、素案でしたが、その中で、気づいたことなどありました。

まず、前回の計画冊子と比べてみますと、一つ一つカテゴリ分けがされていて、非常に見やすくなった印象でした。ただ計画の基本目標1の中で、情報のバリアフリー化の促進とあり、いくつかの施策の内容の中に、ホームページ、広報紙、パンフレットなどを活用し広報、啓発します。また、コミュニケーション支援の推進の部分では、障がい者等が様々な情報を容易に入手でき、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ることが重要とありました。

現在のホームページには文字が多過ぎるので、見づらいという方もおります。文字を大きくすることはできますが、今後、ホームページのリニューアルをする際には、アイコンやバナーを多用し、視覚的、直感的に分かりやすくした方がよいと思います。

この障がい者計画の冊子を見る方の中には、視覚・聴覚障がい者や学習障がいがある方もいると思いますが、この計画にはルビ振り、振り仮名がなされていません。障がい者が対象の計画であって、情報提供を分かりやすくするのであれば、この水俣市障がい者計画自体にも、合理的配慮がなされていなければ意味がありません。特にこの計画の中には、法律関係など難しい単語もよく見られます。障害者差別解消法のリーフレットなどには、ルビありとなしのものが選択でき

るようになっていきます。

それを踏まえて2点目ですが、文字表記について、おのおのが選択できるよう、ルビありの冊子、ルビなしの冊子、点字表記冊子の3種類の製作、また、文字の大きさをもう少し大きく表記して作成したほうがいいのかと思うが、どうか。

次に、基本目標3の中の市における障がい者雇用の推進の部分ですが、ここには、障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施するとしか書いていません。採用試験は、各自治体でも行っていることであり、雇用率を満たしていない本市の推進にしては弱い印象を受けます。ですので、これまでの市役所での障がい者雇用人数、離職者数などを表記し、周知することも必要だと考えます。計画ですので、令和何年度には雇用率の達成を目指しているなど、具体的な目標の記載も必要ではないかと思えます。

なぜなら、ユニバーサルデザインとしての新庁舎が完成し、雇用率を満たしていない中で、市役所から雇用を求めていることを知らせるのは、環境整備などが原因で、なかなか就職できない、できなかった障がい当事者としては、まさに朗報でしかありません。

第2章の1「水俣市の現状について」の中では、市の人口や手帳保持者の数などの調査結果がグラフ化されています。市役所の状況を伝えることは非常に大切な事柄だと思います。

そこで3点目ですが、本市の状況として、第2章の「水俣市の現状について」の項目、もしくは、第3章の「障がい者雇用の促進と就労支援の充実」の中に、市役所でのこれまでの雇用人数などをグラフで年度別にて表記をしたほうがよいがどうか。

また、就職に結びついていない障がい者を雇用するために、どのような施策を持っているかを具体的に示した項目の追加をしないか。

次に、基本目標3、方針②の「バリアフリーの推進」の部分ですが、福祉環境整備の促進の施策に、公共施設の新築または改修工事時においてハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。そして、公営住宅の新築に当たっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図りますとの記載があります。

さらに、基本目標2の2「インクルーシブ教育の推進」の中にも学校等のバリアフリーの充実として、同様の記載があります。

新しく建設予定の公営住宅や建設中の新庁舎、リニューアルされる道の駅、比較的古い公共施設であれば、武道館や各小中学校校舎など、バリアフリー整備としては手つかずな部分や足りない部分も見受けられます。また、公営住宅については、住まわれている方が、御自身に合った住環境にするために、実費で改修をされており、負担になっています。

これらを踏まえ、4点目です。

現在の公共施設の状況を見ると、充実されていない部分が見られるが、ハード面からのバリア

フリー化の充実を図りますとの記載・目標のとおり、バリアフリー化の充実に努めるのか。

続いて、前回の計画の「計画策定の背景と趣旨」では、様々な法律に加え、策定時の本市と社会情勢などに触れており、策定に当たり、水俣病という世界にも類を見ない悲惨な公害事件の経験をはじめとする、地域の実情等を把握した上で、この計画へ反映するとあります。

また、基本理念にも、抜粋しますが、水俣病という公害事件を経験し、市政は多大な影響を受けました。このことは、本市の障がい者福祉の推進において、ほかの自治体にはない特殊な事情として位置づけられる必要があり、これまでの市政の中で欠かすことのできない重要な視点として、位置づけられてきました。このような状況を踏まえて、と水俣というまちの背景とこの計画との結びつきが記載されています。しかし、今回の水俣市障がい者計画の素案には、計画策定の趣旨にも基本理念と基本原則にも、水俣病についての記載がありません。

水俣病患者は今も本市におり、その方々は大なり小なり、障がいを負っており、この計画に関わる方たちであることは確かです。何より本市は、水俣病という公害が起きたまちとして、その経験を生かすこと、考え続け、後世に伝えていくことが、水俣市としてとるべき姿勢だと思えます。

これについてが5点目です。

本計画の中に、なぜ水俣病の記載がないのか。

2回目の質問は、以上5点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。全部で5点ございました。

まず1点目が、この計画の評価について目標を達成している、不十分であるといった項目の具体的なものはどういうものかという御質問でございます。

これまでの障がい者計画の評価の中で、目標を達成している項目としては、自立支援給付サービスについて関係機関と連携し、水俣・芦北圏域の広域的な対応ができています。また、相談支援体制について、相談支援事業所や地域療育センターと連携ができていますなどがあり、不十分であるものは障がいのある児童生徒に対する相談支援、サービスの増加により予定量を大きく超過していることや障がい者のスポーツ、文化芸術活動の振興について見直しが必要であるなどが挙げられます。これらの項目については、今回の計画の基本目標の中に前回から継続して取り組むべき事項として掲げております。

2点目の計画策定に当たって、文字の大きさなどを大きく表記して作成したほうがいいのかという御質問がありました。

文字表記につきましては、冊子を分けること、ルビや文字の大きさについて御意見として承り、今後の計画見直しの中で関係機関と協議してまいりたいと考えております。まずは現状において、できるだけ分かりやすく表記できるよう努めてまいります。

次、3点目の市役所の障がい者雇用の現状ということで、市の現状についての第2章の項目、そして第3章の障がい者雇用の促進と就労支援の充実、こういったものの中で、年度別に表記をしたほうがいいのか。また、就職に結びつかない障がい者を雇用するためにどのような施策を持っているのかというのを追加したほうがいいのかという御質問でございます。

御指摘の第2章では、市全体における障がい者の現状を記載しておりますので、水俣市役所における障がい者の雇用率は記載をしております。また、障がい者雇用の具体的項目については、第6期水俣市障がい福祉計画、第2期水俣市障がい児福祉計画に数値目標を掲げており、その実現に向けて障がいのある方、当事者及び御家族の希望、障がいの状況に合うように関係機関と協議をいたしますので、今後の計画見直しの中で記載できるかどうか考えていきたいと思っております。

4点目は、今の公共施設の現状を見ると、バリアフリーの充実をしていない部分があると思うけれども、ハード面からの充実を図るというふうに現在記載をしているが、バリアフリー化の充実に努めるかという御質問です。

バリアフリー化の推進につきましては、国の制度改正、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の推進を基本として取り組んでまいります。

最後5点目のこの計画の中になぜ水俣病の記載がないかという御質問でございました。

この水俣市障がい者計画は、本市に関わる障がい者当事者、そして家族、支援者等の全体の計画であり、水俣病患者や被害者の方々もその中に含まれておりますので、特に記載はしていません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 3回目の質問に入ります。

ルビ表記、点字表記などにつきましては、障がい当事者のための計画ですので、誰もが読みやすくなるよう進めていただければと思います。

次に、水俣病の記載についてですが、答弁では、患者、被害者も含まれているので記載していないとありました。ただ、第6次総合計画の冒頭にも記載があり、SDGs未来都市選定の際の提案書にも環境首都の提案書にも本市の背景として記載があります。

SDGs未来都市や環境首都コンテストは、どのような審査が行われて選定されるかは想像の域を出ませんが、水俣病という背景を含め、その後の様々な環境への取り組みが評価されたからこそ選定された大きなポイント、理由になっているのではと感じています。

これは、私個人としての意見としてですが、そもそも前回記載のあったものが今回なくなっていることが疑問に残りますし、環境モデル都市、SDGs未来都市の取り組みの中にも、本計画

が反映されなければならないと思います。そして、患者や被害者が含まれているからこそ、一つのメッセージとして記載するべきだと考えています。

次に、市役所の障がい者雇用率などの記載ですが、市の現状を記載しているから市役所の雇用率は記載していないという部分、これがイコールとして結びつくのか。また、障がい福祉計画などに数値目標を掲げているとありましたが、私は、各就労支援のことではなくて、一般的な就職、雇用の質問をしたつもりでした。

雇用率未達成につきましては、まちの特性や庁舎の環境整備ですとか、応募状況など、様々な要因もありますので、仕方のない部分もあると思います。ですので、この計画の中に市役所の障がい者雇用率や人数を記載することは見合わないとは思えません。

大切なことは、いかにして障がい者を雇用するか。雇用するためにどんなことに取り組むのか。施策があるのならば明記することが必要ではないかと考えます。

今後の見直しの中で記載できるか考えるとありましたが、そもそも施策があるのならば、初めから記載されていてもおかしくない気もします。

これについて1点目ですが、市役所が障がい者雇用率を達成するための具体的な施策は検討されているのか。

次に、見直しが必要とあった項目について、2点目ですが、前回の計画の評価として、障がい者のスポーツ、文化芸術活動の振興について見直しが必要とあったが、これについて今後の計画としては、どのような取り組みを行う予定があるのか。

次に、バリアフリーの推進についてですが、国の制度や法令では、最低限のバリアフリー化の推進しか定めていません。そこで3点目です。

本市の状況や当事者などのニーズの高まりによっては、当然、国の制度や法令に定められている以上のバリアフリー整備が必要になることが考えられるが、それについても臨機応変に前向きに取り組んでいくのか。

そして、最後4点目です。

この計画は、6年間の計画とのことで、その間、見直しを行っていくとありましたが、この6年の中で国の制度や法律の改正もあると思います。その状況も踏まえてですが、見直しをした際にその都度、本計画に反映できるものなのか。見直し結果はどのように公表するのか。

以上、4点質問しまして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、市役所の障がい者雇用率を達成するための具体的な施策は検討しているのかという御質問でございます。

市役所の障がい者雇用率を上げるためには障がい者雇用を増やしていかなくてはなりませんので、現在行っている障がい者の採用区分を設けることに加えまして、採用区分や試験の内容を周知し、障がい者の受験者数を増やしていくなど実施してまいりたいと考えています。

2点目は障がい者のスポーツや文化・芸術活動の振興の見直しの必要性、今後の計画としてはどのような取り組みを行う予定があるかという御質問です。

障がい者のスポーツ、文化・芸術活動の振興について、現在のところ取り組みについては未定ではありますが、今後関係者で協議を重ね、計画をしていきたいと考えています。

3点目の国や制度や法令に定められているバリアフリーというのがありますけれども、必要に応じて臨機応変に前向きに取り組んでいく考えはないかという御質問でした。

先ほど2回目の御質問で答弁でもお答えしましたが、バリアフリー整備につきましては、国の整備やバリアフリー新法の定めを基本として、その推進に取り組んでまいります。

最後4点目、この計画が6年計画ということで、その中での制度や法律の改正、そういった状況によって変わっていくと思うが、その際の見直し、そういったものの反映がどのように公表できるのかという御質問でありました。

この計画は、障がい者施策に関する基本計画でございますので、毎年1回計画の実施状況を確認して必要があれば見直しをしていくこととしております。また、見直しの結果などがある場合には、広報紙、ホームページ等での公表を考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、市内中学校の校則の現状と今後について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市内中学校の校則の現状と今後について、順次お答えします。

まず、校則の見直しは毎年行うのか、また、どのようなことに着目して見直すのかとの御質問にお答えします。

校則の見直しについては、市内中学校4校において、毎年見直しを行っております。その際、社会通念に照らして適切であるかどうか、前年度の生徒指導上の問題点や課題、地域や生徒の実態も考慮して検討しております。

次に、見直しの際、生徒会や保護者が関わることはあるかとの御質問にお答えします。

市内中学校4校のうち2校は生徒会や保護者が関わっていますが、2校は職員中心に見直しを行っております。

次に、これまで校則について、生徒や保護者からどんな意見・要望があったかとの御質問にお答えします。

これまで、生徒や保護者からの意見や要望としましては、制服の季節による移行期間の検討、自転車通学を許可する範囲の拡大、冬場の下着の色の制限をなくしてほしいなどがあり、いずれも検討の結果、見直し等の対応を図っております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 今回、それぞれの中学校より校則の資料をいただき拝見いたしました。内容としましては、一部、各学校だけのルールもありましたが、ほぼほぼ同じような内容が記載されておりました。

答弁では、この校則の見直しは毎年行い、社会の動きや前年度との比較もされている。意見や要望もそれぞれあり、見直しの検討素材としているということでした。また、このルールは各学校の取り決めであるとお聞きしています。

この校則があることで、礼儀・挨拶・マナー・学習面・身だしなみ・集団生活を学ぶことや生徒の安全面なども考慮されているかと思えます。何より、社会に出たときに守らなければならないルールを学ぶために教育の上で必要だと思えます。

その教育にあって、校則は、移り変わっていく時代に沿ったものでなければならないと思います。古き良き規律もあれば、時代にあわないものもあるはずです。

私が大学時代の話ですが、当時、創部50年近い部活動に所属していましたが、1年生は練習中の水分補給禁止というルールがありました。当時は厳しい上下関係がありましたので、その理由を聞くこともできませんでした。間違いなく昔からの伝統ということで残っていたルールでした。

体育学部の授業では、スポーツ学を学びますが、授業では、パフォーマンスを発揮するためには、効率よいトレーニングのためには、熱中症予防として、水分補給が重要と学んでいるのにもかかわらず、部活になると公には水分補給ができず、当時1年生であった私や同級生は、隙を見てトイレの水を飲みに行くということもあり、まさに時代に合わない風習でありました。私が4年生のときには、1年生は水分補給禁止というルールをなくしました。なくすために3年もの時間がかかっています。

時に、この伝統や歴史を重んじることで時代に合わない、数十年前はよしとされていた風習がいつまでも残ってしまい、その根拠が分からないままにされてしまうことで、様々な問題を招いてしまうこともあります。

中学校生活で言えば、私が入学する前は、男子生徒の髪型は全員坊主頭という決まりがありました。これもまた理由が分かりませんが、坊主頭にすることが嫌だと思っていた生徒も多かったと思います。私が入学する年にこの坊主頭というルールが廃止され、短髪が許可されました。これも、時代に沿った変更であり、当時の私たち男子生徒からすれば、うれしい改革でもあった

のかなとも思います。

今回、各学校の校則を拝見して、それぞれの学校のモットーやポリシーがあるかと思いますが、現在の規律の中で学業での成績の向上低下や学校の風紀の乱れ、安全面などに関わらないのではないと思われる記載がありましたので、少し紹介します。

服装については、靴下の色は白でなければならず、くるぶしが隠れる長さのものでなければなりません。セーター、トレーナー、女子の髪留のゴム、ピンの色が黒、紺、茶、白、灰色でなければなりません。髪型については、男女は、横髪が耳にかかっているはいけない、前髪が眉にかかっているはいけない。女子は、後ろ髪が肩にかかった場合、耳より下で結ばなければなりません。男子は、ツーブロックが禁止。これらの決まりごとは、それぞれ理由があるとは思いますが、私個人としては、学校生活を送る上でどんな支障を来すのか、不思議に思う部分もあります。

これについて1点目ですが、服装や髪型の項目の中で、学力の向上や低下、学校の風紀の乱れなどに関わらないと思われる項目があるが、校則の役割、そして時代の変化に伴う校則のあり方についてどう考えているか。

次に、授業前や掃除前に黙想をすると記載があります。私自身、中学生の頃に、この経験がなく、授業開始時間までに着席し、準備さえすれば十分ではないかと感じましたので、これに関して2点目。

授業前、掃除前に黙想をすることとあるが、実際に黙想の時間を設けているのか。また、その理由は何か。

以上、2回目、2点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、服装や髪型の項目の中で学力の向上や低下、学校の風紀の乱れなどに関わらないと思える項目があるけれども、校則の役割、そして時代の変化に伴う校則のあり方についてどう考えているかという御質問でした。

まず、校則につきましては、学校に権限があり、社会規範の遵守について適切な指導を行うと同時に生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長していくための行動の指針となるように設定していただいております。

一見、学力や風紀の乱れに直接関係ないように感じられるものもあるかもしれませんが、中学生は心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることなどから、一定の決まりを設けているところでございます。

時代の変化に伴う校則のあり方につきましては、今後も生徒や地域の実情だけでなく、社会通念に照らし、時代の進展などを踏まえ、時代の流れに沿った見直しをしていく必要があると考え

ております。

2点目ですけれども、実際に黙想の時間を設けているのか。また、その理由は何かという御質問でした。

黙想につきましては、市内中学校4校ともに授業前や掃除の時間の前に時間を設けております。休み時間から授業や掃除に移るときの気持ちを切り替えるためであり、黙想することで落ち着いて次の活動に入るためであると聞いております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 服装、髪型、黙想とお聞きしました。

黙想については、実際に行っており、気持ちの切り替えのために必要なことだと理解いたしました。

服装、髪型についてですが、もちろん学校生活の場におしゃれ、ファッションを持ち込むことは違うと思います。ただ、時代に沿ったものであるのか、現状として、確認の意味でお聞きしましたので、一つ見直しの素材として考えていただければと思います。

3回目の質問に入りますが、2回目の質問までを踏まえ、私が一番聞きたかったこと、考えてほしいことに触れていきます。

現代では、LGBTの方の存在とその理解が多く取り上げられています。昭和の時代には、なかなか聞かなかったLGBTという言葉、平成になり少しずつ広がりを見せ、現在へ大きく時代が変化しました。

2019年の調査によると、日本のLGBTの割合は約10%であり、そのことを考えますと、LGBTのTの部分、中学生にも、トランスジェンダーの生徒が少なからずいると考えられ、男女のみ2種類のくくりで校則が決められていることに違和感を覚えました。

進めやすいように性自認が男性で、身体的性が女性をトランスジェンダー男性、性自認が女性で、身体的性が男性をトランスジェンダー女性として続けますけれども、トランスジェンダー男性（心が男性）の生徒は、スカートやセーラー服を着たくないという生徒もいると思います。また、トランスジェンダー女性（心が女性）の生徒であれば、スカートやセーラー服を着たいし、髪も伸ばしたい生徒もいるのではないかと考えます。つまり、男女のみの縛りの中で、悩み、我慢し、また、違和感を感じている生徒がいるということも、現代では考えていかなければなりません。男子だから、女子だからこうしなければいけないという決めつけは、今の時代にそぐわないと感じます。特に中学生という多感な時期では、親にも先生にも友達にも相談ができない生徒もいると思います。相談しても理解されないのではないかと、いじめられるのではないかと、差別されるのではないかと。そう考えるからこそ、なおさらこれについては、今後の教育や社会での理解が

もっと広まっていき、当たり前にならなければならないと、そう思います。

カミングアウトができないトランスジェンダーの生徒が少しでも心にゆとりが持てるよう、この校則も時代に合わせて変えていかなければいけません。しかし、社会の理解が乏しい状況で突然変えることは反発もあるかと思えます。決まりを守る部分は守りつつ、ブレーキ、アクセルだけでなく、アイドリングの部分、いつでも動き出せる状態を維持しながら、待機しておく。もしくは段階的に、徐々に変えていくことで時代の流れにも合わせるができると思います。

女子生徒でもスラックス制服の着用を認めている学校は全国的に増えつつあります。男子生徒でも、髪を伸ばしてもいい学校もあります。単純に、女子生徒がスラックスも選べるようになれば、トランスジェンダー男性生徒（心が男性）は、とりあえずは、カミングアウトをする必要性もなくなります。

ほかにも、全校生徒の制服をスラックスに変更し、スカートを着用したい女子生徒がいれば認めるという方法もあります。しかし、トランスジェンダー女性生徒（心が女性）の髪型については配慮する必要があります。

これを実施するに当たっては、学ラン、セーラー服をブレザーへの大幅な変更がやりやすいとは思いますが、保護者の金銭面の負担や兄弟がいて、お下がりが使えなくなるという問題やセーラー服に合うスラックスがあるのかなど、様々な問題も考えられます。ジェンダーレス制服の導入は今の時代に沿ったものであることは間違いなく、多感な時期である中学生の配慮としても捉えていく必要があると思います。

これについて1点目の質問です。

熊本県内の中学校で、ジェンダーレス制服を導入している中学校はあるか。

2点目、トランスジェンダー生徒への配慮と多様性が広がりつつある現代社会の中で、本市中学校も様々な方法を検討の上、段階的に個人が選択できるジェンダーレス制服の導入ができるか。

また、トランスジェンダー女性生徒（心が女性）への配慮として、男子でも髪を伸ばすことを許可できないか。

最後3点目ですが、トランスジェンダーへの理解を深めるための教育やいろいろな差別といった人権問題の教育も当たり前が必要です。小中学生の頃からトランスジェンダーといった様々なマイノリティに触れておくことで、近い将来、今の中学生が大人になったとき、多様な人たちがいることが当たり前と感じられる社会になっていくと思います。

人権教育の一つとしてですが、3点目の質問です。

校則の中に、トランスジェンダー生徒への理解、それぞれの差別に関する呼びかけを取り入れることはできないか。

この問題は、今後も様々なタイミングで取り上げていこうと思います。

以上、3点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

1点目ですけれども、熊本県内の中学校でのジェンダーレスの制服の導入につきましては正式な調査が行われていないため、正確な数字は分かりませんが今のところ把握している情報としましては、男女別の制服とは別に第3の制服を選択可能としている学校が3校、来年度から男女別のない制服を導入する学校が1校、また導入に向けて検討を始めている学校もあると聞いております。

2点目ですけれども、本市中学校も様々な方法を検討の上、段階的に個人が選択できるジェンダーレス制服の導入ができないか。また、トランスジェンダー女性生徒への配慮として、男子でも髪を伸ばすことを許可できないかという御質問でした。

本市におけるジェンダーレスの制服の導入や、トランスジェンダー女性生徒の配慮として、男性が髪を伸ばすことにつきましては、文部科学省から平成27年4月30日に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知が出されていることは承知をしております。

なお、制服につきましては、現在の水俣市の中学校の制服は詰め襟とセーラー服であり、仮にブレザーに変える必要がある場合、保護者の経済的な負担も考慮しながら進めていく必要があると考えております。

3点目ですけれども、校則の中にトランスジェンダーへの理解やそれぞれの差別に関する呼びかけを取り入れることはできないかという御質問でした。

トランスジェンダーへの理解や様々な差別問題への理解について、学校では研修等の実施による教職員の資質向上に努めるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育の推進を図ってありまして、校則の中に取り入れる内容ではないと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時44分 散会

令和3年3月11日

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後3時15分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育総務課長（赤 司 和 弘 君）	教育委員会スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）

○議事日程 第4号

令和3年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|--------------------|
| 1 | 牧下恭之君 | 1 | 新型コロナワクチン接種事業について |
| 2 | 田中陸君 | 1 | 教育費の割合について |
| | | 2 | 敬老祝い金について |
| 3 | 桑原一知君 | 1 | スポーツを活かしたまちづくりについて |
| | | 2 | 地域公共交通網について |

(付託委員会)

- | | | | |
|-----|-------|--|--------|
| 第2 | 議第3号 | 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について | (総務産業) |
| 第3 | 議第4号 | 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について | (総務産業) |
| 第4 | 議第5号 | 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第5 | 議第6号 | 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について | (総務産業) |
| 第6 | 議第7号 | 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について | (総務産業) |
| 第7 | 議第8号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第8 | 議第9号 | 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第9 | 議第10号 | 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第10 | 議第11号 | 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第11 | 議第12号 | 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第12 | 議第13号 | 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第13 | 議第14号 | 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第14 | 議第15号 | 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第15 | 議第16号 | 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 | |

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

- | | | | |
|-----|-------|---|--------|
| 第16 | 議第17号 | 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第17 | 議第18号 | 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第18 | 議第19号 | 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第19 | 議第20号 | 令和3年度水俣市一般会計予算 | (各委) |
| 第20 | 議第21号 | 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第21 | 議第22号 | 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第22 | 議第23号 | 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算 | (厚生文教) |
| 第23 | 議第24号 | 令和3年度水俣市病院事業会計予算 | (厚生文教) |
| 第24 | 議第25号 | 令和3年度水俣市水道事業会計予算 | (総務産業) |
| 第25 | 議第26号 | 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算 | (総務産業) |
| 第26 | 議第33号 | 指定管理者の指定について(一小ふれあい学童クラブ) | (厚生文教) |
| 第27 | 議第34号 | 指定管理者の指定について(二小ふれあい学童クラブ) | (厚生文教) |
| 第28 | 議第35号 | 指定管理者の指定について(ふくろふれあい学童クラブ) | (厚生文教) |
| 第29 | 議第36号 | 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり) | (総務産業) |
| 第30 | 議第37号 | 指定管理者の指定について(水俣市久木野ふるさとセンター) | (総務産業) |
| 第31 | 議第38号 | 指定管理者の指定について(水俣市東部センター) | (総務産業) |
| 第32 | 議第39号 | 指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館) | (総務産業) |
| 第33 | 議第40号 | 指定管理者の指定について(水俣市立武道館) | (厚生文教) |
| 第34 | 議第41号 | 水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第35 | 議第42号 | 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第36 | 議第43号 | 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第17号) | (各委) |
| 第37 | 議第44号 | 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) | (厚生文教) |
| 第38 | 議第45号 | 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) | (総務産業) |
| 第39 | 議第46号 | 指定管理者の指定について(水俣市立明水園) | (厚生文教) |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 2 件、補正予算 3 件及び指定管理者の指定について 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議第 6 号及び議第 7 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づき、「議会は議決する前に教育委員会の意見を求める」ことになっており、2 月 26 日付で、教育長宛てに意見を求める旨の文書を提出し、回答がありましたので、議席に配布しておきました。

次に本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により、赤司教育総務課長、緒方スポーツ振興課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。公明党の牧下でございます。

今日、東日本大震災から 10 年を迎えました。あの日、一瞬にして、多くのかけがえのない命と当たり前の日常が失われました。犠牲となった方々と、その御遺族に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

10 年の節目を新たなスタートと捉え、人間の復興に取り組んでまいります。

3 月末が設置期限とされていた復興庁は、さらに 10 年間延長されます。引き続き国が全面に立って、復興に総力を挙げて取り組むことになりました。

第 2 期復興・創生期間がスタートする 2021 年度本予算には、心のケアなど東日本大震災の被災

者支援の充実に加え、帰還・移住を促す交付金などが盛り込まれています。

さらに全国で激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策として、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策が始まります。大きく期待しているところであります。

さらに、7日に新阿蘇大橋が開通し、阿蘇地域の交流人口の増加や観光の活性化など地方創生の動きが大きく進むこととなります。

水俣市においても被害者を出さないために災害対策に全力で取り組んでまいりたいと決意しております。

それでは、通告に従い順次質問いたします。

新型コロナウイルス感染の収束の鍵を握るワクチンについて、厚生労働省は米ファイザー社製を2月14日に正式承認し、医療従事者向けの先行接種が2月17日より始まりました。

現在までに国民全員分を確保する契約が実現した大きな契機となったのは、昨年7月16日の参院予算委員会での公明党の質問です。ワクチン確保の予算措置を政府に強く求め、当時の稲津厚労副大臣が政府として初めて予備費の活用も含めて対応すると表明をしました。

以降、遅れていた政府と海外製薬メーカーの交渉が一気に加速し、政府は同31日にファイザー、8月7日にアストラゼネカと基本合意に達し、その後、モデルナも含む3社との契約に至りました。

公明党が昨年5月、各党に先駆けてワクチンと治療薬の開発・実用化に特化したPTを立ち上げ、関係者への聞き取りを繰り返す中で浮かび上がってきたのは、政府が国内開発ワクチンの支援に偏るあまり、海外ワクチン確保の交渉が著しく滞っている状況でありました。

交渉停滞の最大の理由は、政府が海外ワクチンの確保に予備費を活用するという意思決定を行っていなかったことで、厚労省が財源確保の見通しもなく本格的な交渉に入れないでいたことでありました。

ある海外製薬メーカー日本法人の役員は、政府との交渉が全く進まなかったが、公明党の質問の直後から厚労省の対応ががらっと変わったと語っていました。

海外ワクチンの承認が欧米諸国と比べて遅いのは有効性や安全性に配慮した結果、時間がかかっています。

日本は外国のように緊急使用を認めることはありません。ワクチンの効果に人種差が想定されるため、日本人を対象とした一定の治験を必要としていることが理由に挙げられます。海外に遅れても安全性を重視しているのであります。新しいワクチンだけに、安全性の確保や副反応への対応が重要になります。海外での実際の接種では、重い副反応などはごくまれで、安全性に重大な懸念がないことが報告されています。

しかし、昨年春から夏の段階では、安全性の情報が乏しい状況でありました。そうした中で

も、海外ワクチンの確保を進めなければ、接種開始が大幅に遅れかねない現実がありました。公明党は、新しい製造法による海外ワクチンの確保に取り組む以上、健康被害が出た場合の対応に万全を期する必要があると考え、昨年7月16日の参院予算委員会で、国が責任を持った救済制度の創設を主張しました。

稲津副大臣は、どのような被害救済を行うかしっかり検討する旨の方針を表明しました。これは海外メーカーにも安心感を与え、交渉進展への後押しになったようです。

接種後に健康被害が生じた場合、医療費や障害年金などの給付を受けられます。副反応などの情報を迅速に集めて対応する重要性を専門家から聞いていたことから、公明党は国会で何度も体制強化の必要性を訴えました。

その結果、政府は先行的に接種を受けた人の健康状態を調査するとともに、副反応の評価を行う審議会を高頻度で開いたり、報告を受けるシステムを電子化するなど、副反応に迅速に対応する体制の強化を進めています。

日本が供給を受ける予定の3種のワクチンは、高い有効性が報告されていますが、副反応のリスクはゼロにはなりません。

一人一人が納得して判断できるよう、情報提供の強化も必要です。

そこで、ワクチン接種について7点質問いたします。

水俣市において28名の陽性者が確認できたが、後遺症等の状況はどうなっているかお尋ねします。

国においては、予防接種の対象者を16歳以上と設定されています。さらに、接種順位において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳、16歳以上となっています。それぞれの対象者数の把握はできているかお尋ねいたします。

水俣市の集団接種・個別接種計画はどうなっているのかお尋ねします。

クーポンの配布と時間短縮のために、新型コロナワクチン接種の予診票は同時に配布できるのかお尋ねいたします。

地域ごとに新型コロナワクチンの流通を担当する卸業者を設定しているが、決まっているかお尋ねします。

新型コロナワクチン接種予約の体制はどうなっているかお尋ねいたします。

従来の予防接種事業と今回の新型コロナワクチン接種事業の相違点は、1億人が短期間に2回の接種を要し、管理が煩雑であること。ワクチンの性質と国民的関心の高さから、副反応等、多数の問い合わせが予想されること。住民の求めに応じて海外渡航等のために接種証明を出す必要も想定されることが挙げられており、ワクチン接種記録が重要な位置を占めます。接種状況を把握するための新たなワクチン接種記録システムへの取り組み状況についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

新型コロナワクチン接種事業について私から順次お答えします。

初めに、水俣市において28名の陽性者が確認できたが、後遺症等の状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市における新型コロナウイルス感染症陽性者の詳しい情報については、熊本県が把握し、県から市への情報提供はございませんので、熊本県の公表内容以外は把握しておりません。

次に、国においては予防接種の対象者を16歳以上と設定されている。さらに、接種順位において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳、16歳以上となっている。それぞれの対象者数の把握はできているのかとの御質問にお答えします。

令和3年2月時点で、本市にお住まいの65歳以上の方は約9,500人、60歳から64歳の方は約1,800人、16歳以上60歳未満の方は約12,500人となっております。医療従事者のワクチン接種については、県が実施主体となっており、対象者数等の情報が公表されていないため、把握できておりません。また、高齢者施設等の従事者については、現在、県が調査中で、後日、情報提供がある予定です。市民の基礎疾患の有無については、把握できませんので、その対象者数は不明です。

次に、水俣市の集団接種・個別接種計画はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の新型コロナワクチン接種計画につきましては、初日の小路議員の御質問にお答えしましたように、国から配布されるワクチン数に応じ、4月下旬以降に接種順位に沿って進めてまいります。

次に、クーポンの配布と時間短縮のために、新型コロナワクチン接種の予診票は同時に配布できるかとの御質問にお答えします。

現在、65歳以上の方へのクーポン券の配布を3月下旬に予定していますが、医療機関からの要望で、予診票は4月中旬までに医療機関に配置することにしたと考えております。なお、64歳以下の方へは、4月以降順次発送予定ですが、クーポン券と予診票の同時配布については、今後、医療機関と検討してまいります。

次に、地域ごとに新型コロナウイルスワクチンの流通を担当する卸業者を設定するとなっているが、決まっているかとの御質問にお答えします。

現在、薬事承認されているファイザー社のワクチンについては、ファイザー社から直接、超低温冷凍庫が設置されている保健センターに配送されることになっております。針、シリンジにつ

いては、県が地域ごとに担当卸業者を決定し、配送することになっております。

次に、新型コロナワクチン接種予約の体制はどうなっているかとの御質問にお答えします。

新型コロナワクチンの接種予約につきましては、インフルエンザの予防接種と同様に、接種を希望する医療機関へ事前に予約の連絡を入れていただくか、本市が今後設置を予定しているコールセンターへ予約をしていただくなどの体制を構築しております。

次に、接種状況を把握するための新たなワクチン接種記録システムへの取り組み状況についての御質問にお答えします。

内閣官房が開発を進めているワクチン接種記録システムについては、システム概要等の説明しが行われておらず、今後、運用状況等の詳細が示される予定です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 2018年東京都主催世界発信コンペにおいて、働き方改革を実現できる自動コールセンターとして優秀賞を受賞したロボットコールセンターを利用してワクチン接種の予約受付を24時間無人稼働するクラウドサービスを無償で利用できます。

この企業は、音声自動応答「ロボットコール」を1日最大約1,500万件、架電・受電可能な設備を持ち、各自治体に10ないし1,000回線増設可能で24時間対応できます。

予約は自動コールセンターで、相談等については対人のコールセンターとすることで、予約電話が繋がらないといったトラブル回避にも有効です。

コールセンターの人員不足を補完し、高齢者のLINE等スマホ操作ができない方への優しいアナログサービスです。

高齢者の方にとって、接種の入り口は予約です。スムーズに進むことが大事だと思います。費用も国が負担することになっています。利用する側に立ったサービスの提供のためにロボットコールを利用する考えがないかお尋ねをいたします。

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっております。しかし、施設等内のクラスター対策の、より一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意することとなっています。

この特例を実施する状況はないのかお尋ねをいたします。

ワクチン接種は御本人の意思のもとで接種するかどうか判断するとしていますが、本人の判断が難しい場合、例えば認知症の方や、障がいをお持ちの方など、御本人の意思確認が難しい場合もあると思います。特に高齢者施設などで認知症の方への接種については、意思確認が難しい場合が出てくるとは思いますが、どのような対応になるのかお尋ねをいたします。

接種体制の整備に必要な人員確保に関して、緊急雇用創出の観点から、コロナの影響で仕事を失った人を念頭に、求職者、休業者などの採用ができないかお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

4点ございました。

まず1点目が、ロボットコールセンターを利用したワクチン接種の受付等ができるが、それを利用する考えはないかという御質問でございます。

本市のコールセンターの設置及び運営につきましては、外部委託を予定をしております。既に業者選定が済んでいる状況です。御紹介をいただきましたロボットコールセンターの利用につきましては、今後、ほかの事業でのコールセンターの設置及び運営についての参考とさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の高齢者と高齢者施設従事者の接種順位が違っているのだが、それを同時にすることもできるんだけど、その予定はないかという御質問でございます。

現在、高齢者施設の入所者と従事者が同じタイミングで接種をすることができるように、熊本県が県内の高齢者施設従事者を対象といたしまして、接種希望者の調査を行っております。市に対してその情報提供がある予定です。接種を希望する高齢者施設従事者には、県内の各自治体からクーポン券を配布する予定となっております。

次に、3点目の御本人の判断が難しい、例えば認知症の方であったり、障がいをお持ちの方、こういった意思の確認が難しい場合は、どういう対応ができるのかという御質問でございました。

新型コロナワクチンの接種に係る本人の意思確認につきましては、認知症等による意思確認が難しい場合は、インフルエンザの予防接種と同様に、家族や成年後見人等の同意を得ることになります。

4点目の緊急雇用の観点から、コロナで職を失った方々の採用ができないかという御質問でございます。

新型コロナワクチン接種体制の確保に必要な人員確保といたしまして、令和3年4月から新たに3名の会計年度任用職員の公募を本市でも予定をしております。求職者、休業者の方にも応募をしていただけますけれども、採用につきましては、面接の上、判断することになります。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 現行の取り組みの課題として、現行の自治体ごとに保有する予防接種台帳に入力という手法では、データ化されるまで二、三カ月かかるとされております。

また、迅速なデータ化できない場合、複数回接種のタイミングなどに対する市民からの問い合

わせ、引っ越ししてきた市民への問い合わせへの対応が困難になります。

さらに、住所地外の施設に入所する高齢者への巡回接種や職域接種を今後検討するに当たり、住所地の自治体が住民の接種状況を把握することが困難と想定されています。

ワクチン接種体制の整備について、3月3日、厚労省からワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の上限額が上積みされ、新たな上限額が示されました。今回の積み増しは、各自治体の所要見込額を踏まえて行われたものです。

全体として約2,800億円が500億円追加され3,400億円程度とされました。水俣市においては1,723万6,000円となっております。

政府は3月5日付でワクチン接種記録システムへの御協力のお願いと題する文書を各自治体に発出されました。

それは、ワクチン接種記録システム（通称VRS）で、登録内容とセキュリティの関係上、配布されたタブレット使用について、費用関係、今後のスケジュール等々が書いてあります。

接種記録システムの導入は、法的根拠はありません。あくまでも、国からのお願いベースです。

ただし、自治体にとって大きなメリットがあると考えています。前向きに検討されることをお願いしたいと思います。

ワクチン供給量と時期が不透明の中での体制を整える準備は大変に御苦労があると思います。

しかし、市民の命と健康を守り、社会経済活動の安定のために、市民の安全・安心を築くためにも、ここは踏ん張って最後の1人がワクチン接種終了まで頑張っていたいただきたいことをお願いしまして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前9時54分 休憩

午前10時03分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 おはようございます。無限21の田中睦です。大変厳しい財政状況の中での予算編成には御苦労をされたことと思います。

市長は、2019年、令和元年の6月議会で、全ての事務事業に対して、費用対効果の観点から徹底して見直すと述べておられます。翌年の6月議会でも、全ての事業の見直しを繰り返して述べて、事業費カットの必要性を強調しておられます。昨年12月議会で20%のカット、80%で編成中だと、

具体的な数字を挙げられました。財政状況悪化を打開するためには、歳入増加が望めない今、事業費カットはやむを得ないと思うものの、どこをどう切るかについては、まだまだ議論が必要ではないかというふうに思います。

そこで、今回は予算に関する事で2点に絞って、以下質問いたします。

1、教育費の割合についてお尋ねします。

①、本市の一般会計における教育費の割合は、最近5年間でどう推移しているのでしょうか。

②、熊本県下の他市や、津奈木町、芦北町と比べて教育費の割合はどうなっているか。高いのか、低いのかお尋ねをします。

③、2015年（平成27年）に民間の研究所が行った教育施策の課題の調査によると、自治体を持つ課題意識の1位、2位が、「予算が不足している」、「人材が不足している」でした。これは本市の教育行政にも当てはまることだと思いますが、それに対してどう対処するつもりですか。

次に、敬老祝い金についてお尋ねします。

①、この敬老祝い金は何に基づいて支給されているのかお尋ねします。

②、敬老祝い金が支給されるのはどのような人か、支給対象者をお尋ねします。また、来年度の支給該当者は何人でしょうか。

③、今回、この敬老祝い金をどのように変えようとしているのですか。また、その理由は何ですか。

④、変更するに当たって、予備調査等はどうしたのかをお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、教育費の割合については教育長から、敬老祝い金については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 教育費の割合について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、教育費の割合について、順次お答えします。

まず、一般会計における教育費の割合は、最近5年間でどう推移しているかとの御質問にお答えします。

水俣市一般会計当初予算の歳出に占める教育費の割合は、平成29年度6.54%、平成30年度8.22%、

令和元年度8.92%、令和2年度6.55%、令和3年度5.3%となっております。なお、水俣市一般会計決算の歳出に占める教育費の割合は、平成29年度5.73%、平成30年度6.4%、令和元年度8.2%となっております。

次に、県下の他市や津奈木町、芦北町と比べてどうなっているのかとの御質問にお答えします。

県内他市の令和2年度一般会計当初予算の歳出に占める教育費の割合は、熊本市18.44%、八代市7.73%、人吉市6.1%、荒尾市7.16%、玉名市9.52%、天草市6.53%、山鹿市11.22%、菊池市10.37%、宇土市11.68%、上天草市14.26%、宇城市14.06%、阿蘇市5.85%、合志市21.18%となっております。津奈木町、芦北町につきましては、市と町では福祉事務所の取り扱いなど、処理する事務に違いがあり、単純な比較はできませんが、令和2年度一般会計当初予算の歳出に占める教育費の割合は、津奈木町8.2%、芦北町11.32%となっております。

次に、2015年の民間の教育施策の課題に関する調査で、自治体が持つ課題意識の1・2位が「予算が不足している」、「人材が不足している」であった。本市の教育行政にも当てはまると思うが、どう対処するのかとの御質問にお答えします。

本市におきましても、同様の課題があると認識しておりますが、限られた予算や人材の中で、より効果的に教育施策が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ただいまお答えいただいた水俣市の教育費の割合の数字ですが、平成30年度と31年度がほかの年よりも2%ほど割合が高くなっています。これは、30年度が文化会館の空調設備費、それから31年度が学校の空調設備費、それが入っていて予算額が膨らんで教育費の割合も高くなっているものだと思います。

また、答弁にあった本市の平成29年度から来年度まで5年間を私も調べてみました。そして、その平均を出したら、7.1%でした。もっとさかのぼって2009年（平成21年）まで調べてみました。すると、この間の平均も7.1%で、ここ13年間の平均が、教育費の割合は7.1%になっています。ただ、2011年（平成23年）は10.2%と高くなっていました。この年は学校施設の耐震化工事、エコ改修などで予算が膨らんだものだと思います。決算での割合も示していただきましたが、平均は7%を切る数字になるかと思われます。先ほど示したここ13年間の平均の7.1%よりもさらに低くなると。

次に、県下、ほかの市の状況ですが、私も全市財政担当に尋ねて調べました。熊本市は政令市で、大変数字が高くなっていますが、熊本市の場合は、政令市で教職員の給与が含まれているということなので、大変割合が高くなっています。ですから、熊本市は除いて比較をしてみたいと思います。

ただいま報告されたうちの、熊本市を除いた他12市の今年度の一般会計当初予算の歳出に占め

る割合の平均は10.5%という高さです。その前の2019年度も他市の平均は9.6%となっています。昨年度と今年度にエアコン設置をしたところが2市、それから給食センターの建設が1市ありました。その他の工事やタブレット購入などがあることで、教育費の割合が高くなっているということが分かりました。

それで、水俣市と同様に平成29年度までの教育費の割合を調べたところ、熊本市を除いた他12市の平均は8.8%でした。この数字を比較すると本市は先ほど申し上げました、ここ13年の平均が7.1%ですから、1.7%低いということが分かります。

今年度比較では6.5%と10.5%、実に4%も本市のほうが低いということが分かります。隣の津奈木町、芦北町と比べても、単純な比較はできないとしても、低いのは低いということが言えます。

教育施策の課題について、本市でも同様に予算が不足している、人材が不足しているとの認識があるというふうに言われました。答弁にあったように、教育委員会としては限られた予算の中で効果的な施策を展開するとは言いようがないのではないかと思います。

予算編成に関わることなので、これについては、市長にお尋ねをしたいと思います、端的に申し上げます。教育長が示された数字、そして今私が示した数字をお聞きになって教育費の割合が他市と比べて低いと感じられませんでしたか。本市のここ5年間の平均値7.1%を、今年度の他市10.5%までとは言いませんが、5年間の平均の8.8%には近づけてほしいというふうに考えています。教育予算の増額を求めますが、どうでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

全体の予算からして、教育費の割合が低いのではないかと、それについてどう考えるか、また増額が必要と考えるかどうかという御質問でございました。

令和3年度の当初予算の割合が5.3%となっておりますのは、市の庁舎建て替え事業の実施によりまして、歳出の予算総額が史上最大規模となっております、分母が大きくなっていることが1つは影響していると考えております。仮に、この市庁舎建設の建て替えの事業予算を除いて算定をいたしますと6.2%という数字となっております。したがって、他の自治体と比べて本市の一般会計の当初予算の歳出に占める教育費の割合が他市よりも突出して低いという状況にあるとは考えておりません。

また、こういう厳しい財政状況の中ではありますけれども、ハード面、ソフト面については、必要と判断される予算につきましては、可能な限り確実に措置をしておりますので、今のところ増額は考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 確かに突出して低くはなっていませんが、相対的にやはり低いと言わざるを得ないのではないかというふうに思います。

私は議員になってからずっと、この一般質問の場で教育現場の問題を取り上げてきました。教職員の働き方に関することを中心に教育委員会に対して質問をしてきました。子どもたちの教育を支える先生方の働き方に余裕がないといけないと思うからです。時間的余裕が心に余裕を持たせます。教師にとって最も必要な教材研究の時間を確保しなければなりません。子どもたちが理解しやすいように教具、いろんな道具をつくることもあります。理科では予備実験もします。道徳の授業では挿絵を描いたこともあります。そういう時間を確保する必要があります。また、授業だけでなく、子どもたちと話をする、子どもたちの話を聞くことも授業と同じように大切な仕事です。そのような時間の確保も必要です。

市長は、施政方針の中で、児童・生徒の抱える様々な課題の解決を図るため、人材を確保・配置して課題解決に努めると述べておられます。また、教職員の働き方改革にも取り組んでいくと述べられております。

私は、教育予算というのは市の教育に対する姿勢の表れではないかというふうに考えています。市長が言われるように、人材の確保と配置が必要なのです。ところが、現実はそれができていないというふうに思います。

具体的に言います。臨時的任用教員、いわゆる臨採がここ3年間補充できていない状況があります。幸い学級担任不在ということにはなっていませんが、ある特別支援学級の女性の先生は4学年にわたって、つまり4つの学年にまたがって、8人の子どもさんを1人で受け持っていたという、そういう時期があります。夏、水泳の授業が1日に3時間あったということも聞いています。続けて2時間というのは、私も経験したことがあります。休み時間の10分というのが、大変寒かったというのを覚えています。女性の先生ですから、余計、それはこたえたのではないかと感じます。午前、午後と水泳の授業があった場合は、もちろん、ぬれた水着を着替えて、また午後からは別の水着を、乾いているのを着て指導に当たったというふうに聞いています。よく体を壊さなかったものだというふうに思っています。

それから、そういう4学年にわたって1人で担任するというのは、子どもの側からすると、学びの保障という観点からも大変問題があるというふうに思います。

臨採の確保ができていれば、こんなことにもならなかったと思うわけです。来年度予算では、特別支援教育支援員が3人減らされるということです。これも施政方針の人材の確保と配置に逆行する措置ではないでしょうか。県費の臨採が確保できていない状況が続く現状では、国や県に強く働きかけるというのが筋ではありますが、それでは間に合わないので、市の財源で支援員を増やすことが今こそ必要ではないでしょうか。特別支援学級在籍の子どもさんだけでなく、通常

学級にも配慮を要する子どもさんがいます。私の経験でも教室から出ていく子がいました。中には学校から出ていく子もいました。支援員の方がその子の横についておれば、教室で落ち着いて学習ができることが多かったように思います。誰もついていないときには、担任がほかの子を、待ってねと言って、外に出ていった子を追いかけるということもあったわけです。全ての子の学習を保障する大事な役割が支援員にはあるのです。

また、学校の事務職員の方からもお話を聞きました。今回の2割カットについては、前から説明があっていたので準備はしていたということです。備品や消耗品は何とか工夫して予算の枠内でやっていくしかないと思います。でも、修繕費や工事が必要なところができなくなることを大変心配していると。例えば、恐らく毎月遊具の点検というのをしておられると思いますが、何か不具合が見つかったときに、すぐに修繕をしないと、子どもたちの安全に関わるということで、もし修繕ができないということが出てきたりすればという心配をしておられました。

いろいろと学校現場の状況を紹介しましたが、教育委員会も、現場も、限られた予算の中で工夫をしています。でも創意工夫だけではどうにもならない状況が生まれています。教員の超過勤務について、これまで何度も言ってきましたが、教員の業務が減らせないのなら、人を増やすべきだと。そのためには予算が必要です。急に10%を増やすことはできないと、それはもう重々分かります。でも、これから徐々に教育費の割合を高くするという方向性を示していただき、水俣の未来をつくり、担っていく子どもたちの教育に力を注ぐという姿勢を、ぜひ数字の上でもあらわしてほしいと強く思っているところです。再度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員、3回目の御質問にお答えをいたします。

教育費の割合を少しずつでもいいから増やしていくことは考えてないのかという御質問でございました。

先ほど申し上げましたとおり、本市の教育費予算の割合は、県内他市と比較をしても極端に低いということはないと私は認識しております。また、予算編成というのは、あらかじめ割合を定めて措置をするようなものではなく、個々の事業の必要性和効果を一つ一つ詳細に査定して編成をしております。また、限られた予算の中で、できる限りの対応はしているというふうに考えております。これからも、個々の事業を精査いたしまして、必要と判断をする予算は可能な限り、確実に措置をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、敬老祝い金について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、敬老祝い金について、順次お答えします。

まず、敬老祝い金は何に基づいて支給されているのかとの御質問にお答えします。

敬老祝い金は、水俣市敬老祝金条例に基づき、対象者に2万円を支給するものです。

次に、敬老祝い金が支給されるのはどのような人か。また、来年度の該当者は何人かとの御質問にお答えします。

敬老祝金条例では、祝い金の対象者は、毎年9月15日において引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されている者で、満88歳の者と定めています。つまり、基準日である9月15日の時点で、88歳になっていて、水俣市に、この日までに1年以上、住民票がある人が対象となります。また、現時点で、来年度の該当者は242人です。

次に、今回どのように変えようとしているのか。またその理由は何かとの御質問にお答えします。

来年度は、この敬老祝い金につきましては廃止したいと考えております。その理由といたしましては、特定の年齢の方に現金を支給するのではなく、広く高齢者の介護予防や認知症施策等に活用していきたいと考えたためです。

次に、変更するに当たって、予備調査等はどうしたのかとの御質問にお答えします。

敬老祝い金につきましては、ここ数年にわたり、制度のあり方について市内でも協議を続けており、他自治体への調査を実施しました結果、県内14市のうち、9つの市が、祝い金の現金支給を行っておらず、市の厳しい財政状況において、限られた予算を、介護予防や認知症施策等、必要とされる高齢者施策に充てたいと判断をいたしましたので、今回の変更となりました。なお、祝い金の支給対象となられる方へのアンケート調査等は行っておりません。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 敬老祝い金は条例に基づいて支給されるものという答弁でした。そうであるならば、敬老祝い金廃止の提案は条例改正と同時にするべきではないですか。これが1点。

次に、今回提案されることは、該当される方にとっては不利益になることです。そういう場合、特に関係団体、例えば今回の場合でしたら、老人クラブ連合会等に対して、事前に説明をして、理解を求めるなどの配慮が必要ではなかったかというふうに思います。そういう手だては取られたのかどうかお尋ねをします。2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、廃止するのであれば、条例廃止も同時にすべきじゃないかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、条例の廃止につきましても、この3月議会中に提案をさせていただきます。

2つ目の御質問ですが、対象者となる、例えば関係団体、老人クラブ連合会等に説明をして理解を求める必要があるのではないかと御質問でもございましたが、この敬老祝い金の趣旨が個人へ支給をされるものでありまして、特定の団体等へ支給をされるものではないものでありますので、そういった説明を要するものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 3月議会に同時にということの答弁だったように思いますが、これは同時ではないというふうに私は思いますよ。追加提案で出されるということで、これを同時というのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。なぜ、最初から出されなかったのか、条例改正を行った上で祝いをカットすべきではないか。カットのほうが先に提案された後に、条例改正を追加提案するというのは、どうも何かつじつま合わせのような感じがして納得いきません。手続上、おかしいのではないかと思いますので、もう1回、納得できるような説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、敬老祝い金は個人へ支給されるものということでした。ですから、そういう特定の団体に支給されるものではないので、特に説明はしなかったということだったかと思いますが、確かに、今回の場合、対象者は個人ですね。ですが、その個人が、全員ではないにしても、所属しておられるような団体組織、今回は老人会などには、やはり理由を説明しておくという、そういう配慮が必要だったのではないかと思います。祝いをカットすることですから、丁寧な説明が必要ではなかったか。今後も、ぜひもっと温かみのある行政でやってほしいというふうに思って、この件については指摘だけしておきたいというふうに思います。

ある方から、敬老祝い金についてお尋ねがありました。今年の2月です。自分は、去年88歳になったけれども、祝いが来なかった。同級生はもらったと言っていたのに、なぜ自分にはなかったのかということでした。そこで、私もいきいき健康課に行って尋ねました。そしたら、基準日の9月15日以前に満88歳になった方が対象で、その後生まれた人はその年度の対象ではないという説明がありました。この基準日についても、9月15日というのは、以前の敬老の日で、2003年（平成15年）以降は敬老の日が9月の第3日曜日になっていますので、ですから、本来は敬老の日が変わった時点で条例の一部改正をしておいてもよかったのではないかと思います。その基準日の9月15日というのは、現在まで条例に残ったままになっています。この件は、ちょっと置いときますが、先ほどの電話の件に戻りますが、私に電話をされた方も、いきいき健康課に行って、尋ねられたようです。でも、なかなか理解されなかったようで、それで私のところに電話をして、またお尋ねになったという経緯があります。

私も、その方に電話で同じような説明をしましたが、なかなか理解していただかず、もう私に

は、もうお金は来んとですねと、繰り返しおっしゃって、理解をもらえませんでした。

それで、おたくの場合は誕生日が9月15日より後なので、今年度ではなく、来年度、つまり今年の秋にもらえるはずですよと、3回ぐらいやり取りを重ねて、やっと理解されたようで、それなら長生きしとかんといかんですねと言って電話を切られました。

緊縮財政で予算を切り詰めないといけないということはよく理解できます。来年度の該当者が242人ということですから、単純に500万円近くがほかの事業に回せるということになるわけでしょう。でも、直接不利益をこうむる人の気持ちを想像すること、そのことはとても大事なことではないかというふうに思います。特に、該当者は戦中戦後の激動期を生き抜いてこられた方々です。水俣の今を支えてこられた方々です。

そこで1つ提案があります。今回、どうしても敬老祝い金を廃止したいというのであれば、基準日の9月15日以降に生まれた今年度中に88歳になる人まで、最終年度となる今年度に限り対象とすることはできないものでしょうか。そうすれば、同級生はもろうた、でも、私はもらえなかったという思いをずっと、このまま持ったまま生きていかれるということもないのではないかと思います。今年度中に88歳になる人まで対象にすることはできないかということをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えをいたします。

基準日を、要するに同級生、その年に生まれた人に、今回に限りそれを支給できないかという御質問でありましたけれども、先ほど申し上げましたように、以前からこの制度のあり方については協議を続けてきております。その結果、限られた予算をまちかど健康塾を代表とする様々な介護予防など、必要とされる高齢者の施策に活用したいと判断をいたしました。

また、来年度は市全体の事業を見直しと工夫をしながら力を入れていくところでございます。議員申されるように、88歳の方々、今まで頑張ってきた方々というのも十分私も理解をしておりますし、またそういった方々の高齢者の方の、そういった施策を廃止をするということではなく、またそれ以外の方々にも広く適用できるような施策として、高齢者の方々に喜んでいただける施策に展開をしていかなければいけないということでの判断で、今回の判断になっているところでございます。そのため、基準日以降にお生まれになった方、また今年度中に満88歳になれる方を対象に支給することは考えておりません。

条例と同時というのは、何かちょっとおかしいという御意見でしたけれども、今議会に提出をしておりますので、例えば、当初で、開会日であって、追加提案であっても、同時に出さなければいけないという規定はございませんので、ただ、今議会に、3月議会に提出をしておりますので、私は内容としては同時に提案をしているということで理解をしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時44分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。通算6回目のトリを務めさせていただきます。今回は短時間で要点を絞り質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

さて、本日3月11日は、東日本大震災から10年という節目を迎えます。熊本県でも2016年に発生した熊本地震や令和2年7月豪雨など、この10年の間に2回も自然の驚異にさらされました。「災害は忘れた頃にやってくる」もうこの言葉ではなく「災害は忘れる前にやってくる」が当たり前となり、改めて災害に対する備えや平時の訓練の重要性を感じます。大切な方や財産を失いつつも、懸命に前を向き歩んでいる方々に心を寄せ、一日も早い復興を願います。

また、今年日本でオリンピックが開催されます。東日本大震災からの復興を世界に発信する機会として、コロナ禍の中、万全の感染予防を徹底し、無事に開催されることを期待し、以下通告に従い質問いたします。

1、スポーツを生かしたまちづくりについて。

①、水俣市におけるスポーツによるまちづくりの現状と取り組みはどのようになっているのかお尋ねします。

②、スポーツ推進の部門を市長部局に設置する狙いと、どのような取り組みに挑戦していくのかお尋ねします。

③、スポーツキッズサポーター基金の寄附状況はどのようになっているのかお尋ねします。

④、スポーツキッズサポーター基金から奨励金を交付された方や寄附者からは、どのような声が寄せられているのかお尋ねします。

⑤、東京2020オリンピック聖火リレー実施に向けた進捗はどのようになっているのかお尋ねします。

大きい2番、地域公共交通網について。

①、第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、どのように改善し、新たな取り組みはどのようになっているのかお尋ねします。

②、地域公共交通を維持するために、水俣市が負担する地方バス路線維持費補助金の推移はどのようなになっているのかお尋ねします。

③、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、公共交通網の活用をどのように考えているかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、スポーツを生かしたまちづくりについては私から、地域公共交通網については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、スポーツを生かしたまちづくりについて、順次お答えします。

まず、水俣市におけるスポーツによるまちづくりの現状と取り組みはどのようなになっているかとの御質問にお答えします。

本市のスポーツによるまちづくりは、総合計画の施策に掲げたスポーツを通じた人材育成に基づき、スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくりを目指して進めております。

その現状と取り組みといたしましては、競り舟大会などの伝統的なスポーツイベントの開催に加え、スポーツキッズサポーター基金を活用したトップアスリートと子どもたちの交流事業、SUPなどの全国規模の大会誘致を行っています。特に、東京2020オリンピックに関しては、一生に一度あるかないかのビッグイベントでありますので、私が先頭に立ち、聖火リレーの誘致に努めました。

次に、スポーツ推進の部門を市長部局に設置する狙いと、どのような取り組みに挑戦していくのか、との御質問にお答えします。

令和3年度からスポーツ推進の部門を市長部局に設置する狙いは、スポーツイベントをはじめとするスポーツ関連事業を効果的に展開し、より強く地域振興につなげるため、庁内で総合的に事業を推進する体制を築くことを目的としています。

これから挑戦する取り組みといたしましては、春のローズフェスタ開催期間中の5月に聖火リレーを実施しますので、お互いのイベントを連携して、交流人口の拡大に努めます。また、令和4年度には、11年ぶりに水俣・芦北地域で県民体育祭が開催されますので、地域資源を大いにアピールしたいと考えています。それ以外にも、地域振興に向けて、市民が笑顔で元気になるスポーツイベントの開催やスポーツ大会や合宿の誘致などを予定しています。

次に、スポーツキッズサポーター基金の寄附状況はどのようなになっているのかとの御質問にお

答えします。

スポーツキッズサポーター基金への寄附につきましては、地元企業や市民の皆様には基金の趣旨を御理解いただき御協力を賜り、心から感謝しております。令和3年2月末日までの寄附状況ですが、平成30年10月から開始した地元企業等からの寄附が延べ195件、約689万円で、平成30年12月から開始したふるさと納税による寄附が延べ686件、約1,089万円です。

次に、スポーツキッズサポーター基金から奨励金を交付された方や寄附者からはどのような声が寄せられているのかとの御質問にお答えします。

奨励金を交付された方からは、地元企業に支えられた奨励金が励みになる。手続きが簡単で大会前に交付されるので経済的にも助かるなどの声が寄せられており、寄附者からは、寄附金の使い道が、子どもたちのスポーツ支援に明確化されており、寄附の気持ちが届くところがよい。水俣の子どもたちが活躍してくれることがうれしいなどの声が寄せられています。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー実施に向けた進捗はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

本市での聖火リレーは、ゴールデンウィークの最終日となる5月5日に実施します。県内最長区間となる2.8キロメートルで、全国でも珍しい船でのリレーを最終区間で予定しています。聖火リレー実施まで2カ月を切った現在の進捗状況ですが、昨年12月から募集を開始したボランティアスタッフも目標の100名に達し、関係団体との調整も順調に進んでおります。新型コロナウイルスの感染対策を踏まえながら準備を進めていますが、オリンピック組織委員会も住んでいる場所での観覧を推奨していますので、市民の皆様にも、ぜひ地元の水俣で御観覧いただき、市民の記憶に残る聖火リレーにしたいと考えています。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。総合計画の施策に基づき、スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくりについては、私も着々と進んでいると感じています。例えば、SUPの全国規模の大会誘致やスポーツキッズサポーター基金事業、また聖火リレー誘致など、成功事例であると確信しています。このよい流れの中で、スポーツで明るい豊かなまちづくりを維持し、さらに発展させていくために、スポーツ推進の部局を市長部局に設置されるのではと、私なりに考え、質問をさせていただきました。

狙いは、答弁をいただいたように、スポーツイベントやスポーツ関連事業を効果的に展開することや、より強く地域振興につなげるため、庁内で総合的に事業を推進できる体制を築くためであるということでした。

また、これからの挑戦する取り組みとしては、春のローズフェスタと聖火リレーを連携させ、交流人口の拡大、令和4年に開催される県民体育祭での、地域資源のアピール。地域振興ではス

ポーツイベントの開催やスポーツ大会と合宿の誘致ということでした。

ここで2回目の質問をさせていただきます。

様々なスポーツ資源を活用し、合宿やスポーツ大会、イベント等を誘致し、その開催を通じて新たな観光交流人口の拡大が見込まれると考えます。そこで、スポーツ振興と地域活性化を図る組織づくりとしてスポーツコミッション設立に取り組むべきと考えますが見解をお尋ねします。

様々なスポーツがありますが、自転車もスポーツの1つであると思います。また、最近はサイクルツーリズムという観光資源との活用も秘めており、今や自転車は単なる移動手段だけでなく、スポーツや観光・健康・環境など、様々な面での活用に注目がされています。

水俣市も、自転車のまちづくり推進事業に取り組んでいますが、年々利用者の減少と自転車の老朽化などで修繕経費なども増えています。自転車のまちづくり推進事業を単なる環境に配慮した交通手段だけではなく、スポーツや観光・健康・環境などを主眼に置き、抜本的な事業の練り直しが必要ではないでしょうか。また、水俣市にはエコパークや美しい海や山など、スポーツ資源が多く存在します。日本一長い運動場もスポーツ資源の1つと考えていますので、自転車のまちづくりなどにも生かすことができないかお尋ねします。

スポーツキッズサポーター基金の寄附状況ですが、多くの地元企業や個人、そしてふるさと納税という全国から、水俣の子どもたちに向け御支援をいただいているということで、私も大変感謝しております。

奨励金を交付された方から、「ありがたい」「地域や地元に応援されているので、よい結果を報告したい」など、多くの言葉を私も聞いております。今までにない斬新なアイデアで子どもたちの夢を応援するスポーツキッズサポーター基金を今まで以上に安定した施策にするために、継続的な寄附をお願いしていくことが重要であると思いますが、どのような取り組みを考えているのかお尋ねします。

聖火リレーについてですけれども、水俣市では県内最長区間であり、全国でも珍しい船でのリレーということで、市民の方々にとっても、思い出に残る聖火リレーになると思います。水俣も1964年の前回の東京オリンピックのときには、聖火リレーが開催されたということで、私の義理の母がそのときに走ったそうで、写真とか見せて、昔は走ったんだよというのをお聞きしました。そういった、今70代の方にとっても、80代の方にとっても、また生きている間に聖火リレーが見れるということで楽しみにされているということもお聞きしました。

ボランティアも目標に達成し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、本番を迎えるということでした。2カ月を切りまして、今後も準備等大変でしょうが成功を願っておりますし、私も協力したいと思います。質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員 2 回目の御質問にお答えいたします。

3 点ございまして、まず 1 点目のスポーツの振興と地域の活性化を図る組織づくりと仕組みづくりとして、スポーツコミッションの設立に取り組んだらどうかという御質問でございました。

このスポーツコミッションは、スポーツを通じた地域振興を目指す組織でありまして、スポーツ庁も活動支援を行っておりますので、スポーツ協会や観光物産協会などの関係する団体と協議をしながら取り組んでいきたいと考えています。

2 点目の自転車のまちづくりということで、この自転車のまちづくりの推進事業を単なる環境に配慮した交通手段だけではなく、スポーツや観光、それから健康、環境などを主眼に置いた、その抜本的な事業の練り直しが必要ではないかと。また、水俣の持つ自然や、日本一長い運動場、こういったものもこの自転車のまちづくりに生かすことができるのではないかと御提案でございました。

この自転車のまちづくり推進事業につきましては、桑原議員御指摘のとおり、幅広い観点からの取り組みも大切であると思っております。現在、熊本県において、熊本県自転車活用推進計画に基づいて、サイクルツーリズムが進められており、日本一長い運動場をサイクリングコースに入れていただくよう、県と調整をしております。水俣駅から久木野愛林館までつながる日本一長い運動場がサイクリングコースとなれば、肥薩おれんじ鉄道のサイクルトレインともつながり、観光や健康などに大きく波及をしていくことが期待されます。

また、この日本一長い運動場は、以前、ふれあいマラソンや水俣高校の校内マラソンなどにも利用された実績もありますので、スポーツ資源としても生かしていきたいと考えております。

最後、3 点目でございますけれども、スポーツキッズサポーターの基金、これを継続的な寄附をして、安定的にしていってほしいということで、その取り組みをどう考えているかという御質問でございました。

継続的な寄附をお願いするため、御寄附をいただいた地元企業の皆様を広報みなまたや、市のホームページで紹介し、子どもたちや指導者との交流会なども開催をしております。

今後も、スポーツキッズサポーター基金事業を支える地元企業の皆様を多くの方々に知っていただく機会をつくっていきたくて考えております。

また、ふるさと納税の寄附項目にスポーツキッズサポーター基金事業を追加したことで、広く寄附を募ることができるようになりましたので、今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 このスポーツコミッションは、県内でも現在 4 つの自治体で実施されています。ほかの自治体も現在検討されているということで、ぜひ今、答弁いただいたように、本市も取り組

んでいきたいということで、前向きな答弁をいただきましたので、期待をしたいと思います。

自転車のまちづくり推進事業も幅広い観点から検討をお願いします。熊本県でも、先ほど答弁でありましたように、サイクルツーリズムが推進されており、おれんじ鉄道のサイクルトレイン実施ということで、本当によいタイミングではないかと私も思います。

日本一長い運動場もサイクリングコースにと、県との調整を行っていただいているということで、久木野、そして東部、そっちのほうの地区にもぜひ交流人口の増加、また地域振興のためにぜひ実現に向けて進めていただきたいと思います。現在、久木野－芦北線というのは、県のほうは工事整備を進められているということもお聞きしているので、ぜひよろしくをお願いします。

また、日本一長い運動場なんですけれども、熊本県で全国の高校駅伝に出場した選手たちも、数回走りに来ております。数回走るということは、素人ながらですけれども、走りやすい環境ではないかと感じています。ですので、スポーツ資源として、今後も活用を探っていただきたいと思います。

スポーツキッズサポーター基金ですが、多くの地元企業・個人の方々との交流、そして広報みなまた、市のホームページで紹介していただくなど、今後も実施していただくということでした。1つ、ふるさと納税で寄附されたの方々には、交流という形は難しいと思いますけれども、応援した水俣の子どもたちの成果や結果など、報告ができるような何か仕組みがあればと思いますので、ぜひ提案をしておいて、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、地域公共交通網について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、地域公共交通網について、順次、お答えします。

まず、第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、どのように改善し、新たな取り組みはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

改善を図ったこととしましては、令和2年3月に策定しました第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、令和3年2月に乗合タクシー8路線のうち、1便の平均利用者数が1.0人未満となっていた4つの路線を電話予約型に移行しております。

また、新たな取り組みとしては、令和3年8月頃をめどに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、75歳以上の高齢者や障がいをお持ちの方々などを対象とする、みなくるバスの運賃無償化を実施することとしております。

次に、地域公共交通を維持するために、水俣市が負担する地方バス路線維持費補助金の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

本市が負担する地方バス路線維持費補助金は、バス事業者の経常費用と経常収益の差額を補填

するものですが、平成30年度は7,909万3,000円、令和元年度は8,123万2,000円、令和2年度は8,817万4,000円となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、公共交通網の活用をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、基本的には個別接種で受けていただくこととしており、勤務等で医療機関へ行くことができない方のために集団接種の実施を予定しております。ふだん、医療機関への受診や通勤、買物などに利用されている公共交通機関を含めた交通手段を活用いただきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 地域公共交通網の質問は、平成30年以来ですけれども、その際、デマンド型の必要性を質問しておりました。今回、利用者が少ない乗合タクシー路線を一部デマンド化に移行されましたけれども、財政負担の抑制見込みはどのようになるか、1点お尋ねします。

また、新たな取り組みとして、75歳以上の高齢者や、障がいをお持ちの方などを対象に、みなくるバスの運賃無償化を8月頃をめどに実施されるということでありました。

これは外出を促す支援でもあり、地域コミュニティとのつながりも拡大するものと期待しているところです。この取り組み自体は、高岡市長の幾つかある公約の1つでもあり、一つ一つ着実に実現されていることは、大変評価に値するものだと思っております。

さて、日常生活に欠かせない地域公共交通ですが、維持していくためには多額の経費が必要です。令和2年度は約8,817万円であり、今年度、予算ではありますけれども、約1億円というふうな形で計上をされております。路線バス維持の負担金が毎年増えていく中、県内の自治体も同じ状況下に置かれていると推察します。

そこで、水俣市がリーダーシップを発揮し、ほかの自治体と連携し、県を交えてバス事業者と負担金について協議を実施することはできないかお尋ねします。

新型コロナウイルスワクチン接種に向けての公共交通網の活用ですけれども、接種方法をどのようにするのかという協議の際に、このみなくるバスの活用ということも議論をしていただいたと思います。基本的には個別接種を受け、医療機関に行くことができない方は集団接種ということでありました。要は、インフルエンザの予防接種とか、そういったのと同じ考え、もしくは今までどおりの、普通の通院とか、そういった形で公共交通網を利用することが一番市民にとっては安心であり、安全であるということの判断であったと思います。

今、テレビなどでワクチンの接種に向けて、いろんな情報があふれて、高齢者の方々も心配になるような報道がいろいろあっています。そういった中で、最近ではワクチン接種、本来は無料であるけれども、有料とか、予約とか、そういった詐欺まがいの電話等も発生しておりますので、市

として確実な、確かな情報というのをきめ細かく発信していくことも重要ではないかなと思っております。

以上、質問は2点です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1点目の、利用者が少ない乗合タクシー路線を一部デマンド型に移行したと。これによる財政負担の抑制見込みはどのようになっているか。

この点につきましては、今回、新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年10月から令和元年9月までの乗合タクシー各路線の年間利用者数に基づき、令和3年度予算を計上しております。

前年度予算額1,046万5,000円に対しまして、今年度予算額873万4,000円となっており、173万1,000円の財政負担の抑制を見込んでおります。

次に、2点目の路線バス維持の負担金が毎年増えているということで、水俣市が県内の自治体も同じような状況であろうという、こういった状況の中で、水俣市がリーダーシップを発揮して、他の自治体と連携し、県を交えてバス事業者と負担金について協議を実施してはどうかという質問だったかと思えます。

住民が安心して日常生活を送る上で、必要不可欠な地域公共交通ではありますが、その運行維持のために、本市が支出する補助金は増加し続けており、これは他の自治体も同様でございます。議員御指摘のとおり、他の自治体と連携し、県を交え、協議を行うことは重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、今月24日に開催される令和3年春季熊本県都市財政課長会議に本市から持続可能な公共交通バス路線を維持していくための公的負担の増大抑止の必要性について提案しているところでございます。このほか、熊本県地域公共交通協議会の場においても、公的負担の増大について、問題提起をしております。

今後も、他の自治体と問題を共有し、連携を図ってまいることとします。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。一部デマンド移行して、約170万円の財政負担の抑制が見込まれるということでありました。

また、負担金の協議については、熊本県都市財政課長会議や熊本県地域公共交通協議会において、問題提起をいただいているということで、ありがとうございます。財政課長には大変お世話になりますが、よろしく申し上げます。

私は、この地域公共交通を維持するためには、利便性と維持費の抑制が重要であると思えます。

ただ、利便性だけを考えると、維持費もやっぱり上がってきますので、バランスも重要だと思いますけれども、例えば、利便性だと、一部路線でフリー乗降制を検討してみることや、維持費の抑制ですと、バス事業者が走る利用者が少ない路線を廃止し、自治会にミニバン運行を委託するという考えもあります。実際、秋田県横手市の狙半内地区における共助運営体ミニバン運行事業というものを会派で視察してまいりました。運転者は自治会や老人会の方々に、大体8人ほどで構成されています。週に4回、1日4往復されておりますけれども、このほかにも、ハブ方式というか、例えば、東部でいうと、葛彩館に集まってきて、そこから南国バスさんで268号線を通ってくるとか、各地点を決めて、そこにミニバンぐらいの小さいサイズのバスを運行させて、そこに集めていくという、そういう方法だとか、いろいろと、担当課の方は、結構この話はいろいろ考えていらっしゃるころがありましたので、そういう知恵を出しながら、利便性も向上しつつ、負担も抑えていくというふうな考え方をもう少し検討していただければと思いますので、これは提案して、また次回、質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、午後2時45分まで休憩します。

午後2時2分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第3号水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第4号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第5号水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第6号水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第7号教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第9号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第10号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第10、議第11号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第11、議第12号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、議第13号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第13、議第14号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第14、議第15号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第15、議第16号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第17号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第19号 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第18、議第19号水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議第20号 令和3年度水俣市一般会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第19、議第20号令和3年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑にあたっては、一般会計予算書のページを明示し、具体的をお願いします。

それでは予算書47ページから49ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

49ページから77ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

78ページから92ページまで、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

93ページから110ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

110ページから123ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

124ページから130ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

130ページから144ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

145ページから148ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

148ページから175ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、次に移ります。

175ページから177ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

12ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付

金、第8款環境性能割交付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

17ページから19ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

19ページから33ページまで、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

33ページから46ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除く、その他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

これで議第20号、令和3年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第20 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長(岩阪雅文君) 日程第20、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(岩阪雅文君) 日程第21、議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第22 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第22、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第23 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第23、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第24 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第24、議第25号令和3年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第25 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算

○議長（岩阪雅文君） 日程第25、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）

日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）

日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

日程第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

日程第31 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）

日程第32 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

日程第33 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○議長（岩阪雅文君） 日程第26、議第33号指定管理者の指定についてから、日程第33、議第40号指定管理者の指定についてまで、8件を一括して議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第34 議第41号 水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について

日程第35 議第42号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第36 議第43号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）

日程第37 議第44号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第38 議第45号 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第39 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

○議長（岩阪雅文君） 日程第34、議第41号水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定についてから、日程第39、議第46号指定管理者の指定についてまで、以上6件を一括して議題とします。

議第41号

水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について

水俣市敬老祝金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月11日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市敬老祝金条例を廃止する条例

水俣市敬老祝金条例（昭和46年条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

敬老祝金事業を終了するため、本案のように制定しようとするものである。

議第42号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年3月11日提出

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「39,000円」を「40,200円」に改め、同項第2号中「50,700円」を「52,300円」に改め、同項第3号中「55,400円」を「57,100円」に改め、同項第4号中「70,200円」を「72,400円」に改め、同項第5号中「78,000円」を「80,400円」に改め、同項第6号中「93,600円」を「96,500円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「101,400円」を「104,500円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「128,700円」を「132,700円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「140,400円」を「144,700円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「148,200円」を「152,800円」に改め、同項第11号中「156,000円」を「160,800円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,100円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,100円」に、「39,000円」を「40,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,100円」に、「54,600円」を「56,300円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第43号

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,376,828千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月11日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第17号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		6,117,701	25,922	6,143,623
	2 国庫補助金	3,843,979	25,922	3,869,901
17 繰入金		815,028	100	815,128
	1 基金繰入金	694,778	100	694,878
20 市債		3,759,448	14,100	3,773,548
	1 市債	3,759,448	14,100	3,773,548
補正されなかった款に係る額		11,644,529		11,644,529
歳入合計		22,336,706	40,122	22,376,828

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 衛生費		2,173,534	△779	2,172,755
	1 保健衛生費	393,673	38,900	432,573
	5 病院費	618,810	△39,679	579,131
7 土木費		1,285,787	30,100	1,315,887
	2 道路橋りょう費	570,600	30,100	600,700
9 教育費		1,398,936	10,801	1,409,737
	2 小学校費	169,671	6,400	176,071
	3 中学校費	84,687	3,200	87,887
	4 社会教育費	426,971	1,201	428,172
補正されなかった款に係る額		17,478,449		17,478,449
歳出合計		22,336,706	40,122	22,376,828

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	水俣観光PR事業	千円 1,100
	2 総合経済対策費	企業誘致対策事業	50,000

7	土木費	2	道路橋りょう費	中屋敷・吐合線落石対策事業	30,100
8	消防費	1	消防費	水俣市土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000
9	教育費	2	小学校費	小学校運営事業（教育振興費）	6,400
		3	中学校費	中学校運営事業（教育振興費）	3,200
		4	社会教育費	公民館管理運営費	981
図書館管理運営費	220				

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	千円 14,100	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	14,100			

議第44号

令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,887,062千円	△6,688千円	7,880,374千円
第2項 医 業 外 収 益	519,775千円	△6,688千円	513,087千円
収 益 的 収 入 合 計	7,899,418千円	△6,688千円	7,892,730千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額393,556千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額426,547千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,069千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,060千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	1,205,116千円	△32,991千円	1,172,125千円
第5項 繰 入 金	65,011千円	△32,991千円	32,020千円
資 本 的 収 入 合 計	1,205,116千円	△32,991千円	1,172,125千円

令和3年3月11日提出

水俣市長 高岡利治

議第45号

令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和2年度水俣市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,607千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,743千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,940千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,316千円」に、「建設改良積立金65,000千円」を「建設改良積立金100,000千円」に、「過年度分損益勘定留保資金39,696千円」を「過年度分損益勘定留保資金30,913千円」に、「当年度分損益勘定留保資金85,971千円」を「当年度分損益勘定留保資金93,514千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	430,432千円	37,136千円	467,568千円
第1項 建設改良費	388,760千円	37,136千円	425,896千円
第2項 企業債償還金	40,672千円	0千円	40,672千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

令和3年3月11日提出

水俣市長 高岡利治

議第46号

指定管理者の指定について

水俣市立明水園の指定管理者を次のように指定することとする。

令和3年3月11日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立明水園
- 2 指定管理候補者の名称
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第41号水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、敬老祝金事業を終了するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第42号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第43号令和2年度水俣市一般会計補正予算第17号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,012万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ223億7,682万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第4款衛生費に、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業、第7款土木費に、中屋敷・吐合線落石対策事業、第9款教育費に、小学校運営事業、中学校運営事業などを計上いたしております。

この財源といたしましては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣観光P R事業外7件の追加を計上、地方債の補正として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の追加を計上いたしております。

次に、議第44号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を668万8,000円減額し、補正後の収益的収入の額を78億9,273万円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を3,299万1,000円減額し、補正後の資本的収入の額を11億7,212万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金について、実績額にあわせて減額するものであります。

次に、議第45号令和2年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を3,713万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億6,756万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、国道3号線を横断する水道管の推進工法の変更に伴い、建設改良費の管路整備費の増額を計上いたしております。

次に、議第46号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第41号から議第46号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願

い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時4分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第41号水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定についてから、議第46号指定管理者の指定についてまで、以上6件について、質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ただいま提案のありました第41号の敬老祝い金のことについてお伺いいたします。

本日の一般質問で、田中睦議員が質問された際に、この敬老祝い金は条例に基づいて支給されていますという答弁がっております。その条例に基づいて支給されているということは、支給額が変わる場合、又は、なくなる場合は条例の改正があって当然だというふうに理解するんですが、今朝の議会運営委員会での総務企画部長の説明では、必ずしも同時に条例改正しなくてもいいというふうな説明がありました。これは整合性が取れないんですが、必ずしも同時でなくてもよいという根拠について説明をしてくださいというふうにお尋ねをしたんですけど、明確な回答がございませんでしたので、ここで説明をお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後3時6分 休憩

午後3時12分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 高岡議員の質問にお答えします。

敬老祝い金を廃止する条例案と当初予算の提案が一緒でなくてもいいという根拠はという御質問だったかと思えます。具体的に必ずしも一緒にしなければいけないというような規定はまずないということです。今回、当初予算案も廃止条例案も同じ同一の議会。それも、広義の議決対象ということで提案しております。これは、同時に一括しての審議が可能です。よって、特段これにより議案の審議に支障は認められないと思っておりますので、これについて問題はない

と考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 必ずしも同時に変えなくてもいいという規定がなければ、例えば、6月議会で条例を改正するという事も可能になるということですか。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） ただ今お答えしましたように、一括しての審議が可能であるから支障がないということであって、これが例えば、廃止条例案が6月ということであれば、一括審議はできないので、それは問題があると思っております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第3号から議第46号までの議案38件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時15分 散会

令和3年3月18日

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和3年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和3年3月18日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時52分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第5号

令和3年3月18日 午前10時開議

- 第1 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 第2 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について
- 第3 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について
- 第4 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第5 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第6 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第19号 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第20号 令和3年度水俣市一般会計予算
- 第19 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算

- 第22 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計予算
- 第23 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計予算
- 第24 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 第25 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第26 議第34号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第27 議第35号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第28 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第30 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第32 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第33 議第41号 水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について
- 第34 議第42号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第43号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）
- 第36 議第44号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第37 議第45号 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第38 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第39 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 第40 委員会の閉会中の継続調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第41 議第47号 教育長の任命について
- 第42 議第48号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第43 議第49号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、議会運営委員会から規則案1件、松本和幸議員外8人から条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和3年1月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第3号 水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

日程第2 議第4号 水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について

日程第3 議第5号 水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について

日程第4 議第6号 水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第5 議第7号 教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第6 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第9号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第10号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第11号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第12号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第13号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第14号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 議第15号 水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第16号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第17号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第18号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第19号 水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第20号 令和3年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第21号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第22号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第23号 令和3年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第24号 令和3年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第23 議第25号 令和3年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第24 議第26号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算
- 日程第25 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第26 議第34号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第27 議第35号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第30 議第38号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第32 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第33 議第41号 水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第34 議第42号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第43号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）
- 日程第36 議第44号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議第45号 令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第38 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）

日程第39 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」
意見書提出の陳情について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第3号水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定
についてから、日程第39、陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査
の実施を求める」意見書提出の陳情についてまで、39件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員
会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について申し上げます。

本案は、中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策として、水俣市新型コロナウイルス
感染症対策基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、制定しようと
するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたし
ました。

次に、議第4号水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の産業の活性化、雇用の安定及び創出並びに地場産業の育成及び技術向上のため
の支援等を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたし
ました。

次に、議第6号水俣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について申し上げ
ます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する事務の職務
権限の特例に関し、必要な事項を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質
疑を行いました。

質疑の中で、学校における体育を除くスポーツに関して、市長が管理することについて、具体
的事例をただしたのに対し、中学校部活動や中体連大会等は、現在の所管である教育委員会に残
るが、市民駅伝や競り舟等のスポーツ行事は、条例の施行により、市長部局の所管になるとの答
弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号教育に関する事務の職務権限の特例適用のための関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、教育に関する事務の職務権限の特例を適用するに当たり、関係する条例について所要の改正等を行うため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、ふるさと大好き寄附金を市の施策、事業へ効果的に活用するため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市海洋牧場の入園料等を見直し、持続的かつ安定した運営を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場の適正な管理及び使用料の見直しのため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市駅前広場の適正な管理のため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、喫煙が禁止されている場所で煙草を吸っていた場合、罰則はあるかとただしたのに対し、条例で過料の設定までほうたっているが、注意喚起を促すことが大前提である。まずは、看板等で喫煙の禁止場所であることを、明確に表記し、啓発に努めたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議第19号水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、引用条項の整備を行うため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。
特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。
歳出の主なものとして、第2款総務費に、市庁舎建替事業、地方バス路線維持対策事業、ふるさと大好き寄附金事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、第5款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、中山間地域等直接支払事業、中山間地域総合整備事業、市町村営林道開設事業、市有林造林事業、森林環境保全整備事業、第6款商工費に、水俣川河口臨海部振興構想事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、企業支援事業、商工会議所事業費補助金、水俣SUP関連事業、第7款土木費に、公共下水道事業会計繰出金、耐震改修促進事業、袋インター関連道路改良事業、公営住宅整備事業、市内一円市道維持補修費、水俣駅前広場ふれあい館整備事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、消防団装備等整備事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。
また、債務負担行為として、複合機保守点検委託料等を計上、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、複合機保守点検委託料の債務負担行為について、新庁舎移転に伴い、新しく複合機の入れ替えを行うとのことだが、今後のカラー対応等の取り扱いについてただしたのに対し、18台のうち、1台をカラー対応の複合機を導入予定であり、適宜、ネットワークプリンターとして各課で使えるようにしているとの答弁がありました。

また、地方バス路線維持費補助金について、昨年度より増加していることをただしたのに対し、バス路線網の維持のため、バス事業者へ経常収益と経常費用の差額を補填しているが、年々、赤字欠損額は増加している。市においても対策は急務であり、地方バスを担っている産交バスに対し、複数回、経営改善を求めている。

併せて、県内の各市共通の課題であることから、今月末に開催される県内14市の財政課長会議の中で、本市から議題として提案させていただく予定としており、各市間で議論がなされる中で、今後の対策等につなげていきたいとの答弁がありました。

また、市産材利用促進事業の対象者についてただしたのに対し、水俣市内に自ら所有し、かつ、居住する住宅の新築・増築・改築に市産材を利用する方に対し、補助金を交付するものであると

の答弁がありました。

また、農道生コンの原材料支給の予算が減額になっているが、農家の要望もある中、予算の不足等をどう捉えているかとただしたのに対し、農家の要望も多く、毎年度、予算を使い切っている状況である。今年度は、災害関係等での支援もあったが、次年度については、まずは予算の範囲内でやっていただくため、農家に説明を行い、御理解を得て、実施していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号令和3年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,989万1,000円、収益的支出に3億6,715万円、資本的収入に3億823万7,000円、資本的支出に5億2,171万3,000円を計上している。

収益的収入の主な内容としては、営業収益、営業外収益などを計上している。

収益的支出の主な内容としては、営業費用、営業外費用などを計上している。

資本的収入の主な内容としては、企業債、繰入金、負担金、補助金、出資金などを計上している。

資本的支出の主な内容は、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費、企業債償還金などを計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、来年度に予定されている工事の具体的内容についてただしたのに対し、第二水源地に建設した貯留施設の整備工事と、陣内や天神町で行っている配水管の耐震化の工事である。来年度は、貯留施設の水を本管に送るポンプ施設を稼働させるため、大規模な電気設備工事と機械設備工事を行いながら、医療センターと新庁舎へ向かう配水管への接続工事を行う。これにより、非常時には医療センターと防災拠点である新庁舎等に安定した水の供給ができるようになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に9億215万2,000円、収益的支出に9億1,225万7,000円、資本的収入に5億2,335万2,000円、資本的支出に8億4,633万4,000円を計上している。

収益的収入の主な内容としては、営業収益、営業外収益などを計上している。

収益的支出の主な内容としては、営業費用、営業外費用などを計上している。

資本的収入の主な内容としては、企業債、出資金、補助金などを計上している。

資本的支出の主な内容は、牧ノ内ポンプ場設備更新事業、雨水幹線整備事業等の建設改良費、企業債償還金などを計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、陣内雨水幹線工事の具体的内容についてただしたのに対し、田平団地横の開水路を箱型のボックスカルバートに変える工事を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第36号から議第39号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定管理者の指定については、公の施設の管理をお願いするという趣旨であり、特に、水俣市久木野ふるさとセンターについては、私的活動にならないよう、市における施設の管理徹底をどのように考えているかとただしたのに対し、水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者については、水俣市久木野地域振興会と協議をして、御理解を得て、本案のように提案しているが、施設内で私的な取り組みがあったことも承知している。今後、市としても、注意しながら、施設管理の徹底を図っていききたいとの答弁がありました。

以上4件については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号令和2年度水俣市一般会計補正予算第17号中付託分について、申し上げます。

補正の主な内容としては、第7款土木費に、中屋敷・吐合線落石対策事業を計上している。

この財源としては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣観光PR事業等の追加を計上、地方債の補正として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第45号、令和2年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を3,713万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億6,756万8,000円とするものである。

補正の内容としては、国道3号線を横断する水道管の推進工法の変更に伴い、建設改良費の管路整備費の増額を計上しているとの説明を受けました。

質疑の中で、本工事の具体的内容についてただしたのに対し、水俣市天神町2丁目、森整備前から国道3号線を横断して、平和調剤薬局までの40メートルの区間に、水道管を埋設するため、小口径の推進工事を行うものである。事前に調査したボーリングデータをもとに、推進工法の選

定を行い、適切な工法で作業をしたが、推進延長15メートル地点で、木材などの想定していなかった支障物の影響で、推進が困難となり、当初工法での工事続行を断念した。そのため、支障物に対応可能な推進工法が必要となり、現状に適応した工法で設計変更等を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第5号水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について申し上げます。

社会福祉法第58条第1項の規定による社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めることにより、社会福祉法人に対する助成の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例を制定するに至った理由についてただしたのに対し、以前は、水俣市社会福祉法人助成条例があったが、国の社会福祉施設整備費補助金の制度改正に伴い、平成17年6月に廃止となった。その際、廃止ではなく、助成の形に改正すべき内容だったことが推定される。それ以降は、水俣市社会福祉事業補助金交付要綱をもとに社会福祉協議会等に助成していたが、条例を制定しないと不適切ということが判明したため、制定に至ったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

社会教育委員連絡会議の実施回数状況を踏まえて、適正な報酬額に改定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、報酬を年額1万5,000円から日額4,500円に変更することだが、予算の具体的な内訳をただしたのに対し、2日分の日額で11名分を計上しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の処分に関する規定の文言の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

以下、歳出の主なものについては、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、自立支援給付費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金、生活保護費、児童手当、老人福祉施設措置費、第4款衛生費に、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、市立総合医療センターへの繰出金、清掃施設管理運営費、し尿処理等に係る水俣芦北広

域行政事務組合負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、水道事業会計への出資金、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、スクールバス運行事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、松本眞一同朋奨学金を計上、地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、4月からの新事業である子ども家庭総合支援拠点と配偶者暴力相談支援センター等の場所と体制についてただしたのに対し、機能的には、福祉課内に設置する。保健師や保育士の資格を持つ職員含め3名体制を予定しているが、子どもセンター職員兼務や福祉課職員兼務が考えられるとの答弁がありました。

また、婦人相談員のオーバーワーク対策についてただしたのに対し、人員を増やすのは困難であるため、市の職員がフォローできるよう人材育成に努めているとの答弁がありました。

また、令和3年度の特別支援教育支援員が3名減っている理由についてただしたのに対し、1番の理由は、市全体として予算的に厳しいため、本市と児童生徒数が類似する他市の状況も勘案した結果である。今後は、学校や児童生徒の状況をさらに把握し、適正配置数を考えていく必要があるとの答弁がありました。

なお、予算計上の際に、80%シーリングを求められたと思うが、子どもたちを預かっている先生方にとって、削減は望ましいことではない。しかし、市の財政を考えると、今年からしばらく我慢をしなければならない。その橋渡しが教育委員会の役割であると思うから、削減の意義を伝えつつ、現場の先生方の声もよく聞いてほしいとの意見を申し添えました。

本件については討論があり、反対討論として、水俣病教訓発信事業において、新型コロナウイルスの影響が理由で、他事業では認められているものがある中、この事業が実施されないことに納得がいかないとの意見や敬老祝金事業に対して懸念があるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,910万円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金、第4款共同事業拠出金、第5款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第4款県支出金、第6款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料外2件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入の税収が落ちている分を県支出金で補填しているのかとただしたのに対し、県支出金のうち普通交付金は、被保険者が病院にかかった分を補填するもので、特別交付金は、自治体の特別な事情によって交付されるため、税を補填するものではないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,988万7,000円を計上している。

歳出においては、第1款総務費、第2款保健事業費、第3款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億4,761万6,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、もやい・ふれあい菜園事業委託料について、これまでの5地区から1地区に減らした理由についてただしたのに対し、この事業は、平成27年度から介護予防の新事業として、行ってきたが、4地区については、ある程度、基盤整備ができたと判断し、事業を終了するものであるとの答弁がありました。

本件については討論があり、もやい・ふれあい菜園委託料を見直していただきたく、この予算に対しては、承服しかねるため反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に74億7,091万4,000円、収益的支出に74億6,557万4,000円、資本的収入に3億348万4,000円、資本的支出に8億9,511万1,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的収入の主な内容については、企業債、固定資産売却代金、繰入金等を計上している。

資本的支出の主な内容については、冷温水機更新等の建設工事費、一般撮影装置等の固定資産購入費、企業債償還金、公共債購入費等の投資を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業及び医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、減債積立金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市からの繰入金、前年度に比べて2億円減少したが、どう捉えているかとただしたのに対し、病院経営の観点からは大変厳しい措置ではあるが、市の財政状況を鑑みると受け入れざるを得ない。内部留保はあるが、医療センターの建て替え等で必要な資金となるため、減少しないよう、入院、外来の患者数を増やした予算を立てた。目標達成に向けて努力するつもりであるとの答弁がありました。

なお、今回の80%シーリングは、扶助費や命に関わることには、手を付けないのが、本市の姿勢であるから、今後不足する分は、補正予算の要求等も検討してほしいと委員からの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号から議第35号まで、議第40号及び議第46号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブ、水俣市立武道館、水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

敬老祝金事業を終了するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本案が当初予算と同時ではなく、追加提案になった理由についてただしたのに対し、当初、条例廃止は6月議会でも良いのではないかと考えていた。

しかし、議論する中で、やはり条例と予算は同時に審議すべきだという結論に至り、追加提案となったとの答弁がありました。

本件については討論があり、今回、他の事業も80%シーリングで予算計上しているため、本条例についても、廃止ではなく、減額を希望するため反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、

質疑を行いました。

質疑の中で、国の特例措置があるものの、実質的には、介護保険料が上がるということかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

本件については討論があり、国の改正による条例改正であるが、今回の改正により、低所得者にとってもさらなる負担増となる。基金の活用や繰入金等の対応により、これ以上の負担増を強いるべきではないと考えるため反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号令和2年度水俣市一般会計補正予算第17号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第4款衛生費に、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業、第9款教育費に、小学校運営事業、中学校運営事業などを計上している。

この財源としては、第13款国庫支出金をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、小学校運営事業等の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校保健特別対策事業費補助金の概要についてただしたのに対し、各学校に新型コロナウイルス感染症対策のための費用を助成しようとするもので、各学校の判断で必要な物品等の購入を行う。消毒液や備品、消耗品一式など感染症対策に伴うものであれば、助成対象にしたいと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を668万8,000円減額し、補正後の収益的収入の額を78億9,273万円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を3,299万1,000円減額し、補正後の資本的収入の額を11億7,212万5,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金について、実績額にあわせて減額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について申し上げます。

本陳情については、健康調査の手法が明確にされていないにもかかわらず、それを急がせることにつながるため反対であるという意見や、その手法を明確にして、調査を行うことを、地元の議会としては、促す必要があるため賛成であるという意見があり、採決の結果、賛成少数で不採

択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年3月15日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第3号	水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市企業支援センターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市教育に関する事務の職務権限の特例適用に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	教育に関する事務の職務権限の特例のための関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	新水俣駅前駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第14号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第20号	令和3年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	原案可決	全員賛成
議第43号	令和2年水俣市一般会計補正予算（第17号）付託分	原案可決	全員賛成
議第45号	令和2年水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年3月12日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第5号	水俣市社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第17号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第20号	令和3年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	賛成多数
議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第40号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成
議第41号	水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第42号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第43号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）付託分	原案可決	全員賛成
議第44号	令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第46号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）	原案可決	全員賛成
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	不採択	賛成少数

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第20号については田中睦議員、小路貴紀議員、高岡朱美議員、藤本壽子議員、議第23号につ

いては平岡朱議員、藤本壽子議員、議第41号については高岡朱美議員、議第42号については平岡朱議員、陳第3号については淵上茂樹議員、平岡朱議員、真野頼隆議員、藤本壽子議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

まず、議第20号について、田中睦議員。

○田中 睦君 無限21の田中睦です。令和3年度水俣市一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

一つは、敬老祝い金についてであります。前回、改正されたのが、平成20年です。この時には、条例改正と予算が議会初日に出されています。この敬老祝い金は、条例に基づいて出されるものですから、条例改正案を初日に出すべきです。今回なぜ途中で追加議案として出されたのか。同時に出さなければならないという規定はないという説明には、到底納得できません。こういうことは、議会軽視につながるものだと思います。手続上、納得できません。納得できない手続で出された祝い金廃止の予算案に賛成することはできない。

もう一つは、水俣病発地域間交流事業については、来年度は実施しないということでした。その理由がコロナにより事業実施の見込みが立たないということでした。コロナを理由にするのであれば、ほかの多くの事業も中止にしなければならないはずですが、私は、ほかの事業をなくせと言っているわけではありません。なぜこの水俣病発地域間交流事業だけがなくなるのか。ほかの事業計画との整合性のある説明がなされていないと思っています。

3つ目は教育予算に関してです。特に、特別支援教育支援員の減員。これは、現場の状況を考えると増員が望まれるわけで、そこを、減らすということについては、現場の疲弊を増すばかりだというふうに心配をしております。他市と比べて、教育予算の割合が低いと、その上さらに今回ほかと同じように20%カットということになると現場はほんとに疲弊するばかりではないかというふうに思っております。

以上のような点から本予算案に賛成することはできないというふうに判断いたしました。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。議第20号令和3年度水俣市一般会計予算について、賛成の立場から討論します。

まず、今議会における一般質問の場において、わざわざ私の名前をあげられ、当初予算に対する考え方の違いを述べられた議員がおられました。なぜ、当初予算そのものへの賛否に関することと田中商店の件を同列に扱われたのか理解に苦しみます。また当時、私自身は議員ではありませんでしたので、田中商店の件は詳しく存じ上げませんが、この件には、何ら関わっておりま

せんので、誤解を招かないためにも申し添えておきます。

議員が数多くの議案に対して賛否の意を明らかにすることは当然の責務であり、それぞれの議員の価値観に違いが出てくることも当然あり得ます。しかしながら、納得できない事業があるといった判断のみで、当初予算そのものを否決する手続がベストな選択と思いません。扶助費等をはじめとして市民の生活を守り、命をつなぐために必要とされる事業をどのように捉えられているのでしょうか。当初予算そのものを否決してしまった後に、納得できない事業に反対しただけであって市民生活のことはしっかり考えているといった弁明は、一切通用しません。仮に当初予算そのものを否決されるのであれば、すべての事業執行を停止せよとの意を表明するとともに、市民の生活を守ることも完全に放棄することになりますので、都合の良い解釈で市民の皆様方に伝えられることだけは、厳に慎むべきと考えます。

私は、当初予算における個々の中身については、課題も散見されるとの立場から、一般質問の場で執行部の考えをたどりました。過去からの先送りによって、積み残しとなっていた事業への早急な対応の必要性、それに伴う財政の影響に対しても、高岡市長は、過去の市政が招いた結果であったとしても、それを是正していくのは、現在の市政を預かる自身の使命であるとの強い決意を述べられました。一朝一夕に財政状況が悪化したわけではないことは周知の事実であり、過去の積み残しによる現況への影響がなければ、もう少し自由度のある予算編成や厳しい事業の取捨選択を迫られることはなかったかもしれないとそう考えます。そういった背景を踏まえれば、令和3年度当初予算に限った狭い視野ではなく、もっと過去の負の遺産とも向き合う必要性が求められます。

議会における手続が尊重されないまま、単に当初予算そのものを否決することによる176億円規模にわたる保育、学校、病院事業、高齢者や障がい者支援、市道、歩道、自治会支援、ごみ処理、職員給与などを含めた全ての事業執行の停止は市民生活を崩壊させる暴挙であり、職員をはじめとする行政関係者の不信を招き、貴重な財源である国、県の交付金などを否定することになりますので、本市議会への信用失墜の影響など計り知れません。市民の安全安心な生活を確保すること、行財政運営をしっかりと行う基盤を堅持するためにも令和3年度水俣市一般会計予算は必要不可欠です。厳しい状況下で令和3年度当初予算をもとに職務に勉励し、市民ニーズへ対応していかなければならない職員へのエールも込めまして賛成討論とします。

議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

議第20号令和3年度水俣市一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

予算案に反対する理由を3つ述べます。

まず、自治体の予算は、市長が何を重視しているかをあらわすといわれます。市長は、令和3年度を財政健全化の年と位置付け、聖域を置かずに全事業2割カットの方針を出されました。これ自体は否定はいたしません。その対象は、言葉どおり多くの事業に及んでいますが、一部に2割カットどころか全額カットの対象になった事業があります。その一つ、家庭部門低炭素事業は、本市が、環境モデル都市の責任として取り組んできた低炭素化に大きく寄与してきた事業です。低炭素化の取り組みは、急務であり、また、環境モデル都市、SDGs未来都市に認定された以上、より一層積極的に取り組む姿勢が求められます。宣言だけでは、事態は改善しません。具体化されて初めて成果は上がります。その予算が組まれなかったことは、低炭素化に向けた取り組みを重視していないことのあらわれではないでしょうか。これは1点目の反対理由です。

2つ目に全額カットとなったもう一つの事業が敬老祝い金です。次第に年金が減り、負担増の制度改正が続いている中、高齢者の生活の質は下がる一方です。香典が包めず、知人の葬儀にも行かなかったという声も聞きました。そのような中で支給される敬老祝い金は、高齢者にとって大きな喜びです。全体の予算が2割カットの中、公平性の観点からも本事業は全額カットではなく、減額予算で対応すべきです。さらに、敬老祝い金が、条例に基づいて支給されていることを知りつつ、条例改正案が同時に出されなかったこと。その必要性を率直に認めなかったことは、法令遵守を軽視しているようにも受け取れ、心証の悪さは否めません。敬老祝い金予算案、条例改正案ともに反対します。

3つ目の理由は、総合医療センターへの繰出金減額が大きすぎることです。公的病院には、救急外来や小児科、産婦人科など民間病院がやりたがらない赤字部門の診療科を引き受けるという大変重要な役割があります。住民が安心して住み続けられる、特に子育て世代や高齢者にとって、救急や小児科があることは欠かせない要素です。このことから、国は、基準財政需要額に公的病院の維持に必要な予算を加味して地方交付税を交付しており、加味された予算は、これまでそのまま医療センターに繰り出されてきました。来年度予算では、これを約半分近くカットしています。一般質問の答弁でもあったように今年度は、コロナの影響を大きく受け、医療センターの医業収益は2億2,000万円減収となっています。さらに繰出金が減額されれば現場に大きな負担をしい、住民の安心安全に影響を与えかねません。市によるこのような繰出金カットは不当と言わなければなりません。

以上の理由から令和3年度一般会計予算に反対します。

以上で討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、第20号令和3年度水俣市一般会計予算中、主には、商工費総合経済対策費中、生態系に

配慮した渚造成整備護岸工事について反対の立場で討論いたします。

昨年12月議会の水俣市財政への私の質問のうち、水俣市はなぜ財政が硬直化しているのかという質問に対し、市の答弁は、扶助費と公債費が増加しているとの分析であった。今回この水俣川河口臨海部振興構想事業では、今年度の予算が4億5,702万円であり、そのうち県支出金が1億1,700万円、市債が3億3,890万円であります。つまり、公債費が増加するというのは、公債費が過去の地方債の返済にかかる元利償還金と一時借入金の利子であるということであり、つまり、借金が増加しているということで、歳出構造の硬直化が進むことは明らかであります。ほかの行政サービス実施に影響が生じるなどの問題があるのではないのでしょうか。この事業は、何度も主張してきましたが、市民へのサービス実施に影響が出る典型的な事業ではないかと思えます。

昨年6月議会では、この事業も含め、見直すとの答弁の中、今回、令和3年度の当初予算が提出されました。12月議会では、見直さないということでありましたが、他の事業が80%シーリングという予算配分の中、この事業についてはどうだったのでしょうか。この予算配分で、市民は納得いくのでしょうか。

また、今回の当初予算においては、いきいき健康課分病院事業負担金2億2,700万円の減額、その他扶助費以外は、80%シーリングで予算編成するということであります。それぞれの課で本当に工夫されたことと思えますが、減額の中身には、不公平感があるという声が市民から届いています。また、病院事業への減額については、妥当な判断であったのかは委員会の中でも議論がありました。

さて、議論を戻します。水俣川河口臨海部振興構想については、海域の埋め立てについて、住民から2020年12月18日付で熊本県知事宛に意見書が提出されました。埋立地が八幡残渣プール近くであることでの海域への影響を懸念している。また、魚介類などへの影響についてでもあります。この工事については、経済面からも、環境調査のさらなる必要性からも工事を凍結し、慎重に行うべきと私は以前から主張しております。市民の命を守る医療、暮らしに向けるべきだと私は思います。そしてこの当初予算を認めることはできません。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第23号について、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

来年度の一般会計予算で敬老祝い金について、廃止するとの予算が出ておりますが、廃止の理由については、限られた予算を特定の年齢の方に現金を配布するのではなく、介護予防や認知症予防の施策等に活用したいと判断したためとのことでした。しかし、令和3年度の介護保険特別

会計予算では、前年度予算と比べて、介護予防事業費についても減額となっています。敬老祝い金廃止の理由との整合性をとるためにも高齢者の介護予防などの施策について、さらなる充実をはかるべきと考えますので、今予算については改めて反対です。

以上で討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計に反対の立場で討論いたします。

介護保険については、本年の社会保障制度審議会介護保険部会で3年に1度の見直しの議論が行われているということであり、その中ですでに介護保険財源の不足、介護現場における労働力の不足があげられているということです。そのような中ではありますけれども、限りある財源の使い方、承認できない事例がございますので、討論したいと思います。

今回、地域支援事業の中、一般介護予防事業費中、もやい・ふれあい菜園委託料についての費用がございますが、水俣市18区地域福祉事業会より市長あての要望書が提出されています。この5年間、いきいき健康課より委託を受け、ふれあい菜園事業を行ってきた。地域一体となり様々な年齢層が一緒になり活動をしてきた。2月10日のもやい・ふれあい菜園事業のミーティングで来年は予算がゼロになると聞き大変なショックを受けました。100分の1です。ゼロになる。モデル地区の拡大ということで、5地区の中で4地区が停止ということになり、1地区だけが残りましたけれども、そこには予算がおりています。18区地域事業会では、広報活動なども取り組み、地域で認知され今後も介護事業の貴重な実践として取り組みを継続していこうとしていたところであり、予算ゼロというのは、承服できない。2割カット、半分カットならまだしも住民としては納得できないと要望書を提出されています。私もこの事業については、畑づくりの共同作業やとれた野菜でお弁当事業といった大変有意義であったということを知っておりましたので、この極端な予算設定には、賛成できません。住民との間で十分な理解の機会があったのかも、疑問が残ります。補正予算での対応はできないのかという地域住民からの要望にも回答はありません。一つの地域の問題ではありますが、このような予算配分については、承服することができません。よって、令和3年度の介護保険特別会計には反対であります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第41号について、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 本議案については、先ほど議第20号令和3年度一般会計予算の中で述べたとおり廃止ではなく減額で対応すべきだという主張に基づき、この条例についても反対です。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第42号について、平岡朱議員。

○平岡 朱君 議第42号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論します。

2000年から始まった介護保険制度は、来年度から第8期に入ります。3年ごとの保険料の改定により全国的にはこの20年間で平均保険料は約2倍を超え、経済的な理由で必要なサービスが受けられなかったり、介護施設職員の慢性的な不足により保険あって介護なしという状況です。

今回、国の省令改正で水俣市の介護保険料の基準額が200円増額となり、基準額が上がることにより低所得者においてもさらなる負担増となります。介護の現場でも大変ご苦労されていることと思います。国の負担割合を増やし、国民の負担割合を減らす。そのような制度改正を求め、市民にはこれ以上の負担を強いるべきでないと考えますので、議第42号については、改めて反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第3号について、瀧上茂樹議員。

○瀧上茂樹君 誠心会の瀧上茂樹です。

陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について反対の立場から討論をいたします。

健康調査は、だれが診断しても一致するような客観的な診断法、科学的根拠に基づく説明ができる診断法が確立されていなければ地域住民にとって不安不利益な調査となりえます。この診断方法について、環境省国立水俣病総合研究センターでは、メチル水銀曝露のヒト健康影響評価及び治療に関する研究について、脳磁計（MEG）とMRIを用いてメチル水銀中毒の客観的診断法の確立を目指し、患者の症状の病態解明を通して有効な治療法につなげるための研究に、実直・真摯に取り組まれております。この脳から発生する磁気を計る脳磁計（MEG）と磁気共鳴画像診断装置（MRI）を使った水俣病を含むメチル水銀中毒の客観的な診断方法については、環境大臣が9月の会見で、開発の可能性が見いだされてきたと判断されており、国水研の臨床部長は、外部の医療統計などの専門家の意見をいただく必要がある。実用化は専門家の意見を聞いて実証したいといわれ、客観的な診断法の実用化は時間の問題と思われま。

よって、今ここで不知火海沿岸住民の健康調査の実施を求める意見書を提出することについては、反対いたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について賛成の立場から討論いたします。

今年は水俣病の公式発見から65年の年です。2019年の新聞報道では、水俣病特別措置法で地域外とされていた山間部にも一時金給付の救済対象者の存在が明らかになりました。記事によると、行商人により水俣湾周辺でとれた魚介類が流通したとされる水俣芦北地域などの山間部の救済状

況について明らかにされ、水俣市では、越小場地区84人、久木野地区67人、古里地区48人とされています。このデータからわかるように汚染は山間部にまで広範囲に広がっており、有機水銀による汚染が沿岸部だけでなく、山間部をはじめ市内全域に及んでいたことを、国や県自らが認めたとを意味しています。公式確認から65年がたった今でも、いまだに申請もできずに苦しんでおられる潜在患者が、ここ水俣市にも大いに存在するということです。

水俣病特別措置法第36条では、政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとするとしており、第37条では、政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康にかかる調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとするとしています。つまり、国、県は法律によって地域住民の不安解消に努めたり、健康調査を実施しなければならないと明記されています。しかも、健康調査においては、積極的かつ速やかに行いとされています。

しかし、国はもう10年以上、手法の開発を理由に健康調査を実施していません。この間、どれだけの被害者が亡くなられたのでしょうか。生きていうちに救済を。この言葉のとおり、被害者救済は、喫緊の課題です。そのためにはまず健康調査を早急に実施すべきです。本陳情は、国、熊本県に対し不知火海沿岸住民の健康調査を早急に実施するよう求める意見書を水俣市議会から提出するよう求めているものです。市民の健康被害が、どこまで広がっているのか、市民の命と健康を守るために法律で定められた健康調査の実施を求めることは、水俣市議会として当然の行いだと思います。

本陳情については、改めて賛成です。以上で討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について反対の立場で討論します。

令和元年9月議会から継続審議となっていた中で、厚生文教委員会はじめ議員それぞれが調査及び情報収集を続けてきたものであります。陳情内容に改めて不知火海沿岸及び水俣市民の健康状態を把握することは、市政の重要課題とありますが、その方法として、様々な手段があることを私たちは今日までの研修や調査で学んできました。新聞報道によると、一部の団体等から国の手法に対して否定的な意見がある中、健康調査を急ぐようにとの陳情主旨には矛盾を感じます。国の手法に対する一定の理解及びこの地域で治験を得るために必要な取り組みへの協力ができていけば、健康調査への門戸も開かれてくるものと思います。国が手法を開発検討している現状において、国、県の方策で進行中であるものに地方議会が口出しするものではないと考えま

す。また、専門的知識を必要とする医学的見地も関係する本件に、私たち議員が見解を示すのは困難であるため、まずは国の動向を注視していくことが肝要であると考えます。

以上の理由から私は、陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について反対であります。議員の皆さんの御賛同をお願いします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について賛成の立場で討論いたします。

御存じのとおり、平成27年7月に成立した水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条において、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康調査をするべきだと明記しています。水俣市には、不知火海沿岸には、水俣病の被害に苦しむ潜在患者が多くおられます。また、被害者の高齢化で介護、治療法の確立などが急務であると考えられます。

さて、厚生文教委員会に陳情が提出されてから2度の勉強会、研修を行っております。1度目は、岡山大学の頼藤貴志先生にお話を伺いました。先生は、地理的、時間的、病像的症状の広がりが見えにくい。自主的な調査はあるものの不知火海沿岸住民を対象にした公的調査はない。調査票などを利用した調査だけでもいいからやればいいのではないかと考えている。また、本市にある国立水俣病研究センターでは、3人の研究者からお話を伺いました。この話の中、埋め立て地の残留する水銀については、硫化水銀であり、水俣病のような被害が起こらない。また、水俣湾の魚介類、底質の水銀値も減少傾向にあるということも述べられました。研究の御努力には敬服いたしますが、これらの研究については、他の学者には、異論を唱える人もあり、不知火海一帯の環境復元が途上にあるのではないかと考えています。そのような途上の中でありますから地域住民の健康状況については、その影響について、十分注視、調査する必要があると私は考えます。

そして最後に、厚生文教委員会の議論の中でこの健康調査の手法が明確でないまま国に意見書をあげるのは混乱を招くということで御意見がありましたが、不知火海沿岸の住民の高齢化、また、地域の医療、福祉の安定のためにも健康調査の手法を一刻も早く明確にして調査をしていただくことを水俣市議会としては、国に要望する必要があると私は考えます。そして、何より水俣病被害者の方々の苦しみに寄り添っていただきたいと切に願います。

よって、この陳情には、賛成であります。

議員各位御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

岩村龍男議員。

○岩村龍男君 自民党自民会派の岩村でございます。

私は議第20号中、水俣川河口臨海部振興構想事業について、賛成の立場で討論いたします。

この事業については、昨年議会にて承認し、事業は開始されています。また、3期工事までの契約も締結済みであります。この事業については、水俣市内の企業が主体となっていることから、今の段階で中止の判断をすれば、企業の存続はもちろんその現場に関わる従業員の方たちの生活にも多大な影響が考えられます。これまでの経緯も踏まえ、私はこの議第20号中、水俣川河口臨海部振興構想事業については賛成いたします。

また、先ほど小路議員からも討論がございましたように、議第20号については、全体を見据えしっかりとした形で議員各位の賛成をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩阪雅文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第3号水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてから、議第19号水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、17件を一括して採決します。

本17件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本17件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第20号令和3年度水俣市一般会計予算についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第21号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算及び議第22号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算、2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第23号令和3年度水俣市介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第24号令和3年度水俣市病院事業会計予算から、議第40号指定管理者の指定についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本11件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第41号水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第42号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第43号令和2年度水俣市一般会計補正予算第17号から、議第46号指定管理者の指定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第3号国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（岩阪雅文君） 挙手少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第40 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第40、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会における所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年3月15日

総務産業常任委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年3月12日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年3月11日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

日程第41 議第47号 教育長の任命について

日程第42 議第48号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第43 議第49号 水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第41、議第47号教育長の任命についてから、日程第43、議第49号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてまで、3件を一括して議題とします。

議第47号

教育長の任命について

本市の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和3年3月18日提出

水俣市長 高岡利治

住所 水俣市白浜町19番35号

氏名 小島泰治

生年月日 昭和34年1月13日

(提案理由)

本市の教育長について、本案のように任命しようとするものである。

議第48号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月18日

提出者

議会運営委員会

委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改める。

第2条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改める。

第91条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改める。

第139条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産についての産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第49号

水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月18日

提出者議員	松本和幸
〃	木戸理江
〃	小路貴紀
〃	桑原一知
〃	岩村龍男
〃	田口憲雄
〃	谷口明弘
〃	真野頼隆
〃	牧下恭之

(別紙)

水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例

水俣市政治倫理条例（平成23年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (7) 地方公務員に対して、私的な利害関係によるチケット、機関紙及び物品等の販売、又はイベント等への勧誘をしないこと。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

市民の厳粛な信託により選ばれた議員は、常に公正性及び高潔性をもって職務を遂行するものであり、私的な利害関係による行為を自ら厳正に律するために、本案のように制定しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 順次、提案理由の説明を求めます。

初めに、議第47号教育長の任命について、高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第47号教育長の任命について申し上げます。

このたび、小島泰治氏の任期が令和3年4月1日をもって満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、これまでの教育行政における実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、教育長として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第47号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第48号について、議会運営委員長松本和幸議員。

（議会運営委員長 松本和幸君登壇）

○議会運営委員長（松本和幸君） 議第48号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ

いて提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産についての産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものであります。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第49号について、提出者代表松本和幸議員。

（提出者代表 松本和幸君登壇）

○松本和幸君 議第49号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市民の厳粛な信託により選ばれた議員は、常に公正性及び高潔性をもって職務を遂行するものであり、私的な利害関係による行為を自ら厳正に律するために、本案のように制定しようとするものであります。

全会一致の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び議会運営委員長、提出者代表から提案理由の説明がありました本3件について、質疑はありませんか。

（「なし」、「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 無限21の杉迫一樹です。

議第49号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、提出者代表へお尋ねします。

3点ありますけれども、内容にイベント等への勧誘をしないこととありますけれども、まず1点目は、これは無料のイベントなども含まれるのでしょうか。そして、2点目。このイベントの種類やよしあしの判断は、誰が行うのでしょうか。3点目。現時点でこの条例改正案に記載の内容に該当する事例があるのでしょうか。以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） しばらく休憩します。

午前11時30分 休憩

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

提出者代表、松本和幸議員。

○松本和幸君 まず初めに、イベントへの勧誘ということはどういう意味かということでございますけれども、いろんなイベントがあろうかと思えますけれども、その無料については、全然関係ないんじゃないかなというふうに思っております。イベントのよしあしについてでございますが、それぞれこの件については、それぞれの議員が判断するものと思っております。事例についてでございますけれども、以前、議員がいろんな自分の支持者からいろんなチケットとかイベント等の勧誘とかそういった事例がありましたので、そういうことを議員がすることはやっぱり避ける必要があるということで今回この提案をしているということでございます。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

（挙手する者あり）

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 この条例案は、具体的に規制事項がいろいろ含まれておりますので、対象がはっきりしなければ混乱を招く恐れがありますので、以下お尋ねいたします。

まず、地方公務員とありますが、他の市町村の地方公務員及び教職員も含まれるのか。また、特別職の公務員は対象になるのでしょうか。2番目です。私的な利害関係によるチケット、物品、イベントとあります。私的な利害関係については、先ほど松本議員がお答えになりましたように支持者から預かったこういったチケット、物品等という理解でよろしかったのでしょうか。また、私的な利害関係による機関紙とはどのような機関紙を示しておられるのかもお答えください。3つ目です。提案理由に公正性及び高潔性をもって職務に当たるため当該条項を制定するとあります。当該行為により公正性、高潔性が損なわれるような事例が今まであったのか。立法事実となるよう具体例をあげてお示してください。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

提出者代表、松本和幸議員。

○松本和幸君 まず1番目でございますけれども、地方公務員ということでございますけれどもいわゆる市職員、病院、学校も含めたところで考えているところでございます。これは、水俣市の

市条例ですから水俣市だけということですから、それから、特別職も含むということでございます。3番目に事例はあるのかということでございますが、公務員には、職務専念の義務があります。地方公務員は、その勤務時間及び職務上の注意力をすべてをその職責遂行するためにより当該地方公共団体が出すべき責を有する職務に従事しなければならないというふうになっておりますので、そういうことで理解をしているところです。

事例としては、政党機関紙の部分で職員に対して勧誘があるという事実もあるわけですので、どうしても職員にしてみれば政党機関紙については、断る状況がなかなか難しいということで、職員の皆さんがそういった面で政党の機関紙を買っておるということでございますので、職員の立場としてみれば、その職員というのは、自分たちが作った議案について、議会に対して何とかそれを承認していただきたいという立場の中で、議員に対する立場というのは、弱いものがあるんじゃないかというふうに私は思っております。議員は、強い議決権というものがあるわけですから、議員からそういうふうに頼まれると、なかなかそれを断るということは難しいというふうなことで、今回こういう形の中で、事例の中で提案をしているということでございます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をします。政党機関紙は、政党その他政治団体が、主義主張を普及宣伝するために発行するもので、政治活動の一つとして自由に勧誘や販売を認められております。また、講演会や音楽活動、イベントそれに伴う宣伝や普及活動も自由に認められています。これらは、憲法21条の表現の自由に基づくものと私は考えますけれども、そのような認識はおありでしょうか。また、2つ目です。本条例に縛られるのは、市長、副市長、議員という認識でよろしいですね。

○議長（岩阪雅文君） 提出者代表、松本和幸議員。

○松本和幸君 先ほども言いましたけれども、政党の機関紙というのは、政党のPRあるいは勧誘目的だというふうに理解をしておりますので、市職員についてそういった勧誘とか、あるいは政党の勧誘配布、集金等の行為が勤務時間内に行われていけば、職務専念義務違反になる疑いがありますので、勧誘や集金に対応することが、地方公共団体が出すべき責に有する職務とは言えない。勤務中の職員に誘致や集金をすれば、職務遂行を妨げることは明らかですので、そういった形の中で職員に対しては、政党の機関紙を販売することは、やるべきではないというふうに思っております。2番目が市長、副市長は対象外か。それは対象に含まれているということです。市長も副市長も。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 政党機関紙の勤務中の配布は当然やるべきじゃないと思いますけれども、勤務中以外での配布について認められている。これは、憲法21条に基づく政治活動の一つとして認められ

ている。こういう認識はおありでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 提出者代表、松本和幸議員。

○松本和幸君 政党の機関紙というのは、当然あってしかるべきだし、自民党にもありますし、それを否定するわけでもありません。ただ今回、市の関係する職員に対して勤務中にそういった形の中で政党のPR紙あるいはそういった勧誘紙を配布すること自体が問題があるというふうに判断をしております。

○議長（岩阪雅文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

議第49号については高岡朱美議員から討論の通告があります。

発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

議第49号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

水俣市政治倫理条例は、市長、副市長、議員が市民全体の奉仕者であることを認識し、市民から疑惑の念を持たれることのないよう次の行為を禁止しています。市民からの金品の授受。特定の事業者を利する行為。地位を利用した市職員に対する不正行為。市職員の採用及び昇格に関する働きかけ。二親等以内の親族が役員となっている企業の公共工事への参加及び物品納入。これらは、どこの自治体でも条例の目的を達成するために兼備されている標準的な条例ですが、本改正案は、これに加え、チケット、機関紙、物品、イベントなども公務員に販売、勧誘してはならないとして、より制限を設けています。先ほどの質疑を通じまして、本条での対象物、これに厳密な基準がない。また、誰が判断するかも本人次第ということで、非常に曖昧。これをもってしても欠陥条項だということを言わなければなりません。

また、条例を新たに創設、改廃する場合、とりわけ個人の行動に制約を課す場合には、その必

要性を根拠づける立法事実がなければなりません。先ほどの質疑では、このような具体的な事実が十分に明かされませんでした。憲法の人権規定、とりわけ第19条と21条の思想信条の自由、表現の自由は、民主主義の土台をなすものであり、その優越的な地位が認められています。私たちは、様々な角度からの情報を得ることができて、初めて正しい判断ができるからです。質疑の中で、議員からの勧誘を圧力と感じる職員がいるとの話がありました。個々の感じ方は、それぞれ違い、中にはそのように感じる職員がいることは否定しません。しかし、これをもって、この憲法規定を制限することは決して許されるものではないということを強調いたします。訪問販売を断れない人がいるからと言って、訪問販売という商売自体が禁止されないのは、営業の自由は、優越的な地位として保障されているからであり、個々の問題は、ケースに応じて、対処すればよいことです。

今回の条例改正では、立法事実がないばかりか、いま述べたように重大な問題が含まれています。提案された条項を3人の弁護士に見てもらいましたが、いずれの弁護士も憲法に抵触しているという見解を述べられました。具体的には、機関紙の販売、勧誘は、議員の政治活動の一環であり、改正案は、議員の政治活動を不当に制限するので、憲法21条違反である。もう一人の弁護士は、憲法にある政治活動の自由、表現の自由に抵触するものが入っているからもっと詳しい先生を紹介するから連絡しなさいと言われました。紹介された先生は、「政治倫理条例のすべて」の著書があり、九州大学名誉教授、政治倫理九州ネットワーク代表の斎藤文男弁護士ですけれども、こう言われました。そのまま言っていいと言われましたので、そのまま申し上げます。「こんな馬鹿な条例は見たことがない。憲法に対する認識がまるで欠如している。やめたほうがいい。笑いものになりますよ。私が悪い例として言いふらして回ってもいい。いや、こんなものもあるかと勉強になりました。」こう言われ大変恥ずかしい思いをしました。条例制定には、憲法の認める範囲内、特に憲法の人権保障に抵触しないことが求められます。3人の弁護士から違憲の判断を受けた条例改正を行うことは、水俣市議会が不当に人権侵害を行うに等しく断じて受け入れることはできません。

議案提案者の皆さんが、この場で本案を取り下げられることを強く願い、反対討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第47号教育長の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

○議長(岩阪雅文君) 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 開議

○議長(岩阪雅文君) 再開します。

次に、議第48号水俣市会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第49号水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、挙手により採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(岩阪雅文君) 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和3年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 瀧 上 茂 樹

署名議員 真 野 頼 隆

令和3年3月第1回水俣市議会定例会（2月26日～3月18日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	2月26日	総務産業	2月26日 承認	
議第2号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	2月26日	厚生文教	2月26日 承認	
議第3号	水俣市新型コロナウイルス感染症対策基金 条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第4号	水俣市企業支援センターの設置等に関する 条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第5号	水俣市社会福祉法人に対する助成に関する 条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第6号	水俣市教育に関する事務の職務権限の特例 に関する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第7号	教育に関する事務の職務権限の特例適用の ための関係条例の整備等に関する条例の制 定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第8号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬 及び費用弁償条例の一部を改正する条例の 制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第9号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改 正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第10号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第11号	水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設 置、管理及び処分に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第12号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第13号	新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第14号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第15号	水俣市指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営の基準等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	

議第16号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第17号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第18号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第19号	水俣市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第20号	令和3年度水俣市一般会計予算	2月26日	各委	3月18日 原案可決	
議第21号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第22号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第23号	令和3年度水俣市介護保険特別会計予算	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第24号	令和3年度水俣市病院事業会計予算	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第25号	令和3年度水俣市水道事業会計予算	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第26号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計予算	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第27号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第16号）	2月26日	各委	2月26日 原案可決	
議第28号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第29号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第30号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月26日	厚生文教	2月26日 原案可決	
議第31号	令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	2月26日	総務産業	2月26日 原案可決	
議第32号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	2月26日	総務産業	2月26日 原案可決	

議第33号	指定管理者の指定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第39号	指定管理者の指定について	2月26日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第40号	指定管理者の指定について	2月26日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第41号	水俣市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について	3月11日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第42号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月11日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第43号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第17号）	3月11日	各 委	3月18日 原案可決	
議第44号	令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	3月11日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第45号	令和2年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	3月11日	総務産業	3月18日 原案可決	
議第46号	指定管理者の指定について	3月11日	厚生文教	3月18日 原案可決	
議第47号	教育長の任命について	3月18日	省 略	3月18日 同 意	
議第48号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月18日	省 略	3月18日 原案可決	
議第49号	水俣市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	3月18日	省 略	3月18日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月26日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月18日	総務産業	3月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月18日	厚生文教	3月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月18日	議会運営	3月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町2-2-20 上村 好男	厚生文教	令和元年 9月12日	3月18日 不採択